

# 綾瀨市地域防災計画

## [地震災害対策編]

綾瀨市防災会議

令和6年3月改正

## 綾瀬市地域防災計画[地震災害対策編]追録加除一覧表

番 号	内 容 現 在	加 除 整 理	備 考
原 本	平成 19 年度修正		
NO 1 号	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 6 月 12 日	機構改革関連
NO 2 号	平成 24 年 8 月 1 日	平成 24 年 8 月 1 日	東日本大震災関連等
NO 3 号	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	機構改革関連
NO 4 号	平成 25 年 11 月 15 日	平成 25 年 11 月 15 日	東日本大震災関連等その 2
NO 5 号	平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年 11 月 18 日	土砂災害警戒区域関連等
NO 6 号	平成 27 年 10 月 21 日	平成 28 年 1 月 19 日	(仮称)保健福祉センター建設に伴う、避難所等の修正等
NO 7 号	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 26 日	指定避難所等の指定、被害想定の変更等
NO 8 号	平成 30 年 2 月 1 日	平成 30 年 2 月 1 日	機構改革関連等
NO 9 号	令和元年 11 月 21 日	令和元年 11 月 21 日	ペット対策関連等
NO 10 号	令和 2 年 3 月 1 日	令和 2 年 3 月 1 日	消防本部の移設関連等
NO 11 号	令和 3 年 4 月 1 日	令和 4 年 1 月 1 日	避難勧告廃止、南海トラフ事前対策関連等
NO 12 号	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 1 日	綾瀬市国土強靱化地域計画の策定等
NO 13 号	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 1 日	被災者支援の仕組み整備等
NO 14 号			
NO 15 号			
NO 16 号			
NO 17 号			
NO 18 号			
NO 19 号			
NO 20 号			
NO 21 号			
NO 22 号			
NO 23 号			
NO 24 号			

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁
<b>第1章 総則</b>		<b>1</b>
<b>第1節 計画の位置づけ</b>		<b>1-1-1</b>
	1 計画の目的	1-1-1
	2 計画の性格	1-1-1
	3 計画の体系	(1) 本計画の体系 1-1-2
		(2) 地域防災計画全体の体系 1-1-3
		(3) 細部計画の策定 1-1-3
	4 他の計画との関係	(1) 国における防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との関係 1-1-4
		(2) 綾瀬市総合計画2030との関係 1-1-4
		(3) 綾瀬市消防計画との関係 1-1-4
		(4) 綾瀬市国民保護計画との関係 1-1-5
		(5) 綾瀬市国土強靱化地域計画との関係 1-1-5
	5 計画の修正	1-1-6
<b>第2節 災害対策計画の推進主体とその役割</b>		<b>1-2-1</b>
	1 防災関係機関の実施責任	(1) 綾瀬市 1-2-1
		(2) 神奈川県 1-2-1
		(3) 指定地方行政機関 1-2-1
		(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 1-2-1
		(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1-2-1
	2 市民等の役割	(1) 市民 1-2-2
		(2) 企業 1-2-2
		(3) 災害ボランティア 1-2-2
	3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	(1) 市 1-2-3
		(2) 県 1-2-3
		(3) 指定地方行政機関 1-2-4
		(4) 指定公共機関 1-2-5
		(5) 指定地方公共機関 1-2-6
		(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1-2-6
		(7) 自衛隊 1-2-8
<b>第3節 本市の概況</b>		<b>1-3-1</b>
	1 自然的条件	(1) 位置及び面積 1-3-1
		(2) 地質 1-3-2
		(3) 気候 1-3-3
	2 社会的条件	(1) 市の沿革 1-3-3
		(2) 人口 1-3-4
		(3) 土地利用概況 1-3-5
		(4) 都市計画道路及び一般道路 1-3-5
		(5) 都市公園 1-3-6
		(6) ライフラインの状況 1-3-6
		(7) 厚木基地の概要 1-3-7
<b>第4節 地震被害の想定</b>		<b>1-4-1</b>
	1 地震被害想定の方	1-4-1
	2 県における被害想定調査の経過	1-4-1
	3 県調査等における本市域に係る被害想定概要	1-4-2
	4 神奈川県被害想定調査に基づく本市の被害	(1) 被害想定 1-4-6
		(2) 液状化被害想定 1-4-12
	5 今後の対応	1-4-13
<b>第5節 防災ビジョン</b>		<b>1-5-1</b>
	1 基本理念	1-5-1
	2 基本目標	1-5-1

# 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第2章 災害予防計画</b>		<b>2</b>	
<b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>		<b>2-1-1</b>	
1	市街地の整備	(1) まちの延焼拡大防止の推進	2-1-1
		(2) 道路・河川の延焼遮断機能の強化	2-1-1
	2 都市公園の整備	(1) 公園の防災機能の充実	2-1-1
		(2) 緊急輸送道路等の緑化推進	2-1-1
	3 農地・緑地の保全		2-1-2
	4 オープンスペースの把握		2-1-2
	5 道路・橋りょうの整備	(1) 都市計画道路の整備	2-1-2
		(2) 一般市道の整備	2-1-2
		(3) 橋りょうの架替・新設	2-1-2
		(4) ひとにやさしい道路環境の整備	2-1-2
		(5) 道路標識の整備	2-1-2
6 かけ崩れ対策等の推進	(1) 土砂災害警戒区域等の指定	2-1-3	
	(2) 土砂災害警戒区域等の把握	2-1-3	
	(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定	2-1-3	
	(4) 防災パトロールの強化	2-1-4	
7 ライフライン施設の安全対策	(1) 上水道施設の安全化	2-1-4	
	(2) 下水道施設の安全化	2-1-4	
	(3) 電力、ガス施設及び電話通信設備の安全化	2-1-4	
8 液状化対策		2-1-4	
9 建築物の安全確保対策	(1) 市施設及び公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化	2-1-5	
	(2) 社会福祉施設等の耐震性の確保	2-1-5	
	(3) 民間建築物等の耐震化	2-1-5	
	(4) 木造住宅の耐震補強等に対する助成	2-1-5	
	(5) 空き家対策	2-1-5	
10 ブロック塀等対策、建築物の安全確保対策	(1) ブロック塀等の安全化指導	2-1-5	
	(2) 定期点検の実施、その他安全確保	2-1-5	
	(3) 学校等公共施設における生け垣化の推進	2-1-6	
	(4) 生垣設置奨励金交付制度の活用	2-1-6	
11 落下物等対策	(1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止	2-1-6	
	(2) 家具類の固定PR等屋内落下物被害の防止	2-1-6	
	(3) 屋外広告物に対する規制	2-1-6	
	(4) 自動販売機の転倒防止	2-1-6	
<b>第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充</b>		<b>2-2-1</b>	
1	応急活動体制の充実・強化	2-2-1	
	災害対応組織の充実・強化	2-2-1	
	災害対策本部等の配備人員報告	2-2-2	
	非常時職員動員システムの構築	2-2-2	

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁			
<b>第3節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</b>		2-3-1			
1	災害情報ルートが多 重化	(1) 綾瀬市防災行政用無線（地域系）	2-3-1		
		(2) 綾瀬市防災行政用無線（同報系）	2-3-1		
		(3) 神奈川県防災行政通信網	2-3-1		
		(4) 神奈川県災害情報管理システム	2-3-2		
		(5) 防災対策関係職員への非常連絡体制の整備	2-3-2		
		(6) 災害時優先電話	2-3-2		
	2	防災通信網の充実・ 強化	(1) 防災無線機能の充実	2-3-2	
			(2) インターネット通信等の活用	2-3-2	
			(3) アマチュア無線団体との協力体制	2-3-2	
			(4) 事業所等との協力体制の充実	2-3-3	
			(5) その他の情報通信網の活用	2-3-3	
	3	通信の利用制限及び ふくそう対策の周知	2-3-3		
	4	災害時の広報体制の 強化	(1) 市防災行政用無線（地域系、同報系）の保守	2-3-3	
			(2) 拡声器付車両等の整備	2-3-3	
			(3) インターネットによる広報計画	2-3-3	
			(4) 非常時における多様な広報要員の確保	2-3-3	
	5	非常時における広報 活動マニュアルの作 成	2-3-4		
	6	関係機関との災害時 広報活動協力体制の 確立	(1) 災害臨時広報紙等の発行に関する協力体制の確立	2-3-4	
(2) 報道機関との協力体制の確立			2-3-4		
(3) その他、非常時における広報機能の整備			2-3-4		
<b>第4節 医療・救護対策</b>		2-4-1			
1	初動医療体制の整備	(1) 市医師会との連携強化	2-4-1		
		(2) 災害対策用備蓄医薬品の配備	2-4-1		
		(3) トリアージタグの整備	2-4-1		
		(4) 「心のケア」体制の確立	2-4-1		
	2	医療機関等との連携	(1) 医療機関との連絡体制等の整備	2-4-1	
			(2) 厚木保健福祉事務所大和センターとの連絡体制等の整備	2-4-2	
			<b>第5節 救助・救急、消火活動体制の拡充</b>		2-5-1
			1	消防力の整備・強化	(1) 消防力の充実・強化
(2) 消防団体制の強化	2-5-1				
(3) 消防水利整備事業	2-5-1				
(4) その他の消防水利の確保	2-5-1				
(5) ヘリコプターの活用	2-5-1				
2	救急体制の強化	2-5-1			
3	自動体外式除細動器 （A E D）の使用方 法及び設置の普及	2-5-2			
4	出火の防止	(1) 火気使用設備・器具の安全化	2-5-2		
		(2) 危険物施設の安全化	2-5-2		
		(3) 化学薬品の安全化	2-5-2		
		(4) 電気設備等の安全化	2-5-2		
5	危険物等災害予防対 策	(1) 危険物取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-3		
		(2) 危険物取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-3		
		(3) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-3		
		(4) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-4		
		(5) 毒物及び劇物取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-4		
		(6) 毒物及び劇物取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-4		
6	広域応援体制の受入 等の整備	2-5-4			
7	自衛隊、警察などと の連携強化	2-5-4			

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁	
第6節 避難対策		2-6-1	
1	避難場所等の指定・整備	(1) 一時避難場所の指定・整備	2-6-1
		(2) 広域避難場所の確保	2-6-1
		(3) 指定緊急避難場所の指定	2-6-1
		(4) 一次避難所の指定	2-6-1
		(5) 二次避難所の指定	2-6-2
		(6) 指定避難所の指定	2-6-2
		(7) 地域避難所の確保	2-6-2
		(8) 福祉避難所の確保	2-6-2
		(9) 避難所開設・運営に必要な資機材の備蓄	2-6-2
		(10) 避難所の環境整備	2-6-2
2	避難所運営委員会との連携	(1) 避難所運営委員会の組織構成	2-6-3
		(2) 避難所運営委員会の役割	2-6-3
		(3) 避難所運営委員会の活動内容	2-6-4
3	避難経路の整備	2-6-4	
4	関係機関・団体等との連携強化	2-6-4	
5	市外県外への避難者の情報把握	2-6-4	
6	避難所外避難者への対策	(1) 適切な指定避難所の指定と生活環境の整備	2-6-4
		(2) 避難所外で避難者の把握、物資等の供給及び健康確保	2-6-4
7	住民への周知	(1) 地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法	2-6-5
		(2) 誘導標識設置上の留意点	2-6-5
8	避難訓練	2-6-5	
9	ペット対策	(1) 普及啓発活動の実施	2-6-5
		(2) 避難所運営マニュアルへの反映	2-6-5
第7節 要配慮者対策		2-7-1	
1	要配慮者等の定義	2-7-1	
2	避難行動要支援者の把握	2-7-1	
3	避難行動要支援者支援マニュアル等の作成	(1) 避難支援プラン全体計画	2-7-1
		(2) 避難行動要支援者支援マニュアル	2-7-1
		(3) 避難行動要支援者避難支援	2-7-2
		(4) 個別避難計画	2-7-2
4	社会福祉施設等との連携	2-7-3	
5	社会福祉施設等の対応	(1) 防災設備等の整備	2-7-3
		(2) 組織体制の整備	2-7-3
		(3) 防災教育訓練の実施	2-7-3
6	要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保	2-7-3	
7	外国人市民への対応	(1) 外国人市民への防災意識啓発	2-7-4
		(2) 外国人市民への防災行政用無線放送	2-7-4
		(3) 外国人市民を交えた防災訓練	2-7-4

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁		
<b>第8節 防疫・公衆衛生・清掃対策</b>		2-8-1		
1	防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備	(1) 防疫・衛生活動体制の整備	2-8-1	
		(2) 関係機関・民間業者等との協力体制の整備	2-8-1	
		(3) 防疫・衛生用資機材の確保	2-8-1	
	2	遺体収容に関する事前対策	(1) 遺体収容・埋葬マニュアルの作成	2-8-1
			(2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備	2-8-1
			(3) 広域火葬体制の強化	2-8-1
			(4) 身元不明遺体に必要な施設の確保	2-8-1
	3	し尿処理体制の整備	(1) 災害時におけるトイレ等の確保	2-8-2
			(2) 仮設トイレの確保体制の確立	2-8-2
			(3) 災害時における「便所用水」確保等についての周知	2-8-2
			(4) 大規模災害時を想定した「し尿処理・処分マニュアル」の作成	2-8-2
			(5) 下水処理施設の整備	2-8-2
			(6) 災害時相互応援協力体制の整備	2-8-2
(7) 民間事業者等との協力協定の締結			2-8-2	
4	ごみ・がれき処理体制の整備	(1) ごみ・がれき処理・処分マニュアル等の作成	2-8-3	
		(2) 近隣市町村・民間事業者等との応援・協力体制の確立	2-8-3	
<b>第9節 飲料水の確保対策</b>		2-9-1		
1	応急給水拠点及び給水源の確保	(1) 飲料水兼用耐震性貯水槽	2-9-1	
		(2) 県企業庁の災害用指定配水池	2-9-1	
		(3) プール・受水槽等補給用給水源の指定・整備	2-9-1	
		(4) 災害対策用井戸の指定	2-9-1	
	2	給水用資機材の整備・強化		2-9-2
	3	非常時活動体制の整備・強化	(1) 応急給水	2-9-2
			(2) 応急復旧	2-9-2
	4	協力体制の確立		2-9-2
	<b>第10節 備蓄体制の充実・強化</b>		2-10-1	
	1	防災備蓄庫の整備		2-10-2
			2-10-2	
			2-10-2	
			2-10-2	
			2-10-3	
<b>第11節 文教対策</b>		2-11-1		
1	学校防災計画等の作成		2-11-1	
			2-11-1	
			2-11-1	
			2-11-1	
			2-11-2	
			2-11-2	
			2-11-2	
			2-11-2	
<b>第12節 緊急輸送道路等の確保</b>		2-12-1		
1	緊急輸送道路の指定・整備	(1) 緊急交通路と県指定の緊急輸送道路	2-12-1	
		(2) 市指定緊急輸送道路補完道路	2-12-2	
			2-12-3	
			2-12-3	
2	緊急通行（輸送）車両の事前届出		2-12-3	
3	臨時ヘリポートの指定		2-12-3	
4	物資等集積場所等の指定		2-12-3	

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第13節 災害時の相互協力・応援体制の拡充</b>		2-13-1	
	1 近隣市町村との連携強化	2-13-1	
	2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等	2-13-1	
	3 自衛隊との連携	2-13-1	
	4 米海軍との連携	2-13-1	
	5 民間団体・事業所等との災害時協力体制	(1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化	2-13-2
		(2) 民間団体・事業者等との応援協力協定の拡充	2-13-2
	6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備	(1) 災害時におけるボランティア等受入体制の整備	2-13-2
		(2) 専門ボランティアの連携・協力体制の整備	2-13-3
		(3) 人材の育成と活用	2-13-3
		(4) マニュアルの作成等	2-13-3
<b>第14節 市民、市職員等の防災対応力の強化</b>		2-14-1	
1 市民の防災意識の高揚	(1) 防災知識の普及	2-14-1	
	(2) 家庭での防災対策の徹底	2-14-2	
	(3) 普及の手段	2-14-2	
	(4) 防災教育の推進	2-14-2	
	(5) 防災ハザードマップの作成	2-14-2	
	(6) 自主防災組織等のリーダー養成と教育	2-14-3	
	(7) 帰宅困難者に関する普及啓発	2-14-3	
	(8) 南海トラフ地震対策の普及啓発	2-14-3	
2 市職員の防災行動力の向上	(1) 職員用防災マニュアルの作成・配布	2-14-3	
	(2) 各部における災害対応マニュアルの作成	2-14-3	
	(3) 職員研修・訓練の実施	2-14-3	
3 自主防災組織の強化	(1) 自主防災組織の育成	2-14-4	
	(2) 自主防災組織の機能強化	2-14-4	
	(3) 自主防災組織相互の連携	2-14-4	
4 民間団体・事業所等防災体制の強化	(1) 防火管理者の選任を要する事業所	2-14-5	
	(2) 防火管理者の選任を要しない事業所	2-14-5	
<b>第15節 建築物等対策</b>		2-15-1	
1	危険度判定士（応急危険度判定、被災宅地危険度判定）の養成・確保	2-15-1	
	2 判定実施のために必要な資機材等の整備	2-15-1	
	3 危険度判定活動の体制整備	2-15-1	
	4 災害時における住宅供給・補修体制等の整備	(1) オープンスペースの把握	2-15-1
(2) 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保		2-15-1	
<b>第16節 公共施設の防災機能の整備・強化</b>		2-16-1	
	1 公共施設の防災対策	2-16-1	
	2 公共施設における防災機能の整備	2-16-1	
	3 行政情報の防災対策	2-16-1	



## 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁	
第17節 防災訓練の実施		2-17-1	
	1 綾瀬市総合防災訓練	2-17-1	
	2 多様な訓練の実施	2-17-1	
	3 実践的な訓練の実施	2-17-1	
	4 個別防災訓練	(1) 情報受伝達訓練	2-17-1
		(2) 災害対策本部運営訓練	2-17-2
		(3) 消防訓練	2-17-2
		(4) 公共施設等の防災訓練	2-17-2
(5) 自治会、自主防災組織等が行う訓練への支援		2-17-2	

綾瀬市地域防災計画目次  
[地震災害対策編]

区	分	頁
<b>第3章 応急対策計画</b>		<b>3</b>
<b>第1節 初動体制の確保</b>		<b>3-1-1</b>
	1 災害への警戒体制	3-1-1
	2 災害警戒本部の組織	3-1-1
	3 災害警戒本部の設置場所	3-1-2
	4 災害警戒本部の活動	3-1-2
	5 職員の配備	3-1-3
	6 活動状況の報告	3-1-3
	7 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡	3-1-3
	8 災害対策本部への移行	3-1-3
	9 災害警戒本部の廃止等	3-1-4
<b>第2節 災害対策本部の設置</b>		<b>3-2-1</b>
1 災害対策本部の設置	(1) 設置基準と配備態勢	3-2-1
	(2) 市長不在時の代理	3-2-2
	(3) 災害対策本部長の職務代理	3-2-2
2 災害対策本部の組織等	(1) 災害対策本部組織図	3-2-3
	(2) 災害対策本部の構成員	3-2-4
	(3) 災害対策本部各部の分掌事務	3-2-4
	(4) 災害対策本部の設置場所	3-2-11
3 地区対策本部の設置	(1) 地区対策本部の設置基準	3-2-11
	(2) 地区対策本部の組織と防災関係団体等との関係	3-2-12
	(3) 地区対策本部の設置場所	3-2-12
	(4) 統括部及び地区対策本部の主な業務	3-2-13
	(5) 地区対策本部の配備体制	3-2-13
	(6) 地区対策本部の解散	3-2-13
4 職員の配備	(1) 参集の区分	3-2-14
	(2) 職員の参集場所	3-2-14
	(3) 配備体制	3-2-14
	(4) 配備職員の対象者	3-2-16
	(5) 配備指令の伝達	3-2-16
	(6) 職員配備の報告	3-2-17
	(7) 参集時の留意事項	3-2-17
	(8) 職員の服務	3-2-18
5 災害対策本部の運営	(1) 災害対策本部会議	3-2-18
	(2) 災害対策本部会議室等の設置及び資機材等の確保	3-2-19
	(3) 関係機関からの連絡員の派遣	3-2-19
	(4) 防災会議の招集	3-2-19
	(5) 災害対策本部の設置の通知等	3-2-20
6 災害対策本部の廃止		3-2-20

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第3節 情報の収集伝達</b>		3-3-1	
	1 災害時の通信連絡手段	3-3-1	
	2 通信機器の応急対策	(1) 非常無線通信の利用	3-3-2
		(2) 放送機関への依頼	3-3-2
	3 防災行政用無線の運用	(1) 防災行政用無線の種類	3-3-2
		(2) 通信連絡の系統図	3-3-3
	4 災害情報の収集及び報告	(1) 市の被害調査	3-3-3
		(2) 市民・事業所等の協力	3-3-3
		(3) 地震発生直後の情報収集事項	3-3-4
		(4) 地震発生直後の混乱が落ち着いた状況での情報収集事項	3-3-4
		(5) 情報報告の系統	3-3-5
		(6) 被害情報等の集約	3-3-6
		(7) 県災害対策本部への報告	3-3-6
		(8) 県災害対策本部への報告ができない場合の措置	3-3-6
	5 被害調査	(1) 被害調査	3-3-7
		(2) 調査方法	3-3-7
	6 家屋の被害認定調査	(1) 調査体制の確立	3-3-8
		(2) 調査方法	3-3-8
		(3) 判定基準	3-3-8
		(4) 被災者台帳、り災証明書	3-3-8
(5) 広報活動		3-3-9	
<b>第4節 災害情報の広報活動</b>		3-4-1	
	1 地震発生直後の広報	3-4-1	
	2 地震発生後24時間以降の広報	3-4-2	
	3 広報の手段	3-4-2	
	4 広報の種類	(1) 市民に対する広報	3-4-3
		(2) 外国人市民に対する広報	3-4-3
		(3) 障がい者に対する広報	3-4-3
	5 報道機関への発表と資料の収集	(1) 情報の発表	3-4-3
		(2) 災害写真等の収集	3-4-3
		(3) 災害時における 安否不明者の氏名等公表について	3-4-3
	<b>第5節 災害時の広聴活動</b>		3-5-1
	1 広聴窓口の設置	3-5-1	
	2 要望等の取扱い	3-5-1	
	3 臨時市民相談窓口の設置	3-5-1	
<b>第6節 災害救助法の適用</b>		3-6-1	
	1 救助の実施者	3-6-1	
	2 災害救助法の適用	3-6-1	
	3 災害救助法の適用基準	3-6-2	
	4 災害救助法の適用手続	3-6-3	
	5 救助の種類及び期間	3-6-3	
	6 災害報告及び救助実施状況報告	3-6-4	

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁
<b>第7節 医療・救護対策</b>		3-7-1
	1 医療・救護の実施者	3-7-1
	2 医療及び助産の方法	3-7-1
	3 応急救護所の設置	3-7-3
	4 医療救護本部の設置	(1) 医療救護本部の設置
		(2) 県及び日本赤十字社等に対する応援要請
		(3) 海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請
	5 救助・救急	(1) 市外の医療機関への協力要請
		(2) ヘリコプターによる患者搬送
	6 医薬品等の確保	3-7-6
	7 費用の負担	3-7-7
	8 精神保健対策	3-7-7
<b>第8節 消火・救急・救助対策</b>		3-8-1
	1 消防活動の基本方針	3-8-1
	2 活動体制及び配備体制	(1) 初動措置
		(2) 消防団の措置
	3 防御活動	(1) 火災防御方針
		(2) 避難場所と避難経路の確保
		(3) 消防部隊の編成
		(4) 消防団の活動
	4 救急・救助活動	(1) 救急・救助活動の方針
		(2) 救急活動
		(3) 救助活動
	5 消防相互応援	(1) 他都市消防部隊への応援要請
		(2) 受援体制
		(3) 米海軍厚木航空施設への援助要請
	6 広域応援部隊の活動拠点	3-8-5
<b>第9節 避難対策</b>		3-9-1
	1 市民の避難行動	3-9-1
	2 段階的避難と避難場所の種類	(1) 一時避難場所
		(2) 広域避難場所
		(3) 避難所
		(4) 福祉避難所
		(5) 応急仮設住宅
	3 避難指示等	(1) 避難指示等の実施
		(2) 警戒区域の設定
		(3) 避難指示等の内容等
		(4) 県への報告
		(5) 市民への周知
	4 避難誘導	(1) 危険地域からの避難誘導
		(2) 市の活動
		(3) 消防署・消防団、警察署の活動
		(4) 施設、事業所等の活動
		(5) 避難者の携行品等
	5 事業所などにおける避難行動	3-9-7
	6 催事開催中における避難行動	3-9-7
	7 避難行動要支援者への配慮	3-9-7
	8 車中泊等避難者への対策	3-9-7
	9 広域避難の協議等	3-9-8

# 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第10節 避難所の開設と運営</b>		3-10-1	
	1 避難所の開設	(1) 一次避難所の開設	3-10-1
		(2) 二次避難所の開設	3-10-1
	2 避難所の避難対象者		3-10-2
	3 一次避難所の管理運営	(1) 管理運営主体	3-10-2
		(2) 避難所運営委員会の基本的な役割	3-10-2
	4 二次避難所の管理運営		3-10-2
	5 避難所の環境整備		3-10-3
	6 応急対策活動の拠点		3-10-3
	7 避難状況等の報告		3-10-3
8 避難所の統合、閉鎖		3-10-3	
9 帰宅困難者への対応	(1) 安全確保と情報提供	3-10-4	
	(2) 避難所の確保、誘導等	3-10-4	
	(3) 事業所等の対応	3-10-4	
<b>第11節 要配慮者対策</b>		3-11-1	
	1 要配慮者への支援活動	(1) 要配慮者とその支援方針	3-11-1
		(2) 避難行動要支援者への支援活動	3-11-2
		(3) 外国人市民への支援活動	3-11-2
		(4) 保護者を失った乳幼児の支援活動	3-11-2
	2 避難行動要支援者の避難や安否確認等	(1) 避難誘導	3-11-2
		(2) 安否確認等	3-11-2
		(3) 支援ニーズの把握、対応等	3-11-3
	3 要配慮者に対する避難所での応急支援		3-11-3
	4 福祉避難所等の確保と移送	(1) 福祉避難所等の確保	3-11-4
		(2) 福祉避難所等への移送	3-11-4
	5 要配慮者への健康相談等		3-11-4
	6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給	(1) 要配慮者向け応急仮設住宅の供給	3-11-4
(2) 要配慮者向け応急仮設住宅での支援		3-11-4	
<b>第12節 防疫・清掃対策</b>		3-12-1	
	1 防疫活動	(1) 避難場所における防疫・保健衛生活動	3-12-1
		(2) 感染症対策	3-12-2
		(3) 避難所の衛生管理	3-12-2
		(4) 食品の安全確保	3-12-3
		(5) 動物対策	3-12-3
	2 災害用トイレの設置、管理	(1) 設置、管理及び周知措置	3-12-3
		(2) 支援要請	3-12-3
	3 し尿の処理		3-12-4
	4 ごみの処理	(1) ごみ処理体制の確立	3-12-4
		(2) 収集と処理	3-12-5
<b>第13節 行方不明者、遺体の処理</b>		3-13-1	
	1 行方不明者の搜索	(1) 行方不明者名簿の作成	3-13-1
		(2) 行方不明者の搜索	3-13-2
	2 遺体の処理	(1) 遺体の搬送	3-13-3
		(2) 遺体収容所、安置所の設置	3-13-3
		(3) 納棺用品等の確保	3-13-3
		(4) 遺体の検視・調査等	3-13-3
		(5) 遺体の検案	3-13-3
	3 遺体の引渡し	(1) 身元判明遺体の引渡し	3-13-4
		(2) 身元不明遺体の身元確認	3-13-4
	4 遺体の埋火葬	(1) 火葬の許可等	3-13-4
		(2) 埋火葬の実施	3-13-4
		(3) 埋火葬の期間	3-13-4

綾瀬市地域防災計画目次  
[地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第14節 飲料水の確保対策</b>		3-14-1	
	1 応急給水の実施者	3-14-1	
	2 応急給水量	3-14-1	
	3 応急給水の確保	3-14-2	
	4 応急給水の順位	3-14-3	
	5 応急給水計画	(1) 応急給水の実施	3-14-3
		(2) 飲料水等の搬送	3-14-4
		(3) 食料等の搬送との調整	3-14-4
(4) 周知及び広報		3-14-4	
(5) 応急給水の配布		3-14-4	
6 応急給水の費用と期間	3-14-5		
<b>第15節 食料等供給対策</b>		3-15-1	
	1 食料等供給の実施者	3-15-1	
	2 食料等の供給対象者	3-15-2	
	3 食料等の供給	(1) 供給品目	3-15-2
		(2) 供給の基本方針	3-15-2
	4 食料等の調達	(1) 備蓄食料	3-15-3
		(2) 調達する食料	3-15-3
	5 食料等供給計画	(1) 食料等供給計画の作成	3-15-4
		(2) 医療機関、福祉施設等への食料供給活動	3-15-4
		(3) 食料等の搬送	3-15-4
		(4) 生活物資等の搬送との調整	3-15-4
		(5) 食料の供給方法	3-15-4
		(6) 周知及び広報	3-15-4
	6 食料等の集積場所	3-15-5	
7 炊き出しの実施、支援等	(1) 炊き出しの実施	3-15-5	
	(2) 炊き出しの支援	3-15-5	
8 食料等供給の費用と期間	3-15-5		
<b>第16節 生活物資等供給対策</b>		3-16-1	
	1 生活物資等の支給の実施者	3-16-1	
	2 生活物資等の供給対象者	3-16-1	
	3 生活物資等の支給区分	3-16-2	
	4 生活物資等の支給	(1) 支給品目	3-16-2
		(2) 支給の基本方針	3-16-2
	5 生活物資等の調達	(1) 備蓄物資	3-16-3
		(2) 調達する生活物資等	3-16-3
	6 生活物資等支給計画	(1) 生活物資等支給計画の作成	3-16-3
		(2) 生活物資等の搬送	3-16-4
		(3) 食料等の搬送との調整	3-16-4
		(4) 生活物資等の支給方法	3-16-4
(5) 周知及び広報		3-16-4	
7 生活物資等の集積場所	3-16-4		
8 生活物資等支給の期間	3-16-5		

# 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁		
<b>第17節 文教対策</b>		3-17-1		
	1 児童、生徒の安全確保	3-17-1		
	2 応急教育の実施	(1) 応急教育の実施者	3-17-2	
		(2) 応急教育の区分	3-17-2	
		(3) 市立小・中学校における応急教育の実施場所	3-17-2	
		(4) 市立小・中学校における教育再開への準備	3-17-2	
	3 学用品の調達・支給	(1) 災害救助法が適用された場合	3-17-3	
		(2) 災害救助法が適用されない場合	3-17-3	
	4 保育園児などの安全確保	3-17-3		
	5 応急保育の実施	3-17-4		
	<b>第18節 道路交通対策</b>		3-18-1	
	1 交通情報の収集、道路規制	(1) 情報収集、交通輸送計画	3-18-1	
		(2) 関係機関への通報	3-18-1	
	2 交通規制に関する措置	(1) 交通規制の実施者	3-18-2	
		(2) 交通規制の実施等	3-18-2	
		(3) 交通規制の周知	3-18-2	
	3 緊急輸送道路の確保	3-18-3		
	4 道路等の障害物除去	(1) 実施責任者	3-18-5	
		(2) 応急復旧措置	3-18-5	
		(3) 経費	3-18-5	
	5 緊急通行（輸送）車両の確認申請	(1) 緊急通行（輸送）車両	3-18-5	
		(2) 緊急通行（輸送）車両の事前届出	3-18-6	
		(3) 緊急通行（輸送）車両確認証明書及び確認標章の交付	3-18-6	
	<b>第19節 緊急輸送対策</b>		3-19-1	
		1 車両の配車及び燃料の確保	(1) 要請による車両の調達	3-19-1
			(2) 県等への調達要請	3-19-1
(3) ボランティアの協力			3-19-2	
(4) 車両の待機場所			3-19-2	
(5) 車両の管理			3-19-2	
2 緊急輸送の実施		(1) 輸送計画の作成	3-19-2	
		(2) 輸送対象の想定	3-19-3	
3 物資等集積場所		(1) 物資等集積場所の設置	3-19-4	
		(2) 車両への表示	3-19-4	
4 臨時ヘリポートの開設		3-19-5		
<b>第20節 障害物の除去対策</b>		3-20-1		
		1 道路等の障害物の除去	(1) 実施機関	3-20-1
	(2) 障害物除去の対象		3-20-1	
	(3) 除去の方法		3-20-1	
	(4) 除去の優先順位		3-20-2	
	2 河川等の障害物の除去	(1) 実施機関	3-20-2	
		(2) 障害物除去の対象	3-20-2	
		(3) 除去の方法	3-20-2	
	3 住家に係る障害物の除去	(1) 実施機関	3-20-3	
		(2) 障害物除去の対象	3-20-3	
		(3) 除去の方法	3-20-3	
		(4) 障害物除去の期間	3-20-3	
	4 がれき等の処理	(1) 建物の解体	3-20-4	
		(2) がれきの撤去	3-20-4	
		(3) 周知・受付	3-20-4	
		(4) 処理計画の策定	3-20-4	
		(5) 仮置き場の設置	3-20-5	
		(6) 分別・減量化・再利用等	3-20-5	

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第21節 警備対策</b>		3-21-1	
	1 災害警備体制の確立	3-21-1	
	2 災害応急対策活動	(1) 情報の収集・連絡	3-21-1
		(2) 救出救助活動	3-21-1
		(3) 避難の指示等	3-21-2
		(4) 交通対策	3-21-2
		(5) 危険物等対策	3-21-2
		(6) 防犯対策	3-21-2
		(7) ボランティア等との連携	3-21-2
		(8) 広報	3-21-2
	3 防犯パトロール	3-21-3	
<b>第22節 ライフライン等の応急対策</b>		3-22-1	
1 情報連絡体制の確保	(1) 情報連絡	3-22-1	
	(2) 応急対策活動の協議	3-22-2	
2 応急対策活動拠点		3-22-2	
3 上水道の応急対策	(1) 応急対策	3-22-2	
	(2) 復旧対策	3-22-3	
4 下水道の応急対策	(1) 応急対策	3-22-3	
	(2) 復旧対策	3-22-3	
5 電気の応急対策	(1) 基本方針	3-22-4	
	(2) 応急対策	3-22-4	
	(3) 広報対策	3-22-4	
6 ガスの応急対策	(1) 東京ガス㈱の応急対策	3-22-5	
	(2) L Pガス事業者の応急対策	3-22-6	
7 通信関係の応急対策	(1) 活動体制	3-22-6	
	(2) 応急対策	3-22-6	
	(3) 復旧対策	3-22-9	
8 バス会社の安全措置		3-22-10	
<b>第23節 応援要請（国、県、市）</b>		3-23-1	
1 国及び神奈川県知事への応援要請	(1) 応援要請項目	3-23-1	
	(2) 応援要請の手続	3-23-2	
	(3) 派遣職員の経費負担	3-23-2	
	(4) 応援の種別	3-23-2	
2 相互応援協定締結都市への応援要請	(1) 応援の種別	3-23-2	
	(2) 応援要請の手続	3-23-3	
	(3) 応援措置に対する経費負担	3-23-3	
3 地方公共団体への応援要請	(1) 応援の基準	3-23-3	
	(2) 応援に従事する者の指揮	3-23-3	
	(3) 応援の要請手続	3-23-3	
	(4) 応援措置に対する経費負担	3-23-3	
4 派遣隊の受入		3-23-4	
<b>第24節 応援要請（自衛隊）</b>		3-24-1	
1 自衛隊への派遣要請	(1) 派遣要請の基準	3-24-1	
	(2) 派遣要請の範囲	3-24-2	
2 災害派遣要請の手続	(1) 県知事に対する派遣要請	3-24-3	
	(2) 要請先	3-24-3	
	(3) 緊急派遣要請の場合	3-24-4	
3 災害派遣部隊の受入体制	(1) 災害対策本部会議への出席	3-24-4	
	(2) 準備	3-24-4	
	(3) 宿营地、車両基地の予定施設	3-24-5	
	(4) 活動状況の把握	3-24-5	
	(5) 県知事への報告	3-24-5	
4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収	(1) 要請の変更	3-24-5	
	(2) 派遣部隊等の撤収	3-24-5	
5 経費の負担		3-24-6	



綾瀬市地域防災計画目次  
[地震災害対策編]

区	分	頁	
第25節 ボランティアの活動		3-25-1	
1	災害時ボランティアセンターの設置	3-25-1	
2	一般ボランティアの活動	3-25-2	
3	専門ボランティアの活動	3-25-2	
4	ボランティアの要請	3-25-2	
5	災害時ボランティアセンターの提供	3-25-3	
第26節 市民、自主防災組織等の防災活動		3-26-1	
1	市民の防災活動	(1) 自宅での防災活動	3-26-1
		(2) 地域での防災活動	3-26-1
2	自主防災組織の活動	3-26-2	
3	事業所の防災活動	3-26-2	
第27節 住宅対策		3-27-1	
1	危険度判定の対象物件	3-27-1	
2	被災建築物の応急危険度判定	(1) 応急危険度判定実施本部の設置	3-27-2
		(2) 作業体制の確保	3-27-3
		(3) 判定作業及び結果の表示	3-27-3
3	被災宅地の危険度判定	(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置	3-27-3
		(2) 作業体制の確保	3-27-4
		(3) 判定作業及び結果の表示	3-27-5
4	被災住宅の応急修理	(1) 対象者	3-27-5
		(2) 対象者の調査、募集	3-27-5
		(3) 応急修理の方法	3-27-5
		(4) 応急修理の内容	3-27-5
5	公共、民間住宅の確保	(1) 公共住宅の確保	3-27-6
		(2) 民間賃貸住宅の提供	3-27-6
6	応急仮設住宅の用地確保、建設等	(1) 建設予定地	3-27-6
		(2) 応急仮設住宅の建設	3-27-6
		(3) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設	3-27-6
		(4) 応急仮設住宅の管理等	3-27-7
		(5) 入居の資格基準	3-27-7
		(6) 入居希望者の把握	3-27-7
		(7) 入居決定の方法	3-27-7
第28節 二次災害の防止活動		3-28-1	
1	災害対策本部の措置	3-28-1	
2	事業者の措置	3-28-1	
3	二次災害が発生した場合の措置	3-28-1	

# 綾瀬市地域防災計画目次

## [地震災害対策編]

区	分	頁	
<b>第4章 災害復旧・復興対策</b>		<b>4</b>	
<b>第1節 災害復旧事業</b>		<b>4-1-1</b>	
	1 公共施設の災害復旧事業計画	4-1-1	
	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	4-1-2	
	3 産業の復旧	4-1-2	
	4 激甚法による災害復旧事業	(1) 激甚災害の指定	4-1-3
		(2) 激甚災害の指定手続	4-1-3
		(3) 特別財政援助額の交付手続等	4-1-3
		(4) 激甚法に定める事業	4-1-4
<b>第2節 復興体制の整備</b>		<b>4-2-1</b>	
	1 復興計画策定に係る庁内組織の設置	4-2-1	
	2 人的資源の確保	(1) 派遣職員を受入	4-2-1
		(2) 専門家の支援を受入	4-2-1
	3 災害対策本部と復興本部の関係	4-2-2	
	4 復興対策の実施	4-2-3	
	5 復興に関する調査	(1) 建築物の被災状況に関する調査	4-2-3
		(2) 都市基盤復興にかかる調査	4-2-3
		(3) 応急仮設住宅に関する調査	4-2-4
		(4) 生活再建にかかる調査	4-2-4
		(5) 地域経済復興支援にかかる調査	4-2-4
		(6) 復興の進捗状況のモニタリング	4-2-4
<b>第3節 復興計画の策定</b>		<b>4-3-1</b>	
	1 復興の基本方針の策定	(1) 復興理念と基本目標の設定	4-3-1
		(2) 地域全体の合意形成	4-3-1
	2 分野別復興計画の策定	4-3-1	
	3 復興計画の策定	4-3-2	
	4 復興計画の公表	4-3-2	
	5 復興財源の確保	(1) 財政方針の策定	4-3-3
		(2) 財政確保対策	4-3-3
	6 市街地復興	(1) 都市復興基本方針の策定	4-3-4
		(2) 復興整備条例の制定	4-3-4
		(3) 復興対象地区の指定	4-3-4
		(4) 建築制限の実施	4-3-4
		(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施	4-3-4
		(6) 仮設市街地対策	4-3-5
		(7) 住宅対策	4-3-5
	7 都市基盤施設等の復興対策	(1) 被災施設の復旧等	4-3-5
		(2) 応急復旧後の本格復旧・復興	4-3-5

# 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁
第4節 生活再建等の支援		4-4-1
1	被災者の経済的再建支援	4-4-2
2	(1) 証明書発行の担当	4-4-3
	(2) 証明の範囲	4-4-3
3	家屋の被害認定調査	4-4-4
4	(1) 義援金の受付	4-4-5
	(2) 義援金の保管	4-4-5
	(3) 義援金の配分	4-4-5
5	(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金	4-4-6
	(2) 災害見舞金	4-4-6
6	被災者生活再建支援金	4-4-6
7	日赤神奈川県支部による災害見舞金等の交付	4-4-6
8	災害援護資金等の貸付け	4-4-6
9	租税の減免等	4-4-7
10	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付	4-4-7
	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除	4-4-7
	(3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除	4-4-7
	(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布	4-4-8
	(5) 簡易保険関係	4-4-8
11	電話料金などの免除等	4-4-8
12	生活保護	4-4-8
13	(1) 精神的な後遺症等に関する相談	4-4-8
	(2) 精神保健活動	4-4-8
	(3) 被災児童・生徒の心のケア	4-4-9
14	(1) 高齢者、障がい者、児童への支援	4-4-9
	(2) 被災した外国人市民への支援	4-4-9
15	(1) 福祉需要の把握	4-4-9
	(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建	4-4-9
	(3) 福祉サービスの体制整備	4-4-9
16	(1) 食品・飲料水の安全確保	4-4-9
	(2) 公衆浴場等の情報提供	4-4-9
17	(1) 授業の再開	4-4-10
	(2) 児童・生徒への支援	4-4-10
18	社会教育施設、文化財等	4-4-10
19	ボランティア活動支援	4-4-10
20	情報の提供	4-4-10

綾瀬市地域防災計画目次  
[地震災害対策編]

区	分	頁	
第5節 地域経済への復興支援		4-5-1	
	1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	(1) 産業振興方針の決定	4-5-1
		(2) 相談・指導体制の整備	4-5-1
		(3) 商談会、イベント等の活用	4-5-1
	2 金融・税制面での支援	(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和	4-5-2
		(2) 既存融資制度等の活用促進	4-5-2
		(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援	4-5-2
		(4) 新たな融資制度の検討	4-5-2
		(5) 金融制度、金融特別措置の周知	4-5-3
		(6) 税の減免等	4-5-3
	3 事業の場の確保	(1) 仮設賃貸店舗の建設	4-5-3
		(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援	4-5-3
		(3) 工場・店舗の再建支援	4-5-3
		(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供	4-5-3
		(5) 物流ルートに関する情報提供	4-5-3
	4 農林水産業者などに対する支援	(1) 災害復旧事業等の実施	4-5-4
		(2) 既存制度活用の促進	4-5-4
(3) 物流ルートに関する情報提供		4-5-4	

# 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁
<b>第5章 南海トラフ地震対策</b>		<b>5</b>
<b>第1節 基本方針</b>		<b>5-1-1</b>
	1 背景	5-1-1
	2 基本方針	5-1-1
<b>第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域等</b>		<b>5-2-1</b>
	1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準の概要	5-2-1
	2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の基準の概要	5-2-1
	3 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域	5-2-1
<b>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</b>		<b>5-3-1</b>
	1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について	5-3-1
	2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	5-3-1
	3 防災対応の検討が必要な南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	5-3-2
	4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報	5-3-3
<b>第4節 南海トラフ地震臨時情報時の体制</b>		<b>5-4-1</b>
	1 南海トラフ地震臨時情報時の体制	5-4-1
<b>第5節 市災害対策本部の設置等</b>		<b>5-5-1</b>
	1 市災害対策本部の設置及び廃止	5-5-1
	2 市災害対策本部の業務	5-5-1
	3 市災害対策本部の組織及び運営	5-5-1
	4 職員の参集体制	5-5-1
<b>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</b>		<b>5-6-1</b>
	1 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路	5-6-1
	2 南海トラフ地震臨時情報の広報	5-6-1
<b>第7節 事前避難対策</b>		<b>5-7-1</b>
	1 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	5-7-1
	2 後発地震等に備えた事前避難	5-7-1
	3 地震発生後24時間以降の広報	5-7-2
	4 広報の手段	5-7-2
	5 広報の種類	5-7-3
	6 報道機関への発表と資料の収集	5-7-3
<b>第8節 児童・生徒等保護対策</b>		<b>5-8-1</b>
	1 学校の対応	5-8-1
	2 警戒宣言発令時対策等	5-8-1

## 綾瀬市地域防災計画目次 [地震災害対策編]

区	分	頁
第9節 警備対策		5-9-1
1	南海トラフ地震臨時 情報発表時の対策	(1) 情報の収集・伝達
		(2) 広報
		(3) 社会秩序の維持
第10節 ライフライン・交通対策		5-10-1
1	情報収集・広報	5-10-1
	2 交通対策	5-10-1
第11節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策		5-11-1
1	保健医療救護対策	(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置
		(2) 医療救護班の編成待機
		(3) 医療機関に対する要請
2	社会福祉施設の対策	(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置
		(2) 後発地震への備え

## 第1章 総則

綾瀬市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び綾瀬市防災会議条例（昭和39年条例第6号）に基づく「綾瀬市地域防災計画」として、綾瀬市防災会議が策定した計画です。

市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした計画です。

# 第1節 計画の位置づけ

## 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づき、綾瀬市域に係る地震災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及び東海地震に係る事前対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

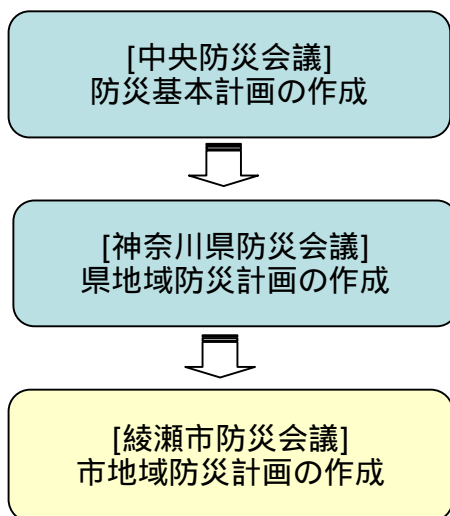
## 2 計画の性格

(1) 本計画は、災害対策基本法第42条及び綾瀬市防災会議条例第2条の規定に基づき市防災会議が作成する計画であり、綾瀬市地域防災計画のうち、地震災害対策に関する計画として定めたものです。

### 綾瀬市防災会議

設置の根拠	災害対策基本法第16条 綾瀬市防災会議条例（昭和39年条例第6号）
所掌事務	地域防災計画の作成、実施の推進 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び当該重要事項に関し、市長に意見を述べること 法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 本計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画と連携した地域計画であり、市の総合計画と連携した分野別の計画としても推進され、市内の地震災害全般に関して、総合的な指針となるものです。





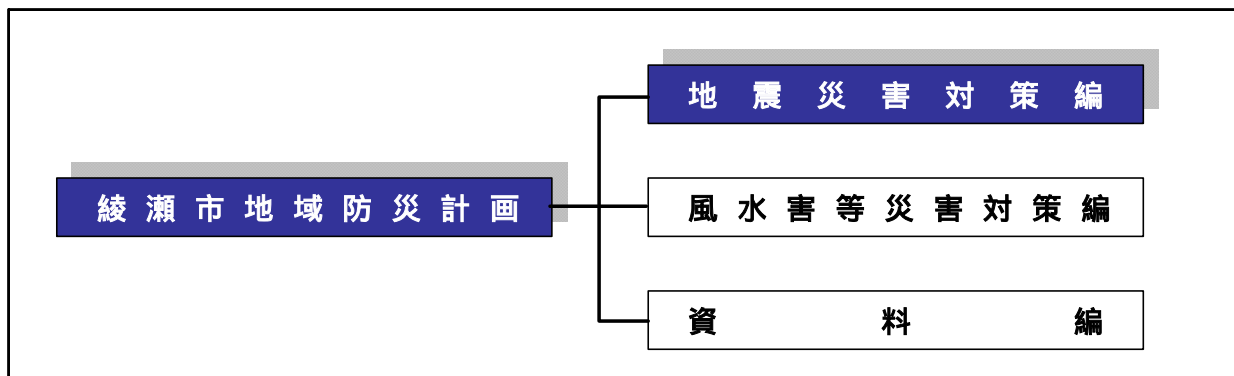
- (3) 地震災害対策計画中の東海地震に関する事前対策計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災対策強化計画として定めたものです。
- (4) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、地震災害対策計画を基礎として定めています。

### 3 計画の体系

---

#### (1) 本計画の体系

本計画の体系は、「地震災害対策編」「風水害等災害対策編」「資料編」の3編で構成します。本編は、このうち「地震災害対策編」にあたるものです。

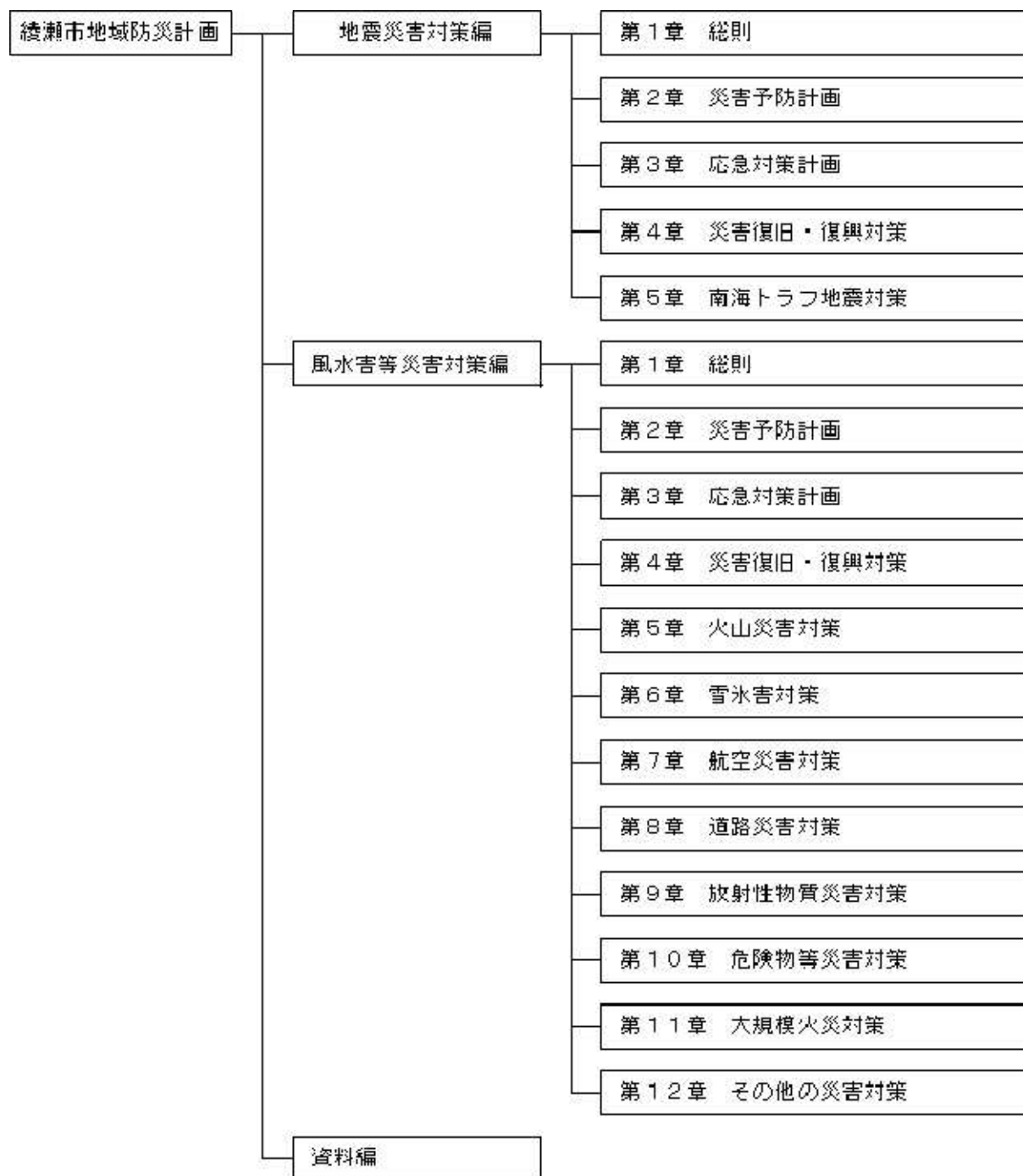


地震災害対策編・・・地震による災害に対する予防、応急対策及び災害復旧・復興の各計画並びに大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づく、地震防災強化計画が示されています。

風水害等災害対策編・・・台風または火災等による災害に対する予防、応急対策及び災害復旧・復興の各計画が示されています。

資料編・・・地震対策編及び風水害編に関連する資料がまとめられています。

(2) 地域防災計画全体の体系



(3) 細部計画の策定

本計画に基づく、防災上の諸活動を行うにあたっての必要な細部計画(マニュアル、チェックリスト等)については、それぞれの担当部などにおいてあらかじめ定めておくものとします。

#### 4 他の計画との関係

---

##### (1) 国における防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、災害から市民等の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画並びに神奈川県地域防災計画に矛盾し、または抵触することのないよう定めます。

##### (2) 綾瀬市総合計画2030との関係

総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されている、綾瀬市総合計画2030「支える3 大規模自然災害対策プロジェクト」においても、「地域の防災・減災力の向上」及び「復旧・復興対策の充実」として、市の防災施策について位置づけられており、これにより市の防災施策も実施されます。

- 1 本計画は、市総合計画に定められている防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策も含め、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものです。
- 2 市総合計画は、行政施策を主体とした計画であるのに対して、本計画は市域における災害から市民、事業所などの安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の果たすべき役割分担についても規程したものです。
- 3 本計画は、継続かつ恒久的に、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の拠り所となるべき、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープランを示すものであります。したがってその実現・実行に関しては、その都度綾瀬市総合計画、実施計画に位置づけられるべきものです。

##### (3) 綾瀬市消防計画との関係

綾瀬市消防計画は、消防組織法第4条第2項第15号に基づき制定された消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき策定されるもので、綾瀬市消防本部及び消防団の施設並びに人員を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民等の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とします。このため、地域防災計画が総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は、以下に示すとおり専門的、かつ限定的な計画です。

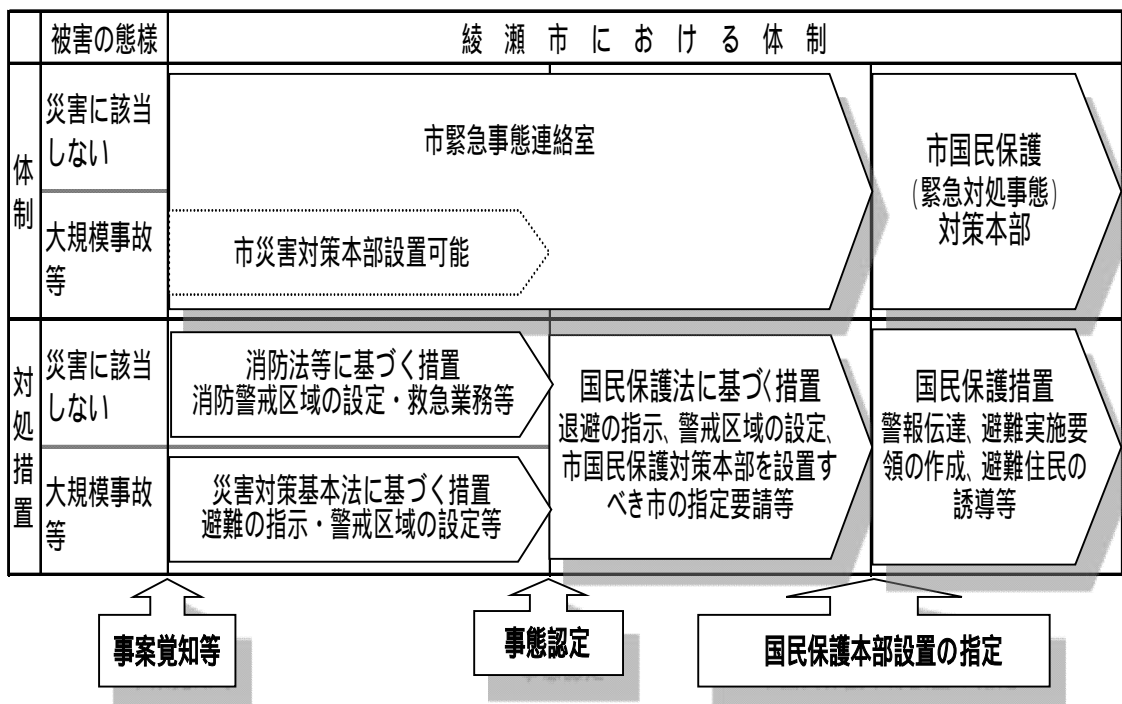
- 1 綾瀬市消防計画は、消防機関が分掌する事務に関し、組織内の活動を詳細に定めた計画です。
- 2 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、専任の組織として迅速に対応するための計画です。
- 3 市の総力を挙げて対処する必要がある大規模災害時に関しては、綾瀬市地域防災計画において示されている計画大綱と連携を行うことができるように計画されています。

(4) 綾瀬市国民保護計画との関係

地域防災計画は自然災害に対応する計画であるのに対して、国民保護計画は武力攻撃災害に対処する計画です。

特に留意すべき関係については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定められている武力攻撃事態等が発生した場合は、綾瀬市国民保護計画に基づき対処を行います。政府において事態認定が行われるまでの間において、災害対策基本法に該当する災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置して対処する場合があります。なお、事態認定前で災害対策基本法に該当する災害への対応は、災害対策基本法に基づいて措置を行います。

綾瀬市国民保護計画と綾瀬市地域防災計画における初動体制の関係



(5) 綾瀬市国土強靱化地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものです。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そのような事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされています。

## 5 計画の修正

---

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行います。

そのため、各対策担当部・課及び防災関係機関は、関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年1月末日（緊急を要する事項については、その都度市防災会議が指定する期日。）までに、市防災会議事務局あてに提出しなければなりません。

## 第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

### 1 防災関係機関の実施責任

---

災害応急活動を実施するにあたって、市、県、その他、関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

#### (1) 綾瀬市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施します。

#### (2) 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

#### (4) 指定公共機関及びその他の指定地方公共機関

指定公共機関及びその他の指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力します。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

## 2 市民等の役割

---

### (1) 市民

- ア 「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災の観点から、1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具、ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。
- イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、習得した防災に関する知識、技能等を発生時に発揮できるよう努めます。
- オ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

### (2) 企業

- ア 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料・飲料水等の備蓄、消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては、冷静かつ積極的な参画に努めます。
- イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための積極的な体制整備をするとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

### (3) 災害救援ボランティア

- ア 災害救援ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- イ 災害救援ボランティアは、災害時の活動の際には、災害救援に必要な物資に加え、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ゴミは持ち帰るなど、できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- ウ 市及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

綾瀬市及び防災関係機関等は、災害の発生を防止または被害を軽減し、市民の身体及び財産の保全のために、実施すべき業務の大綱を次のように定めます。

(1) 市

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾 瀬 市	1 防災会議に関する事務 2 防災組織の整備及び育成指導 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 消防活動及びその他の応急措置 8 避難対策 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 被災者に対する救助及び救護の実施 11 保健衛生 12 文教対策 13 被災施設の復旧 14 その他の災害応急対策 15 その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
神 奈 川 県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助 15 被災施設の復旧 16 その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置



第1章 総則

第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

機関名		処理すべき事務及び業務の大綱
県 出 先 機 関	県中央地域県政総合センター	1 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の総合調整 2 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他、災害情報の収集 3 その他、必要な災害応急対策
	厚木土木事務所東部センター	1 防災のための公共土木施設の整備 2 災害時における所管の道路の応急措置 3 所管の緊急輸送道路の確保 4 所管の道路の被害調査及び災害復旧
	厚木保健福祉事務所大和センター	1 医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整 2 医療機関の情報収集・伝達 3 県・市町村間の医療救護に関する事項の調整 4 市町村との協力による、医療救護活動 5 保健衛生相談・指導及び防疫活動
	企業庁海老名水道営業所	1 災害時における災害用指定配水池での飲料水の確保 2 水道施設の被害拡大防止措置 3 被災施設の調査及び復旧 4 応急給水の支援
	大和警察署	1 災害関連情報の収集・伝達 2 被災者の救出・救助 3 住民の避難誘導 4 緊急交通路の確保と交通規制 5 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等 6 犯罪の予防・取締り等、被災地の社会秩序の維持

(3) 指定地方行政機関(災害対策基本法第2条第4号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
関東農政局 (神奈川県拠点)	1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向に関すること
関東財務局 (横浜財務事務所)	1 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 主務省の要請による災害復旧事業費の査定立会 4 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 大津波警報・津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の伝達 2 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 3 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備 4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 6 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 7 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力

	<p>8 二次災害の防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣</p> <p>9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説</p>
関東総合通信局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>
神奈川県労働局	<p>1 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等</p> <p>2 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助</p> <p>3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助</p> <p>4 被災者の雇用対策</p>
国土地理院 関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</p> <p>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</p> <p>3 地殻変動の監視</p>

(4) 指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
東日本電信電話(株) (神奈川事業部) (株)NTTドコモ 神奈川支店	<p>1 電気通信設備の整備及び点検</p> <p>2 電気通信の優先的取扱い</p> <p>3 電気通信設備の被害調査及び災害復旧</p>
日本赤十字社 (神奈川県支部)	<p>1 医療救護</p> <p>2 こころのケア</p> <p>3 救援物資の備蓄及び配分</p> <p>4 災害時の血液製剤の供給</p> <p>5 義援金の受付及び配分</p> <p>6 その他応急対応に必要な業務</p>
日本放送協会 (横浜放送局)	<p>1 気象予報、警報等の周知</p> <p>2 災害状況及び災害対策に関する放送</p>
KDDI(株)	<p>1 電気通信施設の整備及び点検</p> <p>2 災害時における電気通信の疎通</p>
東京ガスネットワーク(株)	<p>1 施設の安全対策</p> <p>2 応急対策</p> <p>3 警戒宣言時の安全確保</p>

第1章 総則

第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

日本通運(株) (藤沢支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド(株) (相模原支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
日本郵便(株) (市内郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 被災者に対する郵便葉書等の無料交付 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災地あて救助用郵便物の料金免除 5 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布
日本銀行横浜支店	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報

(5) 指定地方公共機関(災害対策基本法第2条第6号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
相鉄バス(株) (綾瀬営業所) 神奈川中央交通(株) (綾瀬営業所)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
神奈川県医師会 神奈川県歯科医師会 神奈川県薬剤師会	1 医療・助産等の救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
放送機関 (株)アール・エフ・ラジオ 日本、(株)テレビ神奈川、 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送の周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
新聞社 (神奈川新聞社)	1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	1 災害時における住宅の緊急貸付
神奈川県トラック協会 (県南サービスセンター)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
神奈川県LPガス協会 会 県 央 支 部	1 災害時におけるLPガスの安全・適切な供給の確保

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾瀬市医師会 大和綾瀬歯科医師会 大和綾瀬薬剤師会	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
相模獣医師会	1 ペットなどの災害対策への協力
さがみ農業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4 被災農家に対する融資あっ旋
綾瀬市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
綾瀬市管工事業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
金融機関	1 被災事業者等に対する資金融資
病院等医療施設の 管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における傷病人の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の 管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
危険物施設及び高圧 ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
綾瀬市 社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2 災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3 生活福祉資金の貸付 4 地域における災害予防活動への協力
一般社団法人 綾瀬市建設業協会 綾瀬市土木協会 綾瀬市造園業協会 市内建築・土木 関係業者	1 道路・河川等の障害物除去の協力 2 重機類等の提供による人命救助の協力 3 仮設住家建設、仮設トイレ設置の協力 4 倒壊家屋等の除去の協力 5 その他災害時における建設業務に係る救助・復旧活動等の協力 6 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の招集協力
綾瀬市交通指導員 連絡協議会	1 避難誘導の協力 2 被災地区及び避難施設の防犯対策の協力
自主防災組織及び	1 地域における災害予防

第1章 総則

第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

自治会等	2 避難時における地域活動 3 避難行動要支援者の安否確認、救助・救出及び生活支援活動の協力 4 災害時における地域の初期防災活動 5 避難所運営
あやせ災害ボランティアネットワーク	1 災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2 災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3 協定団体相互の活動情報の交換及び協力 4 防災に関する啓発活動
綾瀬市赤十字奉仕団	1 災害時における救護活動の協力
各福祉関係団体	1 災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2 避難行動要支援者の生活支援活動の協力

(7) 自衛隊

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
海上自衛隊第4航空群 ・ 陸上自衛隊第4施設群	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 綾瀬市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命または財産の保護のために行う必要のある応急救護または応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

## 第3節 本市の概況

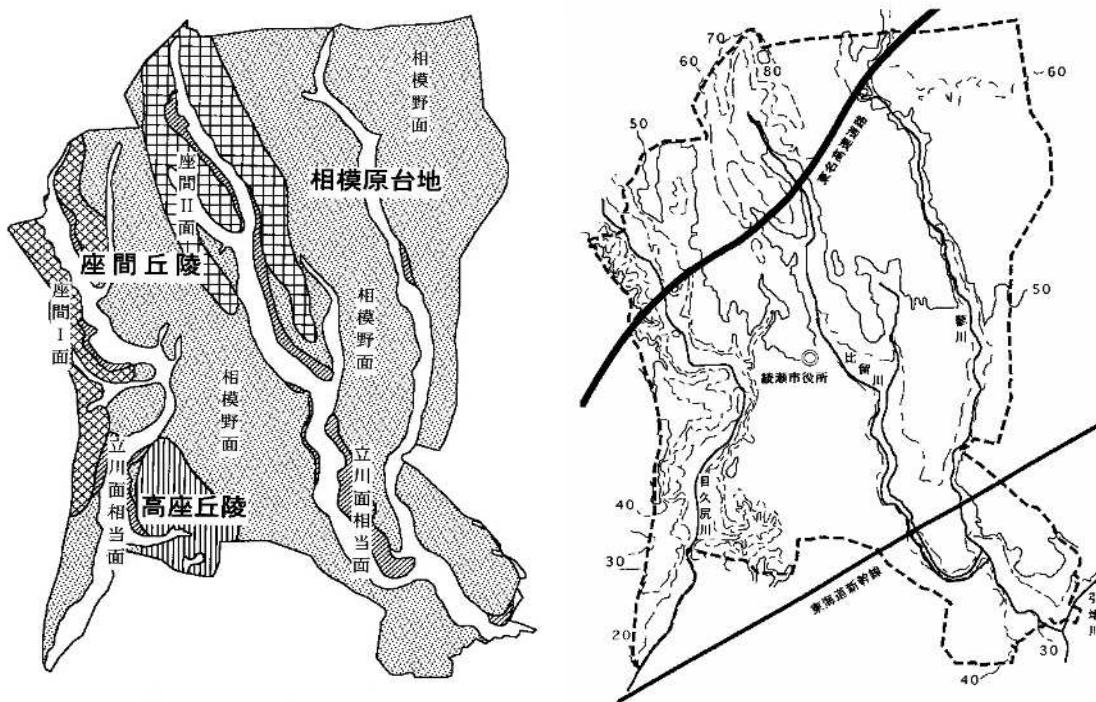
### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び面積

本市は、座間丘陵、相模原台地の南部、高座丘陵北端にあたり、山間部を持ちません。これらの丘陵は西方に座間丘陵、東方に相模原台地、南方に高座丘陵がそれぞれ位置します。各丘陵の間には、比留川、目久尻川が南北に流れ、これらの河川が丘陵を開析している。市内を流れる河川の水系は目久尻川が相模川水系、蓼川、比留川は引地川水系に含まれます。

面積	周囲	東西	南北	標高 (綾瀬市役所)
22.14 k m <sup>2</sup>	25 km	4.2 km	7.6 km	48.7497m

方位	経度	地名	方位	経度	地名
極東	東経 139° 27 27	上土棚中五丁目	極南	北緯 35° 24 26	上土棚南五丁目
極西	東経 139° 24 09	早川字祖師谷	極北	北緯 35° 28 04	厚木基地



(『綾瀬市史』8別編自然)

(2) 地質

本市の地質は、ほとんどが火山灰の風化によってできた未固結のロームで、まれに礫岩や未風化の火山灰があります。目久尻川の上流及び左岸で多摩ローム層が分布し、吉岡付近で下末吉ローム層が分布する以外、ほとんどが武蔵野ローム層から構成されています。綾瀬市の基盤は、新第三紀鮮新世から第四紀更新世前期にかけてできた、上総層群と呼ばれる地層です。この上総層群の上位に、海成層及び陸成層、テフラ(空中を飛来した火山噴出物)からなる相模層群や新期段丘堆積物が厚く堆積しています。なお、平成15年度神奈川県地域活断層調査の結果、市内で活断層は確認されていません。

時 代			風成層	水成層
第 四 紀	完 新 世		風土層	沖積層
			新 期 段 丘 堆 積 物	立川ローム層
	田名原礫層			
	中津原礫層			
	武蔵野ローム層	台砂礫層		
		相模野礫層		
		善行礫層		
		下末吉ローム層		下末吉層 (高座丘陵砂礫層)
	更 新 世	中 期	上部多摩ローム層	土屋層
			中部多摩ローム層	七国峠層
				早田層
			下部多摩ローム層	座間丘陵礫層
				下庭層
前 期	上 総 層 群		大庭砂礫層	
			屏風が浦層	
新第三紀鮮新世			上総層群	

(『綾瀬市史』8別編自然)

### (3) 気候

本市においては、冬季は空気が乾燥した晴天が続き、夏季は高温多湿な南西の風が吹く太平洋側気候にあてはまり、比較的温暖であります。冬季には、直接冷たい風が吹き付ける県央部にあるため気温が低くなります。

降水量は、台風と秋雨、梅雨の影響が大きく、ほとんどの年において9月が最大で、次いで7月、6月、10月となります。最小は、西高東低の冬型の気圧配置になり、晴天が続く12月から1月にかけてとなります。

綾瀬市における年平均気温等

年平均気温	16.3
最高気温	35.1
最低気温	-4.2
年間降水量	1,419.5 mm

(令和3年中：綾瀬市消防本部観測データ)

## 2 社会的条件

### (1) 市の沿革

本市は、明治22年に市制・町村制が施行され、8か村が合併し「綾瀬村」が誕生しました。その後、昭和20年に町制が施行されました。

昭和40年以降、高度成長期の人口増加は著しく、昭和35年に8,300人程度であった人口は、20年後の昭和55年には、およそ65,000人とおよそ8倍になりました。この間、自動車関連などの工業立地も進み、工業従事者の市内居住が進んでいきました。

一方、周辺都市では、鉄道駅を中心に都市開発が進みました。このため、市外の鉄道駅に近いところから市街地の形成が進みました。

昭和53年11月1日市制を施行し、綾瀬市となり、平成元年4月「綾瀬」誕生100年を迎えました。

現在では、人口8万3千人を超える県央の中堅都市として発展を続けており、令和3年に策定した市の総合計画である「綾瀬市総合計画2030」に基づき、「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を実現するため、以下の5つを基本目標に諸施策を推進しています。

- 1 人と自然がふれあう環境共生のまち
- 2 人の心がふれあう安心生活のまち
- 3 人と文化がふれあう個性尊重のまち
- 4 人と未来がふれあう産業創造のまち
- 5 人と人がふれあう交流拠点のまち



(2) 人口

ア 地区別人口と世帯

地区名	世帯数 (世帯)	人口		
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)
深谷地区	5,770	14,185	7,347	6,838
落合地区	2,838	6,598	3,317	3,281
蓼川地区	1,758	3,815	1,954	1,861
大上地区	3,745	8,169	4,149	4,020
寺尾地区	8,407	19,230	9,734	9,496
小園地区	2,614	5,993	3,025	2,968
早川地区	2,143	6,203	3,050	3,153
吉岡地区	1,306	3,270	1,685	1,585
上土棚地区	5,230	12,204	6,112	6,092
本蓼川地区	10	14	9	5
厚木基地内	14	205	134	71
綾西地区	1,470	3,447	1,657	1,790
合計	35,305	83,333	42,173	41,160

(令和4年10月1日現在、「令和4年版 綾瀬市統計要覧」)

イ 外国人登録人口

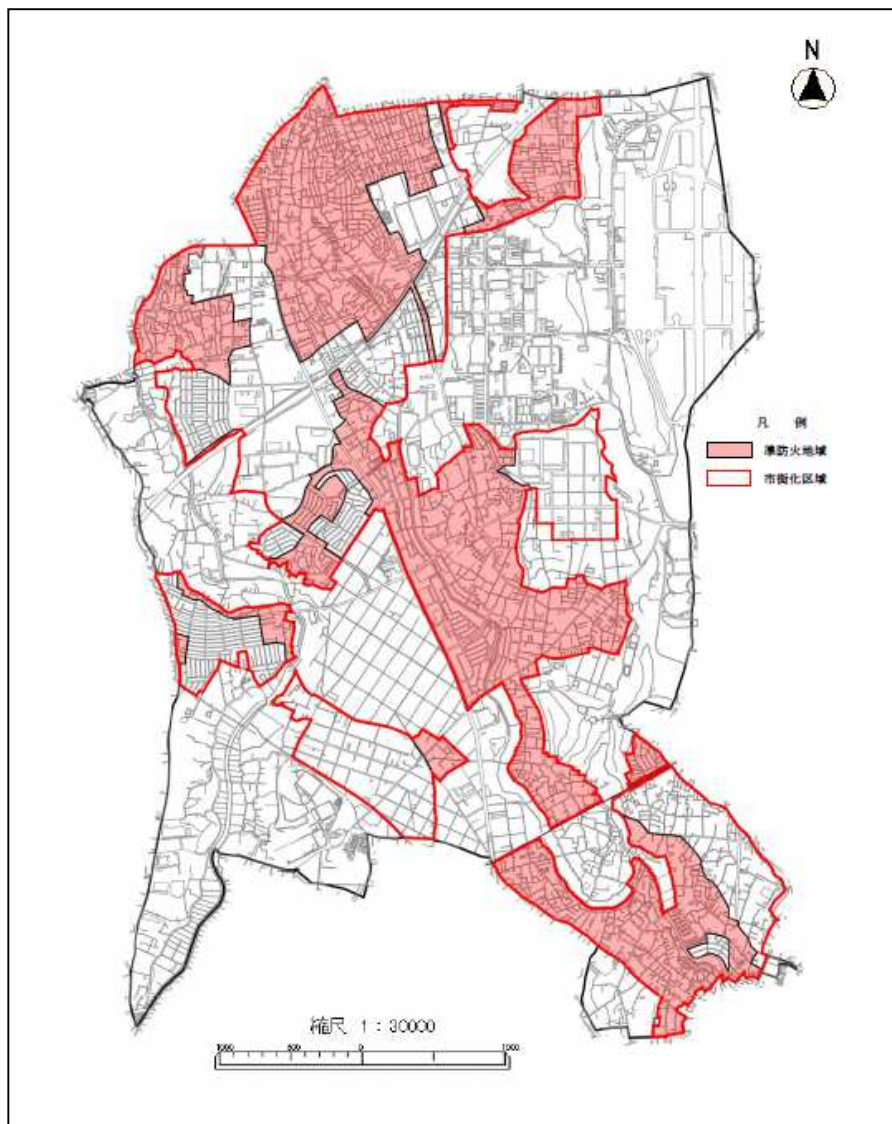
国籍	総数(人)
ベトナム	1,049
スリランカ	713
ブラジル	599
ラオス	274
中国	253
フィリピン	213
ペルー	207
カンボジア	203
韓国	162
タイ	145
その他	375
総数(人)	4,193

(令和3年4月1日現在)

(3) 土地利用概況

本市の都市計画区域は、行政区域全域と同じ2,214haで、その内市街化区域は約1,034ha、市街化調整区域は約1,180haとなっています。また用途地域は、都市計画法で定める13種類のうち10種類を位置付け、土地利用を誘導するとともに、商業系及び住居系の用途地域で建ぺい率60%以上かつ容積率150%以上の地域614haに準防火地域を指定しています。

土地利用の現況としては、住宅用地21.6%、防衛用地17.7%、工業・運輸用地10.2%、公共公益用地5.7%、商業・業務用地3.8%、その他用地20.7%、農地や山林などの自然的土地利用が約20.4%となっています。



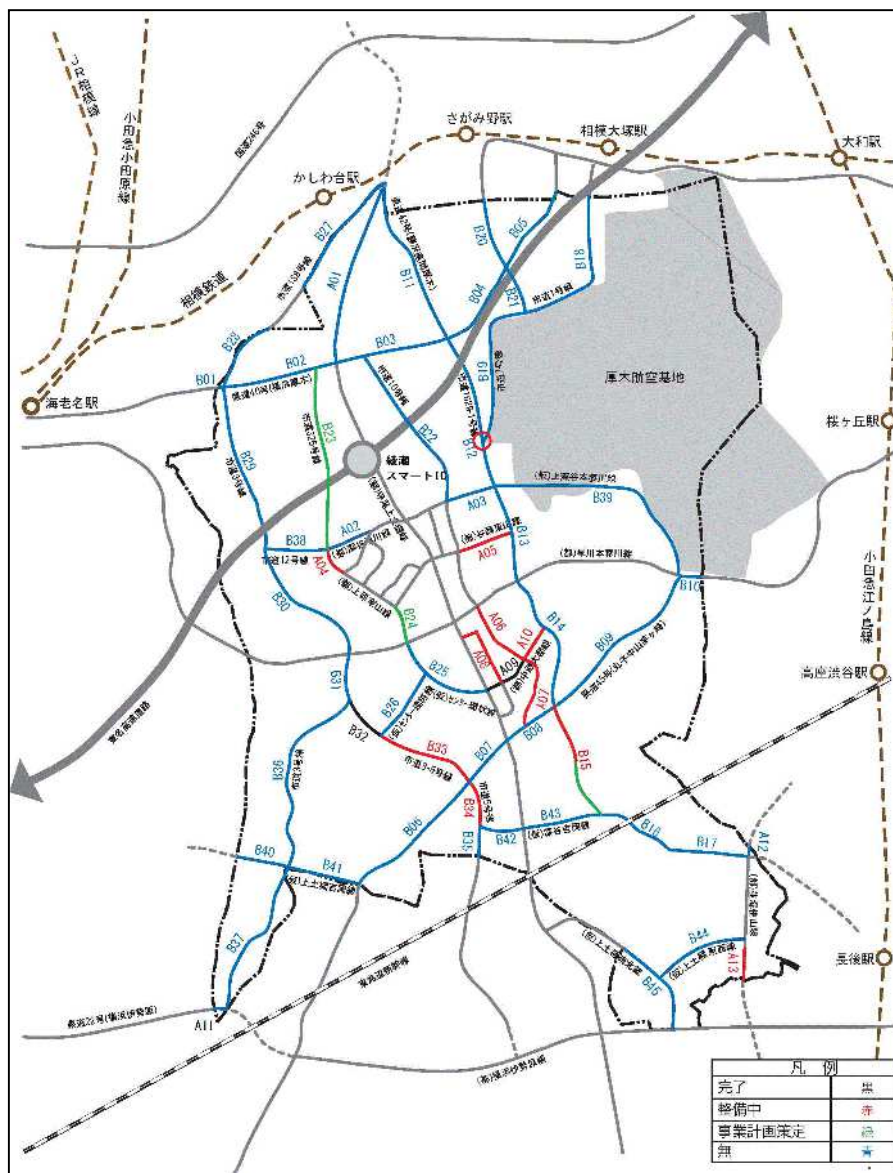
市街化区域及び準防火地域の指定状況(令和5年4月1日時点)

(4) 都市計画道路及び一般道路

令和5年4月1日現在の都市計画道路の整備状況を見ると、計画延長20,000mのうち、16,430m(82.1%)が整備済となっています。

また、幅員4m以上の市道の総延長は、258,201.7mとなっています。

第1章 総則  
第3節 本市の概況



都市計画道路整備状況図

(5) 都市公園

本市では、令和4年4月1日現在57.9ha(133箇所)の都市公園を開設しています。緑地・緑道としては、8.44ha(23箇所)を開設しています。

(6) ライフラインの状況

電気

市内の電気普及率は、100%です。

上水道

市内における上水道の普及率は、100%です。

下水道

下水道の整備状況は、2市町村以上が共同して行う流域関連公共下水道の「第1号公共下水道」と本市単独で行う公共下水道の「第2号公共下水道」を整備しており総人口の94.3%(令和5年4月1日現在)の普及率となっています。

都市ガス

一般家庭用都市ガス施設の普及率は、約9,602世帯26.8%(平成31年3月末日現在)となっています。

(7) 厚木基地の概要

厚木基地は、昭和16年に建設が開始され深谷、本蓼川のほか、大和市の一部約500haに設置され、現在米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっています。

所在地	標点位置	標高	主要施設
綾瀬市無番地 綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川 大和市上草柳、下草柳、福田、 本蓼川	統計39度27分00秒 北緯35度27分17秒	62m	滑走路  延長 2,438m 幅 45m

関係資料

綾瀬市における気温と降水量【10 - 2】

## 第4節 地震被害の想定

### 1 地震被害想定のお考え方

地震被害想定は、対象とする地域に発生すると考えられる地震の特徴を過去の地震等から特定し、発生時間や気象条件等を一定の条件にし、なおかつ対象地域の地勢、土地利用、人口密度、都市施設の状況、産業の立地状況等を前提にして、そこで地震が発生した場合の被害の様相を想定するものであり、その被害を最小限にするための予防対策をはじめ、その被害状況に応じた応急対策や復旧対策を事前に検討するにあたっての基礎資料等とするものです。

### 2 県における被害想定調査の経過

本市を含む南関東地域は、過去に何度か大きな地震に見舞われ、その度に大災害を経験してきました。

これらの経緯を受け、神奈川県においては、本県に被害を及ぼすと想定される地震について、物的、人的被害等の状況を予測することにより、地震対策の強化、推進を図るための目標値を得ることを目的として、「東海地震」及び「南関東地震」について昭和57年度から昭和60年度の4箇年にわたって、学識経験者を中心とした神奈川県地震被害想定調査委員会及び7分科会を設置し、被害想定調査が実施されました。また、「神奈川県西部地震」についても、神奈川県西部地震問題懇話会等の指摘を踏まえ、平成3年度及び4年度の2箇年にわたり被害想定調査が実施されました。

その後、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓や神縄・国府津 - 松田断層帯地震など新しい要素が加わったため、改めて神奈川県は、地震被害想定調査委員会を設置し、平成9年度から平成10年度にわたって被害想定調査を実施しました。

さらに、それ以降に発生した地震から得られた教訓・課題、活断層調査や地下構造調査による地震学の新たな知見など、さまざまな成果が蓄積されたことから、神奈川県では、平成19年度から平成20年度にかけて、4回目の地震被害想定調査を実施しました。

そして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が、強い揺れと巨大津波により、東北地方のみならず、神奈川県を含む東日本の太平洋岸を中心に甚大な被害をもたらしたことから、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた5回目の地震被害想定調査を、平成25年度から26年度にかけて実施しています。

3 県調査等における本市域に係る被害想定の概要

平成25年度から平成26年度にわたって県が実施した被害想定調査等に基づく、本市域に係る地震による被害想定概要は、次のとおりです。

想定地震

想定地震	説明
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。発生確率は30年間で70%で、県内では横浜市・川崎市を中心に震度6強が最大震度と想定されています。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としています。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は30年以内に6~11%で、県内では横須賀三浦地域を中心に震度6強が最大震度と想定されています。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、県内では県西地域を中心に震度6強が最大震度と想定されています。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。発生確率は30年以内に70%程度で、県内では県西地域を中心に震度6弱が最大震度と想定されています。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけている地震です。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、発生確率は30年以内に70%程度で、県内では県西地域を中心に震度6弱が最大震度と想定されています。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正型関東地震を再現した地震で、発生確率は30年以内にほぼ0~5%程度で、県内では湘南・県西地区を中心に震度7が最大震度と想定されています。国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。
元禄型関東地震(参考)	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、発生確率は30年以内にほぼ0%で、県内では湘南・県西地区を中心に震度7が最大震度と想定されています。現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。発生確率は30年以内にほぼ0%で、県内全域で震度7が想定されています。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

想定条件

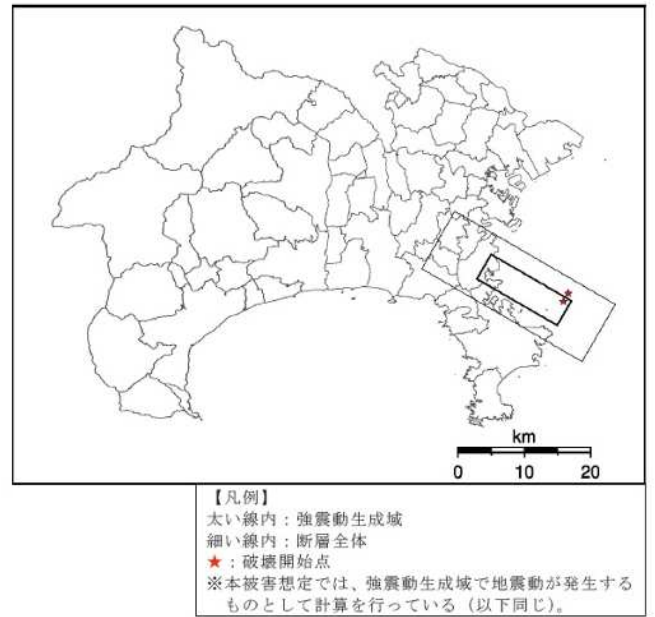
想定地震名	モーメントマグニ チュード	震源域	地震の発生時期	風速 風向	
都市南部直下 地震	7.3	首都圏付近 のフィリピン 海プレート内 で、都心南部 の直下	1 季節：冬 日：平日 時刻：5時  2 季節：夏 日：平日 時刻：12時	近年の気 象観測結 果に基づ く平均	
三浦半島断層 群の地震	7.0	三浦半島断 層帯	3 季節：冬 日：平日 時刻：18時		
神奈川県西部 地震	6.7	神奈川県西 部	概ね全ての項 目で被害が最大 となる想定条件 での結果を示し ます。		
東海地震	8.0	駿河トラフ			
南海トラフ巨 大地震	9.0	南海トラフ			
大正型関東地 震	8.2	相模トラフ			
参 考	元禄型関東 地震	8.5			相模トラフ
	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震	8.7			元禄型関東 地震の震源 域から関東 北部まで



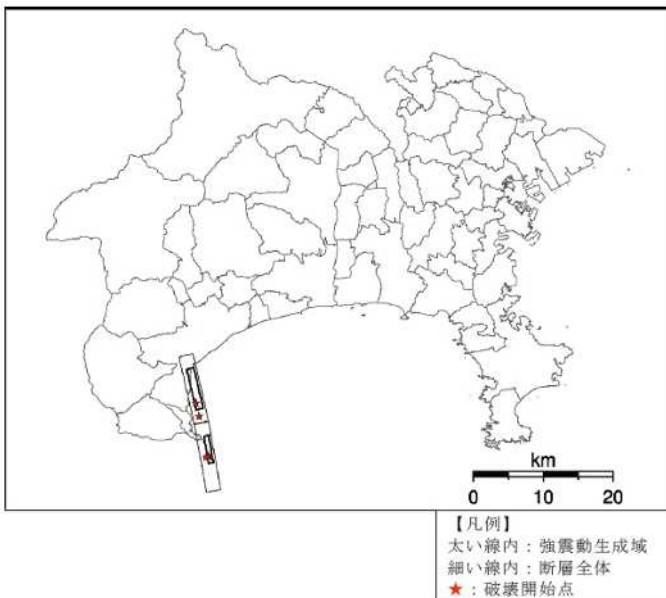
想定地震の震源域分布図



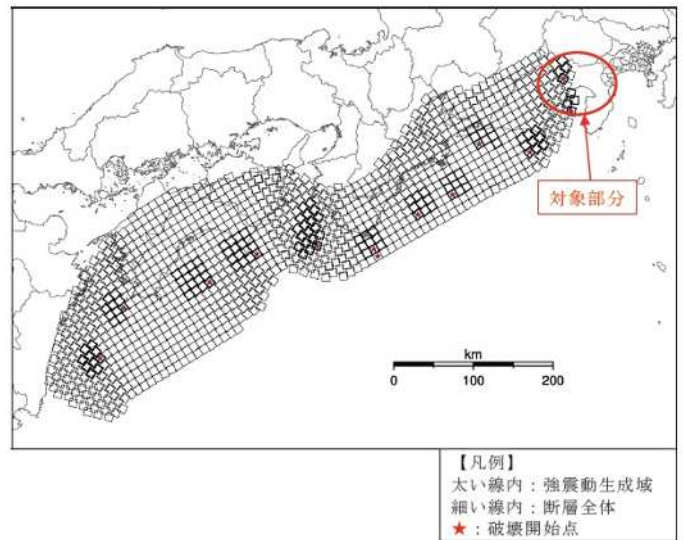
都心南部直下地震



三浦半島断層群の地震

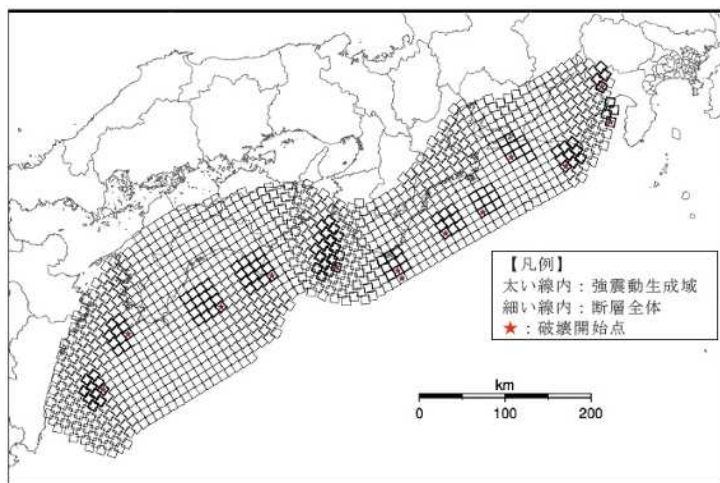


神奈川県西部地震

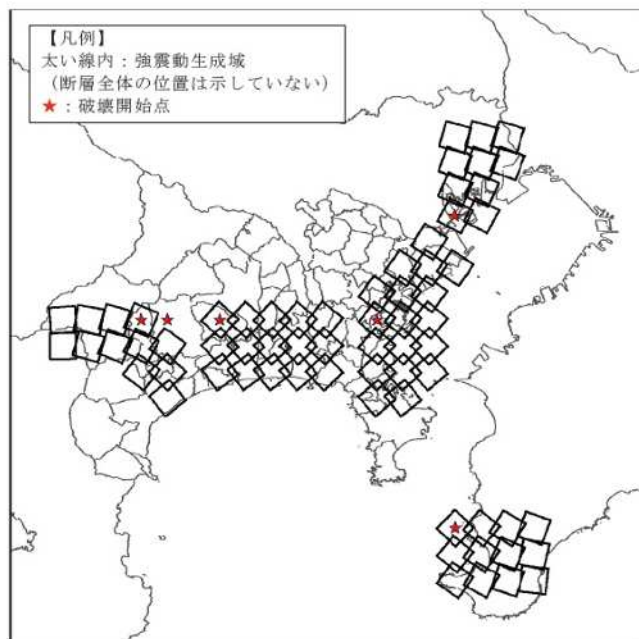


東海地震

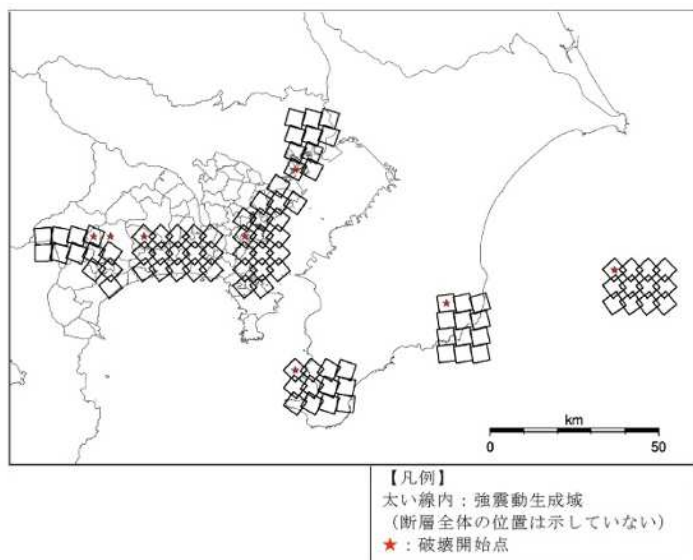




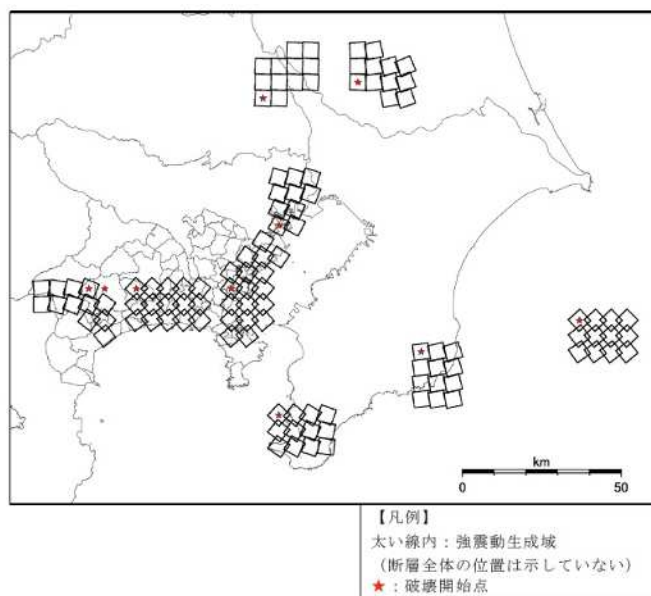
南海トラフ巨大地震



大正型関東地震



元禄型関東地震（参考）



相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

第1章 総則  
第4節 地震被害の想定

4 神奈川県被害想定調査に基づく本市の被害

(1) 被害想定(平成27年5月27日神奈川県発表)  
その1

被害想定項目			想定地震									
			都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地震	大正型關 東地震	(参考) 元禄型關東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震		
予想震度	最大震度		6弱	6弱	5弱	5強	5強	7	7	7		
	最少震度		6弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6強	6強		
建物被害 (揺れ・液状化)	全壊棟数	木造	(棟)	210	40	0	0	0	6,720	6,720	9,610	
		非木造	(棟)	210	90	0	0	0	2,510	2,510	3,500	
		合計	(棟)	420	130	0	0	0	9,230	9,230	13,100	
	半壊棟数	木造	(棟)	2,060	860	0	*	*	6,070	6,070	5,750	
		非木造	(棟)	490	280	0	*	10	1,150	1,150	980	
		合計	(棟)	2,560	1,140	0	*	20	7,220	7,220	6,740	
(地)建物被害 (急傾斜)	全壊棟数	(棟)	0	0	0	0	0	*	*	*		
	半壊棟数	(棟)	*	*	0	0	0	*	*	*		
建物被害 (津波)	全壊棟数	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	半壊棟数	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	床上浸水	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	床下浸水	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0		
火災被害	5時発災	炎上出火件数	(件)	0	0	0	0	0	10	10	20	
		残出火件数	(件)	0	0	0	0	0	*	*	10	
		消失棟数	(棟)	0	0	0	0	0	1,950	1,950	5,850	
	12時発災	炎上出火件数	(件)	0	0	0	0	0	10	10	20	
		残出火件数	(件)	0	0	0	0	0	*	*	10	
		消失棟数	(棟)	0	0	0	0	0	1,950	1,950	5,850	
	18時発災	炎上出火件数	(件)	*	*	0	0	0	30	30	50	
		残出火件数	(件)	0	0	0	0	0	20	20	40	
		消失棟数	(棟)	0	0	0	0	0	5,470	5,470	10,020	
死傷者数	死者数	5時発災	揺れ	(人)	20	*	0	0	0	480	480	690
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
			ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	0	0	0	*
			屋内収容物	(人)	*	*	0	0	0	40	40	70
			火災	(人)	0	0	0	0	0	20	20	80
			合計	(人)	20	*	0	0	0	550	550	840

その2

被害想定項目			想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地震	大正型関 東地震	(参考) 元禄型関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震
死者数	12時発災	揺れ (人)	10	*	0	0	0	0	220	220	310	
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ブロック塀等 (人)	*	*	0	0	0	*	*	*		
		屋内収容物 (人)	*	*	0	0	0	30	30	50		
		火災 (人)	0	0	0	0	0	20	20	50		
		合計 (人)	10	*	0	0	0	270	270	420		
	18時発災	揺れ (人)	10	3	0	0	0	320	320	460		
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ブロック塀等 (人)	*	*	0	0	0	*	*	10		
		屋内収容物 (人)	*	*	0	0	0	30	30	50		
		火災 (人)	0	0	0	0	0	40	40	100		
		合計 (人)	20	*	0	0	0	410	410	620		
	死傷者数	5時発災	揺れ (人)	10	*	0	0	0	200	200	280	
			急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
			屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ブロック塀等 (人)	0	0	0	0	0	*	*	*	
			屋内収容物 (人)	*	*	0	0	0	30	30	60	
			合計 (人)	10	*	0	0	0	230	230	340	
			12時発災	揺れ (人)	40	10	0	0	0	400	400	550
		急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	
		屋外落下物 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	
		ブロック塀等 (人)		*	*	0	0	0	*	*	10	
屋内収容物 (人)		*		*	0	0	0	30	30	50		
合計 (人)		40		20	0	0	0	430	430	610		
18時発災		揺れ (人)		20	*	0	0	0	220	220	310	
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0	0	*		
		ブロック塀等 (人)	10	*	0	*	*	30	30	30		
		屋内収容物 (人)	*	*	0	0	0	30	30	40		
		合計 (人)	30	20	0	*	*	270	270	380		

第1章 総則  
第4節 地震被害の想定

その3

被害想定項目		想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地震	大正型関 東地震	(参考) 元禄型関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震		
死傷者数	中等症者数	5時発災	揺れ	(人)	180	70	0	*	*	1,310	1,310	1,680	
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	*	*	*	
			ブロック塀等	(人)	*	*	0	0	0	*	*	*	
			屋内収容物	(人)	30	30	*	*	*	290	290	500	
			合計	(人)	210	100	*	*	*	1,610	1,610	2,190	
		12時発災	揺れ	(人)	350	170	0	*	*	2,350	2,350	3,040	
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	*	*	10	
			ブロック塀等	(人)	20	10	0	*	*	60	60	70	
			屋内収容物	(人)	20	20	*	*	*	250	250	440	
			合計	(人)	390	200	*	*	*	2,670	2,670	3,560	
		18時発災	揺れ	(人)	190	90	0	*	*	1,360	1,360	1,750	
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	10	10	30	
			ブロック塀等	(人)	60	40	0	*	*	150	150	190	
			屋内収容物	(人)	20	20	*	*	*	220	220	380	
			合計	(人)	270	150	*	*	10	1,740	1,740	2,340	
	軽症者数	5時発災	揺れ	(人)	350	150	0	*	*	1,420	1,420	1,570	
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	*	*	*	
			ブロック塀等	(人)	*	*	0	0	0	*	*	*	
			屋内収容物	(人)	40	40	*	*	*	410	410	710	
			合計	(人)	390	190	*	*	*	1,830	1,830	2,290	
12時発災		揺れ	(人)	560	300	0	*	10	2,180	2,180	2,430		
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	10	10	20		
		ブロック塀等	(人)	20	10	0	*	*	50	50	60		
		屋内収容物	(人)	30	30	*	*	*	360	360	620		
		合計	(人)	620	350	*	*	20	2,590	2,590	3,130		
18時発災		揺れ	(人)	340	170	0	*	*	1,340	1,340	1,490		
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
		屋外落下物	(人)	*	0	0	0	0	30	30	60		
		ブロック塀等	(人)	50	40	0	*	*	140	140	170		
		屋内収容物	(人)	30	30	*	*	*	310	310	540		
		合計	(人)	420	230	*	*	10	1,820	1,820	2,260		
津波			(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		

その4

被害想定項目			想定地震									
			都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
避難者数 (18時発災)	1日目～3日目	避難所避難者数	(人)	2,670	1,120	0	*	20	29,430	29,430	36,810	
		避難所外避難者数	(人)	1,780	740	0	*	10	19,620	19,620	24,540	
		合計	(人)	4,460	1,860	0	10	30	49,050	49,050	61,350	
	4日目～1週間後	避難所避難者数	(人)	2,230	930	0	*	10	23,890	23,890	30,260	
		避難所外避難者数	(人)	2,230	930	0	*	10	23,890	23,890	30,260	
		合計	(人)	4,460	1,860	0	10	30	47,780	47,780	60,520	
	1か月後	避難所避難者数	(人)	1,340	560	0	*	*	12,400	12,400	16,480	
		避難所外避難者数	(人)	3,120	1,300	0	*	20	28,940	28,940	38,460	
		合計	(人)	4,460	1,860	0	10	30	41,340	41,340	54,940	
要配慮者(要介護3以上の要介護者：18時発災)	避難者数	1日目～3日目	(人)	100	40	0	0	*	1,100	1,100	1,360	
		4日目～1週間後	(人)	100	40	0	0	*	1,070	1,070	1,360	
		1か月後	(人)	100	40	0	0	*	930	930	1,230	
	断水人口	1日目～3日目	(人)	0	0	0	0	0	1,170	1,170	1,480	
		4日目～1週間後	(人)	0	0	0	0	0	970	970	1,290	
		1か月後	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家屋被害	(棟)	170	80	0	0	*	1,050	1,000	1,200		
	要配慮者(75歳以上の高齢者：18時発災)	避難者数	1日目～3日目	(人)	310	130	0	*	*	3,430	3,430	4,290
			4日目～1週間後	(人)	310	130	0	*	*	3,340	3,340	4,230
1か月後			(人)	310	130	0	*	*	2,890	2,890	3,840	
断水人口		1日目～3日目	(人)	0	0	0	0	0	3,630	3,630	4,610	
		4日目～1週間後	(人)	0	0	0	0	0	3,030	3,030	4,010	
		1か月後	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
家屋被害		(棟)	540	230	0	*	*	3,280	3,110	3,730		
帰宅時困難者(18時発災)		直後	(人)	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	
		1日後	(人)	0	0	0	0	0	4,770	4,770	4,770	
	2日後	(人)	0	0	0	0	0	4,770	4,770	4,770		

第1章 総則  
第4節 地震被害の想定

その5

被害想定項目			想定地震			都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地震	大正型関 東地震	(参考) 元禄型関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震
			木造	(人)									
自力脱 出困難者	5時発災	木造	(人)	30	*	0	0	0	0	2,190	2,190	3,380	
		非木造	(人)	*	*	0	0	0	0	40	40	150	
		合計	(人)	30	*	0	0	0	0	2,230	2,230	3,530	
	12時発災	木造	(人)	*	*	0	0	0	0	760	760	1,170	
		非木造	(人)	*	*	0	0	0	0	90	90	330	
		合計	(人)	10	*	0	0	0	0	850	850	1,500	
	18時発災	木造	(人)	20	*	0	0	0	0	1,370	1,370	2,120	
		非木造	(人)	*	*	0	0	0	0	60	60	210	
		合計	(人)	20	*	0	0	0	0	1,430	1,430	2,330	
上水道の 被害	被害	被害箇所数		(箇所)	10	*	0	0	*	120	120	170	
		断水人口	直後	(人)	3,690	1,090	0	*	*	54,780	54,780	68,730	
	復旧	断水人口	1日後	(人)	0	0	0	0	0	51,920	51,920	65,870	
			4日後	(人)	0	0	0	0	0	43,330	43,330	57,280	
			30日後	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
復旧完了日	(日後)	0	0	0	0	0	0	19	19	24			
下水道の 被害	下水道の被害延長		(km)	10	10	*	*	*	30	30	60		
	機能支障人口		(人)	2,900	2,510	580	600	760	8,490	8,490	13,870		
ス都 害の市 被ガ	都市ガスの供給停止件数		(戸)	0	0	0	0	0	8,440	8,440	8,440		
ベスL 被ガP 害ンガ	LPガス供給支障数		(戸)	230	230	0	0	0	290	290	470		
電力被 害(18 時発災)	配電線被害(津波+延焼+揺れ)による停電件数		(軒)	0	0	0	0	0	38,540	38,540	57,030		
	供給側設備の被災に起因した停電件数(直後、津波考慮)		(軒)	64,690	64,690	0	0	0	64,690	64,690	64,690		
	「配電線被害による停電」と「供給側設備の被災に起因した停電件数」との統合結果による停電件数		(軒)	64,690	64,690	0	0	0	64,690	64,690	64,690		
	復旧日数		(日)	7	7	0	0	0	12	12	12		

その6

被害想定項目				想定地震								
				都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地震	大正型関 東地震	(参考) 元禄型関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震	
通信被害 (18時発災)	津波による不通回線数			(回線)	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災による不通回線数			(回線)	0	0	0	0	0	5,300	5,300	9,710
	揺れによる不通回線数			(回線)	50	20	0	0	0	1,180	1,180	1,450
	停電による不通回線数			(回線)	27,940	27,940	0	0	0	22,240	22,240	18,080
	統合した不通回線数			(回線)	28,000	28,000	0	0	0	28,710	28,710	29,240
	携帯電話の被害(×:非常につながり にくい)				×	×	-	-	-	×	×	×
	復旧日数			(日)	7	7	0	0	0	12	12	12
エレベータ 停止	住宅			(台)	10	10	0	0	0	10	10	10
	非住宅			(台)	30	30	0	0	0	30	30	30
	合計			(台)	40	40	0	0	0	40	40	40
エレベータ閉じ込め (18時発災)	住宅			(人)	70	70	0	0	0	70	70	70
	非住宅			(人)	30	30	0	0	0	30	30	30
	合計			(人)	100	100	0	0	0	100	100	110
災害廃棄物量 (18時発災)	木造			(万トン)	10	3	0	*	*	158	158	212
	非木造			(万トン)	5	2	0	*	*	44	44	59
	合計			(万トン)	15	6	0	*	*	203	203	271
津波堆積物	下限値			(万トン)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上限値			(万トン)	0	0	0	0	0	0	0	0
経済被害 (18時発災)	建物被害	住家	木造	(億円)	230	90	0	0	*	2,410	2,410	3,230
			S造	(億円)	80	40	0	0	*	490	490	630
			RC造	(億円)	10	*	0	0	0	270	270	380
		非住家	木造	(億円)	20	*	0	0	0	240	240	320
			S造	(億円)	420	210	0	*	*	2,680	2,680	3,430
			RC造	(億円)	50	10	0	0	0	1,020	1,020	1,460
	合計			(億円)	810	370	0	*	*	7,110	7,110	9,450
	家財被害			(億円)	*	*	0	0	0	90	90	130
	備却資産被害			(億円)	240	120	0	*	*	1,230	1,230	1,510
	在庫資産被害			(億円)	100	60	0	0	*	540	540	660

(2) 液状化被害想定

砂地盤の液状化現象が注目され始めたのは、1964年の新潟地震からのことであり、その後、1983年の日本海中部地震においても、家屋、堤防、港湾施設及び農地が液状化により大きな被害を受け、以来、この現象が一層重要視されるようになっていきます。神奈川県においても、1923年の関東大震災の際には、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録があります。

液状化現象は、水分を含んだ砂質土から成る地盤が、地震の振動により揺られて液体のようになり、地盤がその強さを失うことであり、このため、建築物が傾いたり、地盤が沈下したり、泥水が噴き出したりすることがあります。

県の調査では、液状化の危険度を

液状化の対象外

液状化の危険度はかなり低い

液状化の危険度は低い

液状化の危険度は高い

液状化の危険度は極めて高い

の5つの判定区分に分けています。

そして、各想定地震における綾瀬市域の危険度は、ほとんどの地域が、「液状化の対象外」になっておりますが、目久尻川、比留川及び蓼川沿いの38地点で、「液状化の危険度はかなり低い」と想定されています。また、目久尻川沿いで「液状化の危険度は低い」と「液状化の危険度は高い」が1地点ずつあると想定されています。



## 5 今後の対応

地震の発生の切迫性は、想定する地震によっていつ発生してもおかしくないとされているものから今後100年以上は発生が見込まれないものまで大きく幅があるものです。また、地震防災対策は、都市の安全性の向上や、災害発生に備えた事前対策、災害時の応急活動対策、さらには復旧・復興対策まで幅広い対策を継続的に進めていく必要があります。

そこで、短期的には、地震災害による被害の軽減に効果的な対策などを優先的に進め、中・長期的には、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していきます。

短期的目標(令和3年度以降5か年以内)

災害の発生に備えた災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、住宅・建築物の耐震化等の地震による被害を軽減する効果の高い対策を中心に進めます。

中・長期的目標(令和3年度以降5か年超)

地震防災対策を取り巻く社会状況の変化や地震関連制度等の動向を踏まえ、災害時応急活動事前対策の一層の充実や都市の安全性の向上を進めます。

なお、東日本大震災や熊本地震は、国内観測史上最大規模の地震により大規模な津波や家屋の倒壊等を伴い、被災地域が広範囲に及ぶ大災害となりました。近い将来、綾瀬市においても、このような大規模地震が発生しないと言い切ることはできません。

このため、30年以内の発生確率は低いとされていますが、発生した場合、綾瀬市に甚大な被害が予想される「大正型関東地震」を地震防災対策の目標とします。平成27年5月の神奈川県地震被害想定調査報告書に、大正型関東地震における避難所への避難者想定数(最大29,430人)が示されており、避難所や備蓄資機材の整備に反映させていきます。

なお、今後更に減災対策を進めることにより、避難所への避難者想定数の減少に努めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、自然災害と感染症による複合災害への対策に取り組むこととし、新たに必要となる備蓄資機材の配備や、避難所に人が密集することによる感染拡大を防ぐために、住民等が予め別の避難先(在宅避難、親族知人宅又は宿泊施設への避難、車中泊避難等)を考慮しておく「分散避難」の普及・啓発等に努めていきます。

### 関係資料

綾瀬市の災害記録【10 - 1】

## 第5節 防災ビジョン

### 1 基本理念

本市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた、地域防災計画策定運用の指針として、以下の3点を計画の理念とします。

- 1 「災害に強い都市」となるようまちづくりを進めます。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛えます。
- 3 「災害に対するハード・ソフト両面にわたる備え」を怠りません

### 2 基本目標

基本理念に基づき、「自らの身は自ら守る」、「皆のまちは皆で守る」、「迅速、的確な応急対策」という「自助・共助・公助」の三つの力を連携し、総合的な減災対策を推進するために、本計画で達成すべき基本目標を次の9項目とします。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化
- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

## 第2章 災害予防計画

大地震が発生しても、建築物の倒壊や火災の発生を最小限にし、市民が逃げ惑うことのないまちづくりが、都市防災の基本です。

このため、平常時から都市構造の安全性の向上と災害に強い都市基盤の整備を図り、都市防災を推進するため、第2章災害予防計画は、本市及び関係機関が関連計画により実施するこれら都市基盤整備関連事業等を、都市防災の観点から総合的に進めるための基本方針と各種災害応急対策の事前準備などを計画したものです。

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 公共施設の安全対策
- 3 ライフラインの安全対策
- 4 応急活動事前対策の充実
- 5 防災知識の普及
- 6 防災拠点の整備

## 第1節 災害に強いまちづくりの推進

大規模地震から市民の生命・財産を守るために、過去の大震災の教訓を踏まえて、被害の防止・軽減するための基本的なまちづくりの整備方針を定めた「綾瀬市防災まちづくり計画」を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。

### 1 市街地の整備

---

市街地の整備は、「綾瀬市総合計画2030」及び「あやせ都市マスタープラン」等により計画的に進めているところではありますが、市及び関係機関等は、住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から、計画的な市街地整備を推進するため、現在施工中もしくは、計画中の土地区画整理事業や地区計画を活用して、緊急時に有効なオープンスペースの確保を引き続き推進します。

#### (1) まちの延焼拡大防止の推進

土地利用の基本方針となる「あやせ都市マスタープラン」に基づき、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用によりまちの延焼拡大防止を総合的に推進します。

[都市部]

#### (2) 道路・河川の延焼遮断機能の強化

道路及び河川の有する延焼遮断機能を強化するため、関係機関と連携し、沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹種による街路樹整備等の施策を総合的に推進します。

[都市部]

### 2 都市公園の整備

---

都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、災害時における火災の延焼防止や退避場としての役割を担っており、これまでも整備に努めてきたところですが、今後も景観や防災面にも配慮して、計画的な整備を推進します。

#### (1) 公園の防災機能の充実

公園の災害発生時における避難場所としての位置づけを進め、施設周辺への延焼遮断効果を持つ樹木による緑化や非常照明設備など防災施設の整備を図ります。

[都市部]

#### (2) 緊急輸送道路等の緑化推進

緊急輸送道路等として位置づけられる道路については、針葉樹などの容易に燃える種類の樹木の植栽を行わないよう努め、必要に応じ、延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図ります。

[土木部]

### 3 農地・緑地の保全

---

計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、市民のための貴重な緑の空間やオープンスペースとしての保全を図って行きます。

また、緑を将来にわたって確保するため、保全すべき緑地については取得等をし、保全に努めます。

[関係各部]

### 4 オープンスペースの把握

---

オープンスペースは、災害時には、防災機関の活動拠点や物資輸送拠点、仮設住宅建設用地等、様々な用途での利用が期待されます。

市は、市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握し、データベース化を図ります。

[防災主管部]

### 5 道路・橋りょうの整備

---

#### (1) 都市計画道路の整備

現在、計画されている都市計画道路15路線については、早期事業化及び完成に努めます。

[土木部]

#### (2) 一般市道の整備

地域住民の円滑な避難路を確保するため、狭あいな道路の拡幅整備や舗装の打替えを行い、避難路となる生活道路の整備に引き続き努めます。

[土木部]

#### (3) 橋りょうの架替・新設

橋りょうの架替や補強については、耐震性など防災面にも考慮し、整備を行っているところですが、今後も引続き計画的な整備に努めます。

[土木部]

#### (4) ひとにやさしい道路環境の整備

身体障がい者、高齢者、子供等も安心して歩け、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅、段差の解消、道路の緑化を推進します。

[土木部]

#### (5) 道路標識の整備

道路標識の設置や拡幅・改良工事にあたっては、災害時避難の安全確保の観点から必要な配慮を行います。

[土木部]

6 かけ崩れ対策等の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、次の指定基準に基づき、県知事が土砂災害警戒区域等として指定します。

[都市部]

土砂災害警戒区域

災害種別	区 域
急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜度が30度以上、急傾斜地の高さが5m以上の区域</li> <li>・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域</li> </ul>

土砂災害特別警戒区域

災害種別	区 域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体の著しい危害が生じるおそれのある損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害警戒区域等の把握

本市においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域が41区域、土砂災害特別警戒区域が38区域指定されています。

なお、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他該当警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、土砂災害警戒区域で定めるものに加え、神奈川県により一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

また、防災ハザードマップを基に、土砂災害の情報や避難場所など市民への周知徹底を行います。

[都市部]

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、次の要件に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、必要に応じて事業主体となり急傾斜地崩壊防止工事を実施します。

[都市部]

区 分	内 容
急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜度が30度以上</li> <li>・ 高さが5m以上</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、または、5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館などに危害が生じるおそれがあるもの</li> </ul>

(4) 防災パトロールの強化

がけ崩れ等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるための事前措置として、平常時から危険箇所のパトロール等を実施します。

[都市部]

7 ライフライン施設の安全対策

---

(1) 上水道施設の安全化

県企業庁は、地震に強い水道とするため、主要水道施設の耐震化、給水区域全域に耐震継手管を採用し、耐震性の向上を図ります。

[企業庁]

(2) 下水道施設の安全化

公共下水道の施設に関しては、その重要性を勘案しながら耐震補強を推進します。

[土木部]

1 管渠の耐震化

2 下水道施設の防災施設としての活用

〔再生水(下水処理水)の有効活用〕  
〔下水道を利用した仮設トイレ対策〕

(3) 電力、ガス施設及び電話通信設備の安全化

各関係事業者は、液状化にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするためにも、施設の多元化・分散化、管路の多重化を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

また、災害発生時のふくそう対策として災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話対応災害伝言板を提供します。

なお、市は、緊急輸送道路における電柱の倒壊や電線垂れ下がりなどからの交通の確保や危険を回避するため、一部の区間で、緊急輸送道路での無電柱化を進めてまいります。

[関係事業者]

[土木部]

8 液状化対策

---

地盤の液状化による公共土木構造物の機能障害を最小限のものとするため、市の各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮し、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策に努めます。

市では、液状化による建築物の被害を少しでも軽減できるよう、土地(地盤)の安全性の確保について、市民への周知を行います。

[関係各部]

## 9 建築物の安全確保対策

---

### (1) 市施設及び公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化

病院及び大規模小売店等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設の耐震診断及び耐震補強工事を順次行うように努めます。

なお、市施設及び学校については、耐震補強工事が終了しています。

[関係各部]

### (2) 社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者が多数利用する公共社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に実施します。また、民間福祉施設について、同様の措置を講ずるよう要請して行きます。

[福祉部]

### (3) 民間建築物等の耐震化

民間建築物の耐震診断については、建築物の所有者または使用者が行うことが原則です。市は、綾瀬市耐震改修促進計画に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPRに積極的に取組み、建築物の安全確保に関し、普及・啓発を行うとともに耐震化を促進します。

[都市部]

### (4) 木造住宅の耐震補強等に対する助成

市は、昭和56年5月31日以前に建築された、在来工法による市内の木造住宅について、所有者が耐震補強等を実施する場合に費用の一部を補助する「綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金」制度を活用し、住宅の耐震化を促進しています。

今後もこの制度の利用を促進し、地震時における住宅の安全に対する市民の意識向上と災害に強いまちづくりを推進します。

[都市部]

### (5) 空き家対策

市は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び綾瀬市空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、流通促進及び適正管理の促進を図るとともに、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。

[都市部]

## 10 ブロック塀等対策、建築物の安全確保対策

---

### (1) ブロック塀等の安全化指導

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀等は、地震の際に倒壊しやすいため、市は、県と連携し通学路などを対象に実態を把握し、危険なものについては必要な補強の促進を図ります。

また、既存の危険なブロック塀等を撤去し、安全な工作物等を設置するための「綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業」制度を活用し、耐震化の促進を図ります。

[都市部]



(2) 定期点検の実施、その他安全確保

道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられます。このため、市はブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてのPRに努め、安全対策実施の促進を図ります。

[都市部]

(3) 学校等公共施設における生け垣化の推進

市は、小・中学校、保育所、市民文化センター等、公共施設の接道部について、倒壊による被害の軽減を図るため、生け垣化の推進に努めます。

[教育部、関係各部]

(4) 生垣設置奨励金交付制度の活用

市は、沿道の緑化の推進のため、生垣設置費用の一部を補助する「生垣設置奨励金交付制度」を行っています。

そこで、この制度を活用し、ブロック塀等の倒壊の被害を軽減するために、生け垣化を推進して行きます。

[都市部]

1.1 落下物等対策

---

(1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止

大規模小売店舗等、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対し、地震時の落下物等による被害を防止するため、措置を講ずるよう協力要請を行います。

[都市部、関係各部]

(2) 家具類の固定PR等屋内落下物被害の防止

阪神・淡路大震災では、建物及び家具等の倒壊による圧死者が多数発生しました。

このことから、市は、屋内における家具等の転倒、落下物等被害防止のためのPRに努め市民への周知を図ります。

[防災主管部、関係各部]

(3) 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想されます。このため、「神奈川県屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する点検及び改善指導を一層強化していくよう努めます。

[都市部]

(4) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置方法には、日本工業規格の据付基準(JIS B 8562)や「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)が定められているため、設置者に対して基準遵守の啓発を図ります。

[防災主管部]

関係資料

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱【10 - 3】

生垣設置奨励事業【10 - 4】

ブロック塀等の安全対策【10 - 5】

## 第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充

大規模地震が発生した場合、また発生が予想される場合に、迅速かつ適切な応急対策活動が実施できるように、体制整備の拡充を進めます。

### 1 応急活動体制の充実・強化

-----防災主管部、関係各部、施設管理所管部  
災害時に迅速かつ適切な災害対策を行うため、各部は、災害発生時の各任務について、あらかじめ部内の活動体制を検討しておくとともに、各部・各課における迅速な非常時体制を確立するための災害対応マニュアルやチェックリストを作成し、所属職員に周知・徹底を行います。また、市災害対策拠点施設管理者においては、災害時に対応した施設の安全管理に関するマニュアル等を作成して、災害時に素早く対応できる体制を整備します。

#### 今後応急活動に必要とされる対策マニュアル

	内 容	主管部
1	災害対策本部運営に関するマニュアル	防災主管部
2	警察、自衛隊との対応マニュアル	防災主管部
3	防災情報の管理や伝達に関するマニュアル	総務対策部
4	災害時の後方支援に関するマニュアル	総務対策部
5	避難行動要支援者の支援に関するマニュアル	救護対策部
6	医療・救護活動に関するマニュアル	救護対策部
7	防疫・保健衛生活動に関するマニュアル	救護対策部
8	遺体処理、埋葬に関するマニュアル	救護対策部
9	飲料水、食料、物資等の調達・供給に関するマニュアル	生活支援部
10	災害時の廃棄物処理に関するマニュアル	生活支援部
11	道路、下水道、交通障害に関するマニュアル	土木対策部
12	建築物応急危険度判定に関するマニュアル	土木対策部
13	建物応急修理に関するマニュアル	土木対策部
14	文教対策に関するマニュアル	教育対策部

### 2 災害対応組織の充実・強化

-----経営企画部、防災主管部  
災害時に迅速かつ的確な対応を取るためには、平常時から市域の現状を調査・把握し、災害時に発生する状況及び対策を研究・分析し、実際に対策を行う部署、機関等と連携・調整をしておく必要があります。このため、市は、災害時、非常時対応のための研究・調査、企画・調整を専門的に行う担当を整備するなど、災害、非常時に即応できる組織を検討して行きます。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めます。

## 第2章 災害予防計画

### 第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充

#### 3 災害対策本部等の配備人員報告

-----関係各部

災害対策本部及び災害警戒本部における各部長は、綾瀬市災害対策本部規則に基づき毎年4月1日現在の所属職員配置表を4月20日までに災害対策本部事務局長（防災主管部長）に提出します。また、人事異動等に伴い、職員配置に変更があった場合には、その後10日以内に新たな職員配置表を提出します。

#### 4 非常時職員動員システムの構築

-----防災主管部

災害等非常時の市職員動員計画や安否確認方法等について調査研究を行い、非常時における職員の人事管理を迅速かつ適切に行うためのシステム構築を推進します。

#### 関係資料

綾瀬市災害対策本部規則【8 - 5】

綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第3節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、適確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を迅速かつ正確に収集、伝達することが重要です。

また、市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制整備・強化を総合的に進めます。

### 1 災害情報ルート多重化

電話のふくそうや途絶時における関係機関との情報収集・伝達手段を確保するため、情報ルートの多重化及びリスクの分散化を図ります。

また、市民への確実な情報伝達手段を確保します。

#### (1) 綾瀬市防災行政用無線（地域系）

市役所、消防本部、消防団、陸上自衛隊第4施設群、海上自衛隊第4航空群、米海軍厚木航空施設司令部、大和警察署、ライフライン機関、一次避難所、二次避難所、自主防災組織、医療機関等の防災関係機関相互を結ぶ、綾瀬市防災行政用無線（地域系）であるデジタル式MCA無線を整備しており、今後も必要に応じて増設して行きます。

[防災主管部]

半固定局	59台
車載型	17台
携帯型	39台

#### (2) 綾瀬市防災行政用無線（同報系）

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要であります。このため市では、市役所本庁舎に設置されている親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカー及び個別受信機を通じて、一斉同報放送を行うための防災行政用無線を整備しています。東日本大震災においては、市民への情報伝達手段として防災行政用無線（同報系）の重要性が再認識されており、今後においては、災害に強くかつ市民に確実に伝達されるよう、情報伝達の機能強化を図りながら、計画的に更新を行います。

屋外子局設置数	33基
個別受信機数	18,189台

[防災主管部]

#### (3) 神奈川県防災行政通信網

県庁を統制局として、県機関、国、市町村、及びその他の防災関係機関を、相互に結ぶ通信網が整備されています。災害時における情報の迅速、的確な受伝達を図るため、有線回線に加え衛星回線により二重化が図られ、綾瀬市に設置された端末局により電話、ファクシミリ等の通信を行います。

[防災主管部]

(4) 神奈川県災害情報管理システム

市町村、県機関の被害情報の収集・集計・分析の迅速化を図るため、県、市町村が共同で整備した防災行政通信網を利用したオンラインネットワークとして運用されています。

[防災主管部]

(5) 防災対策関係職員への非常連絡体制の整備

職員の自宅電話や携帯電話番号などを把握・管理し、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めます。また、防災対策基幹職員に対しては、携帯電話などへのメール配信を活用して、電話ふくそう、もしくは途絶時における通信手段を確保し、初動体制を迅速に整えるための、非常時通信システムの整備を行います。

[防災主管部、関係各部]

(6) 災害時優先電話

市各部、公共施設、小・中学校、その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話の申し出を東日本電信電話(株)神奈川事業部に行い、協議を重ね災害時優先電話網の強化を図ります。

[総務部]

2 防災通信網の充実・強化

-----  
災害情報の正確かつ迅速な収集は、特に災害発生直後の被害状況の分析を行い、それに基づく的確な災害応急対策を実施するうえで、必要不可欠なものです。また、被災者に対する安否情報や生活関連情報の提供を含め、迅速かつ適切な情報収集・伝達方法を多様化した通信網の研究や検討を行い、防災通信網の充実・強化を図ります。

(1) 防災無線機能の充実

市防災行政用無線(地域系、同報系)の再整備にあたっては、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現行通信網における課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達機能の強化を行います。

[防災主管部]

(2) インターネット通信等の活用

被災者への情報提供及び災害対策本部、災害応急活動拠点等からの災害情報の収集、集計については、インターネット・イントラネット通信を活用した情報収集・伝達システムの早期導入を図ります。

[経営企画部]

(3) アマチュア無線団体との協力体制

災害時に保有する通信システムが使用できなくなった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ります。このため、アマチュア無線団体などと連携して災害時の情報伝達に関する協力体制を確保します。

[防災主管部]

(4) 事業所等との協力体制の充実

災害時における道路情報等の収集及び情報の伝達を確保するため、乗用旅客自動車協会（タクシー協会）や路線バスに搭載されている無線機等の活用による情報収集・伝達について協議・検討し、協力体制の強化を図ります。

[防災主管部]

(5) その他の情報通信網の活用

迅速かつ適切な情報収集・伝達方法を多様化した通信網として、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、緊急速報メール、市ホームページ等、放送内容を電話で確認できる音声応答装置、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、Lアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFMなどを活用します。

[防災主管部]

3 通信の利用制限及びふくそう対策の周知

-----防災主管部

市、県及びN T T等関係機関は、災害発生直後の電話ふくそうを防止するため、市民に対し、非常時における「留意事項」として、防災機関への通報できわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控え、家族・知人の安否確認等には「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「携帯電話災害用伝言板」を活用するようP Rに努め、その周知徹底を図ります。

4 災害時の広報体制の強化

-----  
災害時に市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制の整備・強化を総合的に推進します。

(1) 市防災行政用無線（地域系、同報系）の保守

防災行政用無線（同報系、地域系）の無線設備の定期的な保守・点検を行い、災害時に備え、その機能確保を図ります。

また、地域系防災行政用無線については、各部災害対策要員に対して、操作研修、訓練での実践を通じて、無線機器の操作技能向上を図ります。

[防災主管部]

(2) 拡声器付車両等の整備

拡声器付車両及びマイク・アンプ等の広報活動用資機材の増強を図ります。

[防災主管部]

(3) インターネットによる広報計画

災害情報や被災者への支援情報等については、不特定多数の人が情報を得やすくなるようにインターネットの活用を図り、きめ細かな情報伝達体制を整備します。

[経営企画部]

(4) 非常時における多様な広報要員の確保

ボランティア団体等との連携等により、要配慮者に対して点字、手話、外国語など、広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図ります。

[経営企画部、福祉部]

## 5 非常時における広報活動マニュアルの作成

---

災害時を想定し、状況別広報文例、協力機関リスト、要配慮者向け広報活動関係資料等を含む「災害時の広報活動マニュアル」を作成します。

[関係各部]

## 6 関係機関との災害時広報活動協力体制の確立

---

災害時には大量かつ迅速な広報活動を実施するために、災害時応援体制の確立を図ります。

### (1) 災害臨時広報誌等の発行に関する協力体制の確立

災害臨時広報誌を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進めます。

[市長室]

### (2) 報道機関との協力体制の確立

災害時に、各報道機関へ避難所情報や救援救護対策情報などの地域密着型生活情報の提供を行うとともに、それぞれの持つメディア特性を生かし、聴覚障がい者・視覚障がい者や外国人市民等向けの広報媒体としても機能の活用強化を図るよう協力を求めます。

[市長室]

### (3) その他、非常時における広報機能の整備

災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として、インターネット、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段についても研究、検討を行います。

[防災主管部]

### 関係資料

綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【2 - 1】



## 第4節 医療・救護対策

大規模災害が発生した場合に、迅速かつ適切な医療・救護対策活動が実施できるように、体制整備強化を総合的に進めます。

### 1 初動医療体制の整備

-----健康こども部

#### (1) 市医師会との連携強化

市医師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図ります。また、大規模災害時に設置される「医療救護本部」の円滑な活動体制を整えるための応急医療救護訓練や情報交換を行います。

#### (2) 災害対策用備蓄医薬品の配備

災害時に応急救護所等で使用する、救急医療品セットの計画的な配備を進めます。なお、医療品セットの内容品等については、市医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努めるとともに、災害時に有効に使用するため、定期的な消毒及び入替えを行います。

#### (3) トリアージタグの整備

災害発生時など多数の傷病者が発生した場合の医療救護では、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療に当たることが求められます。このため、傷病者の症病の緊急度や程度に応じたトリアージ（傷病者分類）により治療に当たることとなるため、災害時に応急救護所等で行われるトリアージに使用するトリアージタグ（識別票）の計画的な整備を行います。

#### (4) 「心のケア」体制の確立

災害の発生によって、生活環境の激変など、被災者の「心の傷」のケア体制を県保健福祉事務所や関係機関等と連携して、その体制整備に努めます。

### 2 医療機関等との連携

-----  
大規模災害が発生した場合における医療・救護活動は、各医療関係機関等の稼働状況を早急に把握し、受入可能な医療機関へ迅速に負傷者などを搬送することが重要です。このため平常時から関係機関との連携を図り、連絡体制などの整備に努めます。

#### (1) 医療機関との連絡体制等の整備

大規模災害時における医療機関の状況把握、連絡方法等について事前協議を行い、連絡体制の整備に努めます。

[健康こども部、消防本部]

(2) 厚木保健福祉事務所大和センターとの連絡体制等の整備

県は、医療救護活動を円滑に実施するため、救護所として県保健福祉事務所等を医療救護の支援拠点として位置づけます。これにより医療・救護の機能強化が図られることから、平常時から連携を図り、連絡体制などの整備に努めます。

[健康こども部]

関係資料

災害時における医療・医薬品に関する協定【3 - 4】

## 第5節 救助・救急、消火活動体制の拡充

大規模災害が発生した場合の救助・救急、消火活動は、市消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊の協力を得ながら実施することとなることから、消防力や消防水利の整備・強化などを総合的かつ計画的に推進します。

### 1 消防力の整備・強化

-----消防本部

#### (1) 消防力の充実・強化

消防力等の整備・強化を図るため、綾瀬市消防計画及び消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）並びに消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき計画的に推進します。

#### (2) 消防団体制の強化

消防団体制の充実を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車のほか、消防用資機材、救出用資機材等の配備を計画的に進めます。また、団員確保対策を積極的に進めるとともに、団員に対して必要に応じた教育訓練を実施します。

#### (3) 消防水利整備事業

消防水利が不足している地域には、消火栓又は防火水槽を計画的に整備し、宅地等開発区域には、綾瀬市開発行為に関する指導要綱に基づき適正な消防水利の設置指導を行い、消防水利の充実強化を図ります。

#### (4) その他の消防水利の確保

大規模災害時における多様な消防水利の確保を図る観点から、関係機関と連携し、特に建築物の焼失危険度が高い地域においては、建物等の保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・水路、下水処理水等の利用を円滑に行うため消防法第21条に基づく消防水利の指定を積極的に進めます。

#### (5) ヘリコプターの活用

災害時の救助及び重傷者の搬送に防災関係機関所有のヘリコプターやドクターヘリを活用し、救助・救急における機動性を高めます。

### 2 救急体制の強化

-----消防本部

救急体制を強化するため、救急救命士が行う高度救急救命処置の充実強化と、救急隊員の教育及び研修制度の充実を図ります。

### 3 自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及

-----消防本部

心肺蘇生や止血など、応急手当を確実に行うことができる市民の方々を増やしていくため、救急法等の講習会を積極的に実施するとともに、自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及に努めます。

### 4 出火の防止

-----消防本部

火気使用設備、危険物施設及び化学薬品を取り扱う施設などからの出火防止のため、県及び市では、それぞれの施設等に応じた指導體制の整備を図ります。

#### （1）火気使用設備・器具の安全化

綾瀬市火災予防条例（昭和37年条例第9号）第18条に基づく液体燃料を使用する器具及びその他の火気使用器具の安全使用並びに出火防止対策の指導徹底を図ります。

#### （2）危険物施設の安全化

危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の促進、立入検査の強化などを行い、事故防止を図ります。

#### （3）化学薬品の安全化

化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を推進します。

主な指導事項

- 1 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- 4 化学薬品収納場所の整理整頓
- 5 初期消火資機材の整備

#### （4）電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けています。

消防本部は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の推進を図ります。

## 5 危険物等災害予防対策

-----消防本部

危険物施設等は、その取扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があります。

よって、県及び市では、これらの施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策、防災対策教育の推進を図ります。

### (1) 危険物取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設・設備等の耐震化の推進
- 2 緊急措置基準などの作成に対する指導
- 3 地震防災教育・訓練の推進
- 4 防災資機材の整備

### (2) 危険物取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 防災資機材の整備
- 2 化学消火剤の備蓄
- 3 緊急停止等に関する規定の作成、整備
- 4 地震防災教育・訓練の実施
- 5 混合発火防止策の実施

### (3) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設の耐震化指導
- 2 保安管理技術の研究開発
- 3 地震時応急体制の整備促進
- 4 地震防災教育・訓練の推進

(4) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 施設、設備等の耐震化の強化
- 2 防災資機材の整備
- 3 緊急保安体制の確立
- 4 「地震時における緊急措置作業基準」の作成
- 5 地震防災教育・訓練の実施

(5) 毒物及び劇物取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設の耐震化指導
- 2 貯蔵タンクの検査強化の推進
- 3 関係行政機関及び関係団体との緊密な連携
- 4 地震防災教育・訓練の推進

(6) 毒物及び劇物取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 緊急保安体制の確立
- 2 防災資機材の整備
- 3 施設、設備等の耐震化の強化

6 広域応援体制の受入等の整備

-----消防本部  
大規模災害時に同時多発及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対応できないことが予想されます。このため、県下消防相互応援協定又は神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、他の自治体へ応援要請及び緊急消防援助隊への派遣要請などの手続や受入れ体制のマニュアル化を図ります。

7 自衛隊、警察などとの連携強化

-----消防本部  
災害時には、自衛隊、警察など専門技術や資機材を持った防災機関との連携は不可欠であるため、平常時から出来る限り情報の共有化を図り、災害時の円滑な消防活動の実施に努めるとともに、合同訓練等を実施して大規模災害に備え、連携強化を図ります。

関係資料

綾瀬市火災警報規則【6 - 1】

神奈川県下消防相互応援協定書【6 - 2】

神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空機特別応援実施要領【6 - 3】

東名高速道路消防相互応援協定書【6 - 4】

消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【6 - 5】

消防組織と現勢【6 - 6】

## 第6節 避難対策

災害が発生した場合、市民の生命を確保するために、市では、一時避難場所、広域避難場所、避難所を確保・指定しています。安全に避難するため、環境整備を総合的に進めます。

### 1 避難場所等の指定・整備

#### (1) 一時避難場所の指定・整備

災害発生時、広域避難場所や避難所へ避難する前に、家族や近隣の避難者が一時的に安全確保のために様子を見る場所または避難のための集団を形成する場所として、都市公園等を一時避難場所として指定しています。市は、防災ハザードマップや市ホームページ等を活用し、これら一時避難場所の周知を図るとともに、各施設の管理者と連携して、円滑な避難のための条件整備に努めます。

[防災主管部、関係各部]

一時避難場所 108箇所（令和3年4月1日現在）

#### (2) 広域避難場所の確保

地震火災やその他の市街地における大規模火災発生時の、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するため、市は、必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、広域避難場所を26箇所確保しています。今後も市街化の状況に応じ、安全な避難のため、広域避難場所の確保及び環境整備に努めます。

[防災主管部、関係各部]

主な整備目標

- 1 初期消火・救助救援活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 夜間・休日に地域住民が広域避難場所として利用するために必要な準備措置等
- 3 災害対策本部との相互情報連絡手段の確保

#### (3) 指定緊急避難場所の指定

地震災害が発生または発生するおそれがある際に円滑かつ迅速な避難を図るため、災害対策基本法施行令で定める基準に適した施設及び場所を、指定緊急避難所として指定します。市では広域避難場所26箇所を指定しています。

[防災主管部]

#### (4) 一次避難所の指定

災害により被害を受け、住居を喪失するなどの被災者について、一時的居住施設として、避難所を開設し、応急的な食料配布等を行うなどの保護を行います。

このため、避難所開設予定施設として、市立小・中学校（15校）及び市内県立高校（2校）を指定し、市の防災ハザードマップの配布や地域の広報掲示板に避難所を表示するなどして市民への周知を図っています。

[防災主管部]



(5) 二次避難所の指定

要配慮者は、一般的な避難所生活には耐えられないことも予想されるため、市は、要配慮者優先もしくは専用の二次避難所として、公共施設(14施設)を活用することとしています。

[防災主管部]

(6) 指定避難所の指定

被災者が安全に一定期間滞在できるよう、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設やその他の施設を、指定避難所として31施設を指定しています。

[防災主管部]

(7) 地域避難所の確保

災害により被害を受け、住居を喪失するなどの被災者の一時的居住施設として、一次避難所17施設を指定していますが、大正型関東地震における避難所への避難者想定数に備えるため、地域の事業所等の施設の一部を地域避難所として使用できるよう、事業所等に協力を求めています。

[防災主管部]

(8) 福祉避難所の確保

二次避難所の施設では対応困難な場合を想定し、設備・体制が整った民間の社会福祉施設等と連携し、福祉避難所として緊急受入れに関する協定を締結して要配慮者の支援体制強化に努めます。さらに、公立の社会福祉施設についても受入れます。

[福祉部]

(9) 避難所開設・運営に必要な資機材の備蓄

市は、独立した防災倉庫を各避難所(一次、二次避難所)に設置し、被災した市民のための避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行っており、引続き計画的な整備に努めます。また、被害の状況により、指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の提供・確保、野外受入施設用資材(テント・ビニールシート等)・車中泊等避難者用資機材確保・調達のための体制の確立を図ります。

[防災主管部]

(10) 避難所の環境整備

避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をともにすることとなるため、円滑な避難所運営には、避難者相互の理解と協力が不可欠です。しかし、最低限度の被災者のプライバシー保護や出入口、その他の段差の解消、救護スペースの確保など、要配慮者への配慮等を図る必要があるため、設備等の改修が必要なものについては、避難所開設予定施設の改修計画に合わせて整備を図ります。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

[防災主管部、関係各部]

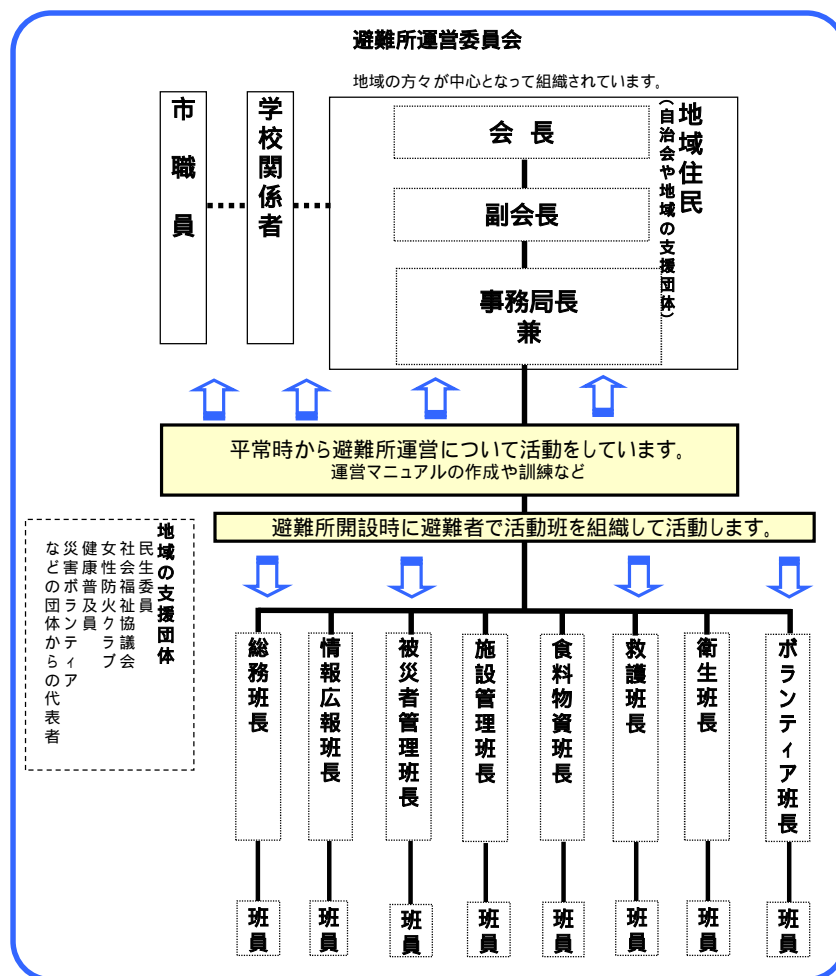
## 2 避難所運営委員会との連携

-----防災主管部、関係各部  
避難所の開設・運営は、住民の安全確保、生活の維持、健康・衛生管理など、様々な配慮が必要です。市では、各地区の住民代表者と避難所運営委員会を組織しています。

避難所運営委員会では、あらかじめ作成してある「避難所運営マニュアル」の作成、見直し及び地域住民へのマニュアルの周知などを行い、円滑な避難所運営体制について検討、整備に努めています。

### (1) 避難所運営委員会の組織構成

避難所運営委員会は、次により構成されています。



### (2) 避難所運営委員会の役割

大規模災害時には、住居を喪失したなどの地域住民が一定期間臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難所が避難者にとって秩序の取れた生活の場として機能するように、平常時から運営マニュアルの作成や見直し、避難所内での要配慮者対策など、避難所の円滑な運営に向け検討を行います。このため、避難所運営調整会議を定期的開催します。

(3) 避難所運営委員会の活動内容

- 1 災害時に備え避難所運営マニュアルの作成、見直し及び要配慮者対策などの検討、決定
- 2 避難所運営にかかる訓練の実施
- 3 防災に関する意識啓発活動の実施
- 4 自主防災組織などとの連携に関する事項の検討

3 避難経路の整備

-----都市部、土木部、自主防災組織  
避難経路となり得る道路については、計画的に整備を行います。特に幅員4m以下の狭あい道路については、避難、消防活動の支障となる恐れが強いため、改善に努めます。

また、建物の倒壊等により閉塞する恐れのある避難路等について、実態調査を行い、必要に応じて、道路沿いの建築物の耐震化を推進するなど、避難路の確保に努めます。

なお、自主防災組織は、災害時に家屋の倒壊、延焼などにより避難経路が遮断される場合を考慮して、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。

4 関係機関・団体等との連携強化

-----防災主管部  
不特定多数の人が集まる施設や、災害が発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため警察、自主防災組織等との協力体制の確立を図り、その連携の強化に努めます。

5 市外県外への避難者の情報把握

-----防災主管部  
大規模災害の発生により、市外、県外へ避難した市民に対して、的確に行政情報を提供するためには、避難した市民の所在地情報を把握することが不可欠となります。このため、避難した市民が、避難先の市町村に避難先等の情報を任意に提供し、その情報を避難元の市町村に提供する「全国避難者情報システム」が用意されていますので、このシステムが災害発生時に、有効に活用されるよう市民に対してシステムの周知を図ります。

6 避難所外避難者への対策

-----防災主管部、関係各部

(1) 適切な指定避難所の指定と生活環境の整備

被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。

(2) 避難所外で避難者の把握、物資等の供給及び健康確保

避難所マニュアル策定指針などを参考に、車中泊などやむを得ず避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

## 7 住民への周知

-----防災主管部、関係各部

### (1) 地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法

地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

### (2) 誘導標識設置上の留意点

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

## 8 避難訓練

-----防災主管部

緊急避難場所等への住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

## 9 ペット対策

-----防災主管部

### (1) 普及啓発活動の実施

県「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。

### (2) 避難所運営マニュアルへの反映

避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難のルールを地域住民に周知します。

また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

### 関係資料

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

避難所運営マニュアル(標準形)【4 - 4】

## 第7節 要配慮者対策

災害が発生したとき、高齢者、障がい者、難病患者、人工透析者、周産期・小児等、災害発生時に迅速・的確に避難することやその後の生活を送るのに、何らかの支援が必要な場合が多いと思われます。また、日本語が不自由な外国人市民も、防災に関する緊急情報などが理解できず、的確な行動がとれない可能性があります。

今後においては、これらの要配慮者への支援対策を強化します。

### 1 要配慮者等の定義

-----福祉部

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々を要配慮者といいます。要配慮者のうち、高齢者や障がい者等、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を、避難行動要支援者といいます。

### 2 避難行動要支援者の把握

-----福祉部

避難行動要支援者として、地域での支援協力を得るため、本人の同意による「登録制度」を実施しております。

### 3 避難行動要支援者支援マニュアル等の作成

-----福祉部、関係各部

#### (1) 避難支援プラン全体計画

避難行動要支援者の避難支援については、自助・地域(近隣)の共助を基本として、避難行動要支援者及び避難支援者への迅速・確実な伝達体制の整備など、国により取りまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月(内閣府))」に基づき、「避難支援プラン全体計画」が作成されています。

#### (2) 避難行動要支援者支援マニュアル

災害時における在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析者、周産期・小児等への対応を含めた支援体制を整備するため、県が作成した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や関係機関との連携をもとに、「災害時避難行動要支援者マニュアル」が作成されています。

また、災害時に当事者の方と支援する方に必要となる事項をまとめた「防災ハンドブック」を活用し、災害への備えや障がいの種類別に気をつけることについて周知します。

### (3) 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認等をより確実なものとするため、その基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき作成するとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するように努めます。この名簿には、次の項目を記載・記録するものとします。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、必要に応じて、同法第49条の11第2項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織を始めとする避難支援関係者に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとします。

この避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供に当たっての情報漏えい防止措置などの必要な事項については、別に定めるものとします。具体的には、次の事項について定めます。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保（配偶者暴力、ストーカー行為、児童虐待等）

### (4) 個別避難計画

市は、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための次の事項を記載した個別避難計画の作成に努めます。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するように努めます。

- 1 避難支援等実施者
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- 3 その他、避難支援に関し、必要な事項

#### 4 社会福祉施設等との連携

-----福祉部

高齢者、障がい者などは、一般的な避難所での共同生活には耐えられないことも予想されるため、設備、体制が整った民間の社会福祉施設等と連携して要配慮者支援を実施するために、あらかじめ、施設管理者と福祉避難所としての緊急受入れに関する協定を結んでいます。今後は、これらの福祉避難所の具体的運用について調整を実施するとともに、協定施設相互の連携体制を進め、支援体制の強化を図ります。また、新たな民間の施設等との協定の締結を積極的に推進します。さらに、公立の社会福祉施設についても確保し、民間の社会福祉施設等と同様に、要配慮者の受入を行い、支援します。

#### 5 社会福祉施設等の対応

-----社会福祉施設

社会福祉施設の入所者あるいは通所者は要援護者であることから、社会福祉施設の管理者は、日頃から防災対策を行っておきます。

##### (1) 防災設備等の整備

施設そのものの災害に対する安全性を高めます。また、ライフライン等の機能停止に備えて入居者の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備を行います。

##### (2) 組織体制の整備

災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておきます。特に職員が手薄な夜間は、照明の確保が困難であることを配慮した組織体制を確保します。

##### (3) 防災教育訓練の実施

施設職員や入所者が、防災についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の状況に応じた防災訓練を定期的実施します。特に、自力避難が困難な入居者がいる施設では、夜間を想定した防災訓練も行うように努めます。

#### 6 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保

-----防災主管部、福祉部、社会福祉施設

市は、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）を指定します。

市は、要配慮者利用施設に対し、市防災行政用無線、あやせ安全・安心メール等により洪水予報等の情報を伝達します。

要配慮者利用施設は、洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、同計画に基づく訓練の実施状況を、市に報告します。

## 7 外国人市民への対応

-----市民環境部

本市には、約4,200人（令和3年4月現在）の外国人市民が居住しています。

そのうち一定数の人々が十分に日本語を理解できず、災害時には言葉の問題から情報が十分に伝わらずに二次被害に巻き込まれたり、被害が拡大する可能性があるため、避難行動要支援者になることが懸念されています。

### （1）外国人市民への防災意識啓発

外国人市民への防災パンフレットの作成については、やさしい日本語や各種の母国語を使用して避難行動や避難場所などの情報を提供します。

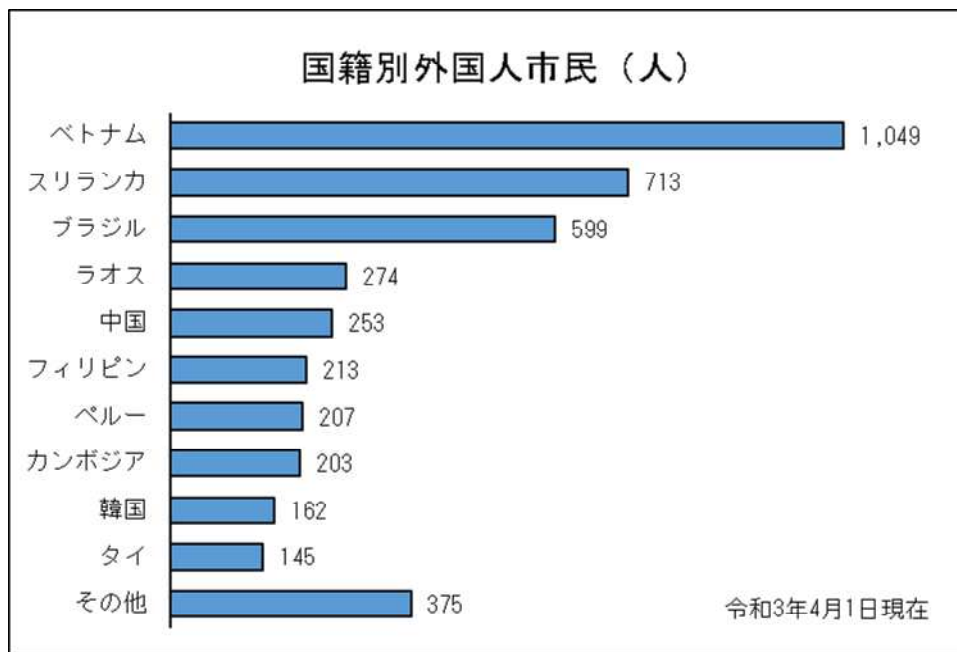
また、外国人市民を雇用している企業での防災教育や防災訓練を支援します。

### （2）外国人市民への防災行政用無線放送

災害時に放送する緊急放送は、やさしい日本語や多国語での放送に努めます。

### （3）外国人市民を交えた防災訓練

外国人市民を交えた防災訓練の実施を検討します。



### 関係資料

要配慮者利用施設一覧【4 - 23】



## 第8節 防疫・公衆衛生・清掃対策

災害時の防疫・衛生、公衆衛生など、環境保全にかかる体制整備を総合的に進めます。

### 1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備

-----健康こども部

#### (1) 防疫・衛生活動体制の整備

災害時においては、感染症が発生しないように組織的な防疫活動を実施する必要があります。そのため、「防疫班」を組織し、殺菌、消毒、ねずみ等の駆除、飲料水の水質検査などを迅速に行える体制整備に努めます。

なお、防疫・衛生活動の内容を検討、整理し、その実施計画の作成に努めます。

#### (2) 関係機関・民間業者等との協力体制の整備

大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資機材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図ります。

#### (3) 防疫・衛生用資機材の確保

災害時における防疫・衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置・資機材等の備蓄に努めます。また、市有の資機材の備蓄では対応しきれない場合を想定し、県、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制の確立についても検討します。

### 2 遺体収容に関する事前対策

-----福祉部

#### (1) 遺体収容・埋葬マニュアルの作成

大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、市は遺体収容所を設置し、警察による検視、医師の検案等、各関係防災機関等と連携して、迅速かつ適切に遺体の取扱いに関連する各種活動を行う必要があります。このため、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体の取扱いについて検討し、マニュアル等の作成に努めます。

#### (2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備

災害時の遺体収容所設置及び遺体の取扱い等に関し、事前に県、警察署、その他の関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

#### (3) 広域火葬体制の強化

神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は広域的な協力体制をとります。

#### (4) 身元不明遺体に必要な施設の確保

大規模災害時に発生することが予想される遺体の火葬、埋葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、身元不明遺体にかかる必要な施設の確保に努めます。

### 3 し尿処理体制の整備

---

#### (1) 災害時におけるトイレ等の確保

大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯用便器等の備蓄整備を進めています。今後も、引続き計画的に備蓄を行い、災害時のトイレ対策に万全を期して行きます。

[防災主管部]

#### (2) 仮設トイレの確保体制の確立

市で備蓄しているトイレでは対応しきれない場合に備え、レンタル会社との災害時における協力協定を締結しています。今後においては、バキュームカーやし尿処理資機材などを民間収集業者やレンタル会社からの資機材確保について検討し、災害時におけるし尿処理のための体制の確立に努めます。

[市民環境部]

#### (3) 災害時における「便所用水」確保等についての周知

阪神・淡路大震災では、トイレ自体は破損を免れたものの、上水道の破断により使用不能となったトイレが多数存在したことが報告されています。

このことから、市は「風呂水のくみ置き」等、災害時に備えた便所用水・生活水の確保について、市民への周知を図って行きます。

[防災主管部]

#### (4) 大規模災害時を想定した「し尿処理・処分マニュアル」の作成

大規模災害時には、水洗トイレの使用不能により、大量のし尿発生が予想されます。

一方では、市の処理施設が被災する可能性もあり、市の処理能力は低下するものと想定されます。これら非常時においても、仮設トイレ等からのし尿の収集体制や処理施設の非常時処理方法等、適切かつ迅速な処理を行うための「し尿処理・処分計画」を検討し、マニュアル等の作成に努めます。

[市民環境部]

#### (5) 下水処理施設の整備

大規模災害時においても被害を最小限に抑え、下水道が適切に機能するよう、下水処理施設の耐震化、ライフライン停止時に対するバックアップ設備の設置、災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、非常時に配慮した整備を図ります。

[土木部]

#### (6) 災害時相互応援協力体制の整備

下水道事業の災害時相互応援については、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、災害時に迅速・的確な連携が図れるよう体制整備を進めます。

[土木部]

#### (7) 民間事業者等との協力協定の締結

大規模災害時に発生が予想される、大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集・処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

[市民環境部]

#### 4 ごみ・がれき処理体制の整備

---

##### (1) ごみ・がれき処理・処分マニュアル等の作成

大規模災害時に大量に発生することが想定される、ごみ・がれき等に迅速かつ適切に対応するため、ごみの一時集積場所や廃棄物の仮置き場等の候補地の検討など、災害時を想定した処理・処分マニュアル等の作成に努め、非常時に備えます。

[市民環境部]

##### (2) 近隣市町村・民間事業者等との応援・協力体制の確立

ごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処分するため、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて協力が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

[市民環境部]

## 第9節 飲料水の確保対策

水は、生命及び生活の維持に必要不可欠です。このため、災害時における飲料水等の確保、給水体制の整備を総合的に進めます。

### 1 応急給水拠点及び給水源の確保

-----防災主管部

#### (1) 飲料水兼用耐震性貯水槽

震災等による上水道の断水及び道路輸送が困難となる事態を想定し、災害初期の応急飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽（100m<sup>3</sup>）を各地域に整備しています。

番号	設置場所	所在地
1	光綾公園駐車場	深谷上4丁目5234番地
2	北の台小学校	大上9-14-1
3	綾北小学校	寺尾本町3-10-1
4	早園小学校	小園420番地
5	綾西小学校	綾西1-2-1
6	綾南小学校	上土棚中1-12-19
7	消防本部庁舎	深谷中1-4-30

#### (2) 県企業庁の災害用指定配水池

県企業庁は、災害初期の応急飲料水を確保するため、吉岡配水池を災害用の配水池として指定しています。また、吉岡配水池に替えて、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬調整池を応急飲料水の供給場所として指定することがあります。

○吉岡配水池確保水量 11,950m<sup>3</sup>

（神奈川県内広域水道企業団綾瀬調整池 確保水量 11,000m<sup>3</sup> 他市町供給分を含む）

#### (3) プール・受水槽等補給用給水源の指定・整備

給水拠点及び貯水槽の整備による応急飲料水の確保のほか、補完的な給水源として市立の小・中学校にろ水機等を配備しています。水は、生命維持に必要なものであり、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、引続き計画的な整備・点検を行い使用方法等の周知を図ります。また、飲料水兼用耐震性貯水槽が設置されていない小・中学校の受水槽には、緊急遮断弁が設置されています。今後は、現に飲料用に使用される市内公共施設・事業所等の受水槽の活用による飲料水確保について、検討していきます。

#### (4) 災害対策用井戸の指定

災害時の飲料水及び生活用水を確保するため、井戸の所有者と災害時における井戸水の供給協力をお願いしています。今後は、井戸を所有する事業者との災害時応援協定の締結の検討や所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法について検討します。

## 2 給水用資機材の整備・強化

-----防災主管部

市は、災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資機材の整備に努めており、引き続き計画的な整備を図ります。

## 3 非常時活動体制の整備・強化

### (1) 応急給水

大規模災害時における応急給水体制の確保、搬送及び給水方法など、あらかじめ県企業庁や関係機関、応援協定団体等と調整し、災害時における応急給水マニュアル等の作成に努めます。

[市民環境部、産業振興部]

### (2) 応急復旧

大規模災害時の迅速な応急復旧を実施するため、県企業庁海老名水道営業所及び綾瀬市管工事業協同組合等と調整し、あらかじめその対策マニュアル等の作成に努めます。

[土木部]

## 4 協力体制の確立

-----防災主管部

災害時における応急給水並びに応急復旧活動を円滑に確立するため、県企業庁、綾瀬市管工事業協同組合など関連団体等と連携・協力体制の確立を図り、非常時の活動体制の整備、強化に努めます。

### 関係資料

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【3 - 1】

## 第10節 備蓄体制の充実・強化

災害時における被害拡大の防止や救助活動、応急復旧活動を行うための資機材や被災者への救援活動を円滑に実施するためには、食料や生活物資等の備蓄が不可欠です。今後においても、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し、その備蓄体制を総合的に進めます。

### 1 防災備蓄庫の整備

-----防災主管部

災害時における救助活動、被災者への救援救護活動を行うために必要な資機材は、地震発生後に予想される輸送ルートの途絶や流通機能停止などを考慮して、一定品目・数量を市内防災活動拠点等に分散して備蓄を進めるものとします。

#### 防災備蓄庫設置場所

種 類	設 置 場 所
避難所・広域避難場所	市内小・中学校（15校）、市内県立高校（2校）、綾北福祉会館、綾南保育園、大上保育園、寺尾児童館、小園児童館、ながつつ児童館、中央公民館、地区センター（5箇所）、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
広域避難場所	市民スポーツセンター屋外運動場陸上競技場、小田急藤沢ゴルフクラブ、光綾公園、風車公園、城山公園、綾西公園
市庁舎	地下倉庫
その他	消防分団車庫、寺尾公園、寺尾南自治会館、保健福祉プラザ、深谷中防災倉庫

#### 主な備蓄資機材

エアertent、テント、簡易型避難所用テント、折畳式簡易ベッド、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、ガスコンロ、救急箱、担架、発動発電機、投光器、コードリール、懐中電灯、メガホン、かけや、大ハンマー、金てこ、両口つるはし、角・丸スコップ、チェーンソー、ウォーターバルーン、給水タンク、臨時給水栓、ポリタンク、給水容器、プライバシー確保パーテーション、暖房機、折りたたみリヤカー、サバイバル・ブランケット、弾性ストッキングなど。

## 2 非常用食料の備蓄

-----防災主管部

大規模地震により住家を失うなどした市民に供給するため、非常食料を備蓄します。今後、大正型関東地震に対応するため備蓄を進めるとともに、備蓄食料以外の必要な食料については、市民の備蓄や関連企業等と流通在庫を利用した協定による調達、国・県への調達要請によって食料の供給を実施します。また、アレルギー対策に配慮した非常用食料の備蓄を検討します。

### 備蓄食料

(令和3年4月現在)

種 類	数 量
主 食 (レトルト食品、アルファ米等)	112,460 食
お か ゆ	2,060 食
調整粉乳(粉ミルク)	1,440 食
調整粉末大豆乳 (ミルクアレルギー対応粉ミルク)	72 食
調整液状乳(液体ミルク)	360 食

## 3 生活必需物資の備蓄

-----防災主管部

避難所などでの生活に必要な生活必需物資の備蓄を行っています。

今後も引き続き備蓄の強化に努めるとともに、必要な生活必需物資については、関連企業等と流通在庫を利用した協定による調達や、国・県への調達要請によって生活必需物資等の支給を実施します。

### 備蓄生活必需品

種 類
災害用毛布、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ

## 4 県央地区広域防災活動拠点との連携

-----防災主管部

県では広域防災活動拠点を整備し、救援物資の受入れ、集積・配分、市町村への防災資機材の貸出し並びに情報連絡活動を行います。市はこの広域防災活動拠点と連携して、災害応急活動の充実を図ります。

### 県央広域防災活動拠点

種 類	施 設	所 在 地
物資倉庫 貯水槽	県立厚木高校	厚木市戸室2-24-1
臨時ヘリポート	厚木市営厚木野球場	厚木市厚木2325

## 5 緊急調達体制の整備

-----市民環境部、産業振興部  
応援協定業者、県、他市町村などからの救援物資等の調達方法、受入れ手順、供給方法等について検討し、非常時における物資供給活動を円滑に実施するため、物資等の調達・供給に関するマニュアル等の作成に努めます。

### 関係資料

防災倉庫設置場所一覧【4 - 5】

各防災倉庫備蓄品【4 - 6】

災害時応援協定一覧【10 - 8】



## 第11節 文教対策

大規模地震災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合の児童・生徒などの安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所運営の支援などの学校防災計画を作成し、教職員、保護者に周知徹底することにより、児童・生徒などの安全確保を図ります。

### 1 学校防災計画等の作成

-----教育部

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において学校防災計画を作成し、災害時における迅速かつ的確な対応を図ります。

#### 学校防災計画の内容

1 学校災害対策本部組織の編成と事務分掌	7 災害用品などの備蓄
2 地震時の基本行動	8 防災訓練の実施
3 教職員の参集体制	9 南海トラフ地震に関連する情報発表時における措置対策
4 児童・生徒の安全・生活・健康指導	10 防災教育の実施
5 通学路などの安全点検	11 心的症状の対応体制
6 児童・生徒の引渡し・集団下校・保護	12 その他学校災害対策に必要な事項

### 2 学校施設の事前対策

-----教育部

公立学校の施設は、大規模災害発生時には避難所としても利用されることから、施設の耐震性等の安全確保を図ります。また、大規模災害発生時においても早期に教育が再開されるように、教育施設、教員、学用品などの確保に努めます。

なお、私立学校は災害予防体制を整えるとともに、防災応急策の策定と避難訓練の実施を行います。

#### (1) 避難所としての学校施設の整備

大規模災害発生時に避難所として円滑に機能するように、飲料水確保のための緊急遮断弁の設置のほか、非常電源や雨水などを有効利用した設備の充実に努めます。

#### (2) 教育再開への施設整備

早期の教育再開に対応するため、教材用品などの充実に努めます。

#### (3) 教職員の確保

大規模災害による被災または交通網の遮断等により、教職員が参集できない場合に備えて、臨時教職員の確保に努めます。

### 3 防災教育の充実

#### (1) 応急教育対策用カリキュラムの策定

市教育委員会は、大規模災害の発生を想定し、応急教育対策用カリキュラムを策定します。また、災害時に教職員が指示を誤らないように、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会の開催などにより、防災教育の充実を図ります。

児童・生徒への防災教育としては、教科、特別活動など、学校教育全体を通して災害に対する正しい知識、対処法などの指導を行い、防災（避難）訓練を計画的に実施します。

なお、児童・生徒が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努めます。

[教育部]

#### 応急教育対策用カリキュラムの基本事項

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 児童・生徒の在宅時における指導 | 2 児童・生徒の在校時における指導   |
| ・児童・生徒の緊急連絡網の作成   | ・安全な登下校の仕方          |
| ・家庭における避難方法       | ・保護者との緊急連絡網の作成      |
| ・児童・生徒の被災状況の把握    | ・避難所での学校生活・家庭生活のあり方 |
|                   | ・在校時における避難方法        |

#### (2) 心のケアなどに関する研究

被災者に対するメンタルケア対策及び教育的ケア等に関する研究を推進します。

[福祉部、健康こども部、教育部]

#### 基本事項

- |                    |
|--------------------|
| 1 被災者に対するメンタルヘルスケア |
| 2 児童・生徒の教育的ケア      |
| ・カウンセリングマインド       |
| ・家庭及び地域、関係団体との連携   |

### 4 文化財の保護

-----市民環境部

市内にある文化財を保存・継承するため、防災関係機関等と情報を共有化し、災害時にも被害を最小限にとどめるような震災対策を検討するとともに、その予防対策の推進を図ります。

#### 関係資料

指定文化財一覧【10 - 11】

## 第12節 緊急輸送道路等の確保

大規模地震災害が発生した場合における、災害応急活動に必要な物資、資機材、応援部隊等の広域的緊急輸送を円滑に行うための環境整備を総合的に進めます。

### 1 緊急輸送道路の指定・整備

-----土木部

県警察は、災害時における被災者の救援救護活動を行うため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）として選定しています。

令和3年4月現在、神奈川県で指定されている緊急輸送道路は386路線となっております。市では県指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加え、27路線を「市指定緊急輸送道路補完道路」として指定しています。

なお、緊急輸送道路の沿線地域については、その不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努めます。

#### (1) 県指定の緊急輸送道路（市域に係るもの8路線）

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 (東名高速)		市内全線
	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
	県道40号	横浜厚木	市内全線
	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道913号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道1629-1号線交点～県道42号交点
	市道1629-1号線		県道40号交点～県道45号交点
	市道1629-2号線		藤沢市境～県道45号交点

第2章 災害予防計画  
第12節 緊急輸送道路等の整備

(2) 市指定緊急輸送道路補完道路(27路線)

	路線名	区間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号(横浜厚木)～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
12	市道913-3号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号(藤沢座間厚木)交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
17	市道950号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
18	県道406号(吉岡海老名)	市道950号線交点～市道1649-1交点
19	市道980号線	全線
20	市道1649-1	県道406号(吉岡海老名)交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線交点～市道1404号線交点

市指定緊急輸送道路補完道路については、道路等の被害状況により迂回路等の措置を行います。

2 緊急通行（輸送）車両の事前届出

-----総務部

災害発生時に緊急通行車両として使用する予定のある車両については、緊急通行車両等確認事務を迅速に行えるように、あらかじめ「緊急通行車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受けます。

3 臨時ヘリポートの指定

-----防災主管部

ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は32か所で、市内の臨時離着陸場は、5か所を予定しています。

名 称	所在地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場（南側）	綾瀬市早川463	45m × 50m	北緯35°25' 59" 東経139°25' 43"
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25' 15" 東経139°26' 04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27' 24" 東経139°25' 03"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26' 38" 東経139°25' 40"
海上自衛隊 厚木航空基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 53m	北緯35°27' 01" 東経139°26' 59"

落合小学校・天台小学校については、避難所を兼ねています。

4 物資等集積場所等の指定

-----防災主管部、市民環境部、産業振興部

協定団体等や市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、次の施設を物資等集積場所等として指定を行います。また、施設案内標識の設置や施設利用計画の策定など、物資等集積場所として必要な環境整備を図ります。

物資等集積場所	市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	協定業者の施設	---
運送車両待機場所	市民スポーツセンター駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
物資等一時集積場所	避難所、広域避難場所	---

関係資料

綾瀬市における緊急輸送道路一覧【5 - 1】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】

## 第13節 災害時の相互協力・応援体制の拡充

災害時における、市と自治体、防災関係機関、民間団体等との相互協力・応援体制の整備・強化を総合的に進めます。

### 1 近隣市町村との連携強化

-----防災主管部

広域的な災害が発生した場合、近隣3市1町（大和市、海老名市、座間市、寒川町）及び県央地域市町村（相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村）と物資や人員の派遣等について取り決めた「災害時における相互応援協力に関する協定」を締結しています。今後は、他の近隣市との連携の強化を図り、災害時の適切な相互応援体制の確立に努めます。また、神奈川県と県内市町村全てが支援のための協定を締結しており、災害時の適切な相互応援体制が強化されています。

### 2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等

-----防災主管部

大規模な災害が発生して近隣市も被災し、本市に応援ができない場合に備えて、千葉県柏市、木更津市、鹿児島県鹿屋市及び岐阜県各務原市との間で、災害時の相互応援についての協定を締結しています。東日本大震災においても、被害が広域に及んでいることから、県の区域を越えた、遠方の市町村との応援協定締結による、広域応援体制の確立が必要とされており、今後においても、災害時に連絡・連携が可能な遠隔地の自治体について検討を行い、応援協定の締結を図るなど、災害時の相互応援体制の強化に努めます。

### 3 自衛隊との連携

-----防災主管部

大規模な災害発生時に、被害の状況等に応じて迅速・的確に自衛隊の災害派遣を要請することは、市民の生命や生活を守り、被害を最小限に抑えるために大変重要なことから、自衛隊災害派遣要請マニュアルを作成し、迅速・的確な災害派遣要求に備えます。

### 4 米海軍との連携

-----防災主管部

防災活動と災害発生時における綾瀬市と米海軍厚木航空施設との相互協力の基本的枠組みを整備するため「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」を締結しており、震災時などの災害救援や事前対策について、相互に支援、協力し合う体制が確立されています。

## 5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化

-----防災主管部、関係各部

### (1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化

現在協定を締結している綾瀬市医師会、大和歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会、福祉関係事業者、県トラック協会県南サービスセンター、綾瀬市建設業協会、綾瀬市土木協会、綾瀬市造園業協会、綾瀬電設協会、県LPガス協会県央支部綾瀬部会、県自動車整備振興会大和綾瀬支部、綾瀬市測量設計業協会、県石油商業組合高座支部綾瀬部会、大型店、その他の民間団体、事業者等が災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、次の協力要請に係るマニュアル等の作成に努め、市の関係各部との調整を図りながら災害時協力、連携体制の強化を図ります。

- 1 医療・救護活動に関するマニュアル
- 2 防疫・保健衛生活動に関するマニュアル
- 3 遺体処理、埋葬に関するマニュアル
- 4 物資等の調達・供給に関するマニュアル
- 5 災害時の廃棄物処理に関するマニュアル
- 6 道路、下水道・交通障害に関するマニュアル
- 7 建築物応急危険度判定に関するマニュアル
- 8 建物応急修理に関するマニュアル

### (2) 民間団体・事業者等との応援協力協定の拡充

東日本大震災においては、物資が不足し、市民生活や災害対応に支障をきたしており、災害時における物不足に対応した多種・多様な団体との協定締結を進める必要があります。このため、災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要または有効な協定未締結事項について検討し、関係団体・事業者等に協定締結についての理解を求め、応援協力体制の拡充を図ります。

## 6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備

### (1) 災害時におけるボランティア等受入体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものと期待されています。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要があることから、ボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受入れ方法及び活動内容等について検討し、体制の整備を図ります。

[福祉部]

(2) 専門ボランティアの連携・協力体制の整備

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう登録制度の導入検討など、専門ボランティアのネットワーク化等の整備に努めます。

[関係各部]

(3) 人材の育成と活用

災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

(4) マニュアルの作成等

大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、綾瀬市災害ボランティア運営マニュアル等を作成します。

また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した綾瀬市災害ボランティア運営マニュアルの検証・見直しを行います。

関係資料

災害時における相互応援協力に関する協定【9 - 1】

災害時応援協定一覧【10 - 8】



## 第14節 市民、市職員等の防災対応力の強化

災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、災害に強い人づくりを進めていく必要があります。このため、市民や地域の防災意識高揚を図るとともに、市職員の防災行動力向上に努めます。

### 1 市民の防災意識の高揚

災害による被害を防止し、災害に強い社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」という自助の考え、「皆のまちは、皆で守る」という共助の考えを持ち、それを防災行動力につなげていくことが不可欠です。

なお、東日本大震災においては、災害に対する正確な知識の普及が進んでいなかったことが大きな被害につながったと考えられており、市民の防災意識の向上のための普及啓発活動の重要性が再認識されています。

このため、市は防災マップやホームページの作成、各種の研修会や防災訓練等の実施を通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に積極的に努めていきます。

#### (1) 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、県と協力し市民の防災意識の高揚を図るため、適切な手段や機会を通じて積極的に防災知識の普及を図ります。なお、市民が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努めます。

- 1 災害の歴史や想定される災害等に関する知識
- 2 浸水、急傾斜地崩落等に関する情報、知識
- 3 避難施設等に関する知識
- 4 各種防災用品に関する情報、知識
- 5 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民など）への支援の重要性
- 6 平常時及び地震発生時の行動に関する知識
- 7 避難時における、電気、ガスの出火防止等安全対策に関する知識
- 8 自主防災組織に関する情報、知識
- 9 その他防災意識高揚のために必要な情報、知識

(2) 家庭での防災対策の徹底

市は、県及び防災関係機関と協力し、次の防災対策などについて各家庭で実施すべき対策としてあらゆる手段や機会を通じて周知徹底を図ります。

- 1 1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーなど非常備蓄品の常備
- 2 非常食、飲料水、救急医薬品、常備薬、懐中電灯、携帯トイレなど非常持ち出し品の常備
- 3 がけ、ブロック塀、排水溝等の点検など
- 4 消火器、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど火災予防対策
- 5 住宅の耐震補強や家具の転倒防止対策
- 6 災害時の家族の連絡体制や行動についてのルール作り
- 7 近所との互助、協力体制の構築
- 8 ペットの飼い主が平常時から備えておくべき事項
- 9 災害発生時の生活必需品等の買占め防止策
- 10 その他、防災対策に必要な項目

(3) 普及の手段

防災知識の普及、徹底については必要に応じて次の手段を通じて実施します。

- 1 広報誌、啓発冊子、ポスター、パンフレット等の発行と配布
- 2 講演会、研修会等の開催
- 3 自主防災組織、自治会等の活用
- 4 綾瀬市生涯学習お届けばら講座などの市民組織等への講演
- 5 市ホームページ等の活用
- 6 防災ビデオの貸出
- 7 その他、効果的と思われる手段

(4) 防災教育の推進

県及び市は、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設及び市内事業所等、それぞれの現場における生徒・児童・園児・従業員などの防災行動力の向上を図るため、防災教育の参考となる資料の作成や研修会を開催するなど、防災教育の充実を図ります。

[福祉部、健康こども部、教育部、防災主管部]

(5) 防災ハザードマップの作成

市は、県と協力し地域住民の避難や防災活動に活用するため、防ハザード災マップを作成、更新し、配布するなど市民等に情報提供を行います。

(6) 自主防災組織等のリーダー養成と教育

市は、市民の防災意識と地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の指導や地域住民へのアドバイスなど、地域の防災活動に対して指導を行う、地域防災リーダーを養成し認定しています。引き続き養成を行うとともに、認定済みのリーダーに対しては、各種の研修会や講習会を実施し知識・技術の向上を図ります。

また、自主防災組織における女性の参画を推進し、自主防災組織における女性の参画を推進し、被災時の男女別ニーズに対応するため、女性リーダーの養成を進めます。

(7) 帰宅困難者に関する普及啓発

大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。

(8) 南海トラフ地震対策の普及啓発

南海トラフ臨時情報（調査中）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、予想される震度に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、がけ崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

2 市職員の防災行動力の向上

---

(1) 職員用防災マニュアルの作成・配布

大規模災害時に、少しでも被害を抑え、迅速な災害対応を行うためには、防災担当の職員のみならず、すべての職員が自分の使命を認識し、的確な行動をとることが必要です。このため、大規模災害時における職員としての行動基準や初動期活動要領等を内容とする、職員用防災マニュアル等を作成し、職員に配布するとともに、研修・訓練を通じ、災害対応についての習熟、徹底を図ります。

[ 防災主管部 ]

(2) 各部における災害対応マニュアルの作成

災害対策本部の各部は、災害発生時の各任務について、発災時に迅速かつ適切な応急活動を取れるよう、事前に部内の組織体制を検討しておくとともに、各部における迅速な非常時体制を確立するための災害時対応マニュアルを作成し、市職員としての責務と災害時対応について習熟、徹底を図ります。

[ 関係各部 ]

(3) 職員研修・訓練の実施

市は、地域防災計画の内容や災害時の対応等、防災に関する研修項目を、新採用研修、職場研修、幹部研修等に総合的に取入れ、各職員への周知及び習熟を図ります。

また、災害時に使用する防災関連機器について、担当部署へ使用方法等の講習会を行い、非常時に的確な操作が行えるよう、担当職員の習熟に努めます。

[ 総務部、防災主管部 ]

### 3 自主防災組織の強化

-----防災主管部

#### (1) 自主防災組織の育成

大規模地震が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害などが予想されます。

被害を軽減するためには、「皆のまちは、皆で守る」という地域のコミュニケーション連携意識に基づき、自治会など地域の防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組むことが必要となります。とりわけ自主防災組織は、地域における防災活動の中核として重要であり、今後も引き続き、市は地域における自主防災組織等の防災訓練において、救出・救助、初期消火等、防災活動のための訓練指導や研修を実施します。

#### (2) 自主防災組織の機能強化

自主防災組織は、災害時の応急活動における地域での役割を果たすために、次のとおり機能の強化・充実を図ります。

- 1 情報の収集・伝達
- 2 地域住民相互による安否確認
- 3 初期消火
- 4 救出・救護
- 5 避難行動要支援者に対する安否確認、避難活動支援
- 6 避難経路の事前確認
- 7 避難の誘導
- 8 給食・給水・救援物資の配布等の協力
- 9 避難所運営委員会への参画

#### (3) 自主防災組織相互の連携

自主防災組織は、災害発生時において周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、近隣の自主防災組織と連携し、相互に協力し合える体制を築くとともに、消防団、学校、災害ボランティア、事業所など、地域の団体との有機的な連携に努め、活動の活性化を図ります。

#### 4 民間団体・事業所等防災体制の強化

-----消防本部

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防組織を設置することとなっています。今後においても、その組織の整備・充実に指導するとともに、地域住民の自主防災組織と事業所自衛消防組織等の連携強化を図ります。

なお、災害が発生し、事業所の活動が滞ると、その影響は事業所のみにとどまらず、地域の雇用や経済に影響を与えることが懸念されます。このため、企業の事業継続計画（BCP）の作成を促します。

##### （1）防火管理者の選任を要する事業所

消防法により防火管理者の選任を要する事業所は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について、消防計画に定めるよう指導します。

##### （2）防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成の指導を行います。

#### 関係資料

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱【10-3】

自主防災組織設置状況【10-6】

## 第15節 建築物等対策

大規模地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊をもたらす二次被害を防止し、被災住民の不安を解消するための応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらにできる限り被災建築物の安全性を確保するための応急修理が必要となることから、県と連携し、迅速な判定活動等が実施できるための体制整備を進めます。

### 1 危険度判定士（応急危険度判定、被災宅地危険度判定）の養成・確保

-----都市部

県及び市では、地震の発生により被災した住居や宅地を調査し、余震等による二次災害を防止するための判定を実施する「応急危険度判定士」、「被災宅地危険度判定士」の登録や養成を促進しています。

### 2 判定実施のために必要な資機材等の整備

-----都市部

県及び市は、災害時に応急危険度判定が円滑に実施できるように、建物関係書類や各物件を示す住宅地図等についてバックアップ措置を講じておくとともに、市域の地理に不案内な判定士のための地図、調査票、調査結果を示すステッカーなど必要な資機材等の整備に努めます。

### 3 危険度判定活動の体制整備

-----都市部

大規模な地震災害発生後に速やかに応急危険度判定活動が実施できるよう、活動マニュアルの作成や訓練を実施し、あらかじめ活動体制の整備に努めます。

### 4 災害時における住宅供給・補修体制等の整備

#### (1) オープンスペースの把握

市内の公園、公有地等を中心として、災害時に利用可能なオープンスペースの把握に努め、そのデータベース化を図るなどして、大規模災害時における迅速な住宅供給及びその他の災害対策に活用します。

[ 防災主管部、総務部、施設所管部 ]

#### (2) 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保

大規模災害発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について協議・検討し、必要な体制の確立に努めます。

[ 市民環境部、都市部、防災主管部 ]

#### 関係資料

危険度判定士登録状況【4 - 10】

ブロック塀等の安全対策【10 - 5】

## 第16節 公共施設の防災機能の整備・強化

災害時に災害応急対策の拠点となる公共施設について、防災機能の整備・強化を総合的に進めます。

### 1 公共施設の防災対策

-----関係各部

昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された市公共施設については、平成19年度には全施設の耐震診断が終了し、診断の結果、施設の重要度や耐震性の緊急度などを総合的に判断して、計画的に耐震補強工事や建替えなどの必要な措置を行いました。

また、市公共施設については、施設利用者などの安全を確保するために、次のような安全対策を実施します。

- 1 施設内のOA機器、書棚、ロッカー等の転倒防止
- 2 看板、案内板等の落下の危険がある設備の落下防止
- 3 窓ガラス等、地震により、飛散のおそれがあるものについての飛散防止フィルムや強化ガラスなどによる、飛散防止

### 2 公共施設における防災機能の整備

-----総務部、関係各部

災害によりライフラインが停止した場合、市役所本庁舎、市公共施設(災害時活動拠点)において、必要最低限の機器などの機能確保が果たせるために、必要なバックアップ設備、資機材について検討し、その整備強化に努めます。

### 3 行政情報の防災対策

-----経営企画部、関係各部

各種の重要行政情報及び行政資料等は、災害発生時においても、その事務執行に支障がないよう、平常時から安全管理体制の強化を図ります。また、災害によるOA機器の被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、バックアップデータの分散保管、非常電源の確保、機器類の安全確保を図ります。

## 第17節 防災訓練の実施

災害発生時や災害が発生すると予想された場合に、迅速かつ円滑な災害応急活動が実施できるよう、日頃から多様で実践的な各種訓練を実施します。

### 1 綾瀬市総合防災訓練

-----防災主管部

市は、関係防災機関等と連携し、毎年1回以上、「綾瀬市総合防災訓練」を実施します。なお、訓練の実施にあたっては、市の有する防災行動力の現状到達点や問題点を明らかにするため、防災関係機関の協力や広域的連携等、実際に即した各種訓練を総合的に実施します。

### 2 多様な訓練の実施

-----  
(1) 地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定し、コミュニティレベルで、大規模火災などの場면을想定した防災訓練を実施します。

また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

[防災主管部]

(2) 様々な場면을想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応できるよう努めます。

[防災主管部、関係各部]

### 3 実践的な訓練の実施

-----防災主管部

積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、地震被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

[防災主管部、関係各部]

### 4 個別防災訓練

-----  
(1) 情報受伝達訓練

県及び防災関係機関と連携し、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策の指令などの情報受伝達訓練を実施します。

[防災主管部]



(2) 災害対策本部運営訓練

災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした災害対策本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、地域防災計画や各種マニュアルに基づく図上訓練や参集訓練を実施します。また、あわせて市各部における災害時の分担任務に関する独自訓練の実施を促進します。

[防災主管部、関係各部]

(3) 消防訓練

災害救助等の災害訓練を実施し、災害発生時の対応力の向上を図ります。

[消防本部]

(4) 公共施設等の防災訓練

各施設管理者は、非常時における職員や施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成や防災訓練の定期的な実施を推進します。

また、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所について、障がい者や日本語がわからない外国人市民等に配慮したものとするよう努めます。

[施設所管部]

(5) 自治会、自主防災組織等が行う訓練への支援

自治会等自主防災組織、学校等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言を行うとともに、要請により訓練用消火器の貸出し、防災ハザードマップ等の防災資料の提供など、必要な支援を行います。

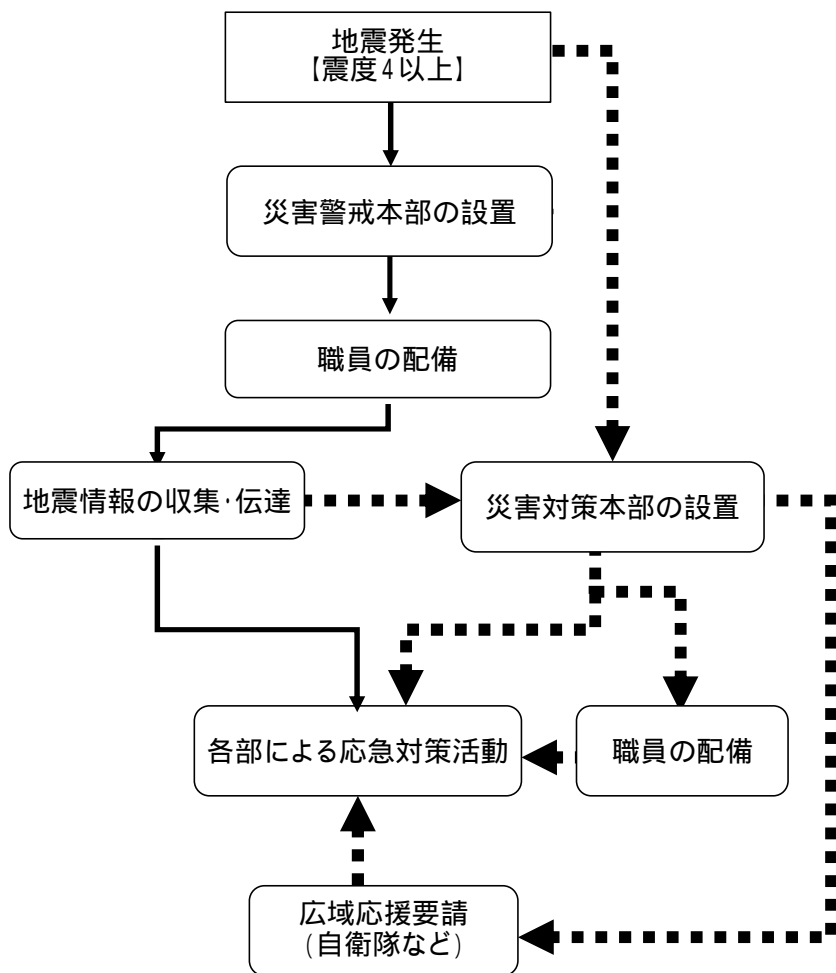
[防災主管部、消防本部]

# 第3章 応急対策計画

大規模な地震が発生した場合、建築物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの崩壊ライフラインの被害、地盤の液状化、さらに火災の発生など、各種被害の同時的発生が予想されます。

第3章「応急対策計画」は、このような被害が多発した場合の、本市及び各防災関係機関がとるべき応急の災害対策について計画したものです。

地震発生から災害応急対策活動の推移



## 第1節 初動体制の確保

本市域で地震により災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがあると判断した場合、災害応急対策を速やかに実施するための初動体制を整え、情報の収集・伝達及び市民への初期対応を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 災害への警戒体制	事務局	【地震-3-1-1】
2 災害警戒本部の組織		【地震-3-1-1】
3 災害警戒本部の設置場所		【地震-3-1-2】
4 災害警戒本部の活動		【地震-3-1-2】
5 職員の配備		【地震-3-1-3】
6 活動状況の報告		【地震-3-1-3】
7 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡		【地震-3-1-3】
8 災害対策本部への移行		【地震-3-1-3】
9 災害警戒本部の廃止等		【地震-3-1-3】

### 1 災害への警戒体制

-----事務局

市域に震度4の地震が観測され、局所的な被害の発生などにより、被害状況の把握や災害への警戒活動が必要であると防災主管部長が判断した場合、綾瀬市災害警戒本部(以下、「災害警戒本部」といいます。)を設置します。

## 2 災害警戒本部の組織

-----事務局

災害警戒本部は、防災主管部長を警戒本部長、消防長を警戒副本部長として活動します。  
災害警戒本部は、市内の被害状況の確認や関係機関等との情報収集・伝達、また初動体制を確保するための準備を行うため、防災主管部長が指揮を取ります。

なお、災害対策の総括責任者は市長であることから、被害状況などの報告は常に行います。

### 災害警戒本部

災害警戒本部長[市長室長]	
災害警戒副本部長[消防長]	
福祉部	部長:福祉部長 福祉総務課
産業振興部	部長:産業振興部長 農業振興課
都市部	部長:都市部長 都市計画課、道の駅整備推進室、都市整備課、建築課、みどり公園課
土木部	部長:土木部長 道路管理課、道路整備課、下水道課
消防本部	部長:消防長 消防総務課、予防課、消防署、消防団
教育部	部長:教育部長 教育総務課、学校教育課、教育指導課、教育研究所
北部統括部	部長:総務部長 人員等は災害対策本部に準じます。 北の台中学校、北の台小学校、北の台地区センター、大上保育園、風車公園 天台小学校、寺尾いずみ会館、寺尾児童館、綾北小学校、綾北福祉会館、寺尾小学校、綾瀬高校 早園小学校、小園児童館、早園地区センター、城山中学校、城山公園、綾瀬西高校
南部統括部	部長:健康こども部長 人員等は災害対策本部に準じます。 綾瀬小学校、綾瀬中学校、中村地区センター、小田急藤沢ゴルフクラブ、綾北中学校、中央公民館、光綾 綾西小学校、春日台中学校、吉岡地区センター、ながぐつ児童館、綾西公園 綾南小学校、綾南地区センター、南部ふれあい会館、土棚小学校、落合小学校、綾南保育園
事務局	事務局長:危機管理課長 危機管理課、秘書広報課、基地政策課

## 3 災害警戒本部の設置場所

-----事務局

災害警戒本部は、次の場所へ設置します。

綾瀬市役所 J1-1 会議室又は庁議室  
【綾瀬市早川550番地】

#### 4 災害警戒本部の活動

---

災害警戒本部の主な活動内容は、市内における被害状況の把握と、小規模で局所的な被害に対応する次のような警戒活動を行います。

- 1 地震情報等の収集、伝達
- 2 市域の被害情報の収集、県及び関係機関へ伝達
- 3 消防署による消火、救助救急活動
- 4 市民への地震情報等の伝達
- 5 市民等からの通報に基づく現地確認などの対応
- 6 その他、必要な災害警戒事項

#### 5 職員の配備

---

市域内において震度4の地震が発生し災害警戒本部が設置された場合、警戒本部長は該当する職員の配備指令を発令します。職員は配備指令により、指定された場所へ参集します。なお、災害警戒本部長は配備職員での災害対応が困難と認める場合は、必要な所属長に連絡を取り必要職員の招集を要請します。

#### 6 活動状況の報告

---

災害警戒本部の各部署は、随時あるいは特に指示があった場合、活動状況等について災害警戒本部長へ報告します。

災害警戒本部長は、各部からの報告及び収集情報等を集約して、随時、総合的に市長へ報告します。

#### 7 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

---

県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡については、「第3節 情報の収集伝達」の定めるところにより、綾瀬市災害対策本部設置時に準じて行います。

#### 8 災害対策本部への移行

---

災害警戒本部長は、被害の状況等により災害対策本部の設置が必要と判断した場合は、市長へ説明し、市長は設置の必要を認めた場合は、災害対策本部の設置とその配備態勢を決定します。

## 9 災害警戒本部の廃止等

-----事務局

災害警戒本部長は、次の災害状況等により災害警戒本部を廃止します。

- 1 市域に災害の発生する危険が解消したと認めた場合
- 2 災害警戒活動がおおむね完了したと認めた場合
- 3 災害対策本部を設置した場合

### 関係資料

綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第2節 災害対策本部の設置

市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、被害状況に応じて適切な応急対策活動を行うために、災害対策本部を設置するとともに必要な職員の配備を行います。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、大規模地震非常態勢（3号配備）として全職員は、配備指令を待つことなく事前に指定された場所に参集し、定められた分掌事務に基づき応急対策活動を速やかに行います。

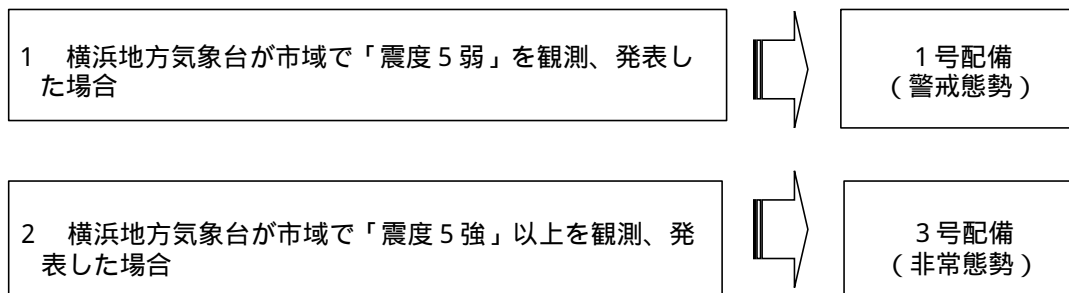
項 目	主管部	頁
1 災害対策本部の設置	事務局	【地震-3-2-1】
2 災害対策本部の組織等		【地震-3-2-2】
3 地区対策本部の設置		【地震-3-2-11】
4 職員の配備		【地震-3-2-14】
5 災害対策本部の運営		【地震-3-2-18】
6 災害対策本部の廃止		【地震-3-2-20】

### 1 災害対策本部の設置

-----事務局

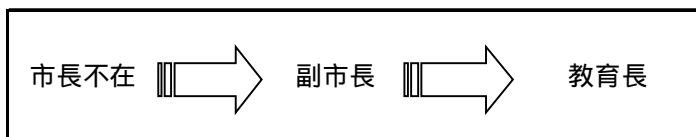
#### (1) 設置基準と配備態勢

市長は、次の地震が発生した場合、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく綾瀬市災害対策本部(以下、「災害対策本部」といいます。)を設置するとともに、職員の配備を行います。



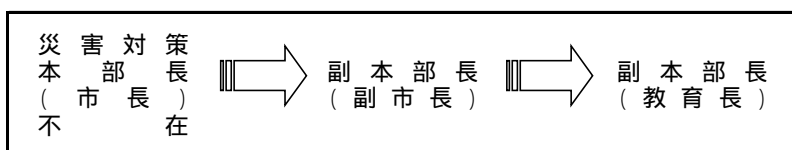
(2) 市長不在時の代理

市長は災害対策本部の設置及び統括を行います。市長が不在などの場合は次に定める順位の者が代理します。



(3) 災害対策本部長の職務代理

災害対策本部長（市長）が不在、または連絡の取れない状況でその職務の執行が不可能な場合、災害対策に必要な意思決定等については、次の順位により代理することとします。



2 災害対策本部の組織等

-----事務局

市対策本部の組織は、「綾瀬市災害対策本部条例」及び「綾瀬市災害対策本部規則」の定めるところによるものとし、組織は次のとおりです。



(1) 災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部の構成員

区 分	担 当	主 な 職 務
本 部 長	市 長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 市 長 教 育 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 員	災害対策本部組織各部長	災害対策本部組織における各部の長であり、本部長の命を受け、担当部職員の指揮監督を行う。
副 部 長	本部員が指名した職員	災害対策本部組織における、各部長を補佐し部長に事故あるときは、その職務を代理する。
連 絡 員		部長の命を受け、本部及び部内の連絡調整等を担当する。
地区対策本部長	災害対策本部事務局長 (防災主管部長)が指名した職員または部長が指名した職員(消防部及び事務局は除く)	統括部長の命を受け、担当地区を指揮監督する。
地区対策副本部長		地区対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
地区対策本部員		統括部に所属し、地区対策本部長の命を受けて、担当地域の災害応急対策に従事する。
事務局連絡員	本部員が所属職員の中から指名した主査以上の職員(議会部は除く)	本部会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。 指名を受けた事務局連絡員の所属は、事務局付けとする。
部 員	上記以外の職員	本部会議の決定事項及び部長からの指示に基づき、災害応急対策活動に従事する。

(3) 災害対策本部各部の分掌事務

災害応急処理に関する災害対策本部各部の分掌事務は、綾瀬市行政組織条例に定める所掌事務を基本としますが、災害対策本部は次の「綾瀬市災害対策本部の分掌事務」に基づいて災害応急対策を実施します。

災害応急対策の実施については、被害状況に応じて柔軟な対応を行うため災害対策本部長(市長)により変更される場合があります。

綾瀬市災害対策本部の分掌事務（区分：○災害対策 復興対策）

総務対策部 部長：経営企画部長		分掌事務
配置課等	区分	
企画課 財政課 文書法務課 情報政策課 職員課 公共資産課 課税課 収納課 会計課 監査事務局 選挙管理委員会事務局		企画課の特命事項
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		総務対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
	2	国、県及び市町村への応援要請（緊急消防援助隊を除く）に関する事。
	3	自衛隊への派遣要請に関する事。
	4	応援部隊等との連絡調整に関する事。
	5	災害派遣職員の受入れに関する事。
	6	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	7	帰宅困難者対策に関する事。
	8	国、神奈川県等への陳情に関する事。
	9	在日米軍等との連絡調整に関する事。
	10	公用令書の発行に関する事。
	11	災害記録の総括に関する事。
	12	臨時市議会の諸手続に関する事。
	13	視察及び見舞等来庁者の対応に関する事。
	14	合同慰霊祭等儀式に関する事。
	15	災害対策に必要な用地等の総合調整に関する事。
	16	本部職員等の動員及び服務に関する事。
	17	義援金の受領及び配分計画に関する事。
	18	災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他後方支援業務に関する事。
	19	災害従事職員の災害補償などに関する事。
	20	避難者名簿の整理に関する事。
	21	被害情報の集約及び集計整理に関する事。
	22	情報処理システムの被害調査及び応急対策に関する事。
	23	災害情報メールによる、災害情報、安否情報、災害復旧情報等の情報収集及び配信に関する事。
	24	災害対策に関する財政計画並びに予算及び決算に関する事。
	25	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
	26	災害救助法適用に係る災害報告、救助実施状況報告及び帳票調製に関する事。
	27	庁舎及び市有財産（総務部以外の所管するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。
	28	本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関する事。
	29	公用車の配車に関する事。
	30	緊急通行車両の確認証明書及び標章の交付に関する事。
	31	災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事。
	32	燃料、資機材等の調達及び配布（各部で緊急対応する場合を除く。）に関する事。
	33	家屋の被害認定調査の実施に関する事。
	34	他の部課が行う調査等との総合調整に関する事。
	35	災害証明（り災証明を含む。）等の発行に関する事。
	36	租税の減免等に関する事。
	37	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	38	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	39	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	40	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	41	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事。
	42	要捜索者名簿の作成の協力に関する事。
	43	物資等集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。
	44	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。
	45	他部の応援に関する事。
	46	その他特命事項に関する事。
47	市災害復興対策の総合調整に関する事。	
48	都市復興基本方針等の策定に関する事。	
49	復興都市計画等の策定に関する事。	
50	激甚災害の指定手続に係る被害報告、帳票調製等に関する事。	
51	復興対象地区の設定に関する事。	

第3章 応急対策計画  
第2節 災害対策本部の設置

救護対策部 部長：福祉部長

配置課等	区分	分掌事務	
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 保険年金課 こども未来課 保育課 地域包括ケア 推進課 健康づくり推 進課 スポーツ課		福祉総務課の特命事項	
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事	
	2	部の災害対策活動の総括に関する事	
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事	
			救護対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事	
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事	
	3	災害時ボランティアの受付及び配置計画に関する事	
	4	災害時ボランティアセンターの設置支援及び連絡調整に関する事	
	5	綾瀬市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワークとの連絡調整に関する事	
	6	医療及び保健対策並びに救援救護対策の総合調整及び計画に関する事	
	7	福祉避難所等の緊急受入れに関する事	
	8	要配慮者用二次避難所の確保及び運営に関する事	
	9	日本赤十字社との連絡調整に関する事	
	10	綾瀬市赤十字奉仕団との連絡調整に関する事	
	11	災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付の計画に関する事	
	12	被災者生活再建支援金の支給に関する事	
	13	遺体収容所の設置及び運営に関する事	
	14	遺体の搬送に関する事	
	15	遺体の火葬及び埋葬に関する事	
	16	遺体の検案に関する事	
	17	災害死亡者に係る情報の収集に関する事	
	18	避難行動要支援者の救助救援及び介護に関する事	
	19	乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関する事	
	20	乳幼児及び児童に係る相談に関する事	
	21	応急保育の実施に関する事	
	22	医療、助産及び救護に関する事	
	23	応急救護所の設置に関する事	
	24	医療救護本部の設置に関する事	
	25	医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事	
	26	医療資器材、薬品等の調達に関する事	
	27	保健衛生及び健康相談に関する事	
	28	被災地の消毒等防疫対策に関する事	
	29	感染症予防に係る防疫及び動物対策に関する事	
	30	災害時におけるペット等の愛玩動物に関する事	
	31	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事	
	32	避難場所の開設及び運営の協力に関する事	
	33	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事	
	34	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事	
	35	物資等集積場所等の設置及び運営の協力に関する事	
	36	食品その他生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事	
	37	家屋の被害認定調査の協力に関する事	
38	要搜索者名簿の作成の協力に関する事		
39	被災児童及び生徒の救護の協力に関する事		
40	その他特命事項に関する事		
41	医療、保健及び福祉に係る復興支援対策に関する事		
42	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事		

生活支援部 部長：市民環境部長

配置課等	区分	分掌事務
市民活動推進課		市民活動推進課の特命事項
市民課	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
環境保全課	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
リサイクルプラザ	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
生涯学習課		生涯学習課の特命事項
商業観光課	1	管理施設の安全確保対策に関する事。
工業振興企業誘致課		生活支援部の分掌事務
農業振興課	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
農業委員会事務局	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	3	災害時の広聴に関する事。
	4	防犯、交通安全対策に関する事。
	5	外国人市民への支援に関する事。
	6	被災者相談、要望等の受付に関する事。
	7	災害復旧に伴う市民相談に関する事。
	8	仮設トイレの設置及び管理に関する事。
	9	ごみ及びがれきの収集及び処理に関する事。
	10	し尿の収集及び処理に関する事。
	11	災害廃棄物の処理に関する事。
	12	行方不明者に関する事。
	13	要搜索者名簿の作成に関する事。
	14	農業の被害調査及び応急対策に関する事。
	15	農業関係団体との連絡調整に関する事。
	16	商工業等の被害調査及び応急対策に関する事。
	17	商工業関係団体との連絡調整に関する事。
	18	応急給水に関する事。
	19	食料その他生活必需物資の調達、要請、供給等に関する事。
	20	救援物資の受入れ、配布等に関する事。
	21	物資集積場所等の設置及び運営に関する事。
	22	車両その他の輸送手段の確保及び緊急輸送に関する事。
	23	神奈川県トラック協会への応援要請に関する事。
	24	調達物資、救援物資等の輸送に関する事。
	25	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	26	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	27	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	28	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	29	家屋の被害認定調査の協力に関する事。
	30	文化財等の被害状況把握及び保全に関する事。
	31	二次避難所等の提供及び設営の協力に関する事。
	32	他部の応援に関する事。
	33	その他特命事項に関する事。
	34	産業に係る復興対策に関する事。
	35	中小企業の復興支援に関する事。
	36	被災者等の雇用対策に関する事。
	37	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。

第3章 応急対策計画  
 第2節 災害対策本部の設置

土木対策部 部長：土木部長

配置課等	区分	分掌事務	
都市計画課 道の駅整備推進室 都市整備課 建築課 みどり公園課 道路管理課 道路整備課 下水道課		都市計画課の特命事項	
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。	
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。	
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。	
			土木対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。	
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。	
	3	道路、橋りょう等の被害状況把握に関する事。	
	4	緊急輸送道路の確保に関する事。	
	5	災害応急対策及び復旧に伴う綾瀬市建設業協会及び建設関係団体等との連絡調整及び運用に関する事。	
	6	交通対策に関する事。	
	7	公共建築物の修理に関する事。	
	8	被災建築物応急危険度判定に関する事。	
	9	被災宅地危険度判定に関する事。	
	10	被災住宅の応急修理に関する事。	
	11	被災者への住宅供給に関する事。	
	12	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関する事。	
	13	応急仮設住宅の調達、建設及び管理に関する事。	
	14	応急仮設住宅建設等に伴う綾瀬市建設業協会、建設関係団体等との連絡調整及び運用に関する事。	
	15	応急仮設住宅の入居希望者の受付に関する事。	
	16	道路、河川の流木その他の障害物の除去に関する事。	
	17	公共下水道、河川、排水路、処理場、ポンプ場等の被害調査及び応急対策に関する事。	
	18	下水道管路の点検、整備及び復旧に関する事。	
	19	危険建物及び危険区域（急傾斜地等）の安全確保に関する事。	
	20	土砂災害危険箇所、危険建物等の情報収集と警戒に関する事。	
	21	国及び県土木関係機関との連絡調整に関する事。	
	22	家屋の被害認定調査の協力に関する事。	
	23	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。	
	24	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。	
	25	土砂災害の危険箇所等の警戒の協力に関する事。	
	26	仮設トイレの設置及び管理の協力に関する事。	
	27	物資集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。	
	28	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。	
	29	他部の応援に関する事。	
	30	その他特命事項に関する事。	
	31	都市復興基本方針等の策定に関する事。	
	32	復興都市計画等の策定に関する事。	
33	復興対象地区の設定に関する事。		
34	市街地復興に係る仮設市街地づくりに関する事。		
35	建築制限の実施に関する事。		
36	被災者の住宅復興に係る相談に関する事。		
37	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。		

消防部 部長：消防長

配置課等	区分	分掌事務
消防総務課 予防課 消防署 消防団		消防総務課の特命事項
	1	部の災害対策活動の総括に関する事。
	2	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		消防部の分掌事務
	1	消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する任務に関する事。
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	3	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導に関する事。
	4	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	5	行方不明者及び遺体の捜索に関する事。
	6	危険建物、危険区域等の安全確保に関する事。
	7	り災証明の発行の協力に関する事。
	8	臨時ヘリポートの開設に関する事。
9	緊急消防援助隊への出動要請に関する事。	
10	神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援要請に関する事。	
11	その他特命事項に関する事。	
12	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。	

教育対策部 部長：教育部長

配置課等	区分	分掌事務
教育総務課 学校教育課 教育指導課 教育研究所		教育総務課の特命事項
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		生涯学習課の特命事項
	1	管理施設の安全確保対策に関する事。
		教育対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
	2	所管する地域の被害状況の調査その他災害情報の収集に関する事。
	3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	4	学校施設の点検、整備及び復旧に関する事。
	5	児童及び生徒の安否確認等に関する事。
	6	被災児童及び生徒の救護に関する事。
	7	応急教育に関する事。
	8	被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。
	9	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事。
	10	炊き出しの実施に関する事。
	11	被害状況の調査その他災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	12	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	13	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	14	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	15	避難場所における応急救護所及び応急給水所設置等並びに被災者の救護及び支援の協力に関する事。
	16	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事。
17	家屋の被害認定調査の協力に関する事。	
18	物資集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。	
19	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。	
20	他部の応援に関する事。	
21	その他特命事項に関する事。	
22	学校教育に係る復興支援対策に関する事。	
23	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。	

第3章 応急対策計画  
第2節 災害対策本部の設置

議会部 部長：議会事務局長

配置課等	区分	分掌事務	
議会事務局	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。	
	2	市議会議員との連絡調整に関する事。	
	3	他部の応援に関する事。	
	4	その他特命事項に関する事。	

北部統括部 [部長：総務部長] 南部統括部 [部長：健康子ども部長]

配置課等	区分	分掌事務	
北部統括部 綾北地区対策本部 寺尾地区対策本部 早園地区対策本部	1	部内の職員行動、災害応急対策マニュアル等の作成に関する事。	
	2	担当地区の被害状況その他の災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。	
	3	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。	
	4	担当地区内の被災者への救急、救護及び支援に関する事。	
南部統括部 中央地区対策本部 綾西地区対策本部 綾南地区対策本部	5	担当地区の避難所の開設、運営、統合及び閉鎖に関する事。	
	6	自主防災組織との連絡調整に関する事。	
	7	避難所運営委員会との連絡調整に関する事。	
	8	他地区統括部の応援に関する事。	
	9	応急給水、食料その他の生活必需物資等の供給に関する事。	
	10	その他特命事項に関する事。	

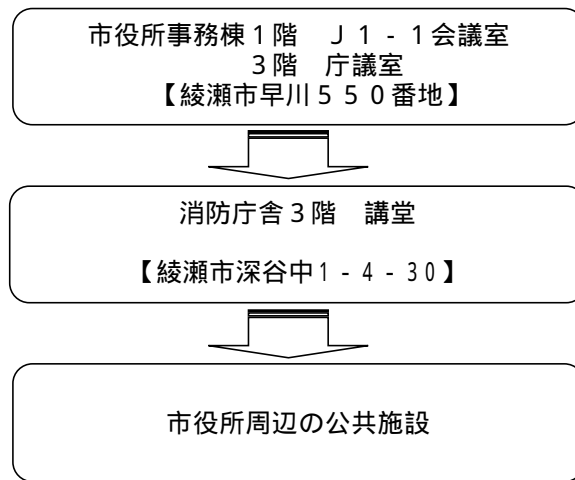
事務局 事務局長：市長室長 事務局長代理：危機管理課長 秘書広報課長 基地政策課長

配置課等	区分	分掌事務	
危機管理課 秘書広報課 基地政策課 事務局連絡員	1	災害対策本部の運営に関する事。	
	2	各部との総合調整に関する事。	
	3	災害対策本部会議の庶務に関する事。	
	4	防災会議委員、県その他の防災関係機関との連絡調整に関する事。	
	5	避難の準備及び指示等に関する事。	
	6	本部長命令の伝達に関する事。	
	7	災害関連情報の収集の総括に関する事。	
	8	防災関係機関との総合調整に関する事。	
	9	防災行政用無線の運用に関する事。	
	10	災害に関する広報に関する事。	
	11	報道機関との連絡調整に関する事。	
	12	広報活動の総括に関する事。	
	13	市ホームページ等による災害情報、安否情報、災害復旧情報等の情報収集及び掲示に関する事。	
	14	本部長及び副本部長の秘書に関する事。	
	15	本部長の特命に関する事。	
	16	その他各部に属さない事。	
	17	災対復興本部との連絡調整に関する事。	



(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は市庁舎内に設置します。ただし、建物の損壊等により機能を全うできない状態な場合は災害対策本部長の判断により、次の場所に設置します。

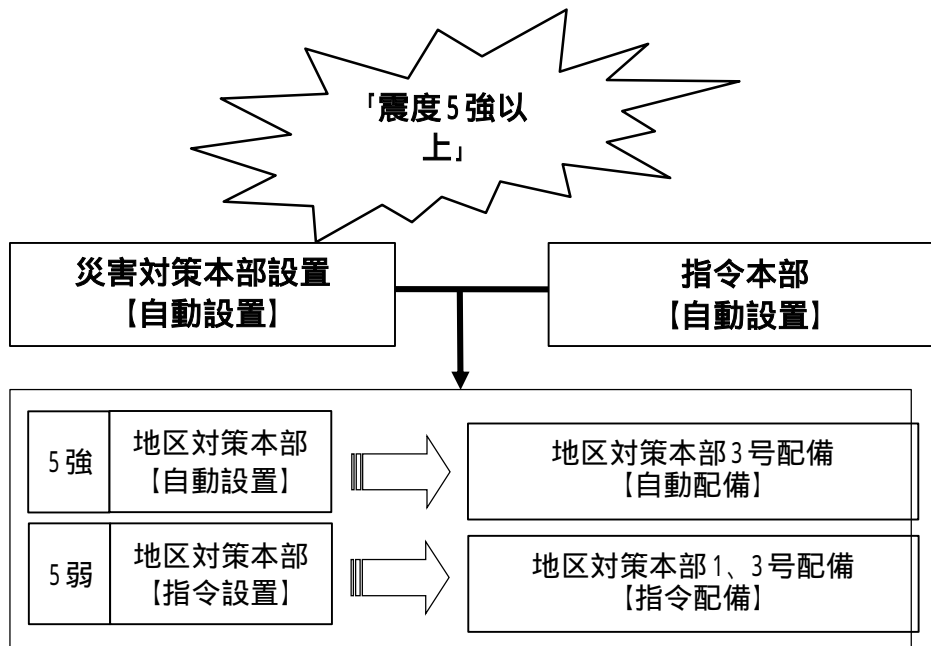


3 地区対策本部の設置

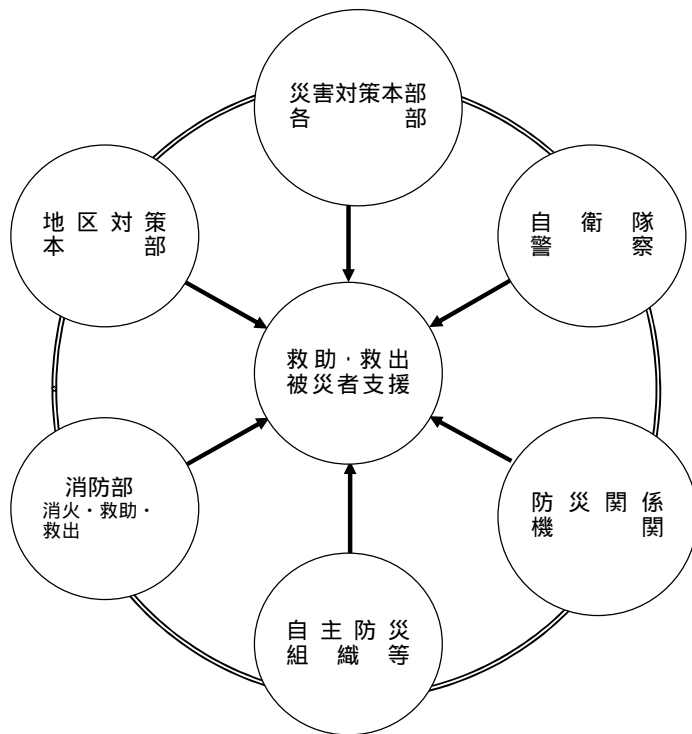
-----事務局

(1) 地区対策本部の設置基準

市域に震度5強以上の地震が発生した場合、市内各地域における災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部長（市長）は災害対策本部の設置と同時に地区対策本部を設置し、地区対策本部の3号配備を行います。なお、5弱の地震が発生した場合は、地域の災害状況等を判断して、地区対策本部を設置します。



(2) 地区対策本部の組織と防災関係団体等との関係



(3) 地区対策本部の設置場所

統括部	地区対策本部	第1設置場所	所管する避難施設					担当自治会
北部統括部	綾北地区対策本部	北の台中学校	北の台中学校	北の台小学校	-	-	-	蓼川・大上
			北の台地区センター	大上保育園	風車公園	-	-	
	寺尾地区対策本部	天台小学校	天台小学校	綾北小学校	寺尾小学校	綾瀬高校	-	寺尾南・寺尾綾北・寺尾北・寺尾天台
			寺尾いずみ会館	寺尾児童館	綾北福祉会館	-	-	
	早園地区対策本部	早園小学校	早園小学校	城山中学校	綾瀬西高校	-	-	小園・早川
			小園児童館	早園地区センター	城山公園	-	-	
南部統括部	中央地区対策本部	綾瀬小学校	綾瀬小学校	綾瀬中学校	綾北中学校	中央公民館	-	中村・上深谷
			光綾公園	中村地区センター	小田急緑沢ゴルフクラブ	市民スポーツセンター	-	
	綾西地区対策本部	綾西小学校	綾西小学校	春日台中学校	-	-	-	吉岡・綾西
			吉岡地区センター	ながくつ児童館	綾西公園	-	-	
	綾南地区対策本部	綾南小学校	綾南小学校	落合小学校	土棚小学校	-	-	落合・上土棚
			綾南地区センター	南部ふれあい会館	綾南保育園	-	-	

地区対策本部の設置場所については、災害の規模及び状況に応じて変更するものとする。

(4) 統括部及び地区対策本部の主な業務

- 1 担当地区の被害状況、その他災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 2 避難指示等発令時の避難誘導の協力に関すること。
- 3 担当地区内の被災者への救急、救護、支援に関すること。
- 4 担当地区の避難所の開設、運営に関すること。
- 5 自主防災組織との連絡調整に関すること。
- 6 避難所運営委員会との連絡調整に関すること。
- 7 他の統括部との連携、応援に関すること。
- 8 応急給水、食料、その他生活必需物資等の供給に関すること。
- 9 その他、特命事項に関すること。

(5) 地区対策本部の配備態勢

- 1号配備 市域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で総合的な応急対策を必要とする場合
- 3号配備 市域で震度5強以上の地震が発生した場合  
市の総力を挙げて応急対策の全てを行う場合

(6) 地区対策本部の解散

次の状況の場合、災害対策本部長は地区対策本部の一部または全地域の地区対策本部を解散します。なお、解散した地区対策本部員は災害対策本部長の指示により他の災害応急対策に就くものとします。

- 1 各地域において災害の危険がなくなった場合
- 2 各地域において災害発生後の災害応急対策がおおむね完了した場合

#### 4 職員の配備

-----事務局

##### (1) 参集の区分

災害対策本部が設置された場合、職員は次の区分により参集を行います。

区 分	内 容
自 動 参 集	発生した地震の状況により、配備指令を待つことなく参集する。
指 令 参 集	災害対策本部長の配備指令によって、各配備区分に応じた、職員が連絡を受けてから参集する。

##### (2) 職員の参集場所

職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集します。

ただし、市内各地域における支援・救護等の拠点として速やかな活動が必要となるため、各地区対策本部の職員については、地区対策本部第1設置場所に参集します。

なお、地区対策本部第1設置場所へ参集が困難な場合、次の措置を講じます。

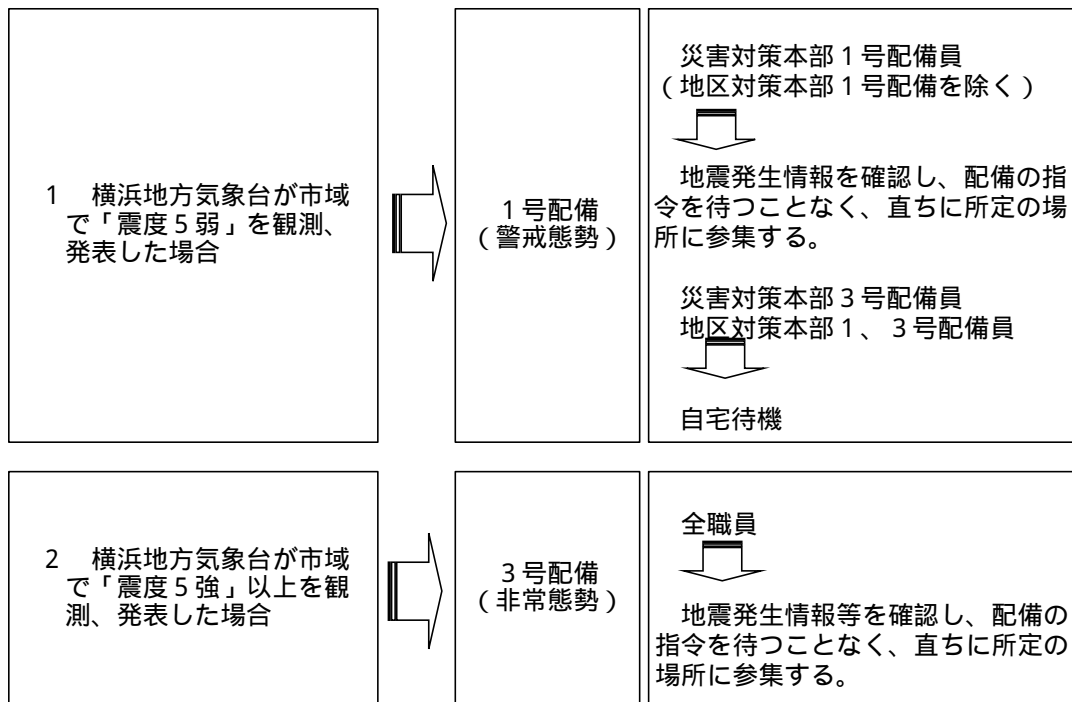
- 1 状況により事前に定められた場所へ参集が不可能なときは、最寄り指揮本部あるいは市公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、応急対策活動に従事する。
- 2 病気、けがなどやむを得ない状況によりいずれの施設にも参集不可能なときは、何らかの手段によりその旨を所属長または最寄りの施設の責任者に連絡する。

##### (3) 配備態勢

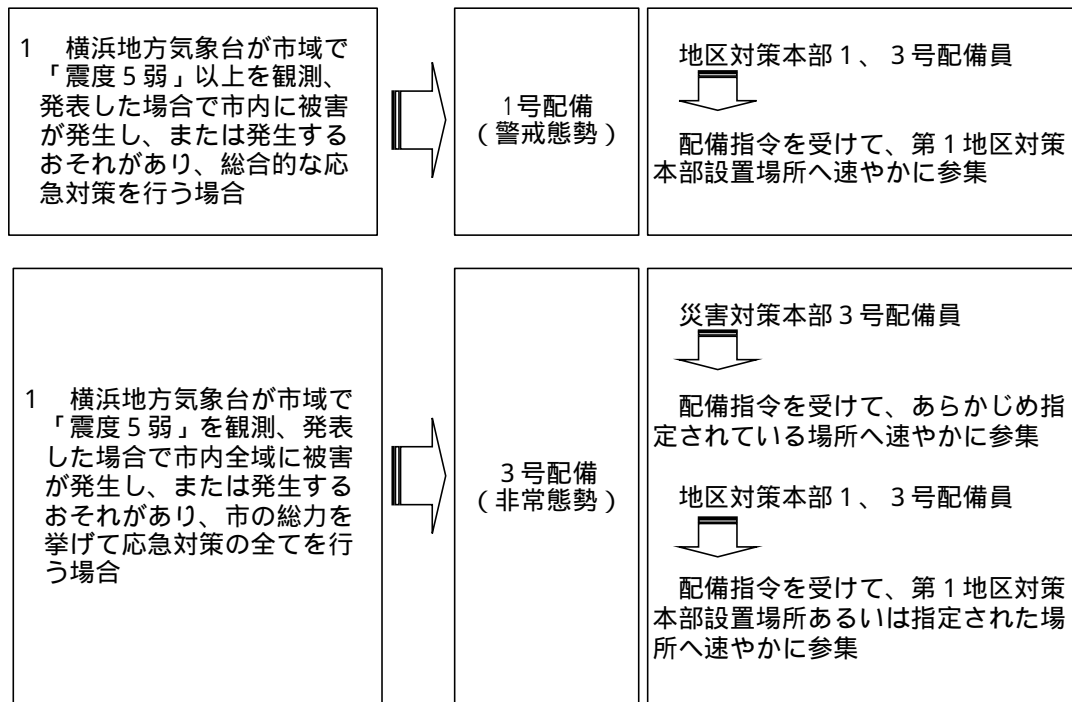
災害時の職員の配備態勢は、次のとおりとしますが、災害対策本部の各部における配備要員等は各部長及び事務局長（防災主管部長）が定めます。

なお、災害対策本部長は被害の状況等により、特定の部または課に対して異なる配備態勢を指示することがあります。

【地震状況により自動参集する場合】



【指令参集する場合】



地震災害においては、原則2号配備は行わない。

(4) 配備職員の対象者

綾瀬市に所属する全職員を対象とします。ただし、次の職員については動員対象外とします。

- 1 発災時において、急病・負傷等で参集が不可能となった者
- 2 その他、本部長が認めた職員

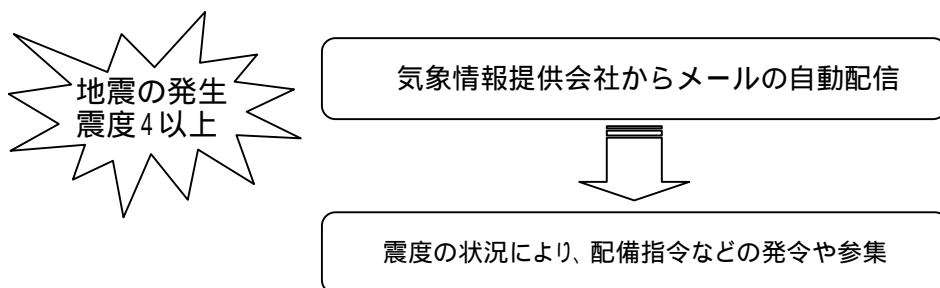
(5) 配備指令の伝達

災害対策本部事務局長（防災主管部長）は、配備態勢の決定がなされたときは、災害対策本部各部に対し事前に確認している連絡方法等により、職員配備の伝達を行います。各部長は、次の点に留意し職員の配備を行います。なお、指令配備の伝達方法は事前に定め、職員に対し周知徹底をします。

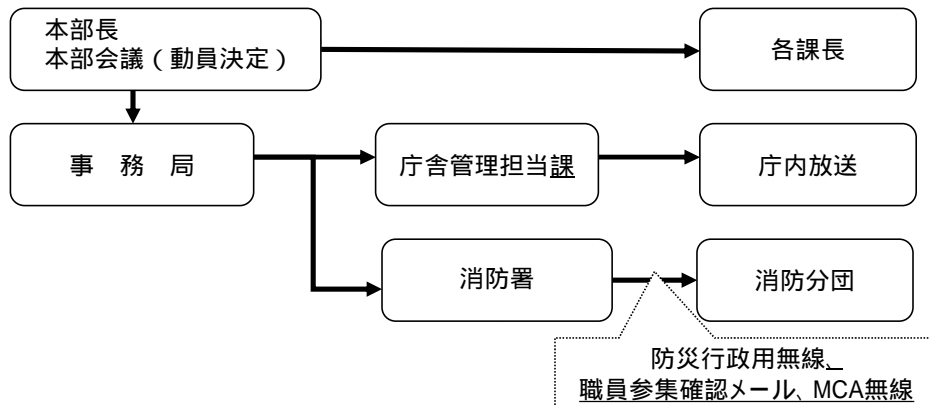
特に、勤務時間外に配備指示を受けた場合にも、所属職員に対し確実に伝達できるような連絡方法等を把握しておきます。

各部の行動マニュアルなどによる災害応急対策による配備

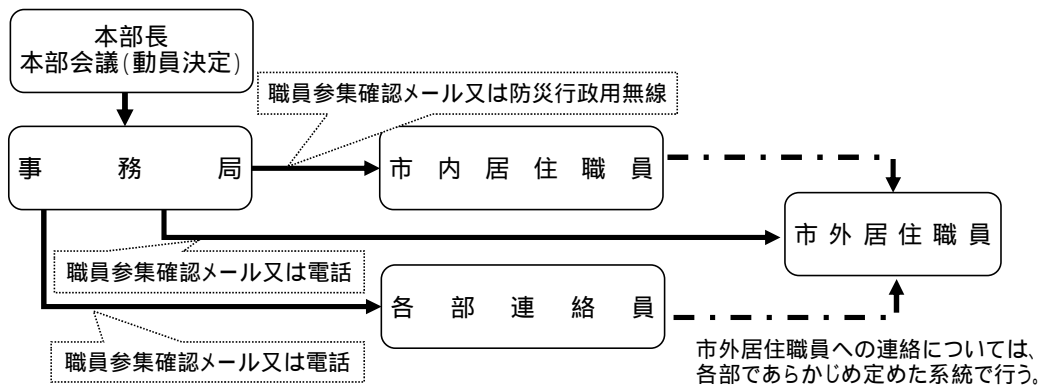
【災害対策本部各部長、部長から指名された者への地震情報の提供】



【勤務時間内での伝達】



【勤務時間外での伝達】



(6) 職員配備の報告

災害対策本部の各部長は、配備指令を伝達した場合、職員配備状況を所定の職員配備報告書に記録し、災害対策本部事務局へ報告します。

災害対策本部事務局は、全体の配備状況をとりまとめ、災害対策本部長へ報告します。

(7) 参集時の留意事項

参集する職員は、次の事項に留意し指定された場所に参集します。

- 1 服装は、応急活動に適する安全な作業服など。
- 2 特に指示がなくとも、次の物品等を携行に努める。
  - ・食料（最低1日分）
  - ・飲料水
  - ・携帯ラジオ
  - ・懐中電灯など。
- 3 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の収集に努め、参集後は、速やかに所属長等に報告を行う。

(8) 職員の服務

職員は、災害時には次の事項を遵守します。

- 1 配備についていないときも、災害情報、本部長等の指示に注意する。
- 2 勤務場所を離れるときは、所属長と連絡をとり、所在を明確にする。
- 3 状況に応じて不急の会議、行事、出張等を中止する。
- 4 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- 5 市民に不安や誤解を与えないように、自らの言動には細心の注意をする。

5 災害対策本部の運営

-----事務局

(1) 災害対策本部会議

災害対策本部を設置した場合、災害対策上の重要な指示または総合調整を行うため、「本部会議」を開催します。

開催時期	災害対策本部設置後 その他本部長が必要と認めた場合
構 成 員	本部長、副本部長、本部員(災害対策本部組織各部長)、事務局 長 部長が不在の場合は、当該部の長があらかじめ指名した者 各部の連絡員 本部長が出席を認めた、自衛隊、警察及び防災関係機関等の職 員及び連絡員
本部会議 事務局	災害対策本部事務局
協議事項等	次の事項に掲げる基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員非常配備態勢及びその廃止に関する事。</li> <li>・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>・ 避難の指示等に関する事。</li> <li>・ 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>・ 神奈川県、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関する事。</li> <li>・ 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。</li> <li>・ その他、災害対策の重要事項に関する事。</li> </ul>



(2) 災害対策本部会議室等の設置及び資機材等の確保

災害対策本部を設置した場合、災害対策本部事務局は総務対策部と連携し次の措置を行います。なお、被害の状況により、本庁舎以外に災害対策本部を設置する場合は、当該施設管理所管部と連携して行います。

区 分	内 容
本部会議室等の設置	本部会議を開催する部屋の確保（J1-1会議室、庁議室） 応急対策実施のための調整室の確保（窓口棟3階会議室） その他本部会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保（窓口棟3階会議室）
資機材等の確保	防災関連の情報を整理した地図、資料等 住宅地図、その他地図類 パソコン関連機材 プロジェクター、スクリーン、黒板等の表示装置 複写機等の装置 カメラ、ビデオ、ボイスレコーダー等の記録装置 関係機関、協力団体等の連絡先リスト 各種報告様式等 その他必要資機材等

(3) 関係機関からの連絡員の派遣

市災害対策本部との連携を図るため、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所、自衛隊、警察、県央地域県政総合センター、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部会議事務局に派遣するよう要請します。

なお、各機関の連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡にあたります。

(4) 防災会議の招集

市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、防災会議会長（市長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催します。

(5) 災害対策本部の設置の通知等

事務局は、災害対策本部を設置したときは、直ちに県へ報告するとともに災害対策本部入口に標識を掲示します。

また、必要に応じて、次の関係機関等に通知、公表を行います。

通知先	担当	伝達の方法
本庁舎内各部	事務局 庁舎管理主管課	庁内放送、庁内電話、庁内ネットワーク、口頭など
市出先機関	各所管部担当課	市防災行政用無線(地域系)、電話、FAX、庁内ネットワークなど
県及び近隣市町村	事務局	文書、県無線ネットワーク、電話、FAX、Eメールなど
防災会議委員	事務局	電話、FAX、Eメール、市防災行政用無線(地域系)など
防災関係機関	事務局	市防災行政用無線(地域系)、電話、FAX、Eメールなど
応援協定団体等	事務局	市防災行政用無線(同報系)、電話、FAX、Eメールなど
市民	事務局・総務対策部	市防災行政用無線(同報系)、市ホームページ、広報車など
報道関係機関	事務局	文書、電話、FAX、Eメールなど

ただし、本庁舎内各部及び市出先機関については、震度5弱以上の地震が発生した場合の通知等の措置は除く。

6 災害対策本部の廃止

-----事務局  
次の状況の場合、災害対策本部長は災害対策本部を廃止します。なお、災害対策本部を廃止したときは、設置時と同様に廃止の通知、公表を行います。

- |   |
|---|
| <p>1 本市域において災害の危険がなくなった場合</p> <p>2 本市域において災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合</p> |
|---|

関係資料

- 綾瀬市防災会議条例【8 - 1】
- 綾瀬市防災会議運営要綱【8 - 2】
- 綾瀬市防災会議委員名簿【8 - 3】
- 綾瀬市災害対策本部条例【8 - 4】
- 綾瀬市災害対策本部規則【8 - 5】
- 綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第3節 情報の収集伝達

大規模な地震災害時には、効果的な応急対策活動を行うために、迅速かつ的確に被害の全体像を把握することが不可欠です。そのため、情報連絡体制を確立して、迅速に被害情報等を収集、調査するとともに、これらを取りまとめて県災害対策本部へ報告します。また、余震による二次災害を防止するために、危険な斜面や建物等の状況を把握し、必要に応じて安全措置や警戒を行います。

項 目	主管部	頁
1 災害時の通信連絡手段	事務局	【地震-3-3-1】
2 通信機器の応急対策		【地震-3-3-2】
3 防災行政用無線の運用		【地震-3-3-2】
4 災害情報の収集及び報告	事務局 総務対策部 関係各部	【地震-3-3-3】
5 被害調査	関係各部	【地震-3-3-7】
6 家屋の被害認定調査	総務対策部	【地震-3-3-8】

### 1 災害時の通信連絡手段

-----事務局

災害に関する情報や災害情報の収集及び伝達手段として確保する通信手段としては、次の通信設備を使用します。

- 1 綾瀬市防災行政用無線（同報系・地域系）
- 2 災害時優先電話
- 3 一般加入電話（携帯電話含む）
- 4 消防無線
- 5 神奈川県防災行政通信網
- 6 神奈川県災害情報管理システム
- 7 綾瀬市ホームページ等
- 8 あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール
- 9 その他の通信設備

## 2 通信機器の応急対策

-----事務局

地震災害が発生した場合、災害対策本部事務局及び各部は、保有する通信機器の点検を行い、非常電源等の確保を図りながら、機器の復旧依頼や代替え手段の確保など、必要な対策を行います。

### (1) 非常無線通信の利用

防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合は、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

### (2) 放送機関への依頼

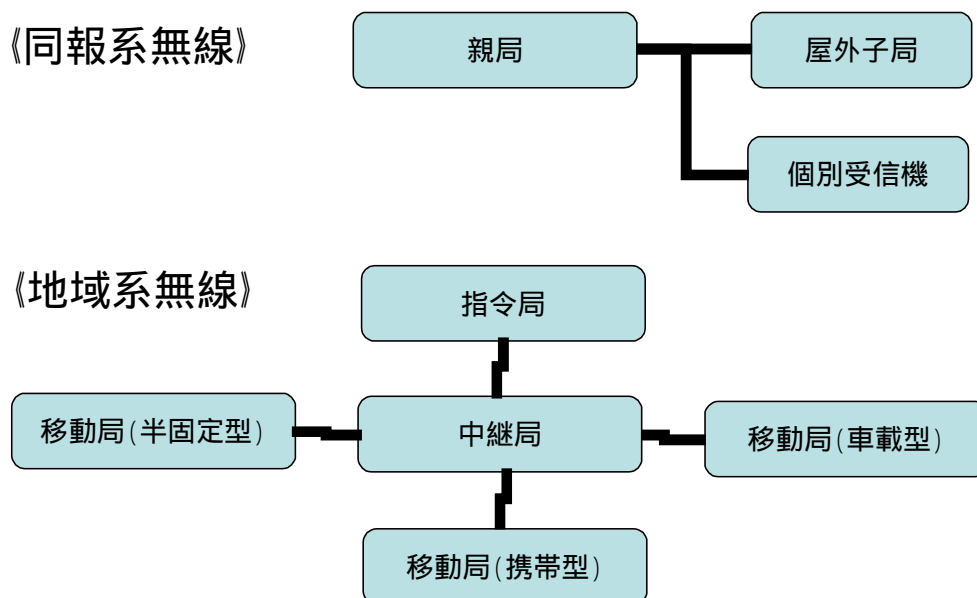
防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合には、必要に応じて放送法第2条第3項に規定する放送局に対して、連絡のための放送を依頼します。

## 3 防災行政用無線の運用

-----事務局

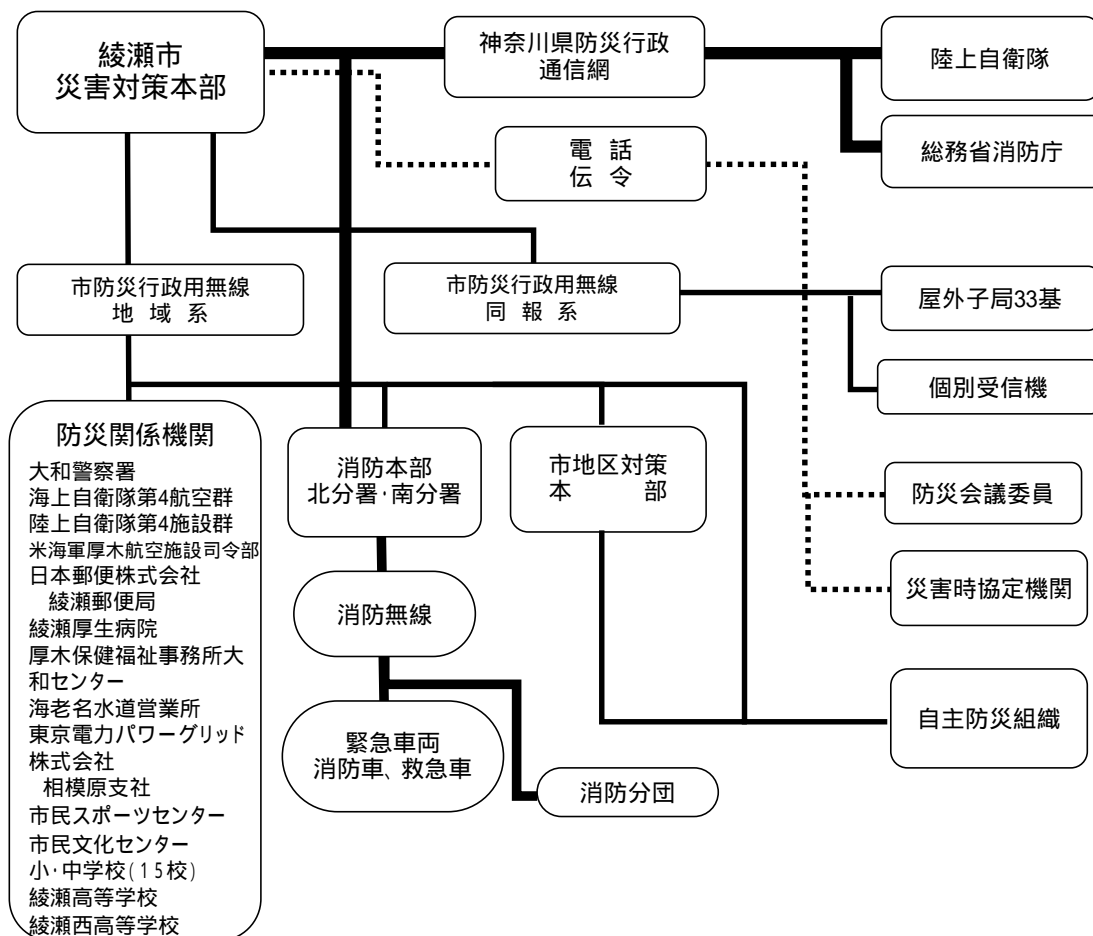
防災行政用無線の運用は、「綾瀬市防災行政用無線局管理運用規定」に基づき、次のように運用します。

### (1) 防災行政用無線の種類



(2) 通信連絡の系統図

災害発生時の通信連絡系統は、次のとおりです。



4 災害情報の収集及び報告

事務局、総務対策部、関係各部  
地震災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合において、市や防災関係機関が実施する災害応急対策を円滑に進めて行くため、被害状況や被災者の状況等の情報を迅速で的確に収集するため、次により情報収集・集約を行います。

(1) 市の被害調査

綾瀬市災害対策本部規則に基づき、各部及び各統括部が人員・車両等を活用し、被害状況調査を行います。

また、市民・自主防災組織、防災関係機関、企業等からの災害情報は、総務対策部が集約し、災害対策本部において整理したものを、県、防災関係機関及び被災者に情報の提供を行います。

(2) 市民・事業所等の協力

地震災害が発生した場合や、発生するおそれのある異常な現象を発見した市民、事業所等は、直ちに最寄りの市行政機関、警察官（大和警察署）に通報するものとします。

また、通報を受けた関係者（市及び防災関係機関）は、その事項を直ちに所管機関

に報告するものとします。

(3) 地震発生直後の情報収集事項

被害の拡大防止、二次被害の防止を図るために、災害の状況を的確に把握します。

なお、人命に係る情報を最優先として、綾瀬市被害調査報告事務処理要綱に基づき次の項目を収集します。

所 管 部	内 容
災害対策本部	災害発生直後における体制からの、地区対策本部、防災関係機関及び市民等からの各種被害状況報告を収集・集約
統括部	担当地区内の災害発生直後における被害状況の収集・集約
公共施設勤務職員	当該施設内及び施設周辺の災害発生直後における被害状況の収集・集約
関係各部	所定の災害応急対策活動に必要な情報を収集するとともに、所管施設の被害状況の収集・集約

報 告 項 目
人的被害の状況（救助を要する人）
火災の発生状況、延焼状況
建築物の被災状況
道路の状況
急傾斜地の状況
ライフラインの被災状況
避難状況、避難の必要性
早急な応急対策内容
その他、報告が必要と思われる事項

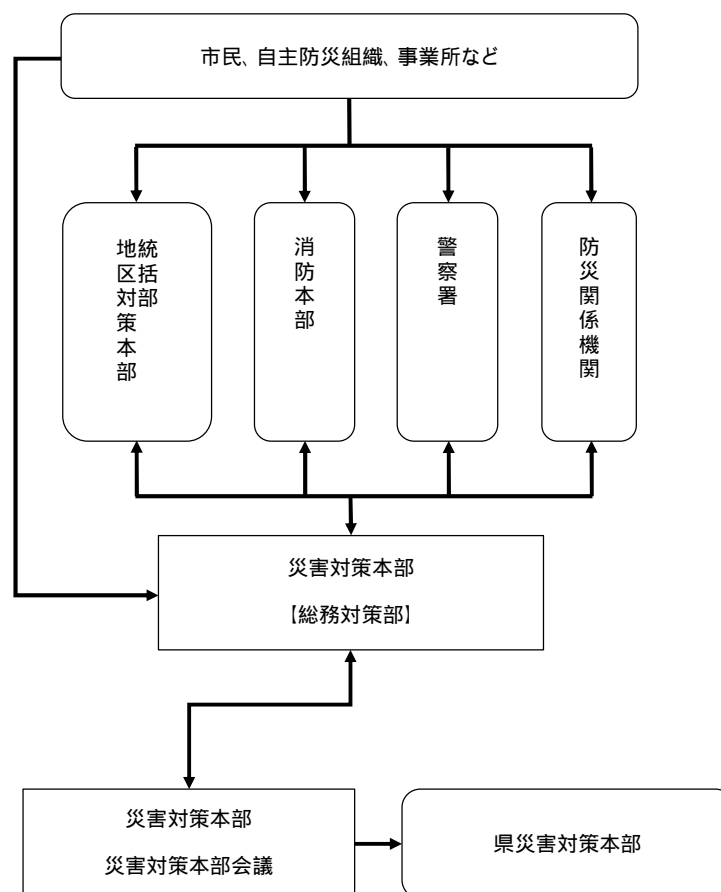
(4) 地震発生直後の混乱が落ち着いた状況での情報収集事項（概ね3時間後）

所 管 部	内 容
災害対策本部	災害発生から時間的経過に応じた、詳細な被害状況等（数値を含む詳細）の収集・集約
統括部	担当地区内の災害発生から時間的経過に応じた、詳細な被害状況等（数値を含む詳細）の収集・集約
関係各部	所定の災害応急対策活動に必要な情報を引き続き詳細に収集・集約
土木対策部	災害対策本部からの情報を基に、緊急輸送道路をはじめ、主要の道路の被害状況や交通状況についての詳細な情報の収集・集約
公共施設勤務職員	当該施設内及び施設周辺の時間的経過に応じた詳細な被害状況の収集・集約

報 告 項 目	
1	詳細な被害状況の収集・集約
	人的被害の状況（救助を要する人）
	火災の発生状況、延焼状況
	建築物の被災状況
	道路の状況
	急傾斜地の状況
	ライフラインの被災状況
2	被災者の状況
	避難状況（避難場所、避難所を含む）、避難の必要性
3	その他の情報
	応援要請
	資機材等の調達要請
	その他、報告が必要と思われる事項

（5）情報報告の系統

収集した情報は、整理をして次の系統によって伝達するものとします。



(6) 被害情報等の集約

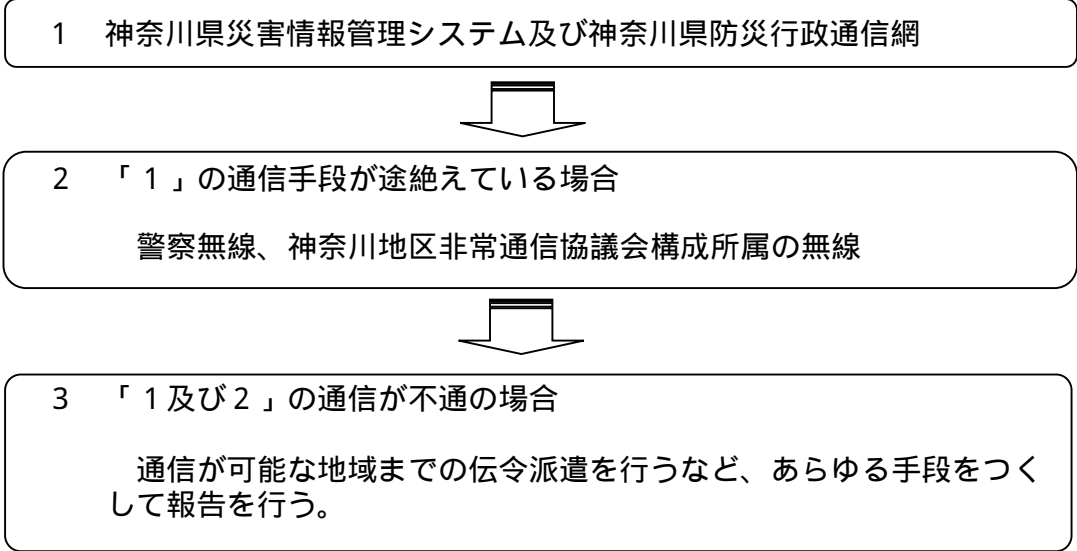
総務対策部は、各部からの被害情報や応急対策の活動状況を、情報源別、地域別、被害種別などに整理して取りまとめるとともに、本部長及び本部会議へ報告します。

各地区対策本部は、所管区域内の災害情報を取りまとめ、所属統括部へ報告します。

活動時期	取りまとめの留意点	
初動期	災害の全体像の把握	被害情報が集まらない地区の把握
	現在の被害の状況	被害情報に関する確認・未確認の把握
	応急対策実施上利用可能な施設、設備、人員、資機材等の把握	
応急期	市全体の被害の状況	各事項の詳細な内容の整理

(7) 県災害対策本部への報告

災害対策本部が集約した被害状況等は、災害対策基本法第53条第1項の規定により、災害対策本部事務局から県災害対策本部長（県知事）に次により報告します。なお、報告の種類及び様式は、神奈川県災害情報管理システムの定めによります。



(8) 県災害対策本部への報告ができない場合の措置

災害の状況により、県災害対策本部長（県知事）に報告できない場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定により総務省消防庁に報告します。

消防庁連絡先		
電話	平日9:30～17:45	03 - 5253 - 7527
	上記以外	03 - 5253 - 7777
FAX	平日9:30～17:45	03 - 5253 - 7537
	上記以外	03 - 5253 - 7553



5 被害調査

-----関係各部

(1) 被害調査

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、所管施設、所管事項等に関する被害調査を行います。調査結果は、災害対策本部から指示する期間内に総務対策部へ報告します。

調 査 事 項			担 当 部	
被災調査	人的被害・ 住家被害	人的被害	死者、行方不明者	救護対策部 生活支援部
			負傷者	救護対策部
	上下水道施設 関係被害	家屋被害		総務対策部
		上水道被害	下水道被害	土木対策部
	公共土木施設被 害	道路施設の被害	市道	土木対策部
			市道以外	土木対策部
		河川管理施設の被害		土木対策部
	医療機関の被害		救護対策部	
	商工関係・農林水産関係被害		生活支援部	
	教育関係被害	学校関係の被害		教育対策部
文化財の被害		生活支援部		
参集途上の見聞情報			各部	
被災地概況調査情報			各部	
市民からの通報情報			総務対策部	
市有施設	庁舎の被害		総務対策部	
緊急点検	所管施設関係の 被害	施設の被害	各部	
		施設利用者等の被害		
関係機関の 通報、問い 合わせ情報	公共輸送機関の 被害	車両、施設(利用者)等の被害		生活支援部
	近隣市町村等の被害状況		災害対策本部事務局	

(2) 調査方法

関係各部は、次の調査方法を参考に、被害調査を行います。

項 目	内 容
班編成	調査区域をいくつかのブロック等に分け、各ブロックにつき職員2名程度で編成
判定基準	被害の判定は、被害程度の認定基準(第4章4節3災害被害認定)に基づく。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であり、適当な枚数を撮影する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防など関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。</li> <li>・被災世帯人員数等については、住民基本台帳等の諸帳簿と照合し正確を期する。</li> </ul>

## 6 家屋の被害認定調査

-----総務対策部

総務対策部は、大規模な地震災害で多数の家屋が被災したときは、県、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し被災地の概況調査とは別に被害報告、り災証明書等の発行等のため、家屋の被害認定調査を実施します。

### (1) 調査体制の確立

総務対策部は、次のような事前準備を行い、調査体制を確立します。

- 1 調査実施計画の策定
- 2 調査員の確保（市職員、応援職員等の派遣要請）
- 3 調査備品の用意（調査携帯品の調達、車両の確保、派遣職員の宿泊場所等）
- 4 参考資料の整理
  - ・ 応急危険度判定による調査結果
  - ・ 火災の調査結果

### (2) 調査方法

家屋の被害認定調査は、阪神・淡路大震災など、他市での災害調査事例を参考に、第1次調査及び第2次調査の2段階で行うことを検討します。

この場合、被災対象者が、第1次調査の判定結果に不服のあるときは、申し出に基づき、第2次調査（再調査）を実施することとします。

### (3) 判定基準

家屋被害の判定は、被害程度の認定基準に基づき行いますが、判定が困難なときは、専門知識を有する土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の助言を得て判定することを検討します。

### (4) 被災者台帳、り災証明書

総務対策部は、復興対策本部と連携し、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき「り災証明書」を発行します。（第4章第4節「2 り災証明の発行」参照）

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムなどのデジタル技術を活用するように努めます。

(5) 広報活動

総務対策部は、家屋の被害認定に関する必要事項を広報します。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 調査の進捗状況                        |
| 2 リ災証明の内容                        |
| 3 第1次調査に不服のあるときの申請方法             |
| 4 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等(注) |

(注) 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等について

家屋の被害認定調査は、災害対策基本法に基づき被害程度を判断するもので、リ災証明の発行など各種の被災者救済措置の基礎資料となるものである。

一方、被災建築物応急危険度判定は、法律に基づく制度ではなく、あくまで余震等による二次災害の防止を目的として、事前登録された行政職員又は建築士等が一定の技術基準に基づき、被災建築物の安全性を判断するものである。

調査の名称	家屋の被害認定調査	被災建築物応急危険度判定
調査の目的	り災証明書の交付	余震等による二次被害の防止
判定内容	住家の損害割合	当面の使用の可否
判定結果	全壊、半壊、一部損壊等 り災証明書に記載	危険(赤)、要注意(黄)、調査済み(緑) 建物の出入口等の見えやすい場所にステッカーを貼付

関係資料

- 防災関係機関等連絡先【1 - 1】
- 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【2 - 1】
- 綾瀬市防災行政用無線系統図【2 - 2】
- 神奈川県防災行政無線系統図【2 - 3】
- 綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【8 - 7】
- 綾瀬市災害証明等取扱規程【8 - 8】
- 綾瀬市消防証明等取扱規程【8 - 9】

## 第4節 災害情報の広報活動

地震災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民に正確な情報を迅速に提供し、混乱防止や適切な判断による行動が取れるように県及び防災関係機関と連携して、迅速な広報活動を行います

項	目	主管部	頁
1	地震発生直後の広報	事務局 関係各部 統括部	【地震-3-4-1】
2	地震発生から24時間以降の広報		【地震-3-4-2】
3	広報の手段		【地震-3-4-2】
4	広報の種類		【地震-3-4-3】
5	報道機関への発表と資料の収集	事務局	【地震-3-4-3】

### 1 地震発生直後の広報（発生～24時間程度）

-----事務局、関係各部、統括部

地震発生直後から概ね24時間経過までの緊急対応期、初動対応期における広報は、原則として次に掲げる項目を実施します。ただし、災害の状況によっては、適宜必要な項目について行います。

内容・広報事項	
1 発生した地震に関する情報	災害の概要（規模、範囲）
	余震情報
2 初動期行動の周知	初期消火、出火の防止、ガスの元栓、電気ブレーカーの点検
	人命救助活動（市民、自主防災組織、事業所への協力依頼）
3 避難に関する情報	避難指示、警戒区域の設定
	避難場所、避難経路の情報
	注意事項（車の使用制限、携行品、連絡先の表示）
4 医療・救護に関する情報	応急救護所の開設状況
	医療機関の受入れ情報
5 被害の状況	ライフラインの状況（電気、ガス、水道、電話、下水道等の状況）
	道路情報（交通規制など）
	交通機関の運転状況
6 応急対策の状況	応急対策の実施状況
	救援物資の情報（食料、飲料水、生活物資）
7 その他必要な情報	安否に関すること
	遺体収容関係
	市長のメッセージ
	その他、必要な事項

## 2 地震発生後24時間以降の広報

-----事務局、関係各部、統括部  
 地震発生後から概ね24時間が経過した時の広報は、災害応急対策活動の状況を中心に広報活動を実施しますが、災害の状況によっては、適宜必要な項目について行います。

応急対策の状況	実施している状況（電気、ガス、水道、電話、下水道等の復旧状況）
救援物資に関する情報	食料、飲料水、生活物資の配布状況
医療・救護に関する情報	応急救護所の運営状況
	医療機関の受入れ情報（専門医療機関（透析など））
生活関連情報	要配慮者への対応情報
	衛生（ごみ、し尿など）関連情報
	店などの営業情報
	交通機関の運行状況（復旧状況や道路状況）
安否に関する情報	安否確認の情報（避難場所や避難所での避難者名簿の情報）
	死亡者の確認などの情報（収容先など）
その他必要な情報	ボランティア情報
	市の平常業務の再開情報
	教育関連情報
	住宅関連情報（応急仮設住宅の状況）
	り災証明、義援金、見舞金、貸付・融資関連情報
	その他、必要な情報

## 3 広報の手段

-----事務局、関係各部、統括部  
 市民に行う災害広報の手段は、災害の状況により次の手段を有効に活用して実施します。

- 1 防災行政用無線（同報系：屋外子局、個別受信機）
- 2 広報車両、消防車両、警察車両
- 3 広報誌（「広報あやせ」臨時号を含む。）
- 4 チラシ、パンフレット
- 5 綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール
- 6 集配郵便局等を媒体とした広報
- 7 新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関による広報
- 8 その他の手段

#### 4 広報の種類

-----事務局、関係各部、統括部

##### (1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、「3 広報の手段」を有効に活用して行います。

##### (2) 外国人市民に対する広報

状況により、多言語による表現をボランティア等の協力を得て行います。

##### (3) 障がい者に対する広報

視覚障がい者に対しては、可能な限り防災行政用無線(固定系)で放送を行います。

また、可能な範囲で点字による広報を行います。

聴覚障がい者に対しては、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メールを活用した文字による広報を行います。

実施については、ボランティア団体等と連携を密にして、必要な情報提供を行います。

#### 5 報道機関への発表と資料の収集

-----事務局

災害対策本部が取りまとめた災害情報等は、事務局を通じて、適宜報道関係機関に発表します。

##### (1) 情報の発表

報道関係機関への対応は、専任の担当を置くこととし、情報の提供方法、情報内容等のマニュアルを作成し、常に統一した情報提供を行い、情報の混乱を防止します。

##### (2) 災害写真等の収集

総務対策部は、必要に応じて被害状況、災害対策活動等の災害写真の撮影等を行い、広報資料などに使用します。

また、報道機関が撮影した写真や情報を収集します。

##### (3) 災害時における 安否不明者の氏名等公表について

災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に安否不明者の氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表の可否や判断基準等について、関係機関と適切な連携を図ります。

#### 関係資料

防災行政用無線広報文例【2 - 4】

## 第5節 災害時の広聴活動

地震災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民等から災害に関する問合せや、要望・苦情等に迅速かつ効率的に対応するため、窓口の一本化を図ります。

項	目	主 管 部	頁
1	広聴窓口の設置	生活支援部	【地震-3-5-1】
2	要望等の取扱い		【地震-3-5-1】
3	臨時市民相談窓口の設置		【地震-3-5-1】

### 1 広聴窓口の設置

-----生活支援部  
 地震災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民等から災害に関する問合せや、要望・苦情等に迅速かつ効率的に対応するため、生活支援部は、速やかに対応窓口を設置します。

窓口には、災害の状況によって、専用電話、ファックス、インターネットなどの一般市民との有効な通信手段を設置します。

なお、市民等の安否に関する問合せ等については、生活支援部があたります。

### 2 要望等の取扱い

-----生活支援部  
 被災者から要望や苦情等があった場合は、生活支援部が取りまとめ、事務局へ報告します。

事務局においては、所管各部または関係機関へ連絡を取り、迅速な対応と問題解決に努めます。

### 3 臨時市民相談窓口の設置

-----生活支援部  
 生活支援部は、被災者の生活再建（住宅、福祉、医療、教育など）に向けた総合的な窓口として、関係所管や関係機関等と連携し「臨時市民相談窓口」を開設して、市民の相談、要望などを聴取しその解決に努めます。（第4章第4節生活再建等の支援を参照）

## 第6節 災害救助法の適用

市内において一定規模以上の地震災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

項	目	主管部	頁
1	救助の実施者		【地震-3-6-1】
2	災害救助法の適用	事務局 総務対策部	【地震-3-6-1】
3	災害救助法の適用基準		【地震-3-6-2】
4	災害救助法の適用手続		【地震-3-6-3】
5	救助の種類及び期間		【地震-3-6-3】
6	災害報告及び救助実施状況報告	総務対策部	【地震-3-6-4】

### 1 救助の実施者

災害救助法による救助業務は、県知事が実施者となりますが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長（災害対策本部長）が行うこととすることができます。

また、市長（災害対策本部長）は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとされています。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市町村の責務として市長が応急措置を実施します。

### 2 災害救助法の適用

-----事務局、総務対策部

市内における災害が、災害救助法の適用基準に該当、または該当する見込みがある場合で、災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認められる場合は、県知事に救助の実施を要請します。



3 災害救助法の適用基準

-----事務局、総務対策部

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条第1項第1号から第4号の定めるところによりますが、本市における適用基準は、次のとおりです。

基準項目		滅失世帯家屋	根拠
1	市内の住家が焼失、倒壊等により滅失	80世帯以上	第1項第1号
2	県内の滅失住家の世帯数のうち、市内の滅失した住家の世帯数	県内：2,500世帯以上 市内：40世帯以上	第1項第2号
3	県内の滅失住家の世帯数のうち、市内の滅失した住家の世帯数	県内：12,000世帯以上かつ市内で多数	第1項第3号
4	災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数の住家が滅失した場合（注：1）	第1項第3号
5	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準（注：2）	第1項第4号

注：1 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与などについて特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

注：2 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与などについて特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

滅失住家世帯等の算出基準

1	半壊、半焼	2世帯で1世帯とみなす。
2	床上浸水、土砂の堆積などにより一時住居不能の場合	3世帯で1世帯とみなす。
3	多数の定義	本市の被害状況が特に救助を要する状態にあると判断されたとき。

#### 4 災害救助法の適用手続

-----事務局、総務対策部  
災害対策本部長(市長)は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告します。

その場合、次に掲げる事項について口頭または電話をもって連絡し、後日改めて文書の提出を行います。

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 災害発生の日時及び場所               |
| 2 災害の原因及び被害の状況              |
| 3 適用を要請する理由                 |
| 4 適用を必要とする期間                |
| 5 すでに実施した救助措置及び実施しようとする救助措置 |
| 6 その他、必要な事項                 |

#### 5 救助の種類及び期間

-----  
災害救助法による救助の種類及び期間については、県災害救助法施行細則(昭和34年規則第90号)及び同細則に基づく、災害救助法施行細則による救助の程度等(県告示)によりますが、その概要は次のとおりです。

救助の種類	期 間
1 避難所の開設	開設期間7日以内
2 応急仮設住宅の供与	完成の日から最長2年
3 炊き出し及びその他による食品の給与	実施期間7日以内
4 飲料水の供給	実施期間7日以内
5 被服、寝具その他、生活必需品の給与または貸与	10日以内に完了
6 医療及び助産	実施期間14日以内ただし助産は分べんの日から7日以内
7 被災者の救出	実施期間3日以内
8 被災した住宅の応急修理	1か月以内に完了
9 学用品の給与	教科書：1か月以内に完了 文具：15日以内に完了
10 埋葬	10日以内に完了
11 死体の搜索	10日以内に完了
12 死体の処理	10日以内に完了
13 障害物の除去	10日以内に完了

注 期間については、「助産」を除き、すべて災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間の延長ができる。

## 6 災害報告及び救助実施状況報告

-----総務対策部

災害救助法に基づく災害報告は、災害発生の時間的経過により発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、市長がその都度、県知事に報告します。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられているため、関係各部署は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、市長（災害対策本部長）に報告を行います。

総務対策部は、関係各部署からの報告に基づき、所定の帳票調製を行い整理します。

### 関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

## 第7節 医療・救護対策

大規模な地震災害時には、多数の負傷者に対処するため、医師会等の協力を得て応急救護所を設置し、医療救護活動を行います。同時に医薬品、資機材を確保するとともに、重傷者等は後方医療施設を確保し、搬送します。また、災害が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルケアなどの対応を県保健福祉事務所等と連携して行います。

項	目	主管部	頁
1	医療・救護の実施者		【地震-3-7-1】
2	医療及び助産の方法		【地震-3-7-1】
3	応急救護所の設置	救護対策部	【地震-3-7-3】
4	医療救護本部の設置		【地震-3-7-3】
5	救助・救急	救護対策部 消防部	【地震-3-7-5】
6	医薬品等の確保	救護対策部	【地震-3-7-6】
7	費用の負担		【地震-3-7-7】
8	精神保健対策	救護対策部	【地震-3-7-7】

### 1 医療・救護の実施者

被災者に対する医療及び助産の実施は、災害対策本部長（市長）が行います。

ただし、災害救助法が適用された場合は、神奈川県知事の補助機関として災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 医療及び助産の方法

医療及び助産の範囲等については、災害救助法及び関係法令の規定に基づき行います。

医療の実施期間については、原則として、災害の発生した日から14日以内、助産については、分べんした日から7日以内とします。

#### 医療の受診対象者

災害のために医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療を受けられない者

#### 助産の受診対象者

- 1 災害のため、助産を受けられない者
- 2 災害発生前後、7日以内に分娩した者
- 3 その他、出産、死産または流産により助産を必要とする者

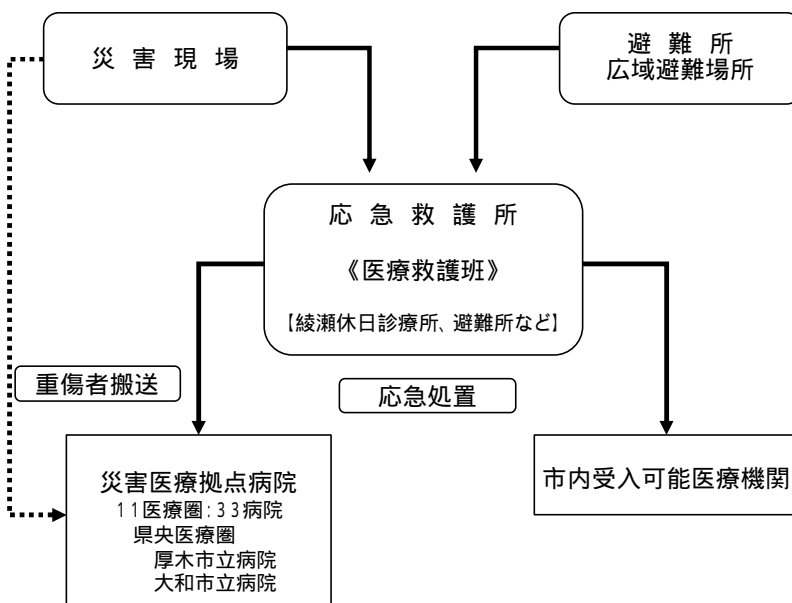
医療の範囲

- 1 診察
- 2 薬剤または治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療及び施術
- 4 病院または診療所への入院
- 5 看護

助産の範囲

- 1 分べんの介助
- 2 分べん前及び分べん後の処置
- 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

災害時における医療の流れ



### 3 応急救護所の設置

-----救護対策部

大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合には、救護対策部は、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会の協力により、次の場所へ応急救護所を開設します。

基準	設置場所
市域で震度5弱以下の場合	被害の状況により開設
市域で震度5強以上の場合	綾瀬休日診療所に拠点となる応急救護所の開設し、負傷者や病人などの状況により次の場所から応急救護所を設置する。 避難所（小・中学校15校、県立高校2校、公共施設：14箇所） 広域避難場所（26箇所） 公共施設（避難所以外）

### 4 医療救護本部の設置

-----救護対策部

#### (1) 医療救護本部の設置

災害対策本部長（市長）の指示により、医療・救護活動については、医療救護本部を保健福祉プラザに設置し、次の対策を綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会及び綾瀬市赤十字奉仕団等と連携して行います。

項目	活動内容
災害医療情報の収集	1 医療機関の被災状況の把握
	2 医療機関の活動状況の把握
医療救護班の派遣	1 医療救護班の派遣調整
	2 医療救護班の移手段の確保
救護班の設置及び運営	1 医師及び看護師等の医療スタッフ及び資機材の確保
	2 傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置
	3 傷病者等の医療優先順位を決定するトリアージの実施
	4 助産活動
医薬品等の確保	1 備蓄医薬品及び医療資機材の利用配分及び配送
	2 不足した医薬品および医療用資機材等の調達
災害時医療情報の提供	1 医療機関の情報や応急救護所の開設状況など、医療救護の情報を災害対策本部及び関係機関へ提供
	2 神奈川県医療救護本部と連携し、被災地外の後方医療機関等の状況を把握し、市災害対策本部及び関係機関へ情報提供
その他	1 遺体検案を行う医師の派遣調整
	2 要配慮者への対応
	3 その他、災害対策本部長（市長）の指示があった活動等

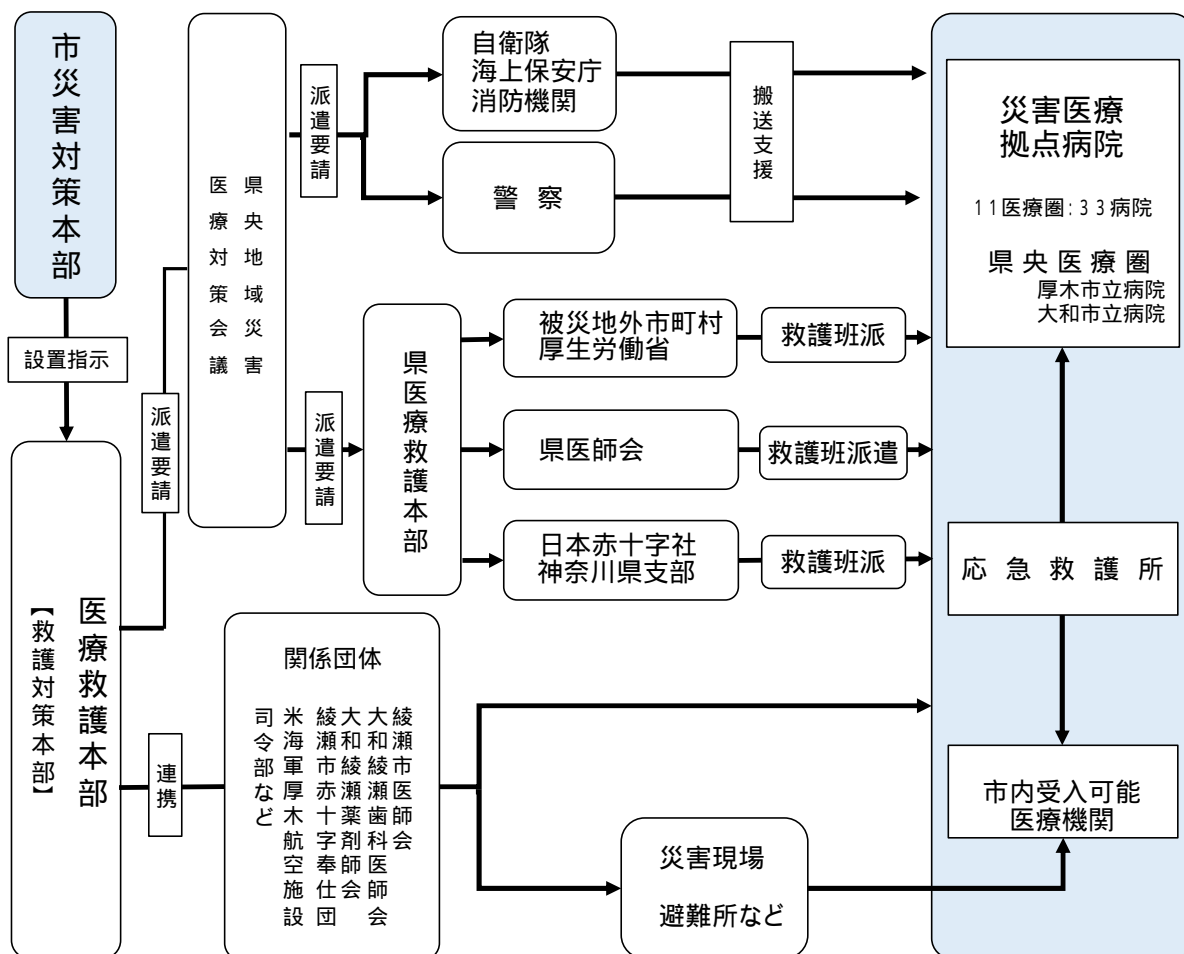
(2) 県及び日本赤十字社等に対する応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害の規模または被災状況に応じて、県、日本赤十字社等の医療関係機関に対して、応援の要請を行います。

(3) 海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請

災害対策本部長（市長）は、医療救護本部が実施する医療・救護活動及び県医療救護本部からの応援状況などから判断して、医療援護支援が必要と思われる場合は、海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請を行います。

医療救護活動体制



5 救助・救急

-----救護対策部、消防部  
負傷者等の救出及び応急救護所、病院等への搬送は、「第3章 第8節 消火・救急・救助対策」の定めにより、消防部が行います。

(1) 市外の医療機関への協力要請

医療救護本部及び消防部は、必要に応じて市外の医療機関等に対して、収容等に関する協力を求めます。

(2) ヘリコプターによる患者搬送

医療救護本部及び消防部は、重傷者等の搬送について道路の破損または遠隔地への搬送の場合は、自衛隊等のヘリコプターの緊急搬送の要請を行い、迅速な重症患者等の搬送を行います。

ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場(南側)	綾瀬市早川463	45m × 50m	北緯35°25'59" 東経139°25'43"
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25'15" 東経139°26'04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27'24" 東経139°25'03"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26'38" 東経139°25'40"
海上自衛隊厚木基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 54m	北緯35°27'01" 東経139°26'59"

落合小学校及び天台小学校は避難所を兼ねている。

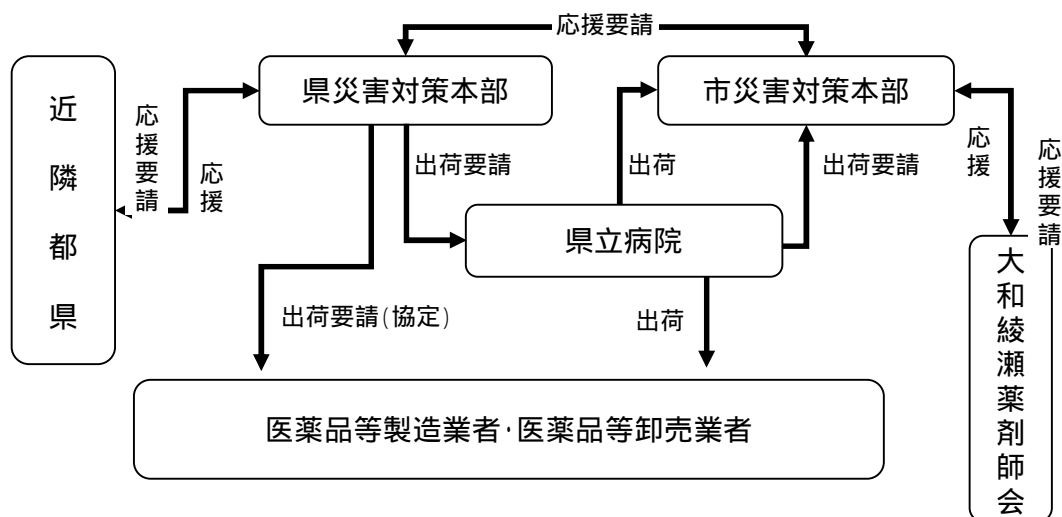


6 医薬品等の確保

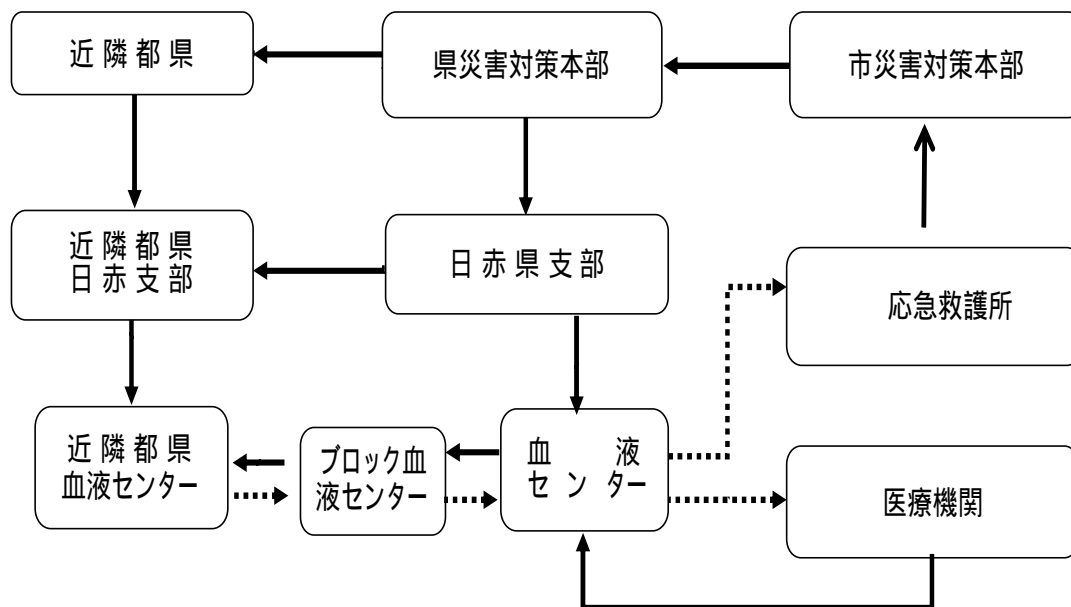
-----救護対策部

救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品を使用します。なお、被害の状況に応じて不足する医薬品は、大和綾瀬薬剤師会、県及び日本赤十字社等の関係機関に調達の応援要請を行います。

【医薬品の伝達系統】



【血液製剤供給の流れ】



## 7 費用の負担

医療及び助産に要した費用の額は、次のとおりとします。なお、災害対策本部長（市長）は、災害応急対策上必要があると認めた場合は、災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて医療及び助産にかかる費用を支出し、医療救護を行います。

項 目	内 容
救護班による医療処置	薬剤、治療材料、医療器具等の実費負担
病院、診療所による医療処置	国民健康保険の診療報酬額の範囲内の負担
救護班による助産処置	衛生材料費等の実費負担
助産師による場合	慣行料金の8割以内の額の負担

## 8 精神保健対策

----- 救護対策部

地震災害の発生による避難生活の長期化等により、生活環境の激変に伴い、被災者の心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、救護対策部は厚木保健福祉事務所大和センターなどと連携して、次の対策を実施します。

項 目	内 容
巡回指導	保健師等が避難所や応急仮設住宅などを巡回し、被災者の健康管理及び栄養指導を実施
メンタルケアの実施	被災による子どもや高齢者を初め、急性ストレス障害や心的外傷ストレス障害などの「心の傷」のケアの実施

### 関係資料

- 災害救助法施行規則【3 - 2】
- 災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】
- 災害時における医療・医薬品に関する協定【3 - 4】
- 災害医療拠点病院一覧【3 - 5】
- 市内医療機関一覧【3 - 6】

## 第8節 消火・救急・救助対策

大規模地震発生時には、消防部の保有する消防力を最大限に活用し、出火の防止、初期消火及び延焼の拡大防止活動を行います。

また、救助・救急活動は、人命救助を最優先に実施し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図ります。

項 目	主 管 部	頁
1 消防活動の基本方針	消防部	【地震-3-8-1】
2 活動体制及び配備体制		【地震-3-8-1】
3 防御活動		【地震-3-8-2】
4 救急・救助活動		【地震-3-8-4】
5 消防相互応援		【地震-3-8-4】
6 広域応援部隊の活動拠点		【地震-3-8-5】

### 1 消防活動の基本方針

-----消防部

地震災害時における消防活動の基本方針は、次のとおりです。

項 目	活 動 方 針
消火活動	二次的に発生する火災に対応するため、電気及びガス関係機関との連絡を密にして、出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止のため消防施設及び人員を最大限に活用し、被害の軽減を図る。
救助・救急活動	地震発生時には、建物の倒壊、障害物の落下、交通事故、危険物・毒物などの漏洩等により、被害が多発することが予想されることから、保有する救助・救急資機材及び人員を最大限に活用し、人命救助を最優先して人命の安全確保を図る。
避難誘導	延焼火災が多発、拡大した場合は、人命の安全確保を優先とした避難場所への誘導を行う。

### 2 活動体制及び配備体制

-----消防部

配備体制については、「第2節 災害対策本部の設置」のとおりとし、消防組織法第4条第15号の規定により制定された消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づく「綾瀬市消防計画」に定める、消火・救急・救助活動を実施します。

なお、活動の概要は、次のとおりです。

(1) 初動措置

災害活動を総合的に把握し、適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防庁舎内に、消防警備本部を設置します。

- 1 消防警備本部の設置
- 2 消防車両の安全確保及び資機材の点検
- 3 燃料の確保
- 4 通信及び情報収集体制の確保
- 5 火災監視体制等の確立
- 6 非常警備体制の確立
- 7 二次災害防止のための関係機関との連絡調整

(2) 消防団の措置

消防団長及び消防団副団長は、消防庁舎に設置された消防警備本部と連携し、消火・救急・救助活動を行います。

- 1 消防警備本部との連携
- 2 非常参集体制の確立
- 3 分団員の非常招集

3 防御活動

-----消防部

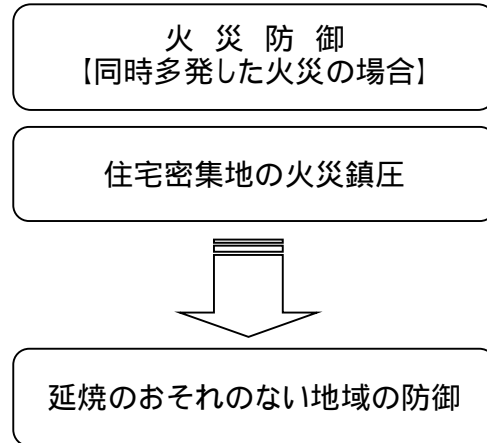
地震による火災被害は、直接被害のほか二次被害に占める割合が多いことが、阪神・淡路大震災の教訓として知られています。消防部は、同時多発すると予想される火災の延焼拡大を阻止するため、現有する消防力で綾瀬市警防規程に基づき、有効的な消防活動を行います。

地震火災の特性

- 1 同時多発する火災
- 2 季節や地震発生時間による被害規模の格差
- 3 通行障害による、火災現場への到着時間の遅れ
- 4 限られる消防水利の利用
- 5 複数方面に延焼・拡大する火災
- 6 木造家屋密集地の火災発生などによる合流火災への拡大

(1) 火災防御方針

火災が多発した場合は、建物が密集している市街地の火災防御を優先します。その後、これらの火災を鎮圧した後に延焼拡大のおそれがない地域の火災に対する防御を行います。



(2) 避難場所と避難経路の確保

火災の発生により、住民に避難の必要がある場合は、避難場所及び避難路の安全確保に全力を注ぎ防御活動を行います。

(3) 消防部隊の編成

消防警備本部は、綾瀬市警防規程に基づき消防部隊を編成します。

火災の延焼拡大により消防力を結集する必要がある場合は、消防警備本部において、全市総括的な防御方針を決定し、消防団との連携を密にして出動部隊に指示を行います。

(4) 消防団の活動

地震災害発生時には、受持ち地域の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行います。

受持ち地域外への出動は、指令を受けた場合とします。なお、分団長は、活動状況及び被害状況等を、逐次団長へ報告します。

#### 4 救急・救助活動

-----消防部

綾瀬市警防規程に基づき活動を実施します。なお、その概要は次のとおりです。

##### (1) 救急・救助活動の方針

- 1 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。
- 2 当直部隊の救急隊及び救助隊は、救急・救助資機材を使用する。
- 3 非当直部隊は、予備隊を編成し、非常用救急・救助資機材を使用する。
- 4 災害の状況により、消防警備本部は上記にかかわらず、全市総括的な救急・救助活動方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

##### (2) 救急活動

- 1 優先順位の決定  
多数の傷病者が同時に発生した場合は、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、医療機関へ搬送を行う。
- 2 診療体制の把握  
災害による診療体制が不十分な場合は、県広域災害・救急医療情報システム等の情報を活用し、情報の把握を行い、円滑な搬送を行う。

##### (3) 救助活動

- 1 活動の優先順位  
火災現場及びその付近の救助事故を優先して活動を行う。
- 2 二次災害の防止  
余震による再被害または救助中の二次被害防止に努める。

#### 5 消防相互応援

-----消防部

##### (1) 他都市消防部隊への応援要請

地震災害による被害が全市域に及んだとき、また本市消防力では対応が困難と判断される場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による普通・特別応援並びに消防組織法第44条に基づく、緊急消防援助隊の応援又は神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援を速やかに求めます。

(2) 受援体制

緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日消防震第19号)に基づき、緊急消防援助隊を円滑に受入るため、神奈川県緊急消防援助隊受援計画(平成15年8月22日制定)に基づく受援体制を定めます。

- 1 消防警備本部における応援要領及び活動・誘導要領を明確にし、応援要請を行う災害の詳細及び要請の判断基準・付加事項について定めます。
- 2 応援隊に対する情報提供として、消火栓以外の水利、避難場所、救急医療機関が網羅された地図の整備を進めます。
- 3 活動体制として、応援部隊の運用及び到着した県隊長に対する情報提供の項目を定め、通信連絡体制の確立を図ります。
- 4 機動力のあるヘリコプターの活動拠点を指定し、ヘリコプターの効果的活動方策を定めます。
- 5 応援部隊の補給体制として、警防本部における補給体制の整備及び貸出機材の提供を定めます。
- 6 応援部隊の引き上げに際しての活動状況報告については、地震警防計画による各様式によって報告を求めます。

(3) 米海軍厚木航空施設への援助要請

米海軍厚木航空施設周辺において、本市消防部の能力を上回る火災が発生した場合は、綾瀬市と在日米海軍司令部間で締結されている「消防相互援助協定」に基づき、援助の要請を行い、市消防部と米海軍消防隊が協力して消火活動にあたります。

6 広域応援部隊の活動拠点

-----消防部  
市民文化センター第1駐車場を活動の拠点とします。なお、災害の状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

施設名	所在地
市民文化センター第1駐車場	綾瀬市深谷中1-3-1

関係資料

- 消防相互援助協定(綾瀬市と米海軍)【6-5】
- 消防組織と現勢【6-6】
- 消防本部・消防署車両及び機械器具一覧【6-7】
- 消防団機械器具一覧【6-8】
- 広域応援部隊等活動拠点一覧【10-7】

## 第9節 避難対策

大規模な地震災害時に、延焼火災やその他の危険から市民を守るため、市長は、必要に応じて避難の指示を発令し、安全な場所に避難誘導を行います。

項	目	主 管 部	頁
1	市民の避難行動		【地震-3-9-1】
2	段階的避難と避難場所の種類		【地震-3-9-2】
3	避難指示等	事務局	【地震-3-9-3】
4	避難誘導	消防部 警察署	【地震-3-9-6】
5	事業所などにおける避難行動		【地震-3-9-7】
6	催事開催中における避難行動		【地震-3-9-7】
7	避難行動要支援者への配慮		【地震-3-9-7】
8	車中泊等避難者への対策		【地震-3-9-7】

### 1 市民の避難行動

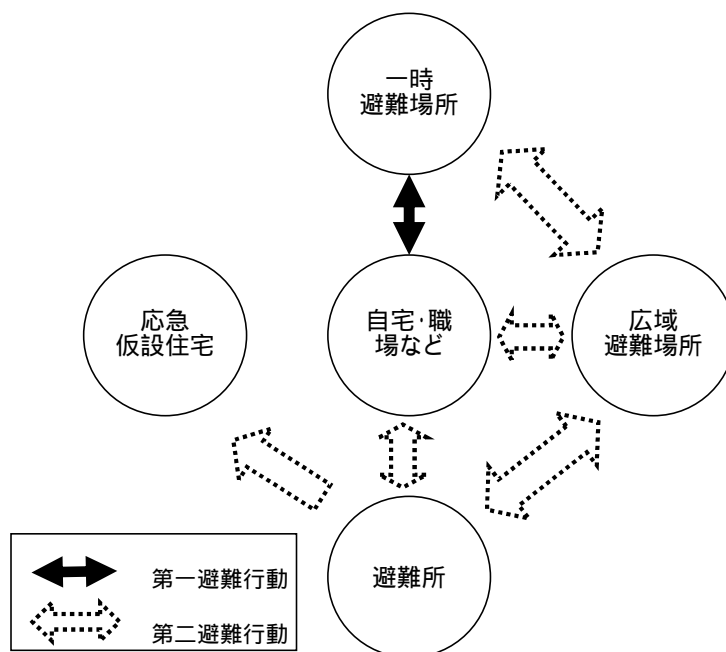
地震の発生後に家屋の倒壊の危険、火災の延焼、がけ崩れの心配などにより、生命の危険を感じた場合は、自主的に避難行動を開始します。

なお、避難行動要支援者の避難については、周辺住民及び自主防災組織等が協力し、避難場所（一時避難場所、広域避難場所、避難所）へ誘導します。避難行動は、災害状況を判断し、段階的に避難します。



## 2 段階的避難と避難場所の種類

避難行動は、次のような段階的な避難を行います



第一避難行動：災害発生直後に身の安全を確保するための行動

第二避難行動：災害の状況により危険回避をするための行動

### (1) 一時避難場所

地震発生後に自宅の周囲が危険な状態になったときは、より安全な場所に移動して危険を避けます。具体的には、一時避難場所（自宅近くの公園等）や近くの広い場所へ危険回避のため、非常持出袋を携行して一時避難を行います。

一時避難した市民は、自主防災組織などに安否情報、住家の被害状況を報告します。

その後、自宅が倒壊や火災などの被害に遭わなかった、軽微であったなど、危険が回避された場合は自宅に戻ります。

### (2) 広域避難場所

火災の延焼により一時避難場所などが危険な状態になった場合は、警察、消防団、自主防災組織の指示や、自主的判断で広域避難場所へ避難し、身の安全を図ります。

### (3) 避難所

住家の倒壊、火災延焼、がけ崩れなどにより、自宅で生活ができない状況になった場合は、一次避難所（小・中学校体育館等）で、一時的に避難生活を送ります。

一次避難所での生活が困難である避難者（高齢者、障がい者、乳幼児を持つ世帯等）は、二次避難所（公共施設）や福祉避難所に移動します。ただし、身体状況によっては、自宅から直接二次避難所や福祉避難所に避難します。

(4) 福祉避難所

二次避難所の施設で対応困難な避難者（特に避難行動要支援者）は、市内の民間の社会福祉施設との緊急受け入れに関する協定により受け入れの要請を行い、対応可能な施設へ移動します。さらに、公立の社会福祉施設においても、受け入れます。

(5) 応急仮設住宅

応急仮設住宅が供与された場合は、避難所から移動を行います。

3 避難指示等

-----事務局  
災害対策本部長（市長）ほか次の者は、緊急避難の必要があると認めたときは、避難の指示等を発令します。

災害対策本部事務局は、本部長が避難の指示等を発令するときには、各統括部、消防部及び関係機関等と連携し、その事務及び広報伝達を確実にを行います。

避難の指示等の広報伝達は、防災行政用無線、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メール、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、報道機関等の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努めます。

(1) 避難指示等の実施

○災害対策基本法に基づく避難指示等の実施者等

実施者	指示等を行う場合
市長 意思決定代理 順位者 権限を委任さ れた市職員 （地方自治法 第153条第1 項に基づく委 任）	○災害が発生 または 発生するおそれ ○人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する 避難（のための立ち退き）を指示できる（災害対策基本法第60条第 1項） 避難のための立ち退きによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ おそれがあり かつ 事態に照らし緊急を要する 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口 部から離れた場所での待避等（「緊急安全確保措置」）を指示できる（災 害対策基本法第60条第3項）

市が避難指示を行えない場合等

県知事	市が避難指示を行えない場合 その役割を代行しなければならない（災害対策基本法第60条第6項）
警察官 海上保安官	市が避難指示を行えない場合または要求があった場合 その役割を代行することができる（災害対策基本法第61条）

○災害対策基本法以外の法律に基づく避難指示

災害種別	関係法令	実施者等
洪水、高潮	水防法第29条	・ 県知事 ・ その命を受けた職員または水防管理者
地すべり	地すべり等防止法第25条	・ 県知事 ・ その命を受けた職員

(2) 警戒区域の設定

○警戒区域設定の法的根拠等

根拠法	災害対策基本法第63条
実施内容	災害による危機がすぐそこに迫っている場合 立入を禁止する区域を設定 区域内にいる人には区域外への退去を命令する
実施権限	市長や権限を委任された市職員
警戒区域設定時の入域	災害応急対策従事者に限定

○警戒区域の設定が必要とされる状況

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害の危険が及ぶと予想される地域 (急傾斜地崩壊危険箇所等)</li> <li>2 浸水により危険が及ぶと予想される地域</li> <li>3 施設被害等により爆発、有毒ガス、放射線の危険が及ぶと予想される地域</li> <li>4 その他、災害から地域の居住者等の保護を図る必要がある地域</li> </ol>
---

○避難指示等と警戒区域設定の違い

避難指示等	警戒区域設定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に対して避難を指示</li> <li>・罰則なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止、退去命令</li> <li>・罰則あり</li> </ul>

(3) 避難指示等の内容等

避難の指示等は、次の内容を明らかにして行います。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示します。

- 1 避難対象地域（地区または施設名）
- 2 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等）
- 3 避難先（安全な方向、避難場所の名称等）
- 4 その他、避難行動時の注意事項  
（携行品、避難行動要支援者への支援呼びかけ等）

(4) 県への報告

災害対策本部事務局は、避難の措置及び解除の状況について、避難状況表により記録し、速やかに次の項目を県に報告します。

- 1 発令者
- 2 発令の理由と発令の日時
- 3 避難の対象地域
- 4 避難地
- 5 その他、必要な事項

(5) 市民への周知

避難の指示等を行ったときは、防災行政用無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

#### 4 避難誘導

-----消防部、警察署

##### (1) 危険地域からの避難誘導

避難の指示等が発令され、対象地域内の市民等が避難するとき、または避難場所が危険な状態となり、他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行います。

- 1 状況が許す限り、あらかじめ経路の安全を確認する。
- 2 避難は原則として徒歩とし、自動車による避難は原則として禁止する。
- 3 携帯品は必要最小限のものに限定する。
- 4 避難行動要支援者の避難を優先する。

##### (2) 市の活動

消防部は、警察署、自主防災組織等と連携し、避難誘導を実施します。  
地区対策本部及び各部は、避難の状況について、適宜、災害対策本部へ報告します。

##### (3) 消防署・消防団、警察署の活動

###### 消防署・消防団

- 1 避難の指示等が発令されたときは、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市、警察署等に報告する。
- 2 避難が開始されたときは、消防車両等の活用により、避難誘導を実施する。
- 3 避難の指示等が発令された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

###### 警察署

- 1 避難道路等に警戒員を配置するなど、現場における個別広報や地域住民の避難誘導にあたる。
- 2 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。
- 3 広域避難場所、避難所への定期的な巡回を行うとともに、関係機関と緊密に連絡のうえ、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握、危険と認めた場合の再避難の措置等を行い、秩序維持に努める。

##### (4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者・責任者等は、必要に応じ職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導します。

#### (5) 避難者の携行品等

避難時における携行品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとし  
ます。

### 5 事業所などにおける避難行動

事業所、学校、その他の施設管理者は、地震の発生に伴い、避難の必要が生じた場合に  
は、消防法による消防計画に基づき、避難誘導等の適切な措置を行い、従業員、児童、生  
徒などの安全確保に努めます。

### 6 催事開催中における避難行動

各種催事の主催者は、地震の発生における避難誘導等の適切な措置をあらかじめ確認し、  
地震発生時の参加者などの安全確保に努めるものとし  
ます。

### 7 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者に対しては、福祉事業者、ボランティア団体の協力のもと次の事項に  
配慮します。

- 1 高齢者及び障がい者等の所在情報を把握し、迅速な避難誘導の実施
- 2 寝たきり等により、施設での生活が必要な被災者の福祉施設への移送
- 3 介護を必要とする、高齢者及び障がい者等が避難できる二次避難所の開設
- 4 避難所での生活環境の確保
- 5 避難所での健康状態の把握
- 6 メンタルケアの実施
- 7 避難行動要支援者に向けた情報の提供
- 8 高齢者及び障がい者の応急仮設住宅の優先入居

### 8 車中泊等避難者への対策

平成28年4月に発生した熊本地震は、震度7を2度観測したため、建物の倒壊が多く  
発生しました。そして避難者の中には、屋内での避難生活に不安を感じ、車両での避難生  
活を送る方がいました。

本市では、熊本地震を教訓に、以下の車中泊等避難者への対策を行います。

- 1 車中泊等避難者への健康管理に関する知識の普及啓発  
(エコノミークラス症候群対策)
- 2 車中泊等避難者のスペースの調査・確保
- 3 車中泊等避難者の把握と避難所への誘導
- 4 車中泊等避難者を想定した備蓄品の整備

9 広域避難の協議等

災害の発生が予測される場合で、想定される被害が広域にわたり市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、避難者の受入れについて、受入れ自治体と直接又は県を介して、協議を行います。

関係資料

福祉避難所（要配慮者）に関する協定【3 - 7】

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第10節 避難所の開設と運営

大規模な地震災害時、住家の倒壊、火災の延焼、がけ崩れなどにより、自宅で生活ができない状況になった市民や市内で被災した市外の住民を一時的に受入れ、保護するために、避難所を速やかに開設します。

避難所の運営は、地域住民、施設管理者、市職員による避難所運営委員会が中心となり、円滑な自主運営に努めます。

なお、交通機関の不通による帰宅困難者等に対しても、情報や避難所の提供などの支援を行い、人命の安全確保を第一に、被災住民等の安全を図ります。

項	目	主管部	頁
1	避難所の開設	統括部	【地震-3-10-1】
2	避難所の避難対象者		【地震-3-10-2】
3	一次避難所の管理運営		【地震-3-10-2】
4	二次避難所の管理運営		【地震-3-10-2】
5	避難所の環境整備	救護対策部 統括部	【地震-3-10-3】
6	応急対策活動の拠点		【地震-3-10-3】
7	避難状況等の報告	統括部	【地震-3-10-3】
8	避難所の統合、閉鎖	事務局 統括部	【地震-3-10-3】
9	帰宅困難者への対応	総務対策部 統括部	【地震-3-10-4】

### 1 避難所の開設

-----統括部

#### (1) 一次避難所の開設

災害対策本部長（市長）は、避難の指示等を発令した場合や自主避難により、一次避難所の開設が必要と判断した場合は、一次避難所を開設します。

一次避難所の開設については、地区対策本部あるいは、避難所運営委員会などが「避難所運営マニュアル」にしたがい、該当施設の安全性の確認を行い、開設準備などを行った後に、避難者を受入れます。

#### (2) 二次避難所の開設

災害対策本部長（市長）は、統括部からの一次避難所の状況報告等から判断して、一次避難所での生活が困難（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児）と思われる世帯があると判断した場合は、二次避難所を開設します。



## 2 避難所の避難対象者

---

避難所で避難生活をおくる対象者は、原則、次のような被害状況の被災者とします。

- 1 避難の指示等を受けた市民
- 2 住居が被害を受けて、居住の場所を失った被災者
- 3 被害を受けて、安全確保等のために、避難を要する被災者
- 4 帰宅することが困難な者

## 3 一次避難所の管理運営

---

### (1) 管理運営主体

一次避難所の管理運営は、あらかじめ設置してある避難所運営委員会（第2章6節参照）が中心となって実施します。なお、学校を利用する避難所の運営については、応急教育や早期の教育再開に配慮した運営を努めます。

### (2) 避難所運営委員会の基本的な役割

- 1 災害対策本部からの情報伝達
- 2 避難所運営にかかわる事項の協議、調整、決定
- 3 避難者名簿の作成、管理
- 4 食料・飲料水の配布など
- 5 避難所共通ルールの徹底（清掃、ゴミ、トイレ等の衛生管理など）
- 6 ボランティアの対応

## 4 二次避難所の管理運営

---

二次避難所の管理運営については、救護対策部と統括部が連携して行います。運営にあたっては、避難者の生活環境に注意を払い、プライバシーの確保に配慮して、常に良好なものとするよう努めます。なお、避難所における、情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、ボランティア、NPOの協力が得られるよう努めます。

## 5 避難所の環境整備

-----救護対策部、統括部

避難所では、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組みの実施に努めるとともに、次の事項に配慮して避難所の環境整備を行います。

- 1 医療・保健体制の整備
- 2 避難者の健康管理
- 3 避難生活の長期化への対応
- 4 プライバシーの保護
- 5 要配慮者への配慮
- 6 ペットの適正な飼育指導
- 7 女性に対する暴力防止・安全確保

## 6 応急対策活動の拠点

-----

避難所は、被災者を避難させるだけでなく、広域避難場所を兼ねているため、災害により都市機能が麻痺した地域住民の生活を支援するための、地域における応急対策活動の拠点としての機能を保有しています。

- 1 飲料水、食料、生活物資などの配布の拠点
- 2 医療、救護の拠点
- 3 情報伝達の拠点

## 7 避難状況等の報告

-----統括部

統括部は、避難所内及び所管地区内の状況を定期的に災害対策本部へ報告します。

- 1 避難者数及び被災者数
- 2 周辺状況（施設の安全性、ライフライン、道路状況、建物倒壊など）
- 3 緊急を要する事項（人命救助、傷病人等）
- 4 要請事項（飲料水、食料、生活必需品、応急災害対策用資機材など）

## 8 避難所の統合、閉鎖

-----事務局、統括部

災害対策本部は、災害の復旧状況、避難所人数の減少状況等を総合的に考慮し、関係各部との調整を図り、避難所の統合及び閉鎖を決定します。

統括部は、災害対策本部の指示に基づき、避難所の統合及び閉鎖を行います。

## 9 帰宅困難者への対応

-----総務対策部、統括部  
鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者、旅行者等の帰宅困難者等に対し、市、公共交通機関、警察署等は相互に連携し、支援を行います。

### (1) 安全確保と情報提供

公共交通機関の責任者等は、地震災害時に利用者等を最寄りの安全な場所や避難所へ誘導するとともに、状況に応じ、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行います。

### (2) 避難所の確保、誘導等

市は、鉄道等の運行・復旧状況や避難所に関する情報を市内の事業所等に提供します。

また、近隣市の駅において帰宅困難者が発生し、近隣市から要請があった場合は、帰宅困難者に対する避難所を確保するとともに、警察署等の協力を得て誘導を行います。

### (3) 事業所等の対応

事業所等の責任者は、交通情報等を収集して被害状況を把握し、状況によっては、従業員等を徒歩により帰宅させることや事業所に滞留させるなどして帰宅困難者の発生を抑制するよう努めます。

また、事業所等に宿泊する従業員に対して、仮泊場所、水、食料の確保などに努めます。

#### 関係資料

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

避難所運営マニュアル(標準形)【4 - 4】

## 第11節 要配慮者対策

大規模震災時には、高齢者、障がい者、難病者、人工透析者、周産期、乳幼児、外国人市民は、より一層大きな生活上の制約、困難等が生じます。このため、災害後、避難が必要になった場合の支援や安否確認を行うとともに、生活に必要な支援を行います。なお、これらの支援・援護については、地域住民、関係団体、ボランティア等と連携・協力して、自助・地域（近隣）の共助を基本として行うよう努めます。

なお、避難所、応急仮設住宅等においては、要配慮者の生活に支障がないような設備、施設等を確保するなどの配慮を行います。

項	目	主管部	頁
1	要配慮者への支援活動	生活支援部 救護対策部	【地震-3-11-1】
2	避難行動要支援者の避難や安否確認等	救護対策部	【地震-3-11-2】
3	要配慮者に対する避難所での応急支援		【地震-3-11-3】
4	福祉避難所等の確保と移送		【地震-3-11-4】
5	要配慮者への健康相談等		【地震-3-11-4】
6	要配慮者向け仮設住宅の供給	土木対策部	【地震-3-11-4】

### 1 要配慮者への支援活動

-----救護対策部、生活支援部

#### (1) 要配慮者とその支援方針

要配慮者の区分とその支援の基本方針は、次のとおりです。

要配慮者の区分	支援方針
高齢者	病気や衰弱による震災関連死を防止するため、安否・所在を確認し、避難所や仮設住宅等において健康的な生活を維持できる環境の確保、向上に努める。
障がい者	支援ニーズが極めて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、関連する支援団体等との連絡体制の確立に努める。
乳幼児	保護者を失ったときの保護、養育と、乳幼児が受ける生活上の制約解消に努める。
外国人市民	通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努める。
その他	難病患者、人工透析患者等については、障がい者と同様に支援ニーズが極めて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。 周産期の被災者については、被災による過度のストレス、外傷等による流・早産への対応

(2) 避難行動要支援者への支援活動

救護対策部は、避難行動要支援者に対し、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、次のような一連の支援活動を行います。

- 1 安否確認、支援内容の把握、支援者等の確保
- 2 避難誘導の支援
- 3 避難所での応急支援
- 4 二次避難所等の確保と移送
- 5 高齢者及び障がい者入所施設被害状況の確認
- 6 健康診断、生活相談、広報活動等
- 7 避難行動要支援者向け仮設住宅の供給と支援

(3) 外国人市民への支援活動

生活支援部は、救護対策部及び災害時ボランティアセンターと連携して、通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努めます。

(4) 保護者を失った乳幼児の支援活動

救護対策部は、保護者を失った乳幼児がいる場合、児童相談所と連携し、保護可能な親戚や養護施設等を検索し、速やかに引渡しまたは移送します。引渡しまたは移送先が確保されるまでの間は、応急保育にて保護します。

また、病気や衰弱した乳幼児者がいる場合は、受入れ可能な病院等を検索し、速やかに引渡しまたは移送します。引渡しまたは移送先が確保されるまでの間は、避難所等で保護します。

2 避難行動要支援者の避難や安否確認等

-----救護対策部

(1) 避難誘導

避難行動要支援者は、家族や同居者等及び近隣居住者とともに避難行動を行うことを原則とします。また、自主防災組織、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体等は、これの支援を行います。

(2) 安否確認等

救護対策部及び市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等は「避難支援プラン全体計画」及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行います。

(3) 支援ニーズの把握、対応等

救護対策部は、安否確認と併せて、災害時ボランティアセンター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、支援ニーズの把握を行うとともに、必要な介護・介助要員、資機材等の確保や支援計画を策定します。

- 1 必要な介護・介助要員の種別、人数
- 2 必要な介助用具の種別、数量
- 3 その他、支援を必要とする事項や留意点等

なお、専門知識や技術を必要とする要員が不足する場合は、専門ボランティアの協力を要請します。

- 1 福祉ボランティア
  - 医療：医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
  - 介護：介護福祉士、ホームヘルパー、点字翻訳者、一般ボランティア介護指導者等
- 2 通訳、翻訳ボランティア 外国語通訳、翻訳

3 要配慮者に対する避難所での応急支援

-----救護対策部  
救護対策部は、統括部等と連携して、避難所における要配慮者の支援ニーズを把握し、次のような支援を行います。

支援項目	支援内容
必要な設備等の確保・設置	1 踏み板等の設置による段差の解消や手すりの取り付け 2 簡易ベッドの確保 3 間仕切り、カーテン等の設置 4 車椅子、杖、紙おむつ、簡易トイレの確保等
要配慮者専用スペースの確保	1 少人数部屋への割り当て 2 冷暖房、出入り、トイレ等への配慮等
生活支援措置	1 適温食など、要配慮者に配慮した食事の供給 2 ボランティアの派遣、介護等
広報支援措置	1 掲示板の設置、手話通訳の派遣 2 ボランティアによる個別情報伝達等

#### 4 福祉避難所等の確保と移送

-----救護対策部

##### (1) 福祉避難所等の確保

救護対策部は、福祉避難所の被災状況及び使用の可否を確認し、施設の安全が確認され、福祉避難所の開設の必要が認められる場合には、施設を運営する福祉関係団体に対して、高齢者・障がい者等の受け入れを要請し、福祉避難所を確保します。さらに、公立の社会福祉施設についても、確保します。

##### (2) 福祉避難所等への移送

救護対策部は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送します。

#### 5 要配慮者への健康相談等

-----救護対策部

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等と連携し、自宅被災者や避難所、応急仮設住宅等の要配慮者に対し、次のような支援を行います。

- 1 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等
- 2 ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談
- 3 ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- 4 チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等

#### 6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

##### (1) 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

-----土木対策部

土木対策部は、必要と認めるときは県と協議し、救護対策部と連携して要配慮者向けの応急仮設住宅を供給するように努めます。

##### (2) 要配慮者向け応急仮設住宅での支援

-----救護対策部

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において、次のような支援を行います。

- 1 スタッフ詰所の設置と運営
- 2 居住環境の向上
- 3 健康相談、メンタルケア対策の実施
- 4 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- 5 ホームヘルパー等の派遣など

関係資料

福祉避難所（要援護者）に関する協定【3 - 7】

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

災害時応援協定一覧【10 - 8】



## 第12節 防疫・清掃対策

大規模地震発生時には、感染症の発生等を予防するため、必要に応じて被災地や避難所の防疫活動や保健衛生対策を行います。

また、上下水道に被害を受けた地域の避難所などに災害用トイレを設置するとともに、し尿、生活ごみの収集処理体制を確立します。

項	目	主管部	頁
1	防疫活動	救護対策部	【地震-3-12-1】
2	災害用トイレの設置、管理	生活支援部	【地震-3-12-3】
3	し尿の処理		【地震-3-12-4】
4	ごみの処理		【地震-3-12-4】

### 1 防疫活動

-----救護対策部

救護対策部は、次のような場所について市が保有する薬剤・資機材を使用して消毒を行います。薬剤・資機材が不足するときは、県及び市薬剤師会等に調達を要請します。

また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導します。

- 1 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生となった場所
- 2 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある場所
- 3 浸水、倒壊家屋、下水等により不衛生となった場所
- 4 土壌還元によるし尿処理を行った場所
- 5 鼠、昆虫が大量に発生した場所
- 6 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所
- 7 ごみ集積所、便所、その他衛生状況が良好でない場所

(1) 避難場所における防疫・保健衛生活動

救護対策部は、避難所等の防疫活動を実施するとともに、保健活動を併せて実施します。

また、市の処理対応能力では十分でないとき、厚木保健福祉事務所大和センターへ協力要請を行います。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。
- 2 消毒薬・うがい薬等の配布
- 3 避難者へ手洗いうがい、屋内清掃、その他衛生管理及び感染症予防策の周知
- 4 インフルエンザ、肺炎等が流行したときは、保健指導の強化

(2) 感染症対策

救護対策部は、必要に応じて消毒班を編成し、県の指示により市が感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施します。なお、市の対応能力では十分でないときは、厚木保健福祉事務所大和センターへ消毒班の派遣を要請します。また、感染症患者が発生した場合は、必要に応じ、法の定めに基づき、県により速やかに当該患者を感染症指定医療機関に収容します。

(3) 避難所の衛生管理

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、避難所等の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行います。

- 1 避難所の過密状況の把握
- 2 土足禁止区域及び下足場の設定
- 3 ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導
- 4 飲料水の安全確保
- 5 日常衛生用品の確保
- 6 室内環境の衛生保持
- 7 洗濯場、物干し場の設置等
- 8 シャワー施設、トイレの衛生管理

(4) 食品の安全確保

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、配布食料等の安全を確保するため次の措置を実施します。

- 1 搬入された食品の消費期限、保管方法、残飯の処理等について管理・指導する。
- 2 避難者及び自宅で避難している被災者へ、手指の消毒、食品・食器の取り扱い、残飯等の処理について適正な措置をとるよう周知する。

(5) 動物対策

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物愛護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。

- 1 動物の飼育状況等を把握する。
- 2 飼育者等による自主管理体制を確立する。
- 3 県への資材提供・綾瀬市獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。
- 4 飼育者(避難者)へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。
- 5 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。
- 6 避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。

2 災害用トイレの設置、管理

-----生活支援部

(1) 設置、管理及び周知措置

生活支援部は、大規模な地震災害が発生した時は、次のような場所へ災害用トイレを設置して、これを管理します。

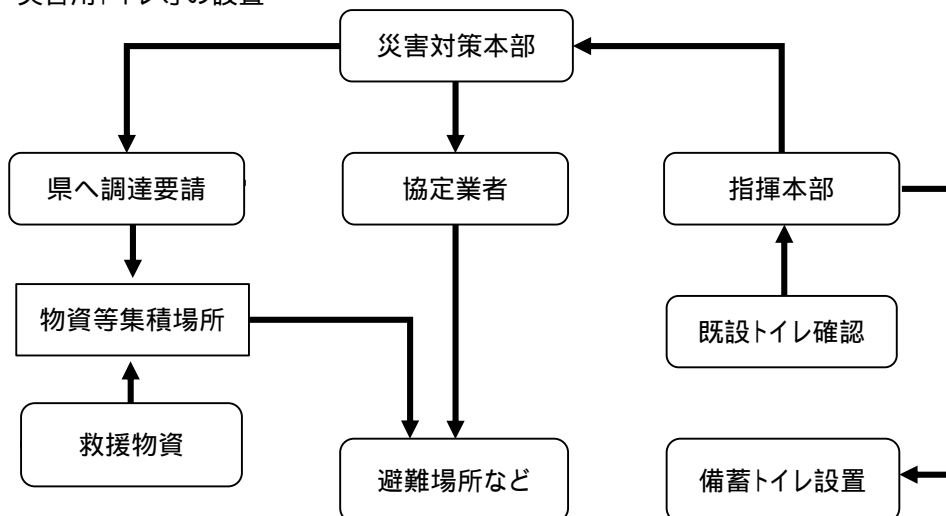
災害用トイレは、市備蓄品及び災害協定業者から調達します。なお、協定業者からの調達する災害用トイレは、迅速に設置できるように、事前に主要な設置場所を定めておきます。

また、災害用トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

災害用トイレ設置場所

- 1 避難所、広域避難場所
- 2 災害活動拠点
- 3 病院、福祉施設
- 4 その他、必要と認められる場所

災害用トイレ等の設置



(2) 支援要請

市は、災害用トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

3 し尿の処理

-----生活支援部

生活支援部は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿の収集・処理を実施します。

し尿処理の基本方針

- 1 水を確保し、下水道機能を活用することを基本とする。
- 2 高座清掃施設組合及び綾瀬終末処理場、相模川流域左岸処理場（柳島管理センター）の施設被害状況及び処理能力の把握をする。
- 3 収集すべきし尿の量、仮設トイレの容量等を想定し、「し尿処理計画」を策定する。
- 4 綾瀬市畜産協会及び浄化槽清掃許可業者等に、協力依頼をするとともに、バキュームカーの確保を行う。
- 5 県へ広域応援体制を要請し、処理能力のある市町村へ処理の応援要請を行う。

排出し尿量：1人1日あたり1.4ℓを想定

仮設トイレ容量：1基あたり350ℓを想定

（日本トイレ協会等監修「阪神大震災トイレパニック」より）

#### 4 ごみの処理

-----生活支援部

##### (1) ごみ処理体制の確立

生活支援部は、被害の状況に応じたごみ処理の実施のため、次の対策を行います。

- 1 高座清掃施設組合の被害状況及び当面の収集処理能力を把握するとともに、応急復旧措置を要請する。
- 2 地区別の被害状況、避難所・災害対策活動拠点の設置状況に応じて、段階的な応急ごみ収集・処理計画を策定する。
  - ・可燃ごみ、資源物等、それぞれに計画する。
  - ・直接回収、臨時回収ステーション・一時集積場の配置等を計画する。
  - ・一時集積場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。
- 3 業者等に協力を依頼し、ごみ収集車等を確保する。
- 4 県への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕ある他市町村への応援処理を要請する。
- 5 市民・事業所等へ、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報する。

##### (2) 収集と処理

生活支援部は、次の点に留意して生活ごみを収集車、ダンプ等で収集・搬送し、処理します。

- 1 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集・処理する。
- 2 一時集積場については、中間処理設備の設置等による減量化、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒を実施する。
- 3 道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、一時集積場へ搬送する。
- 4 有害ごみは、県と協議し、専門処理業者の協力を要請する。
- 5 医療廃棄物は、専門処理業者等へ協力を要請する。

#### 関係資料

資機材等調達に関する協定【4 - 8】

綾瀬市災害廃棄物処理計画

## 第13節 行方不明者、遺体の処理

大規模な地震が発生したときは、建物の倒壊等により、多くの方が生き埋めになるなどの事態が予想され、多数の行方不明者や死者が発生するおそれがあります。

行方不明者については、警察と密接な連携をして把握し、捜索活動を行います。

また、不幸にも災害による死亡遺体は、警察による検視や医師による検案を受ける必要があります。

災害対策本部は、遺体収容所を設置し、納棺用品等を確保するとともに、速やかに遺体の検視、検案等を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 行方不明者の捜索	生活支援部	【地震-3-13-1】
2 遺体の処理	救護対策部	【地震-3-13-3】
3 遺体の引渡し		【地震-3-13-4】
4 遺体の埋火葬		【地震-3-13-4】

### 1 行方不明者の捜索

-----生活支援部

#### (1) 行方不明者名簿の作成

大和警察署は、市（生活支援部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、要捜索者（行方不明者）の名簿を作成します。なお、個人情報の管理については、関係法令の規定に基づき取り扱います。

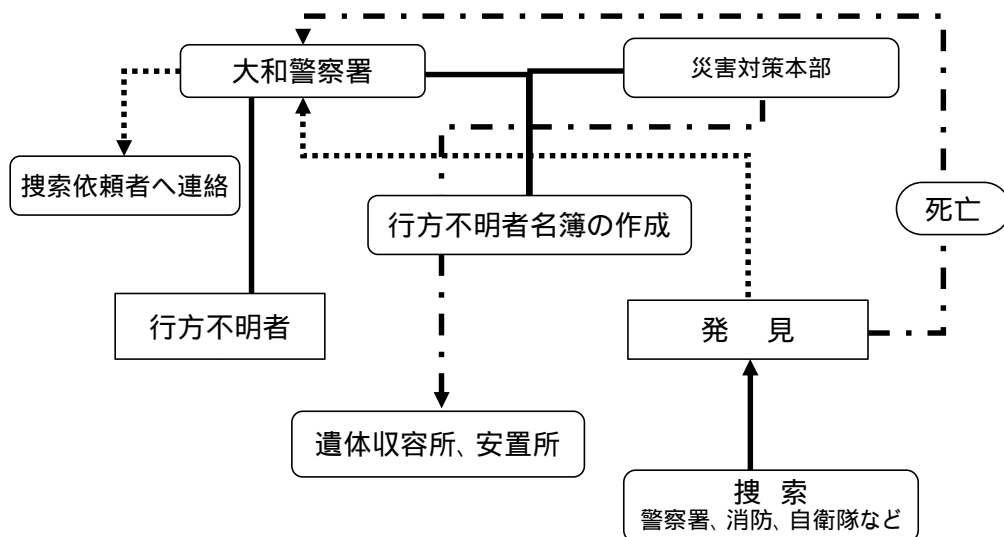
- 1 生活支援部は、相談窓口や被災現場からの要捜索者情報を名簿に整理する。
- 2 名簿には、要捜索者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴を可能な限り詳細に記録する。
- 3 名簿は、市と警察署で相互に連絡を取り、共有化を図る。
- 4 生活支援部は、要捜索者名簿を避難者名簿、診療記録簿、その他市で把握する安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

(2) 行方不明者の搜索

大和警察署は、要搜索者名簿に基づき、消防部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行います。

搜索活動中に発見された行方不明者及び遺体は、直ちに大和警察署あるいは市（生活支援部）に連絡後、大和警察署は、搜索依頼者に連絡します。

また、発見された遺体は、災害対策本部の指示により最寄りの遺体収容所に収容します。



## 2 遺体の処理

-----救護対策部

### (1) 遺体の搬送

大和警察署は、捜索活動中に遺体を発見したときは、遺族等に連絡します。  
身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努めます。

救護対策部は、状況に応じて遺体を現場から災害対策本部から指示のあった、遺体収容所、安置所まで搬送します。

- 1 検視・検案の受入れ
- 2 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付など
- 3 遺体の引渡し、一時保存
- 4 遺体の洗浄・縫合・消毒等

### (2) 遺体収容所、安置所の設置

救護対策部は、大規模な地震災害により死者が発生したときは、あらかじめ定めてある次の施設に遺体収容所を設置し、遺体の受入れ・収容を行います。

なお、多数の死者が発生した場合は、市民スポーツセンター体育館を遺体収容所及び安置所として開設します。

区分	施設名	所在地	電話
遺体収容所 安置所	市民スポーツセンター 体育館	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292
仮遺体収容所	綾瀬中学校	綾瀬市深谷南2-3-1	0467-78-0024
	綾北中学校	綾瀬市深谷上4-4-1	0467-78-8566
	城山中学校	綾瀬市早川2230	0467-77-6134
	北の台中学校	綾瀬市蓼川1-2-1	0467-77-8430
	春日台中学校	綾瀬市吉岡393-1	0467-76-8661

### (3) 納棺用品等の確保

救護対策部は、県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等を確保します。

### (4) 遺体の検視・調査等

大和警察署は、遺体収容所において遺体の検視・調査等を行います。

### (5) 遺体の検案

遺体の検案は、医療救護本部（救護対策部）の医師が、法医学専門医、警察協力医との協力により、遺体収容所で実施されます。



### 3 遺体の引渡し

-----救護対策部

#### (1) 身元判明遺体の引渡し

検視、検案の済んだ遺体は、身元の判明・不明に応じて、それぞれ区別して安置します。

救護対策部は、大和警察署と協力して、身元判明遺体を速やかに遺族に引き渡します。

#### (2) 身元不明遺体の身元確認

救護対策部は、大和警察署、自治会と協力して、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

身元の確認には、指紋、歯牙、身体特徴等の確認が必要になります。

身元不明遺体の問い合わせ等に対応し、遺体の引取人があるときは、遺体を引き渡します。

警察から引き渡された身元不明遺体については、「墓地埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品の写真撮影などを行い、人相、着衣、特徴等を記録し、遺品の保管、埋葬または火葬を行います。

### 4 遺体の埋火葬

-----救護対策部

#### (1) 火葬の許可等

救護対策部は、遺族に引き渡された遺体は遺体収容所等において、死亡届を受理し、火葬に対する許可を行います。

#### (2) 埋火葬の実施

救護対策部は、遺族等が遺体の搬送、火葬を行うことが困難なときは、総務対策部、県トラック協会県南サービスセンター、葬祭業者等の協力を得て、火葬場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を引き渡します。

#### (3) 埋火葬の期間

災害救助法が適用された場合は、定めにより10日間以内に完了するものとします。  
なお、11日以降も埋火葬の必要がある場合は、県知事に次の項目について申請を行います。

- 1 延長する期間
- 2 延長を必要とする理由
- 3 延長を必要とする地域
- 4 延長期間中の埋火葬される遺体の数等

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

資機材等調達に関する協定【4 - 8】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第14節 飲料水の確保対策

大規模な地震により、水道施設等が被害を受けた場合は、飲料水を中心とした応急給水が不可欠です。生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人あたり3リットルを基準に応急給水を行います。

その後、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含め給水量の拡大に努めます。

項	目	主 管 部	頁
1	応急給水の実施者		【地震-3-14-1】
2	応急給水量		【地震-3-14-1】
3	応急給水の確保	生活支援部	【地震-3-14-2】
4	応急給水の順位		【地震-3-14-3】
5	応急給水計画		【地震-3-14-3】
6	応急給水の費用と期間		【地震-3-14-5】

### 1 応急給水の実施者

災害対策本部長（市長）は、地震により水道施設が破壊し、給水機能が停止した被災者に対して、飲料水等の応急給水を行います。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 応急給水量

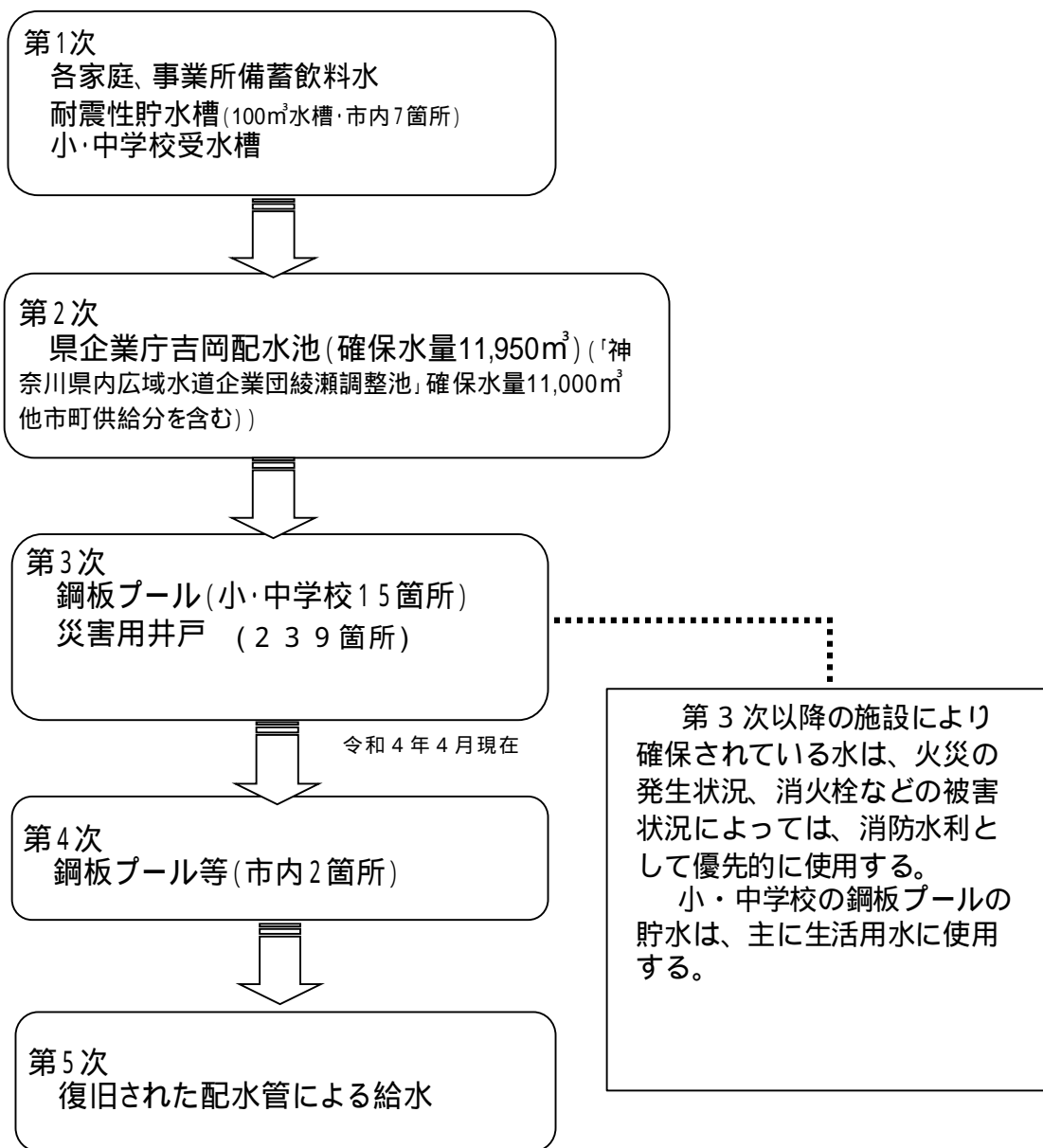
- 1 飲料水は、1日1人あたり3リットルとする。
- 2 生活用水は、災害状況及び飲料水の給水状況により、給水可能な量とする。
- 3 医療用水は、医療機関の要請に基づく必要量とする。

### 3 応急給水の確保

-----生活支援部

応急給水の確保は、原則として次により行います。

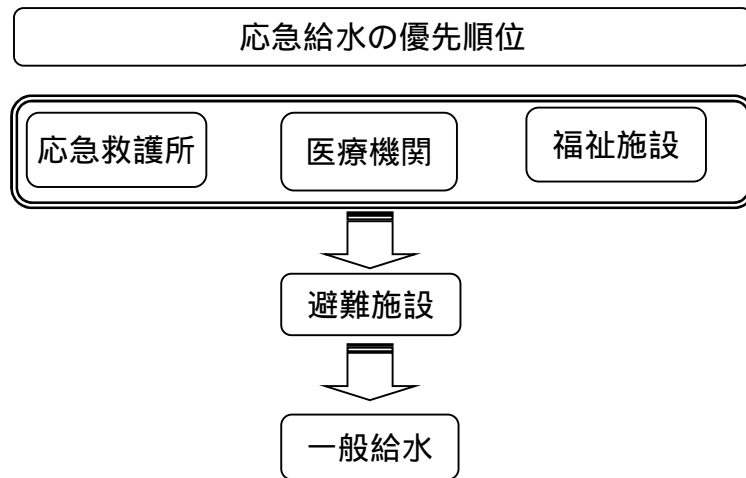
ただし、災害の状況に応じて、適宜最も適切な方法を取るものとします。



4 応急給水の順位

-----生活支援部

応急給水を行う場合は、原則として次の優先順位とします。



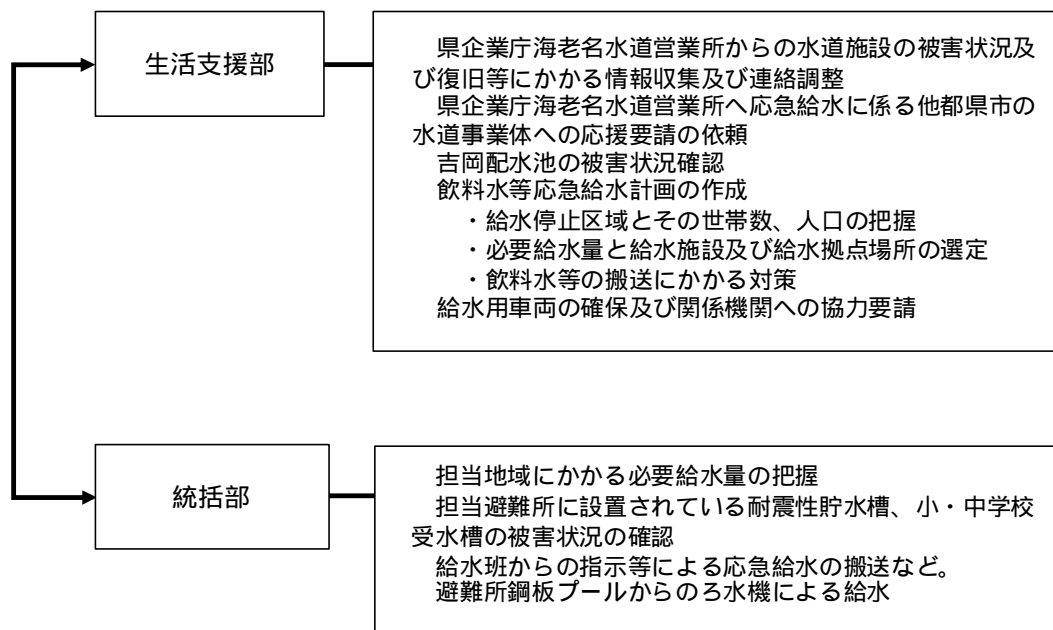
5 応急給水計画

-----生活支援部

(1) 応急給水の実施

生活支援部は、県企業庁海老名水道営業所からの、水道施設の被害状況を把握し、給水班を組織して土木対策部と県企業庁海老名水道営業所と連携して応急給水計画を作成し、給水計画に基づき応急給水を実施します。

なお、災害対策本部における応急給水活動は、次のとおり分担します。



(2) 飲料水等の搬送

飲料水等を確保した後の医療施設等や一般給水拠点までの搬送方法は、次のとおりとします。

ただし、具体的な搬送方法や搬送手段については、応急給水計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法を取るものとします。

搬送方法	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心に、関係職員による直接搬送
2 綾瀬市管工事業協同組合による搬送	綾瀬市管工事業協同組合へ、災害時協力の要請による搬送
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請、もしくは災害ボランティアによる搬送
4 自衛隊、協定業者、応援自治体による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送

(3) 食料等の搬送との調整

生活支援部は、応急給水の搬送を行うときは、食料や他の物資と併せて搬送するなどの調整をして、効率的な搬送に努めます。

(4) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、応急給水活動を実施する場合、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

- 1 日時
- 2 給水場所
- 3 利用方法
- 4 その他必要事項（給水容器の持参など）

(5) 応急給水の配布

応急給水の配布については、原則被災者が持参した容器により、一定量を行うこととします。なお、容器の確保が被災状況により困難な場合は、災害対策本部が準備した容器により行います。

## 6 応急給水の費用と期間

---

### 災害救助法が適用された場合

- 1 費用 飲料水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用
- 2 期間 災害発生の日から7日以内  
ただし、災害応急対策上必要があると認める場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長できる。

### 関係資料

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【3 - 1】

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

## 第15節 食料等供給対策

大規模地震の発生により、避難場所などに集まる多数の被災者のために、飲料水、食料及び生活物資の調達や供給が必要となります。食料、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて県への調達要請など市外部からの調達・救援食料を物資集積場所等において仕分けして、効率的に被災者へ供給しなければなりません。

その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努め、災害時における被災者の生活を支援します。

項 目	主管部	頁
1 食料等供給の実施者		【地震-3-15-1】
2 食料等の供給対象者		【地震-3-15-2】
3 食料等の供給		【地震-3-15-2】
4 食料等の調達	生活支援部	【地震-3-15-3】
5 食料等供給計画		【地震-3-15-4】
6 食料等の集積場所		【地震-3-15-6】
7 炊き出しの実施、支援等	教育対策部	【地震-3-15-6】
8 食料等供給の費用と期間		【地震-3-15-6】

### 1 食料等供給の実施者

災害対策本部長（市長）は、被災者及び災害応急対策従事者に対して、食料等の供給を行います。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。



## 2 食料等の供給対象者

食料供給の対象者は、次に掲げる被災者等としますが、災害の状況や被災者の状況などを考慮して、災害対策本部長（市長）が決定します。

- 1 避難所に避難している避難者
- 2 住家の被害状況により、炊飯のできない被災者
- 3 ライフラインの機能停止及び物流機能のマヒにより、炊飯のできない被災者
- 4 市内の旅行者または一時滞在者で、帰宅困難な被災者
- 5 災害応急対策に従事する者
- 6 その他、市長が認める者

## 3 食料等の供給

### （1）供給品目

食料の供給品目は、主食、副食品等とします。なお、乳児や疾病者等に対しては、調製粉乳やおかゆを調達して供給します。

### （2）供給の基本方針

地震による大規模災害発生時には、次の供給方針に基づき、食料の段階的な供給を行います。

#### 第1段階【発災当日～3日間】

備蓄品から被災者に提供  
必要に応じて、市内協定締結業者から調達し、供給

#### 第2段階【4日目以降】

被害状況により、第1段階に加え、調達要請した救援食料の供給

#### 第3段階【7日目以降】

被害状況により、第1、2段階の他に災害対策本部、自衛隊、自主防災組織等による、炊出しでの食料の供給

注）炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則（昭和34年12月15日 神奈川県規則第90号）の定めるところによる。

4 食料等の調達

-----生活支援部

(1) 備蓄食料

市における備蓄食料品等は次のとおりです。

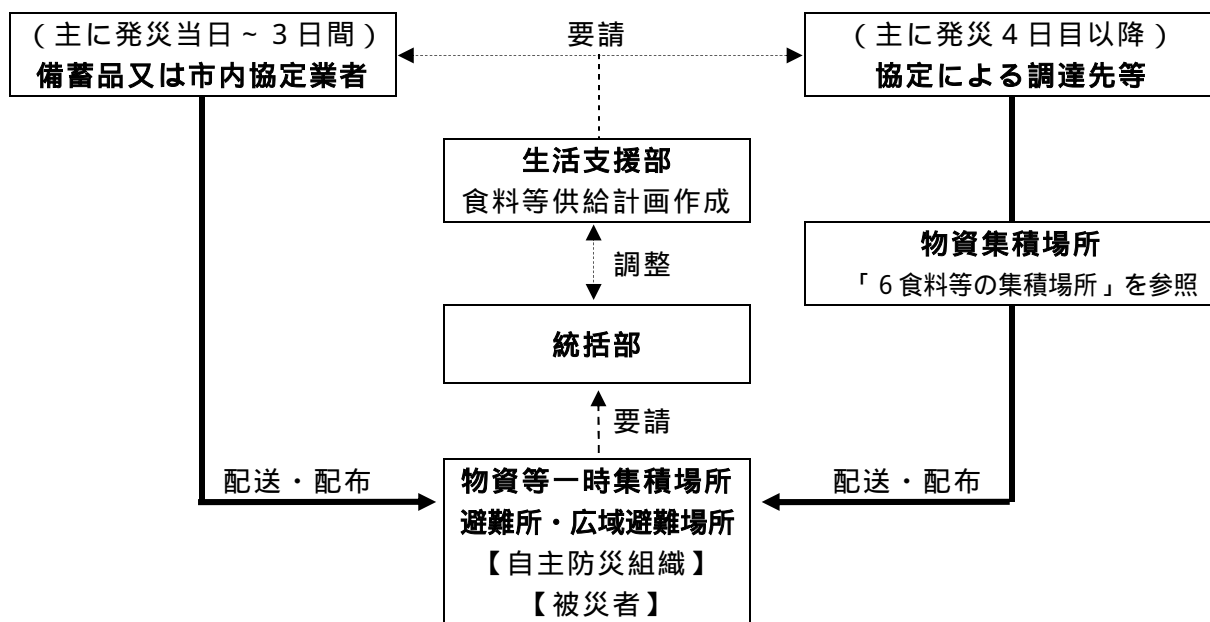
主食 長期保存食(サバイバルフーズ)、おかゆ、調整粉乳(粉ミルク)、野菜シチュー、アルファ米

(2) 調達する食料

米 穀 市と協定業者との災害時協定に基づく調達  
県と協定業者との災害時協定に基づく調達  
政府所有食料の調達  
救援物資

米穀以外の食料 市と協定業者との災害時協定に基づく調達  
県と協定業者との災害時協定に基づく調達  
政府所有食料の調達  
救援物資

【食料の調達から供給までの流れ】



5 食料等供給計画

-----生活支援部

(1) 食料等供給計画の作成

生活支援部は、各統括部等からの被災状況を調査し、食料等供給計画を作成し、供給を行います。

(2) 医療機関、福祉施設等への食料供給活動

生活支援部は、施設の被害状況や要請に基づき、市内の医療機関、福祉施設等に対し、最優先で応急食料の供給を行います。

(3) 食料等の搬送

食料等を確保した後の物資等集積場所、物資等一時集積場所への搬送は、生活支援部が行うことを基本とします。

生活支援部は、総務対策部及び県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て、搬送を行うこととしますが、業者などから調達する食料は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

具体的な搬送方法や搬送手段については、食料等供給計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法を取るものとします。

搬送区分	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心とする、関係職員による直接搬送
2 自衛隊、応援自治体、協定団体等による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請もしくは、災害ボランティアによる搬送

(4) 生活物資等の搬送との調整

生活支援部は、食料等の搬送を行うときは、他の物資搬送と調整し、効率的な搬送に努めます。

(5) 食料の供給方法

被災者への食料等の供給は、生活支援部が次の食料供給拠点を設置して行うことを基本とします。

施設名	配布方法
各避難場所	地区対策本部員、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布を実施する。

(6) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、食料等供給計画を実施する場合は、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

- |             |
|-------------|
| 1 日時        |
| 2 配布場所      |
| 3 その他、必要な事項 |

## 6 食料等の集積場所

-----生活支援部

調達した食料等の仕分け、分類が必要なために一時的に集積、保管をする場合は、原則次の施設とします。使用する施設は、被災状況及び被災者への効率的な供給の観点から選定します。

施設名	所 在	集積する食料
市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1	仕分け、分類が必要な食料 外来救援食料等で、配分方法が決定していない食料 避難所などで保管することが適当でないと思われる 食料
協定業者の施設	---	

## 7 炊き出しの実施、支援等

-----教育対策部

### (1) 炊き出しの実施

教育対策部は、避難所等の体制が整った段階で、必要に応じて炊き出しを行います。炊き出しは、一次避難所において、避難所運営委員会、自主防災組織、ボランティア、学校、自衛隊等の協力を得て行います。

なお、炊き出し時には、衛生管理に十分注意し実施します。

### (2) 炊き出しの支援

生活支援部は、炊き出しに必要な米穀、食材、資機材等を確保します。

米穀の調達は、協定締結団体等から行い、必要に応じて政府が保有する米穀を県に要請します。

## 8 食料等供給の費用と期間

-----  
災害救助法が適用された場合

- |      |  |
|------|--|
| 1 費用 | 食料等の供給を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。                               |
| 2 期間 | 災害発生の日から7日以内<br>ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。 |

第3章 応急対策計画  
第15節 食料等供給対策

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

食料調達に関する協定【4 - 9】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第16節 生活物資等供給対策

地震災害により生活物資（被服、寝具、その他生活必需品）の調達や支給が必要となります。発災直後は、備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて県への調達要請など市外部からの調達・救援物資を、物資配送拠点等において仕分けして、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、効率的に被災者へ支給します。

項	目	主管部	頁
1	生活物資等の支給の実施者		【地震-3-16-1】
2	生活物資等の供給対象者		【地震-3-16-1】
3	生活物資等の支給区分		【地震-3-16-2】
4	生活物資等の支給		【地震-3-16-2】
5	生活物資等の調達	生活支援部	【地震-3-16-3】
6	生活物資等支給計画		【地震-3-16-4】
7	生活物資等の集積場所		【地震-3-16-5】
8	生活物資等支給の期間		【地震-3-16-5】

### 1 生活物資等の支給の実施者

災害対策本部長（市長）は、被災者及び災害応急対策従事者に対して、生活物資等の支給を行います。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 生活物資等の供給対象者

生活物資等の対象者は、次に掲げる被災者等としますが、災害の状況や被災者の状況などを考慮して災害対策本部長（市長）が決定します。

- 1 避難所に避難している避難者
- 2 住家の被害状況により、日常生活に大きな支障をきたしている被災者
- 3 市内の旅行者または一時滞在者で、帰宅困難な被災者
- 4 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった被災者
- 5 災害応急対策に従事している者
- 6 その他、市長が認める者

### 3 生活物資等の支給区分

生活物資等の支給方法は、次のとおりです。

個人支給	被災者一人ひとりに支給するもの
世帯支給	世帯ごとに支給するもの
被害支給	被害の程度により支給するもの
配慮支給	乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者などに支給するもの

### 4 生活物資等の支給

#### (1) 支給品目

生活物資等の支給品目は、おおむね次のとおりです。

支給品目	内容等
1 寝具	就寝に必要な最低限度の毛布など
2 衣料	洋服、肌着、下着など
3 日用品雑貨	タオル、石鹸、トイレットペーパー、おむつ、生理用品など
4 炊事用具	なべ、やかん、包丁、卓上コンロなど
5 食器類	茶碗、皿、箸など
6 光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯など
7 その他の物資	必要と認められるもの

#### (2) 支給の基本方針

地震による大規模な災害が発生した時は、次の支給方針に基づき、生活物資等の段階的な支給を行います。

##### 第1段階

備蓄品を被災者に支給



##### 第2段階

被害状況により、第1段階に加え、市内協定締結業者からの調達、応援協定都市への調達要請、救援物資供給近隣市町村等に調達要請した救援物資の支給

5 生活物資等の調達

-----生活支援部

(1) 備蓄物資

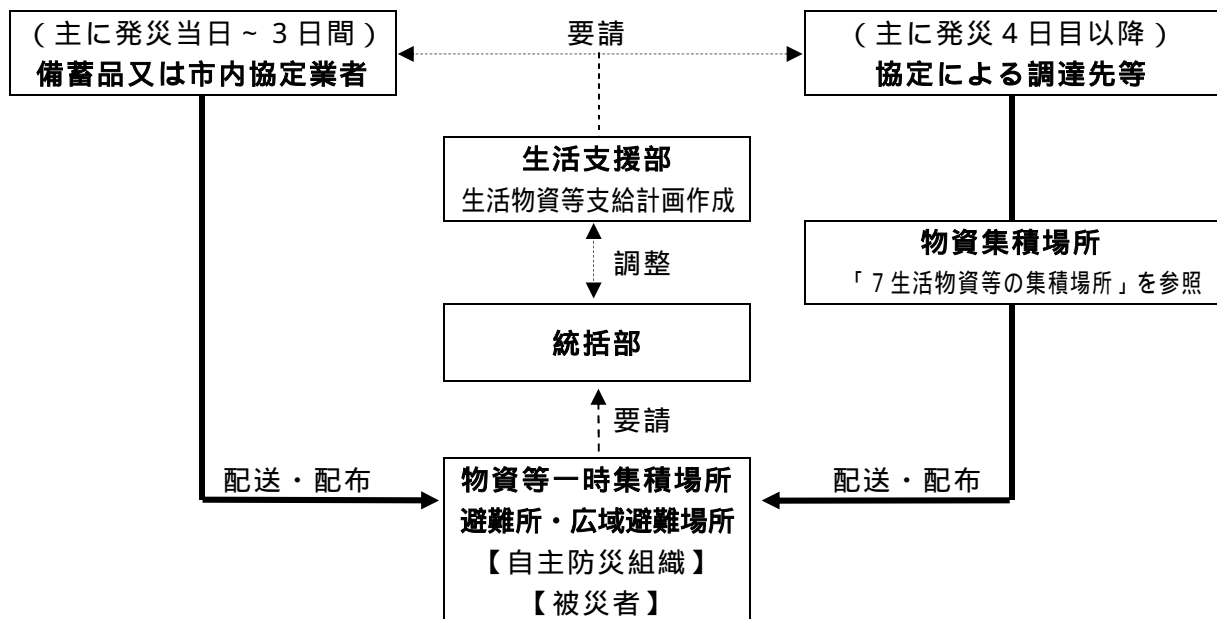
市における備蓄生活物資等は、次のとおりです。

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 1 寝具  | 災害用毛布              |
| 2 日用品 | トイレットペーパー、オムツ、生理用品 |

(2) 調達する生活物資等

- |                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 寝具、衣料、日用品雑貨、炊事用具、食器類、光熱材料、その他の物資 | 市と協定業者との災害時協定に基づく調達 |
|                                  | 県と協定業者との災害時協定に基づく調達 |
|                                  | 救援物資                |

【生活物資等の調達から供給までの流れ】



6 生活物資等支給計画

-----生活支援部

(1) 生活物資等支給計画の作成

生活支援部は、統括部等からの被災状況、要請状況を調査し、生活物資等支給計画を作成し、物資等を支給します。



(2) 生活物資等の搬送

生活物資等を確保した後の物資等集積場所、物資等一時集積場所への搬送は、生活支援部が行うことを基本とします。

生活支援部は、総務対策部及び県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て搬送を行うこととしますが、業者などから調達する生活物資等は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

具体的な搬送方法や搬送手段については、生活物資等支給計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法を取るものとします。

搬送区分	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心とする、関係職員による直接搬送
2 自衛隊、応援自治体、協定団体等による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請もしくは、災害ボランティアによる搬送

(3) 食料等の搬送との調整

生活支援部は、生活物資等の搬送を行うときは、他の物資搬送と調整し、効率的な搬送に努めます。

(4) 生活物資等の支給方法

被災者への生活物資等の支給は、生活支援部が次の生活物資支給拠点を設置して行うことを基本とします。

また、支給の際は、男女のニーズの違いや、子育て家庭等のニーズに配慮して行います。

施設名	配布方法
各避難場所	地区対策本部員、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布を実施する。

(5) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、生活物資等支給計画を実施する場合は、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

1 日時

2 支給場所

3 その他、必要な事項

7 生活物資等の集積場所

-----生活支援部  
調達した生活物資等の仕分け、分類が必要なために一時的に集積・保管をする場合は、原則次の施設とします。使用する施設は、被災状況及び被災者への効率的な供給の観点か

ら選定します。

施設名	所 在	集積する食料
市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1	仕分け、分類が必要な食料 外来救援食料等で、配分方法が決定していない食料 避難所などで保管することが適当でないと思われる 食料
協定業者の施設	---	

## 8 生活物資等支給の期間

-----  
災害救助法が適用された場合

期間	原則として災害発生の日から10日以内
----	--------------------

### 関係資料

- 災害救助法施行規則【3 - 2】
- 災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】
- 防災倉庫設置場所一覧【4 - 5】
- 各防災倉庫備蓄品【4 - 6】
- 生活物資等調達に関する協定【4 - 7】
- 災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第17節 文教対策

大規模な地震が発生したときは、児童、生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員等の被害状況を把握し、学校教育の実施に万全を期するために教職員及び教育施設などの早期確保と応急教育の円滑な実施を図ります。

項 目	主管部	頁
1 児童、生徒の安全確保	教育対策部	【地震-3-17-1】
2 応急教育の実施		【地震-3-17-2】
3 学用品の調達・支給		【地震-3-17-3】
4 児童などの安全確保	救護対策部	【地震-3-17-3】
5 応急保育の実施		【地震-3-17-4】

### 1 児童、生徒の安全確保

-----教育対策部

災害時の児童、生徒の安全を確保するため、教育対策部は、市立小・中学校における応急対策計画を各学校の実情に応じてあらかじめ作成します。

大規模な地震災害が発生した場合、学校長は消防計画に定める学校災害対策本部等を設置して、情報の収集などに努め的確な指揮にあたります。

なお、土木対策部は地震発生後、施設の危険度判定を速やかに実施して、その結果を災害対策本部へ報告します。

#### 【安全確保対策の基本項目】

区 分	内 容
1 災害情報等の収集	施設の被害状況把握 教育委員会、災害対策本部、消防機関等への連絡方法など
2 防災活動	初期消火、救護、搬出活動の実施
3 児童等の安全確保対策	消防計画に基づく児童、生徒の安全確保対策 ガスの漏出、火災等の危険があるときの、安全な場所への避難誘導対策
4 下校時の危険防止対策	下校途中における危険防止対策
5 保護者への引渡し対策	学校での保護者への引渡し及び一時保護対策
6 児童及び教職員等の安否確認対策	休日、夜間などに地震が発生した場合における、児童、生徒、教職員の安否確認対策
7 教職員の非常参集対策	教職員の非常参集方法
8 避難所運営の支援対策	避難所開設に伴う、地区対策本部及び避難所運営委員会への教職員等の支援体制

## 2 応急教育の実施

-----教育対策部

地震災害によって、通常の教育の実施が困難な場合は、応急教育を実施します。

応急教育の実施にあたっては、施設の被害状況、避難所としての使用状況、教職員、児童等の被災状況、地域内での応急復旧活動状況などを勘案して、教育委員会と学校長が協議した上で、教育長の判断に従って行います。

なお、応急教育の実施における児童、生徒への指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、被災により精神的に不安定に陥った児童、生徒の心のケア対策に十分留意します。

### (1) 応急教育の実施者

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 市立小・中学校   | 市教育委員会        |
| 2 県立学校、私立学校 | 県教育委員会、施設の設置者 |

### (2) 応急教育の区分

臨時休校	短縮授業	二部授業	分散授業	複式授業	合併授業
その他必要な措置					

### (3) 市立小・中学校における応急教育の実施場所

- |  |
|--|
| 1 各地域ごとに使用可能な校舎等の状況を把握し、安全な校舎等を応急教育実施場所として指定を行う。                               |
| 2 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要する場合や校舎などの施設が、全面的に避難所として使用されている場合は、県立高校の使用について県知事に要請を行う。 |
| 3 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要する場合や校舎などの施設が、全面的に避難所として使用されている場合は、応急仮設教室の設置を行う。         |

### (4) 市立小・中学校における教育再開への準備

教育施設の被災または避難所として使用していることにより授業が長期間にわたって中断することを避けるため、災害対策本部、教育委員会及び学校長は、次の項目についての応急対策等を実施します。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 1 施設の被害箇所、危険箇所への応急修理 | 2 学校の相互利用の調整 |
| 3 代替え施設（公共施設）の利用調整   | 4 応急仮設教室の設置  |
| 5 教員の確保              | 6 学用品の確保     |
| 7 避難所の統合や閉鎖に向けての協力   |              |

### 3 学用品の調達・支給

-----教育対策部

#### (1) 災害救助法が適用された場合

##### 支給対象者及び品目

- |         |  |
|---------|--|
| 1 支給対象者 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒 |
| 2 支給品目  | 被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物支給する。<br>教科書 文房具 通学用品 その他の学用品   |

#### 費用及び期間

- |      |  |
|------|--|
| 1 費用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・教科書<br/>教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会又は、市教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</li><li>・文房具及び通学用品<br/>原則として「災害救助法施行細則による救助の程度等」による。</li></ul> |
| 2 期間 | 災害発生の日から1箇月以内（文房具及び通学用品については、15日以内）<br>ただし、災害応急対策上必要があると認める場合は、期間を超えて給与を実施することができる。  |

#### (2) 災害救助法が適用されない場合

災害の規模、被害の程度により災害救助法に準じて教育委員会が別に定める基準により支給します。

### 4 児童などの安全確保

-----救護対策部

保育所などの管理下において地震が発生したときは、施設長（代理者を含む）は、児童の安全確保を行います。

また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携のうえ、児童を安全な場所に避難誘導するとともに、保護者への引渡しや児童の一時保護を実施して、児童等の安全確保を実施します。なお、市立保育所における避難対策は、市立小・中学校に準じます。

## 5 応急保育の実施

-----救護対策部

救護対策部は、施設長と協議し、応急保育の実施を検討します。  
なお、実施にあたっては、保護者等の意向を確認して行うものとします。

### 関係資料

- 災害救助法施行規則【3 - 2】
- 災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】
- 市内小中学校・県立高等学校一覧【10 - 9】
- 市内保育所等一覧【10 - 10】

## 第18節 道路交通対策

大規模な地震が発生したときは、道路損壊や倒壊建物等の道路障害物による道路不通が発生するとともに、所定の交通規制も実施され、緊急車両以外の通行は規制されます。

このため、市及び関係機関は、連携して道路障害物の除去等を行い、緊急輸送道路を確保します。

項	目	主管部	頁
1	交通情報の収集、道路規制	土木対策部	【地震-3-18-1】
2	交通規制に関する措置		【地震-3-18-2】
3	緊急輸送道路の確保		【地震-3-18-3】
4	道路等の障害物除去		【地震-3-18-5】
5	緊急通行(輸送)車両の確認申請	総務対策部	【地震-3-18-5】

### 1 交通情報の収集、道路規制

-----土木対策部

#### (1) 情報収集、交通輸送計画

土木対策部は、大和警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達します。

特に、緊急輸送道路の状況については、大和警察署、関係機関と密接な連絡を取ります。また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡します。

#### (2) 関係機関への通報

土木対策部は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、市の管理する道路、橋りょう等の損壊箇所について、災害対策本部へ連絡するとともに、県厚木土木事務所東部センター、大和警察署及び関係機関に速やかに通報します。

また、国道、県道の損壊箇所について、各道路管理者、大和警察署等から情報収集に努め、収集した情報は、速やかに総務対策部及び関係機関へ通報します。

## 2 交通規制に関する措置

-----土木対策部

道路管理者、県公安委員会、大和警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、もしくは危険が予想されるとき、または緊急輸送道路等の確保の必要があるときは、関係機関と連絡を取り、速やかに必要な規制を行います。

### (1) 交通規制の実施者

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両、その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	道路交通法第6条 または第75条の3
道路管理者	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。	道路法第46条

### (2) 交通規制の実施等

大和警察署は、交通規制の要員確保や装備資機材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努めます。

土木対策部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努めます。

### (3) 交通規制の周知

大和警察署は、交通規制を行ったときは、規制内容を立て看板、広報車両、報道機関等を利用して一般に周知します。土木対策部は、必要に応じて交通規制広報の協力を行います。



### 3 緊急輸送道路の確保

-----土木対策部

土木対策部は、市域の緊急輸送道路の状況を把握し、交通規制や啓開（障害物除去）作業により緊急輸送道路を県指定道路（第1次及び第2次）市指定道路の順番で確保します。  
なお、市指定緊急輸送道路補完道路では、被害状況等により迂回の措置を講じます。

◇ 第1次・第2次緊急輸送道路

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 (東名高速)		市内全線
	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
	県道40号	横浜厚木	市内全線
	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道913号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道1629-1号線交点～県道42号交点
	市道1629-1号線		県道40号交点～県道45号交点
	市道1629-2号線		藤沢市境～県道45号交点

◇ 市指定緊急輸送道路補完道路

	路線名	区間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号（横浜厚木）～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号（横浜厚木）～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線 （都計道：早川本蓼川線）	全線
12	市道913-3号線 （都計道：早川本蓼川線）	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号（藤沢座間厚木）交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線 （都計道：早川本蓼川線）	全線
17	市道950号線 （都計道：早川本蓼川線）	全線
18	県道406号（吉岡海老名）	市道950号線交点～市道1649-1交点
19	市道980号線	全線
20	市道1649-1	県道406号（吉岡海老名）交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線交点～市道1404号線交点

※ 市指定緊急輸送道路補完道路については、道路等の被害状況により迂回路等の措置を行います。

#### 4 道路等の障害物除去

-----土木対策部

##### (1) 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とします。

##### (2) 応急復旧措置

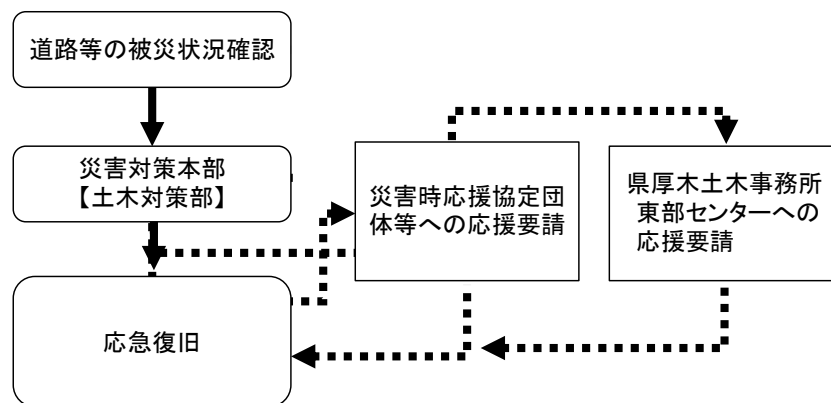
土木対策部は、市の管理する道路について災害時応援協定団体と協力し、緊急輸送道路等を優先して、道路の障害物除去（啓開）を行います。

なお、放置車両、立ち往生車両等は、運転者等に車両の移動を命令するが、運転者がいない場合は道路管理者自ら移動等を行います。

具体的な措置は、「第3章 第20節 障害物の除去対策」の定めとします。

##### (3) 経費

道路等の応急復旧に要した費用は、原則として当該道路管理者の負担とします。



#### 5 緊急通行（輸送）車両の確認申請

-----総務対策部

##### (1) 緊急通行（輸送）車両

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会等が通行の規制または制限を行ったとき、緊急通行（輸送）車両の確認（確認標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があります。

- 1 東海地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- 2 消防、水防、その他の応急措置に使用されるもの
- 3 被災者の救護、救助、その他の保護に使用されるもの
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- 6 清掃、防疫、その他の保健衛生に使用されるもの
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの
- 8 緊急輸送の確保に使用されるもの
- 9 その他、災害発生の防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(2) 緊急通行（輸送）車両の事前届出

総務対策部は、緊急通行（輸送）車両として使用する予定のある車両について、災害応急対策活動の迅速な対応を行うため、あらかじめ県公安委員会（県警本部）に事前届出を行い、「緊急通行（輸送）車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受けておきます。

(3) 緊急通行（輸送）車両確認証明書及び確認標章の交付

総務対策部は、災害の発生により交通規制等が行われたとき、または規制が開始される前に事前届出済の車両については、直ちに大和警察署等（各警察署、交通検問所、県警交通規制課、交通部三隊、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所）に「緊急通行（輸送）車両事前届出済証」を提出し、「緊急通行（輸送）車両確認証明書及び確認標章」の交付を受け、各車両の前面に掲出して通行します。

◎ 関係資料

災害救助法施行規則【3-2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3-3】

綾瀬市における緊急輸送道路一覧【5-1】

災害復旧工事等業務協定書【9-2】

災害時における応急対策等の協力に関する協定【9-3】

## 第19節 緊急輸送対策

大規模な地震災害時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など緊急輸送需要が発生します。

これらの輸送を迅速かつ適確に行い、応急対策活動を円滑に進めます。

項 目	主管部	頁
1 車両の配車及び燃料の確保	総務対策部 生活支援部	【地震-3-19-1】
2 緊急輸送の実施	生活支援部	【地震-3-19-2】
3 物資等集積場所		【地震-3-19-4】
4 臨時ヘリポートの開設	消防部	【地震-3-19-5】

### 1 車両の配車及び燃料の確保

-----総務対策部、生活支援部  
総務対策部は、必要な車両の確保、配車及び燃料の調達を行います。

市で保有する車両のみでは不十分と認めるときは、生活支援部は災害時協定団体等及び県に対し、車両及び人員の応援要請を行います。

#### (1) 要請による車両の調達

車両種類	機 関 名	区 分
バ タ ク シ ー 乗 用 車	神奈川中央交通(株)綾瀬営業所	指定地方公共機関
	相鉄バス(株)綾瀬営業所	指定地方公共機関
	(株)ユタカトラベル	災害時応援協定
	(有)つゆきタクシー	災害時応援協定
貨物自動車	(一社)県トラック協会県南サービスセンター	災害時応援協定
特殊自動車	(一社)綾瀬市建設業協会・綾瀬市土木協会 ・綾瀬市造園業協会	災害時応援協定
	(一社)県トラック協会県南サービスセンター	災害時応援協定

#### (2) 県等への調達要請

種 類	要 請 先
バ ス 乗 用 車 特 殊 車 両	県保有のもの
	関東運輸局
	特殊車両等保有業者に対する協力要請
ヘ リ コ プ ー タ	県警察及び自治体保有のもの
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部など
	災害時協力要請に関する協定に基づく民間会社

(3) ボランティアの協力

個人、団体等の輸送関係者への協力要請。

(4) 車両の待機場所

緊急輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、市庁舎及び市民スポーツセンター駐車場に待機します。このため、市庁舎及び市民スポーツセンター駐車場は、大規模地震発生の場合、一般車両駐車禁止の措置を取ります。

(5) 車両の管理

車両（公用車）の管理は、調達・配車に関しては総務対策部が管理します。配車担当は、車両の使用状況を常に把握し、適正な配車を行います。なお、災害時協定団体等から配車された車両を含め、配車後の車両管理は各部が実施します。

2 緊急輸送の実施

-----生活支援部

(1) 輸送計画の作成

生活支援部は、被害状況や道路規制の状況等を考慮し、緊急輸送計画を作成し、輸送等を実施します。

関係各部は、配車を受けて分担された輸送活動を行いますが、不足するときは生活支援部にその旨を連絡します。

生活支援部は、輸送車両の不足が生じた場合は、応援協定団体等に要請を行い、必要な車両の確保に努めます。

輸送区分	輸送先
飲料水	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
食料、生活物資	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
仮設トイレ	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
医薬品、医療資機材	応急救護所

(2) 輸送対象の想定

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況等に応じ、以下のように定めます。

第1段階(発災直後～3日目)

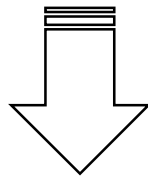
救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品、人命救助に要する人員、物資

消防、水防活動等被害の拡大のための人員及び物資

政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な要員・物資等

後方医療機関へ搬送する負傷者等

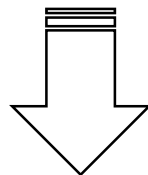
緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制



第2段階(4日目以降)

上記第1段階の続行

食料、水等生命の維持に必要な物資



第3段階(7日目以降)

上記第2段階の続行

災害復旧に必要な人員及び物資

3 物資等集積場所

-----生活支援部

(1) 物資等集積場所の設置

生活支援部は、備蓄物資では不足し業者等から調達するとき、または県、他市町村からの救援物資の受入れのため、必要に応じて物資等集積場所を開設します。

物資等集積場所では、ボランティア等の協力を得て、物資の受入れ、仕分け、一時保管等を行います。

区 分	施 設 名	所 在 地
物資等集積場所	市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	協定業者の施設	---
運送用車両基地	市民スポーツセンター駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
	綾瀬市役所	綾瀬市早川 550

(2) 車両への表示

応急対策に従事する公用車及び要請を受けた関係車両は、次の表示をします。

市の公用車 「災害対策用車両」  
 緊急通行車両については、18節に定める標章

要請車両など 「災害緊急輸送」もしくは「緊急物資輸送車」



#### 4 臨時ヘリポートの開設

-----消防部

消防部は、災害対策本部の指示に基づき、ヘリポートを使用する機関と連携して臨時ヘリポートを開設します。

ヘリポートの開設に備え、事前に臨時離着陸場及び周辺地域の被害状況等を把握し、必要な措置を講じておきます。

名 称	所 在 地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場(南側)	綾瀬市早川463	45m × 50m	北緯35°26' 01" 東経139°25' 43"
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25' 14" 東経139°26' 04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27' 24" 東経139°25' 01"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26' 50" 東経139°25' 29"
海上自衛隊厚木基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 54m	北緯35°27' 17" 東経139°27' 00"

落合小学校及び天台小学校は避難所を兼ねている。

#### 関係資料

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書【5 - 2】

神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱【5 - 3】

綾瀬市保有車両一覧【5 - 4】

地震防災応急措置要領 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【5 - 5】

防災規則 相鉄バス(株)【5 - 6】

## 第20節 障害物の除去対策

大規模地震による家屋や構築物等の倒壊、落下によって発生した障害物は、住民の生活に著しい支障や危険を及ぼすことや、災害の拡大要因ともなります。

そのため、災害応急活動対策を円滑に実施するために、道路、河川等を閉塞している障害物の速やかな除去に努めます。

項	目	主 管 部	頁
1	道路等の障害物の除去	土木対策部	【地震-3-20-1】
2	河川等の障害物の除去		【地震-3-20-2】
3	住家に係る障害物の除去		【地震-3-20-3】
4	がれき等の処理	生活支援部	【地震-3-20-4】

### 1 道路等の障害物の除去

-----土木対策部

#### (1) 実施機関

道路等にある障害物の除去は、原則としてその施設管理者が行います。

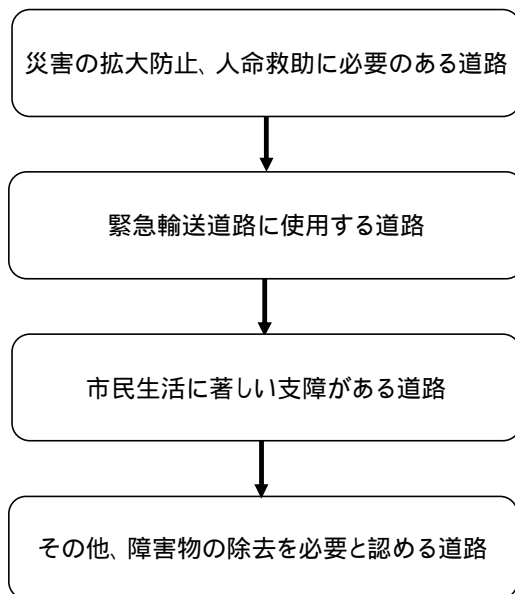
#### (2) 障害物除去の対象

- 1 市民の生命、財産等を保護するため、速やかに除去を必要とする場合
- 2 交通の安全及び輸送を確保するため、速やかに除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から、速やかに除去を必要とする場合

#### (3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体、他の道路管理者等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限で応急的な除去に限る。
- 3 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

(4) 除去の優先順位



2 河川等の障害物の除去

-----土木対策部

(1) 実施機関

河川等にある障害物の除去は、原則としてその河川管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

- 1 河川の溢水防止
- 2 緊急な応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合
- 3 その他、公共的立場から、速やかに除去を必要とする場合

(3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体、他の河川管理者等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

### 3 住家に係る障害物の除去

-----土木対策部

#### (1) 実施機関

災害により住家またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物が発生した場合、災害対策本部長（市長）は、その障害物の除去を実施します。なお、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

#### (2) 障害物除去の対象

- 1 自らの資力を持ってしては、当該障害物を除去することができない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれている、または敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合
- 3 当面の日常生活が営めない状態にある場合（別宅等で営める場合は対象外）
- 4 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたもの

#### (3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、原状復旧でなく応急的な除去に限る。
- 3 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

#### (4) 障害物除去の期間

災害救助法が適用された場合は、その定めにより災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

なお、期間内以降においても障害物の除去の必要がある場合は、県知事に申請を行います。

災害救助法の適用のない場合は、災害救助法に準じて実施します。

#### 4 がれき等の処理

-----生活支援部

災害により発生した建築物等の焼却灰、木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理します。

##### （1）建物の解体

建物の解体は、所有者が行うことが原則です。

ただし、被害の状況や規模によっては、東日本大震災のときと同様に特別措置を講ずるよう県知事に協力を要請し、県知事と共に国へ要請します。

特別措置が適用された場合

- 1 解体、撤去の実施方法の検討
- 2 解体、撤去の対象とする家屋の範囲や、状況に応じた優先順位の決定
- 3 解体、撤去の協力要請をする団体等と単価などの調整
- 4 その他、必要とされる事項

上記の内容を県と協議して実施します。

##### （2）がれきの撤去

がれきの撤去は状況に応じて、個人住宅や一部の中・小事業所に限り、生活支援部が申請を受け、民間業者等に作業を委託します。その他の建物については、業者のあっ旋、作業の指導等を行います。

##### （3）周知・受付

生活支援部は、解体・撤去の概要等を広報し、希望者を避難所や被災者相談窓口等で受け付けます。

##### （4）処理計画の策定

生活支援部は、災害の状況に応じてがれきの発生量を推定し、がれき処理実施計画を策定し、処理を実施します。

(5) 仮置き場の設置

生活支援部は、次の種類を参考に仮置き場を設置します。

仮置き場では、周囲の環境に十分配慮し、火災対策や散水によるほこり対策等を講じます。なお、仮置き場には、原則として、廃木材、コンクリートがら、金属くず、その他の4区分による分別を徹底して搬入します。

仮置き場の種類 (設置時期)	目 的	搬入対象物
第一仮置き場 (第一段階)	輸送効率を高めるためのもの (設置当初は道路啓開用)	緊急輸送道路 障害物 除去 がれき
第二仮置き場 (第二段階)	輸送効率を高めるための積替基地	倒壊建物除去 がれき
第三仮置き場 (第三段階)	中間処理施設及び再利用施設が円滑に 機能するまでの暫定的な貯留施設 輸送 効率を高めるための積替基地	倒壊建物除去 がれき

(6) 分別・減量化・再利用等

がれきの発生地においては、可能な限り分別するほか、減量化及び再利用の促進、有害物質の適正処理等を徹底するよう指導します。

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

災害復旧工事等業務協定書【9 - 2】

地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【9 - 4】

## 第21節 警備対策

大和警察署は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化するとともに、東海地震注意情報が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策等を実施することにより、管内住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

項	目	主管部	頁
1	災害警備体制の確立	大和警察署	【地震-3-21-1】
2	災害応急対策活動		【地震-3-21-1】
3	防犯パトロール	生活支援部 消防部 自治会	【地震-3-21-3】

### 1 災害警備体制の確立

-----大和警察署

(1) 大和警察署は、東海地震注意情報が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、大和警察署に署長を長とする大和警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、大和警察署災害警備本部と市災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。

(2) 大和警察署は、別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

### 2 災害応急対策活動

-----大和警察署

大和警察署は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

#### (1) 情報の収集・連絡

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

#### (2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を出動させ、市及び消防等防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。

また、大和警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜査区割り等現場活動に関する調整を行います。

(3) 避難の指示等

ア 警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示を行い又は避難の措置を講じます。

イ 警察官が前号の措置を行う場合は、原則として地域防災計画の定める避難を示します。

ただし、災害の種別、規模及び現場の状況により、地域防災計画の定める避難先を示すことが出来ないときは、適宜の場所を指定します。なお、災害対策基本法第61条の規定に基づき避難の指示を行ったときは直ちに市長に通知します。

ウ 避難の誘導にあたっては、市と協力し、安全な経路を選定し、所要の警備装備資機材を活用するよう努めます。

エ 住民が避難した地域に対しては、警ら警備、検問所の設置等を行い、財産の確保、その他犯罪の予防対策を実施します。

(4) 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、道路管理者等関係機関と連携のもと、地震の被害規模、状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

(5) 危険物等対策

消防等関係機関と連携のもと、大規模災害発生時に、石油類貯蔵施設等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

(7) ボランティア等との連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(8) 広報

ア 大和警察署が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。

イ 大和警察署は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行い、市、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努めます。



### 3 防犯パトロール

-----生活支援部、消防部、自治会  
消防部及び自治会等は、放火・窃盗、その他の犯罪防止のため、避難所及び被災地における防火・防犯巡回パトロールを行います。

また、生活支援部は、状況に応じて防犯協会等に対して、防火・防犯活動への協力を要請します。

## 第2.2節 ライフライン等の応急対策

地震が発生したときは、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行います。

項	目	主管部	頁
1	情報連絡体制の確保	事務局	【地震-3-22-1】
2	応急対策活動拠点		【地震-3-22-2】
3	上水道の応急対策	県水道営業所 土木対策部	【地震-3-22-2】
4	下水道の応急対策	土木対策部	【地震-3-22-3】
5	電気の応急対策	東京電力 パワーグリッド(株)	【地震-3-22-4】
6	ガスの応急対策	東京ガス(株) LPガス事業者	【地震-3-22-5】
7	通信関係の応急対策	関係事業者	【地震-3-22-6】
8	バス会社の安全措置	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	【地震-3-22-10】

### 1 情報連絡体制の確保

-----事務局  
ライフライン関係機関及び市災害対策本部は、情報連絡を密に行い、情報の共有化に努めるとともに、相互協力によって円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

#### (1) 情報連絡

ライフライン関係機関は、市災害対策本部へ適宜状況報告を行います。

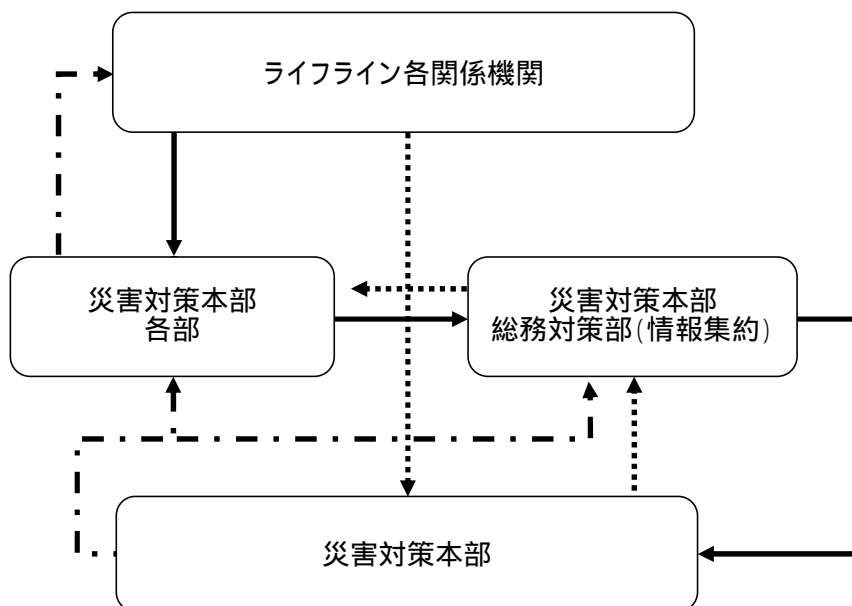
- 1 各関係機関の施設被害状況
- 2 各関係機関における応急対策の状況
- 3 各関係機関の施設復旧の見通し

(2) 応急対策活動の協議

市災害対策本部は、ライフライン関係機関に情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて、応急対策活動について協議を行います。

ライフライン関係機関は、応急復旧に関する活動状況等について報道機関等を通じて市民に発表する場合には、情報の一元化のために市災害対策本部(総務対策部)へ、その内容を通知します。

災害対策本部各部は、「第3節 情報の収集伝達」の定めにより、情報等は総務対策部へ報告し、情報の一元化に努めます。



2 応急対策活動拠点

ライフライン事業者等の活動拠点は、次の施設とします。

名 称	所在地
市民文化センター 第2駐車場(北側)	綾瀬市早川475

3 上水道の応急対策

-----県企業庁海老名水道営業所・土木対策部  
 県企業庁海老名水道営業所は、災害対策本部(土木対策部)と連携して水道施設の被災状況を把握し、配水調整等により断水区域の減少に努めます。

また、被害施設はその重要度にしたいがい、総力を上げて短期間での復旧を実施します。

(1) 応急対策

県企業庁海老名水道営業所は、職員の動員確保、情報連絡体制や応援体制を確立し、配水施設、管路、工事現場等の点検、被害調査を行うとともに必要な応急措置を行います。

(2) 復旧対策

県企業庁海老名水道営業所は、市民に対して災害対策本部と連携して破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて、民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行います。

また、土木対策部は、民間工事業者の協力を得て医療施設、福祉施設、避難所等の給水装置の復旧対策を行います。

- 1 配水池、ポンプ所等の施設の復旧
- 2 管路の復旧、配水調整（断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら優先施設から順次復旧）
- 3 資機材等の調達
- 4 給水装置の復旧（医療施設、福祉施設、避難所等を優先）

4 下水道の応急対策

-----土木対策部

地震が発生したときは、下水道施設の被災状況を把握します。また、下水道施設が被災したときは、速やかに応急復旧を行います。

(1) 応急対策

污水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、災害時応援協定団体等と連携して応急対策を実施します。

- 1 下水道施設被害による道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。
- 2 污水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- 3 多量の塵芥等による管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。
- 4 処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 5 処理施設が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。

(2) 復旧対策

土木対策部は、市民に対し破損箇所、注意事項、復旧作業状況等の広報を行うとともに、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行います。

## 5 電気の応急対策

-----東京電力パワーグリッド(株)

地震により電力施設に災害があった場合、二次被害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対する電力供給を確保します。

### (1) 基本方針

#### ア 非常災害対策本部(支部)の設置

非常災害対策神奈川総支社本部の発令に伴い、非常災害対策相模原支部を設置します。

#### イ 電力供給継続の原則と危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

#### ウ 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施します。

#### エ 関係機関との連携

市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行います。

### (2) 応急対策

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事と関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施します。

イ 設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施します。

ウ 特に防災上の重要となる施設(原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他)に対しては優先的に送電します。

エ 被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は他都県当社社員あるいは工事会社の協力得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施します。

### (3) 広報対策

#### ア 電気による二次災害防止の注意喚起

避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切る。

感電事故の防止(垂れ下がった電線には絶対触れない等)

漏電等による出火防止(冠水した屋内配線、電気器具等は使わない)。

電気器具のコンセントを抜く。

#### イ その他被害状況及び復旧見通し等の広報

## 6 ガスの応急対策

-----東京ガスネットワーク㈱、L Pガス事業者

### (1) 東京ガスネットワーク㈱の応急対策

#### ア 情報の収集

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握します。

#### イ 災害時における応急工事

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し、二次災害の発生を防止します。

#### ウ 危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

#### エ 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行います。

##### (ア) 高・中圧導管の復旧作業

区間遮断

漏えい調査

漏えい箇所の修理

ガス開通

##### (イ) 低圧導管の復旧作業

閉栓作業

復旧ブロック内巡回調査

被災地域の復旧ブロック化

復旧ブロック内の漏えい検査

本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理

本支管混入空気除去

灯内内管の漏えい検査及び修理

点火・燃焼試験（給排気設備の点検）

開栓

#### オ 広報活動

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

(2) LPガス事業者の応急対策

各家庭等のLPガス設備には、震度5以上の地震やガス漏れが発生した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータをはじめとする安全設備が設置されており、屋内配管やガス器具等に異常が無い場合には、速やかな使用再開が可能です。

このため、神奈川県LPガス協会県央支部は、大地震が発生したときは、速やかに顧客の被害状況把握を行い、余震発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努めます。

また、市から応急対策への協力要請があった場合には、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難所へのLPガス供給等の協力を行う。

7 通信関係の応急対策

-----日本郵便(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部  
(株)NTTドコモ、KDDI(株)

通信関係の各機関は、地震時における通信の途絶を防止するため各種通信設備の確保、復旧等についての応急対策を実施します。特に東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害時に最優先で市をはじめとする防災関係機関並びに医療機関、避難施設の相互通信を確保するとともに、被害が同時多発的に発生する事態に備えます。

(1) 活動体制

市域で地震による被害が発生し、市災害対策本部を設置したときは、通信関係の各機関は災害対策本部等を設置し、市、県及び関係機関との連絡調整を行います。

(2) 応急対策

各機関の災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行うとともに、重要通信の確保、通信の途絶防止等の対策を行います。

日本郵便(株)

ア 非常参集

イ 非常災害対策本部等の設置

会社の業務運行に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には非常災害対策本部等を設置する。

非常災害対策本部等は関係機関等と密接な連絡及び協力をを行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、次の業務を行います。

通信手段の確保

災害に関する情報の収集及び伝達

災害の拡大防止活動

救助・救援及び消火活動

避難活動

施設及び設備の応急復旧活動

災害時における広報活動

災害時における郵便業務の確保

災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害復旧・復興

東日本電信電話(株)神奈川事業部

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

気象情報、災害予報等  
電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況  
当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況  
被災設備、回線等の復旧状況  
復旧要員の稼働状況  
その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を取ること。  
通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般電話の利用状況に応じて必要な範囲で通話の利用制限を行う。  
防災関係機関等の通信を優先的に確保する。(災害時優先電話)

エ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

地震災害時に電話通信が困難な場合、行政側にて事前設置済の災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとする。また、利用の際は東日本電信電話(株)神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知する。

オ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

大規模災害の発生等により、電話がふくそうした時に東日本電信電話(株)の判断により提供されます。提供開始時期は東日本電信電話(株)で決定し、テレビ・ラジオ等で周知されます。



(株)NTTドコモ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

気象情報、災害予報等  
電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況  
当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況  
被災設備、回線等の復旧状況  
復旧要員の稼働状況  
その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。  
通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を取ること。  
非常、緊急通話は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話に優先して取り扱うこと。

エ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努めます。

KDDI(株)

ア 通信疎通の管理、制御等

電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、通信ルートの迂回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施します。

イ 災害対策本部の設置、活動

通信サービスの確保と応急復旧措置を組織的、統一かつ緊急に実施するため、本社に災害対策本部を設置します。

同本部は、関係要員を招集し、ネットワーク、営業、管財、管理、広報及び救護等の対策組織の編成後、災害対策本部長の指揮のもと、防災機関との連絡調整、応急復旧活動等の応急復旧対策を行います。

ウ 災害対策用資機材の配備

災害対策用資機材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、移動無線設備、移動無線中継車を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食料等を貯蔵しています。

エ 通信サービスの利用制限

通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合があります。

(3) 復旧対策

東日本電信電話(株)神奈川事業部、(株)NTTドコモ

ア 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計します。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力します。

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除く。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第3章 応急対策計画

第2.2節 ライフライン等の応急対策

KDDI(株)

ア 復旧工事の計画

(ア) 応急復旧工事

被災した国際通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施します。

(イ) 原状復旧工事

被災した国際通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施します。

(ウ) 本復旧工事

被害の再発を防止し、設備機能の充実または改善を施した本格的な復旧工事を実施します。

イ 復旧の順位

復旧工事にあたっては、国際通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施します。

8 バス会社の安全措置

-----神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)  
各バス会社は、災害時に次の安全措置を講じます。

措 置	対 策
運行中止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗客救護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗客の避難誘導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。
車両処置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会社等への連絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

関係資料

地震防災応急措置要領 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【5 - 5】

防災規則 相鉄バス(株)【5 - 6】

神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画【7 - 1】

東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策【7 - 2】

東京ガスネットワーク(株)の防災業務計画（抜粋）【7 - 3】

災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書【7 - 4】

災害時における応急対策等の協力に関する協定【9 - 3】

## 第23節 応援要請（国、県、市）

地震災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合、災害対策本部長（市長）は、応急対策や復旧対策を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、国及び県の関係各機関に災害応援要請を行います。

項 目	主管部	頁
1 国及び神奈川県知事への応援要請	総務対策部 消防部	【地震-3-23-1】
2 相互応援協定締結都市への応援要請	総務対策部	【地震-3-23-2】
3 地方公共団体への応援要請		【地震-3-23-3】
4 派遣隊の受入		【地震-3-23-4】

### 1 国及び神奈川県知事への応援要請

-----総務対策部、消防部  
災害対策基本法に基づく関係行政機関への応援協力項目は、次のとおりです。

#### （1）応援要請項目

要請先	要 請 項 目	根拠法令等
指定地方行政機関又は指定公共機関の長	職員の派遣要請、派遣	災害対策基本法第29条
神奈川県知事	指定公共機関及び指定地方行政機関職員の派遣のあっ旋	災害対策基本法第30条
	応援の求め又は災害応急対策の実施要請	災害対策基本法第68条 災害対策基本法第70条
	河川法第22条の規定に基づく、洪水時等における緊急措置の実施要請	
	道路法第68条の規定に基づく、非常災害時における土地の一時使用等	
	土地改良法第120条の規定に基づく、災害時における土地の一時使用等	
	感染予防法第27条の規定に基づく、防疫措置の実施要請	
	自衛隊法第83条の規定に基づく、災害出動要請	
	緊急消防援助隊に対する出動要請	消防組織法第44条

第3章 応急対策計画

第23節 応援要請（国、県、市）

（2）応援要請の手続

災害対策本部長（市長）は、応援要請を行う場合、次の項目を明らかにして、口頭、電話または、その他の連絡手段により要請を行い、後日、速やかに文書による要請事項を送付します。

応援要請の場合

1	被害状況
2	応援要請内容
3	品目及び数量
4	応援を受ける場所
5	応援を受ける場所への経路
6	応援期間
7	その他必要な事項

職員の派遣の場合

1	派遣要請（あつ旋の理由）
2	派遣要請（あつ旋）する職員の職種及び人員
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他勤務条件
5	その他必要な事項

（3）派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び市町村からの派遣職員に対する経費負担は、災害対策基本法施行令18条に基づき行います。

2 相互応援協定締結都市への応援要請

-----総務対策部  
地震による被害が、広域かつ甚大なものとなった場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行います。

（1）応援の種類

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 | 救出救護及び医療                    |
| 2 | 食料、飲料水、生活必需品等の提供            |
| 3 | 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員及び車両の提供 |
| 4 | 被災者の一時保護のための施設への受入れ         |
| 5 | その他、特に要請があった事項              |

（2）応援要請の手続

応援要請を行う場合は、次の項目を明らかにして文書により応援要請を行います。  
ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、または、その他の連絡手段により要請を行い、後日、速やかに文書による要請事項を送付します。

- 1 被害状況
- 2 応援要請内容
- 3 品目及び数量
- 4 応援を受ける場所
- 5 応援を受ける場所への経路
- 6 応援期間
- 7 その他必要な事項

（3）応援措置に対する経費負担

応援措置に要した経費は協定で定めるとおりとしますが、原則綾瀬市の負担とします。

3 地方公共団体への応援要請

-----総務対策部

（1）応援の基準

大規模な地震災害が発生した場合、応急措置を実施するために他の市町村の応援が必要と認められた場合は、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求めます。

（2）応援に従事する者の指揮

応援に従事する者は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に行動します。

（3）応援の要請手続

応援要請の手続きは、上記「2 相互応援協定締結都市への応援要請」に準じて行います。

（4）応援措置に対する経費負担

応援措置に要した経費は、災害対策基本法第92条に基づき綾瀬市の負担とします。

第3章 応急対策計画

第23節 応援要請（国、県、市）

4 派遣隊の受入

-----総務対策部

派遣要請等により、派遣の決定がされた場合の受入れ施設は、次のとおりとします。

施設名	所在地	連絡先
中央公民館	綾瀬市深谷中1 - 3 - 1	0467-77-8181 252

は市防災行政用無線（地域系）呼出し番号

関係資料

災害時における相互応援協力に関する協定【9 - 1】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】

## 第24節 応援要請（自衛隊）

地震災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合、人命または財産の保護のため自衛隊の災害派遣の必要があると災害対策本部長（市長）が認めた場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、神奈川県知事に対して派遣要請を行います。

項 目	主管部	頁
1 自衛隊への派遣要請	総務対策部	【地震-3-24-1】
2 災害派遣要請の手続		【地震-3-24-3】
3 災害派遣部隊の受入体制		【地震-3-24-4】
4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収		【地震-3-24-5】
5 経費の負担		【地震-3-24-6】

### 1 自衛隊への派遣要請

-----総務対策部  
自衛隊への派遣要請基準は、概ね次のとおりです。

#### （1）派遣要請の基準

派 遣 方 法	要 請 基 準
県知事に対する派遣要請 （災害対策基本法第68条の2第1項）	地震災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合、人命または財産の保護のため応急措置を実施する必要があり、市災害対策本部及び防災関係機関での動員では不可能と市災害対策本部長（市長）が認めたとき。
派 遣 方 法	要 請 基 準
県知事に対する派遣要請によらない派遣 （災害対策基本法第68条の2第2項）	1 災害対策本部長（市長）は、通信の途絶等により神奈川県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合
	2 災害状況が急を要し、県知事の要請を待っては時機を失すると認められる場合

県知事に対する派遣要請を行った場合、災害対策本部長（市長）は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知します。なお、通知した旨を速やかに神奈川県知事に通知します。

県知事に対する要請によらない派遣について（以下、「緊急派遣要請」といいます。）は、災害の状況を管轄する部隊に通報連絡を行います。緊急要請を行った場合、災害対策本部長（市長）は、速やかにその旨を神奈川県知事に通知します。



第3章 応急対策計画

第24節 応援要請（自衛隊）

（2）派遣要請の範囲

項目	活動内容
1 被害状況の把握	車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による偵察
2 避難の援助	避難者の誘導や移送など
3 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者及び負傷者等の捜索、救助
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作り、運搬及び補修
5 消防活動	大規模火災の発生に伴う消防機関への協力
6 道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除
7 応急医療、救護	負傷者の応急処置、救護
8 防疫・病虫防除の支援	大規模な感染症などの発生に伴う応急防疫など（薬剤等は県または市が準備） 入浴支援
9 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合における緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機の場合は、特に緊急を要する場合に限る）
10 炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
11 救援物資の無償貸与または譲渡	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による無償貸与及び譲渡等 （ただし、譲渡は県市町村その他公共機関の救助が受けられず当該物品の譲渡を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
13 その他	市長が認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

2 災害派遣要請の手続

-----総務対策部

(1) 県知事に対する派遣要請

項 目	内 容
1	派遣要請者 災害対策本部長（市長）
2	要請先 県知事（神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課）
3	要請方法 次の項目を明記して文書をもって行う。緊急の場合は、電話等で要請を行った後、速やかに文書を提出する。
	災害の状況及び派遣を要請する理由
	派遣希望期間
	派遣希望区域及び活動内容
	要請責任者氏名
	派遣時における特殊携行装備または作業種類
	派遣地への最適経路
連絡場所及び現地責任者の氏名、標識、誘導地点とその表示	
その他、参考となるべき事項	

(2) 要請先

要請先	連絡番号	
県危機管理防災課	県防災行政通信網	9-400-9301
	NTT電話（勤務時間内）	045-210-3430
	NTT電話（勤務時間外）	045-210-3456
	県防災行政通信網FAX	9-400-9293
	N T T F A X	045-210-8829
		045-201-6409
	衛星電話	080-8764-8617
県央地域県政総合センター 県民・防災課	県防災行政通信網	9-402-9206
	県防災行政通信網FAX	9-402-9291

県庁へ通信機器の故障等により連絡ができない場合は、県政総合センターへ連絡をする。

第3章 応急対策計画

第2.4節 応援要請（自衛隊）

（3）緊急派遣要請の場合

項目	内 容			
派遣要請者	災害対策本部長（市長）			
要請先	連絡先	所在地	連絡番号	管轄区域
	海上自衛隊 第4航空群司令部	綾瀬市無番地	市地域防災行政用無線 500 78-8611 (内線2245、2246、FAX2288)	近隣地域 防災対策対応
	陸上自衛隊 第4施設群第3科 (座間)	相模原市南区新戸	県防災行政通信網 9-488-9209 046-253-7670 (内線230、233、FAX235)	県央・湘南地区
	陸上自衛隊 第31普通科連隊 第3科 (武山)	横須賀市御幸浜 1-1	県防災行政通信網 9-486-9201 046-856-1291 (内線630)	県内全域
	陸上自衛隊 第1高射特科大隊 (駒門)	静岡県御殿場市 駒門5-1	県防災行政通信網 9-636-9209 0550-87-1212 (内線430、420、449FAX434)	

3 災害派遣部隊の受入体制

-----総務対策部  
自衛隊の派遣が決定した場合は、次の事項を検討して受入れ体制を整えます。

（1）災害対策本部会議への出席

情報を共有化し、災害対策活動を効率的に進めるため、自衛隊に災害対策本部会議の出席を要請します。

（2）準備

項目	内 容
1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除	他の災害救助復旧機関と競合重複しないよう、効率的な作業分担の配慮する。
2 作業計画の樹立及び資機材等の準備	派遣部隊の到着と同時に作業開始できる計画を定め、必要な資機材を準備する。
3 連絡窓口の明確化	連絡、調整の窓口は、特別な場合を除き、災害対策本部事務局とする。
4 食料等の準備	災害の状況により、食料等の準備が必要となる場合は、生活支援部と派遣部隊等と協議して調整を行う。
5 現地への誘導	派遣部隊等が現地に到着するために必要な誘導の実施、なお、状況により大和警察署へ誘導の要請を行う。

（3）宿营地、車両基地の予定施設

災害の規模被害状況等に応じて、次の予定地から適当な場所の指定を行い、派遣隊等へ連絡を行います。

なお、状況により、予定施設以外の場所を指定することがあります。

施設名	所在地	ヘリコプター離発着場の指定
綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川345番地ほか	×

ヘリコプター離発着場の指定「第3章19節緊急輸送対策」を参照

（4）活動状況の把握

災害対策活動には、連絡員を同行させ、活動状況等の報告をします。

なお、連絡員の派遣については、活動内容の所管する部が行います。

（5）県知事への報告

災害対策本部長（市長）は、派遣隊等の活動状況の把握を行い、随時県知事に報告を行います。

4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収

-----総務対策部

（1）要請の変更

派遣部隊等の派遣期間、人員などの変更を必要とした場合は、その理由を付して県知事に具申します。なお、手続きについては、「2 災害派遣要請の手続き」に準じて行います。

（2）派遣部隊等の撤収

災害対策活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに県知事に対して、撤収の要請について協議を行います。

## 5 経費の負担

-----  
自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとします。

項 目	
1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊が行う救援活動の実施に伴う光熱、水道、電話料等
4	派遣部隊が行う救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
5	その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は派遣部隊等と協議し、決定するものとする。

### 関係資料

自衛隊災害派遣要請マニュアル【3 - 9】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】

## 第25節 ボランティアの活動

大規模な地震災害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、県、他市町村、応援協定民間団体などの応援活動が不可欠であると同時に、ボランティアや民間非営利団体（NPO）は、柔軟性やきめ細やかな特性を持つため、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割を果たすことが可能です。

そのため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行います。

項	目	主管部	頁
1	災害時ボランティアセンターの設置	救護対策部	【地震-3-25-1】
2	一般ボランティアの活動		【地震-3-25-2】
3	専門ボランティアの活動		【地震-3-25-2】
4	ボランティアの要請	関係各部	【地震-3-25-2】
5	災害時ボランティアセンターの提供	災害対策本部	【地震-3-25-3】

### 1 災害時ボランティアセンターの設置

-----救護対策部  
救護対策部は、必要に応じて市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークに対し、ボランティアの活動となる災害時ボランティアセンター設置の活動拠点となる災害時ボランティアセンター設置の要請を行います。

市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークは、相互に連携して、災害時ボランティアセンターを運営します。

なお、災害時ボランティアセンターが設置されるまでの初期対応は、救護対策部が連絡調整などを行います。

#### 災害時ボランティアセンターの主な役割

- 1 ボランティアの受入れ及び登録に関すること
- 2 災害対策本部からの情報等に基づくボランティアニーズの把握
- 3 ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- 4 ボランティア活動用のスペース・資機材の確保
- 5 ボランティアセンター調整会議の開催
- 6 災害対策本部との連絡調整
- 7 ボランティアの募集活動
- 8 県災害救援ボランティアセンターとの連携
- 9 その他ボランティア活動について必要な活動

## 2 一般ボランティアの活動

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりです。

- 1 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 2 避難所等生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配送）
- 3 在宅者被災者の支援（特に高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 4 物資等集積場所での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 5 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 6 その他被災者の生活支援に必要な活動

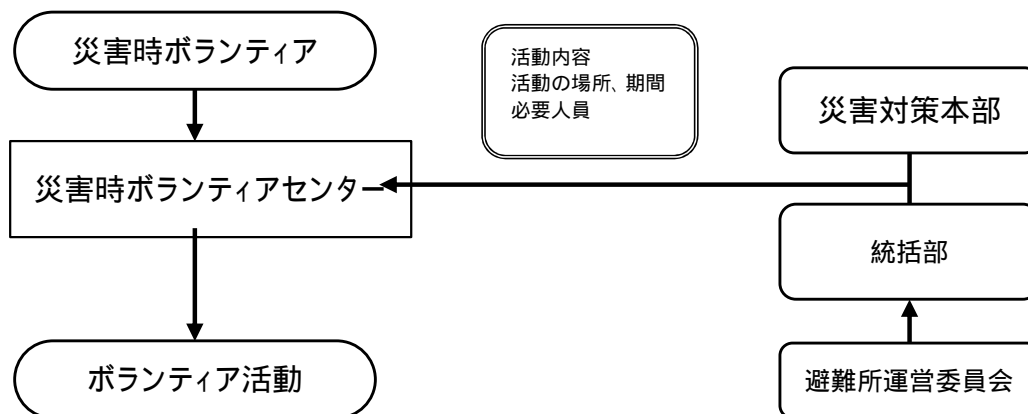
## 3 専門ボランティアの活動

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりです。

- 1 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員）
- 2 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 3 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- 4 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者等）
- 5 語学ボランティア
- 6 その他災害救助活動において専門技能（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）を要する業務

## 4 ボランティアの要請

-----関係各部  
災害対策本部において、ボランティア救援活動が必要となった場合の要請手続きは、各部長及び統括部長が次の項目を明らかにして、災害時ボランティアセンターに要請します。  
なお、災害時ボランティアセンターにおいては、市民等からのボランティアの派遣要請を直接受け付けます。



## 5 災害時ボランティアセンターの提供

-----災害対策本部  
災害対策本部は、災害時ボランティアセンターの活動拠点として、保健福祉プラザを提供します。なお、施設の被害状況によっては、他の市内公共施設から指定します。

施設名	所在地
保健福祉プラザ	綾瀬市深谷中4 - 7 - 10 0467-77-1120

### 関係資料

災害時のボランティア活動関連団体の連携についての協定書【3 - 8】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】



## 第26節 市民、自主防災組織等の防災活動

大規模な地震が発生した時は、災害対策本部や防災関係機関が応急対策活動を行うこととなりますが、「防災の主役は市民」であるため、市民や地域の災害対応が適切で迅速に行われることによって、災害による被害を少しでも少なくすることが可能となります。

項	目	主管部	頁
1	市民の防災活動		【地震-3-26-1】
2	自主防災組織の活動		【地震-3-26-2】
3	事業所の防災活動		【地震-3-26-2】

### 1 市民の防災活動

#### (1) 自宅での防災活動

自宅に居たときに地震が発生した時は、「あわてず、落ち着いて」自主的に次の防災活動を行うように努めます。

- 1 身の安全の確保
- 2 火の始末は素早く、火災が発生した場合は初期消火
- 3 ドアや窓を開けて、逃げ道の確保
- 4 自宅内の家族の安否確認
- 5 身の危険を感じたり、避難指示等が発せられた場合は、すばやく避難
- 6 避難する場合は、電気ブレーカーやガスの元栓を閉止

#### (2) 地域での防災活動

地域の安全確保のため、次の防災活動を行うように努めます。

- 1 自宅周囲で火災、家屋等の倒壊が発生した場合は、初期消火、救助活動に協力
- 2 軽傷者の応急救護措置の実施
- 3 正確な情報収集
- 4 避難の指示等が発せられた場合は、その指示に速やかに従い身の安全を確保
- 5 自主防災組織や避難所運営の活動に積極的に参加

2 自主防災組織の活動

災害対策本部や防災関係機関が効果的な応急対策を行うためには、「地域ぐるみの協力体制」が重要になります。自主防災組織は、次のような防災活動に努めます。

活 動	対 応
救出・救助	建物等の下敷きになった者の救出・救護活動
	避難行動要支援者への安否確認
初期消火	出火確認がされた場合は消防署への通報、初期消火活動の実施
	避難行動要支援者への安否確認や避難誘導
避難誘導	避難場所（一時避難場所、広域避難場所）での地域住民の安否確認
	避難行動要支援者へ避難誘導
	避難の指示等の発せられた場合の避難誘導
情報の収集・伝達	地域住民からの被害状況の収集及び市への報告
	災害対策本部や防災関係機関からの情報伝達
救援対策活動の協力	応急給水、食料、生活物資の給付、炊出しの実施、協力など
	避難所運営委員会への支援

3 事業所の防災活動

事業所等は地震災害が発生した場合は、次の防災活動に努めます。

活 動	対 応
被害状況、従業員の安否確認	被害情報等の把握
	従業員やその家族の安否確認
初期消火	出火確認がされた場合の消防署への通報、初期消火活動の実施
帰宅困難者対策	組織の責任において、安否情報や交通情報などの情報を収集
	災害状況を見極めた上で、徒歩などにより緩やかに帰宅させ、帰宅が困難な人は事業所内で保護を行うなど、交通渋滞や一斉帰宅の発生を抑制する。
負傷者の救出・救護	負傷者が発生した場合は、救出や応急手当を可能な範囲で対応を行う。
地域防災活動への協力	地域住民と協力して、地域社会の安全確保のため、最大限の協力を行う。
業務活動の維持・継続	応急対応終了後は、企業活動の早期再開に努める。

関係資料

自主防災組織設置状況【10 - 6】

## 第27節 住宅対策

大規模地震発生時には、二次災害を防止するため、被災建築物や被災宅地の危険度判定を行い、市民の安全の確保を図ります。

また、住宅を被災し、自らの対応が困難な者に対しては、仮設住宅の建設や公営・民間住宅の確保、被災住宅の応急修理等、必要な支援を行います。

項	目	主管部	頁
1	危険度判定の対象物件	土木対策部	【地震-3-27-1】
2	被災建築物の応急危険度判定		【地震-3-27-2】
3	被災宅地の危険度判定		【地震-3-27-3】
4	被災住宅の応急修理		【地震-3-27-5】
5	公共、民間住宅の確保		【地震-3-27-6】
6	応急仮設住宅の用地確保、建設等		【地震-3-27-6】

### 1 危険度判定の対象物件

-----土木対策部  
 応急危険度判定を実施する建物及び被災宅地危険度判定を実施する宅地は、原則次のとおりとします。なお、民間事業所に関する物件の危険度判定は、その所有者や管理者の責任で行います。

土木対策部は、市内に在住の応急危険度判定士等と連携を図りながら、地震発生後速やかに、災害対策拠点及び一次避難所の施設の安全確認を実施します。

**公共施設**      市庁舎等の災害対策拠点となる建物及び宅地  
                     学校などの避難施設となる建物及び宅地  
                     病院、診療所等の救急医療に使用する建物及び土地  
                     その他、災害対策上必要と認められる施設及び土地

**一般住宅**      個人住宅及び宅地  
                     共同住宅及び宅地  
                     その他、判定が必要と認められる建物及び土地  
                     その他、災害対策上必要と認められる施設及び土地

2 被災建築物の応急危険度判定

-----土木対策部

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

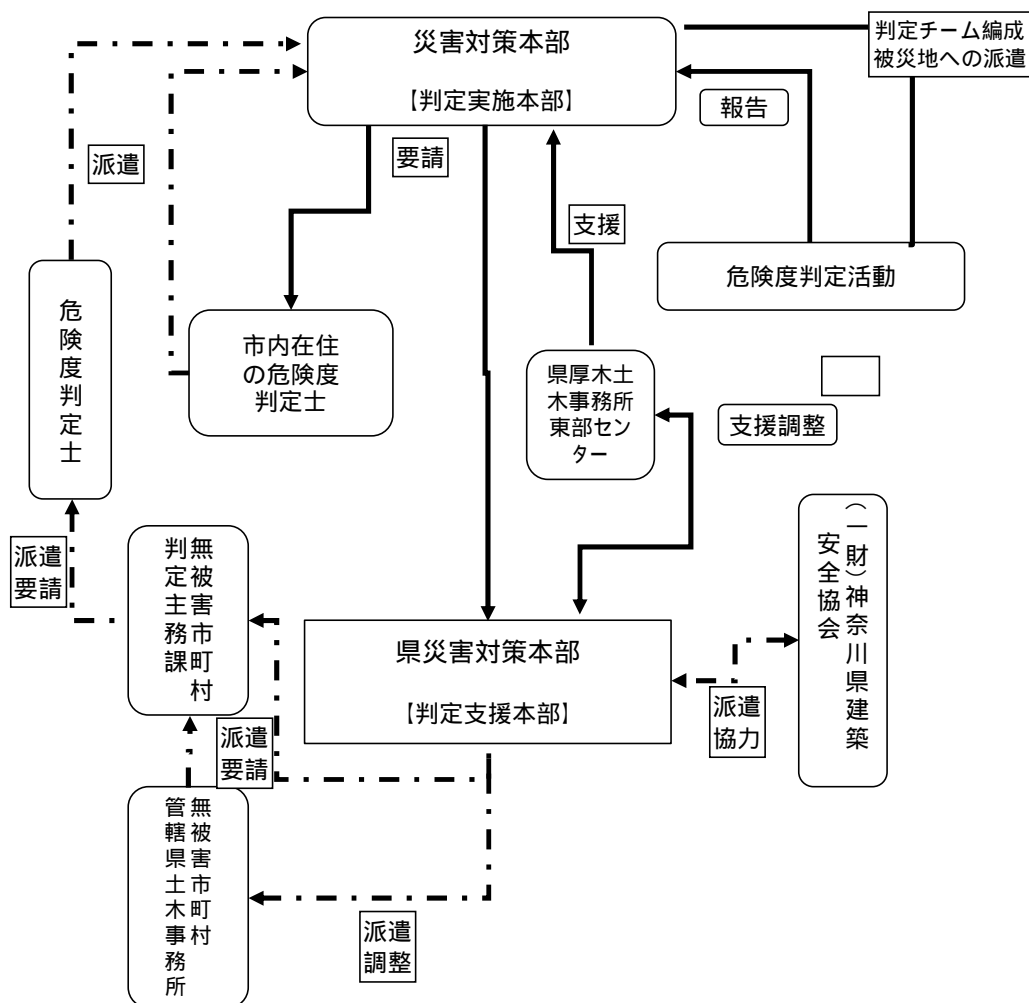
土木対策部は、民間住宅等の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、判定活動を実施します。

なお、応急危険度判定士の確保については、市職員、市内在住・在勤の判定士で活動を実施しますが、被害状況等により、県に判定士の派遣要請を行います。

応急危険度判定実施本部の業務

- 1 応急危険度判定実施本部の運営
- 2 県、関係団体等への支援要請
- 3 応急危険度判定士の確保、受入れ
- 4 応急危険度判定の実施
- 5 応急危険度判定結果の集計、報告等

建築物応急危険度判定活動体系図



(2) 作業体制の確保

土木対策部は、次のとおり作業体制を確保します。

- 1 判定士の名簿作成
- 2 担当区域の配分
- 3 資機材等の準備
- 4 判定基準の資料準備
- 5 判定統一のための協議実施
- 6 判定ステッカー等の準備
- 7 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定作業及び結果の表示

応急危険度判定士は、土木対策部と連携して応急危険度判定を実施します。判定結果は、次のとおりに3区分し、判定ステッカーを、該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図ります。

なお、判定作業の実施にあたっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考として実施します。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	建築物は使用可能

3 被災宅地の危険度判定

-----土木対策部

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

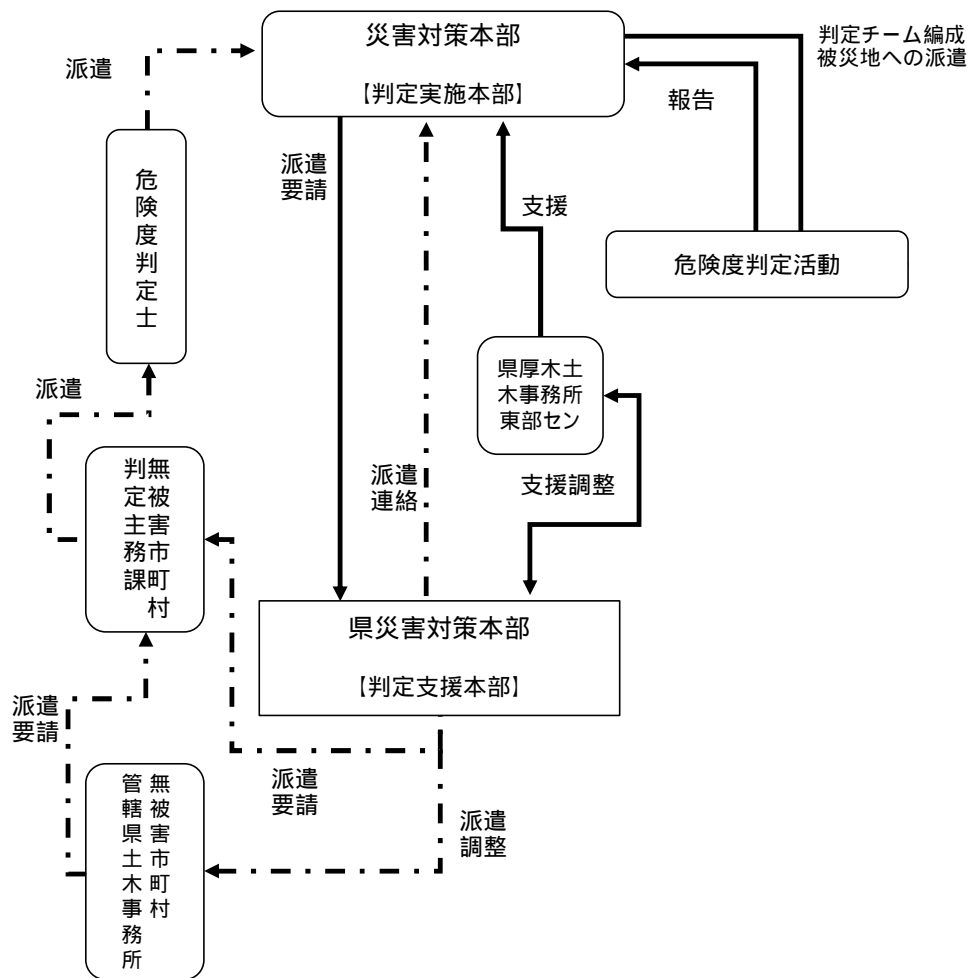
土木対策部は、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定活動を実施します。

なお、被災宅地危険度判定士の確保については、市職員、市内在住・在勤の判定士で活動を実施しますが、被害状況等により県に、判定士の派遣要請を行います。

被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 1 被災宅地危険度判定実施本部の運営
- 2 県、関係団体等への支援要請
- 3 被災宅地危険度判定士の確保、受入れ
- 4 被災宅地危険度判定の実施
- 5 被災宅地危険度判定結果の集計、報告等

被災宅地危険度判定活動体系図



(2) 作業体制の確保

土木対策部は、次のとおり作業体制を確保します。

- 1 判定士の名簿作成
- 2 担当区域の配分
- 3 資機材等の準備
- 4 判定基準の資料準備
- 5 判定統一のための協議実施
- 6 判定ステッカー等の準備
- 7 活動環境の準備（移手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定作業及び結果の表示

被災宅地危険度判定士は、土木対策部と連携して被災宅地危険度判定を実施します。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者及び周辺住民へ周知を図ります。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険宅地	赤色	この宅地に入ることは危険です。
		立ち入る場合は専門家に相談して下さい。
要注意宅地	黄色	この宅地に入る場合は十分注意してください。
		応急的に補強する場合は、専門家に相談して下さい。
調査済宅地	緑色	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

4 被災住宅の応急修理

-----土木対策部

県知事が災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に着手したときは、市はこれに協力します。また、県知事から委任を受けたときは、災害対策本部長（市長）がこれを実施します。

(1) 対象者

- 1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 対象者の調査、募集

土木対策部は、り災証明書及び被災者の資力、その他生活条件の調査結果から県が策定する選定基準により、対象者の募集、選定を行う。

(3) 応急修理の方法

災害救助法による修理は、県が関係団体を通じて実施します。なお、県知事が市長に事務を委任したときは、土木対策部が災害時応援協定団体等に修理を依頼して実施します。

一世帯あたりの経費は災害救助法に定める基準によるものとし、期間は原則として災害発生の日から1ヶ月以内とします。

また、費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に実施します。

(4) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において実施します。

## 5 公共、民間住宅の確保

-----土木対策部

土木対策部は、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては住家を確保できない被災者に、一時的な公共住宅、市内の民間賃貸住宅の空き家の確保を行います。

### (1) 公共住宅の確保

土木対策部は、市営住宅の空き家を確保し、入居者の募集、選定を行います。また、県に対し県営住宅等の確保を要請します。

### (2) 民間賃貸住宅の提供

土木対策部は、県や関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を借上げまたは、あっ旋の方法により、住宅に困窮する被災者に提供するよう努めます。

## 6 応急仮設住宅の用地確保、建設等

-----土木対策部

土木対策部は、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を建設し、居住の安定を図ります。

県が、災害救助法に基づき仮設住宅の建設に着手したときは、市は実施に協力します。また、県知事から建設に係る事務の委任を受けたときは、災害対策本部長（市長）がその委理事務を実施します。

### (1) 建設予定地

応急仮設住宅の早期建設を可能とするため、土木対策部はあらかじめ次の場所を建設候補地として選定し、各部と調整します。建設場所は、保健衛生上好適な場所であること、また生活の利便性に配慮します。

災害救助法が適用された場合、県は、建設用地を確保された建設候補地の中から選定します。なお、市の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、広域的な調整により必要戸数の確保に努めます。

- 1 公有の未利用地など
- 2 公園等の公共施設
- 3 民間の未利用地、休耕地など

### (2) 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は、県が発注し工事の管理を行います。ただし、県知事が災害対策本部長（市長）へ委任したときは、土木対策部が災害時応援協定団体等の協力を得て実施します。

### (3) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設

被災者の実態などを考慮し、応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に向けたバリアフリーに対応した住宅を建設します。

なお、救護対策部は、保健師などを派遣し、入居者の生活状態の把握など訪問活動を行います。



(4) 応急仮設住宅の管理等

応急仮設住宅の管理は、原則として市営住宅の管理に準じて行います。入居期間は、原則として竣工の日から2年以内とします。

なお、応急仮設住宅の供与が終了したときは、県知事が処分します。

(5) 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、原則次のすべての条件に該当する者とします。

- 1 住家が全焼、全壊または流失した者
- 2 居住する住家がない者
- 3 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者

(6) 入居希望者の把握

地区対策本部及び総務対策部は、土木対策部が作成する応急仮設住宅入居者の募集計画に基づき、被災者相談窓口または避難所にて、入居希望者の申込みを受付けます。

(7) 入居決定の方法

原則として、優先世帯など優先度を考慮して決定しますが、地震発生前からのコミュニティの維持や、高齢者や障がい者が集中しすぎないように配慮して、入居を決定します。

優先世帯： 高齢者や障がい者の世帯、 高齢者や障がい者を含む世帯、 乳幼児や妊婦を含む世帯

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

災害復旧工事等業務協定書【9 - 2】

## 第28節 二次災害の防止活動

地震の発生に伴う二次災害として、爆発や有害物質が発生することのないように、市及び関係事業者は必要に応じて防止策を講じます。

項	目	主 管 部	頁
1	災害対策本部の措置		【地震-3-28-1】
2	事業者の措置		【地震-3-28-1】
3	二次災害が発生した場合の措置	消防部	【地震-3-28-1】

### 1 災害対策本部の措置

災害対策本部は、危険物施設、有害物質の漏洩の危険がある事業者の被災状況を確認し、二次被害が発生しないように指導を行います。

### 2 事業者の措置

危険物施設、有害物質の漏洩の危険がある事業者は、施設内の安全対策を講じ、災害対策本部へ状況報告等を行います。

### 3 二次災害が発生した場合の措置

危険物施設等で災害が発生した場合は、「風水害等災害対策編 第10章 第2節 危険物等災害時の応急対策計画」に準じて、応急対策を実施します。

-----消防部

## 第4章 災害復旧・復興対策

大規模な地震災害の発生は、市民の方々の生活、財産生活基盤に直接被害をもたらすだけでなく、その被害の状況により、社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。大規模地震発生後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティや NPO、県や市などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を総合的に整理したものです。

## 第1節 災害復旧事業

大規模災害発生後は、その災害による被害を一刻も早く復旧し、市民生活の秩序回復に努める必要があります。このため、市の各部は、所管施設及び所管事業に係る被害の程度を十分調査検討し、計画的な復旧を図ります。また、国は著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の復興意欲を高めることを目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)を制定しており、この法律の指定を受けた場合には、国の特別な財政援助を受け迅速な復旧を目指します。

項 目	主 管 部	頁
1 公共施設の災害復旧事業計画	関係各部	【地震-4-1-1】
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	総務対策部	【地震-4-1-2】
3 産業の復旧		【地震-4-1-2】
4 激甚法による災害復旧事業	総務対策部	【地震-4-1-3】

### 1 公共施設の災害復旧事業計画

-----関係各部  
各部は災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成します。

災害復旧事業計画の 基本方針	1 災害の再発防止・・・被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分な連絡調整を図る。
	2 事業期間の短縮・・・被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関と十分な連絡調整を図り、事業期間を短縮する。
公共施設に関する 主な災害復旧 事業計画の種類	1 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設事業復旧計画 イ 道路公共土木施設事業復旧計画
	2 農林水産業施設災害復旧事業計画
	3 下水道災害復旧事業計画
	4 住宅災害復旧事業計画
	5 社会福祉施設災害復旧事業計画
	6 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
	7 学校教育施設災害復旧事業計画
	8 社会教育施設災害復旧事業計画
	9 都市災害復旧事業計画
	10 ライフライン(上下水道を除く)災害復旧事業計画
	11 その他の計画

## 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

-----総務対策部

各部は、被災施設の復旧事業計画を作成します。また、総務対策部は、国または県が費用の全部または一部を負担、もしくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるように努めます。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針等により運営されます。災害復旧事業費の決定は、知事の報告、その他、地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されます。

災害復旧事業に伴う財政援助関係法律等	1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
	3 公営住宅法
	4 土地区画整理法
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	7 予防接種法
	8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助
	9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

## 3 産業の復旧

地域の産業や経済の復興をめざし、各種支援情報を発信します。

災害により被害を受けた事業者等に対する主な支援制度は次のとおりです。

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度
農林漁業の再建資金	(株)日本政策金融公庫による資金貸付
中小企業事業の再建資金	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
	生活衛生改善貸付
	高度化事業(災害復旧貸付)
	セーフティネット保証4号
	災害関係保証
	被災者の(個人・個人事業主)の債務整理支援
再就職支援	職場適応訓練費の支給
融資制度や申込手続きの相談	事業資金相談ダイヤル

4 激甚法による災害復旧事業

-----総務対策部

(1) 激甚災害の指定

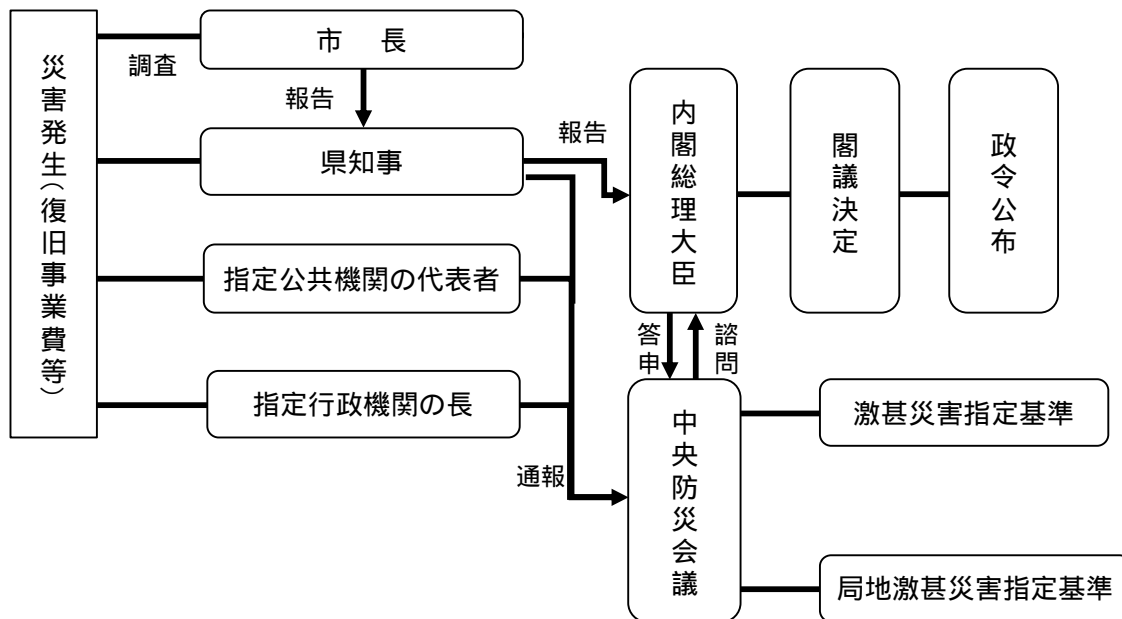
市域で災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚な災害(以下、「激甚災害」という。)が発生した場合に、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するためには、激甚法による財政援助等を受けることが必要です。このため県及び市は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう迅速な手続を行います。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受けることとなります。

(2) 激甚災害の指定手続

市域に大規模な災害が発生した場合、市長は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を県知事に報告します。県知事は、県内区市町村の被害状況を検討して必要な調査を行い、その結果を取りまとめて内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっています。

[激甚災害指定の手続きのながれ]



(3) 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、県各部局へ提出します。県の関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助等を受けるための手続等を実施します。

(4) 激甚法に定める事業

激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は次のとおりです。

区 分	対象事業
1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	1 公共土木施設災害復旧事業
	2 公共土木施設災害関連事業
	3 公立学校施設災害復旧事業
	4 公営住宅災害復旧事業
	5 生活保護施設災害復旧事業
	6 児童福祉施設災害復旧事業
	7 老人福祉施設災害復旧事業
	8 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
	9 知的障害者援護施設災害復旧事業
	10 女性保護施設災害復旧事業
	11 感染症予防事業
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業
	13 堆積土砂排除事業
	14 湛水排除事業
2 農林水産に関する特別の助成	1 農地等の災害復旧事業
	2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
	3 開拓者等の施設の災害復旧事業
	4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
	5 森林組合等の行う堆肥土砂の排除事業
	6 土地改良区等の行う湛水排除事業
	7 共同利用小型漁船の建造
	8 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	2 小規模企業者等設備導入資金助成による貸付金などの償還期間などの特例
	3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
	4 中小事業者に対する商工中央金庫の融資に関する特例
4 その他の財政援助及び助成	1 公立社会教育施設災害復旧事業
	2 私立学校施設の災害復旧事業
	3 市町村が施行する感染症予防事業
	4 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
	5 水防資機材の補助の特例
	6 リ災者公営住宅建設事業
	7 産業労働者住宅建設資金融通の特例
	8 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業に対する特別財政援助
	9 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

関係資料

激甚災害・局地激甚災害指定基準【3 - 10】

## 第2節 復興体制の整備

大震災後、市民の生活基盤の復興、生活再建及び地域経済復興の支援など、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

項	目	主 管 部	頁
1	復興計画策定に係る庁内組織の設置	経営企画部	【地震-4-2-1】
2	人的資源の確保	総務部	【地震-4-2-1】
3	災害対策本部と復興本部の関係	関係各部	【地震-4-2-2】
4	復興対策の実施		【地震-4-2-3】
5	復興に関する調査		【地震-4-2-3】

### 1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

-----経営企画部

復興に係る総合的措置を講じ、速やかに復興を図るために、復興に関する事務を行う組織として「復興本部」を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を担当部局において作成する、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

### 2 人的資源の確保

-----総務部

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加え膨大な事務執行が長期間にわたり必要となりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局との協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

#### (1) 派遣職員の受入

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、またはあっ旋の要請により職員を受入れます。

#### (2) 専門家の支援の受入

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士など専門家に支援を要請し、支援を受入れます。



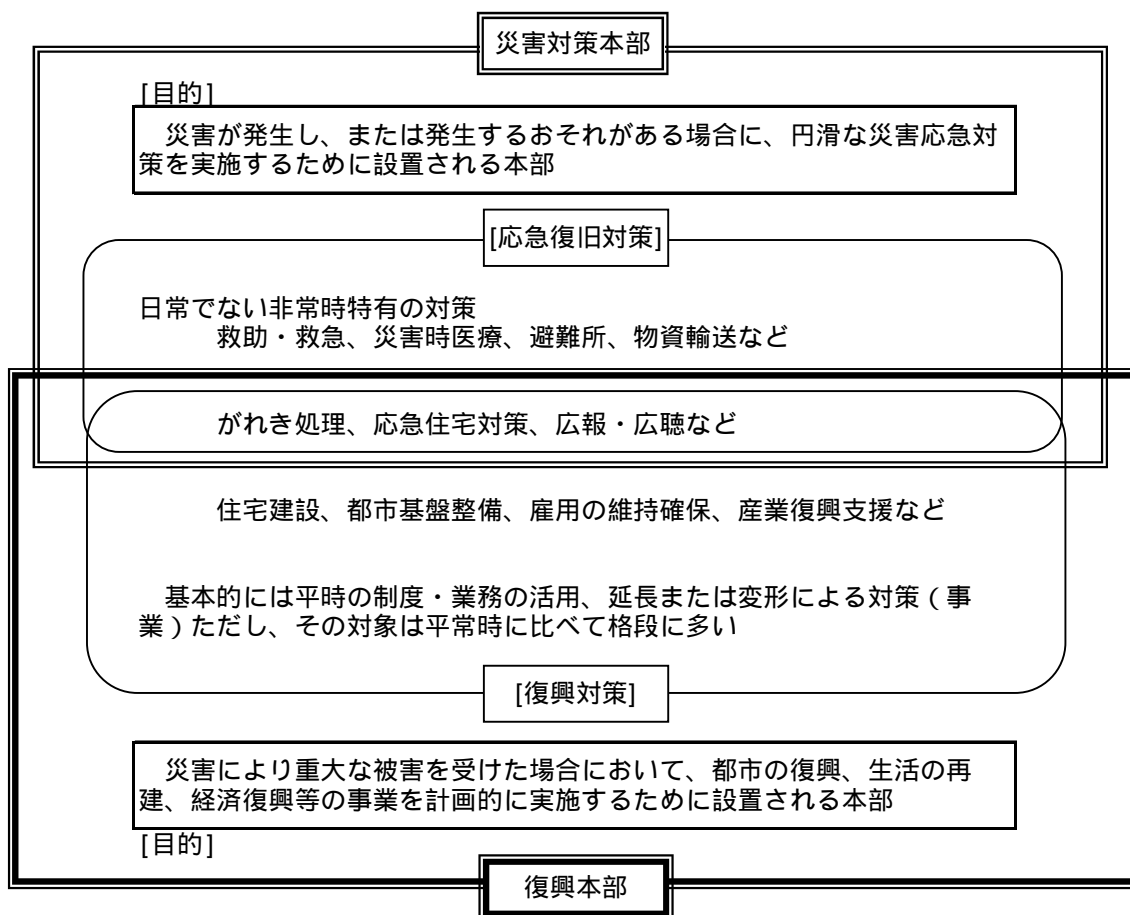
### 3 災害対策本部と復興本部の関係

-----関係各部

復興本部は、震災復興対策を長期的視点に立って、計画的かつ速やかに実施していくための体制であり、災害応急・復旧対策を迅速に実施するために、災害対策基本法23条第1項に基づき設置する「災害対策本部」とは、その目的や対策は異なります。

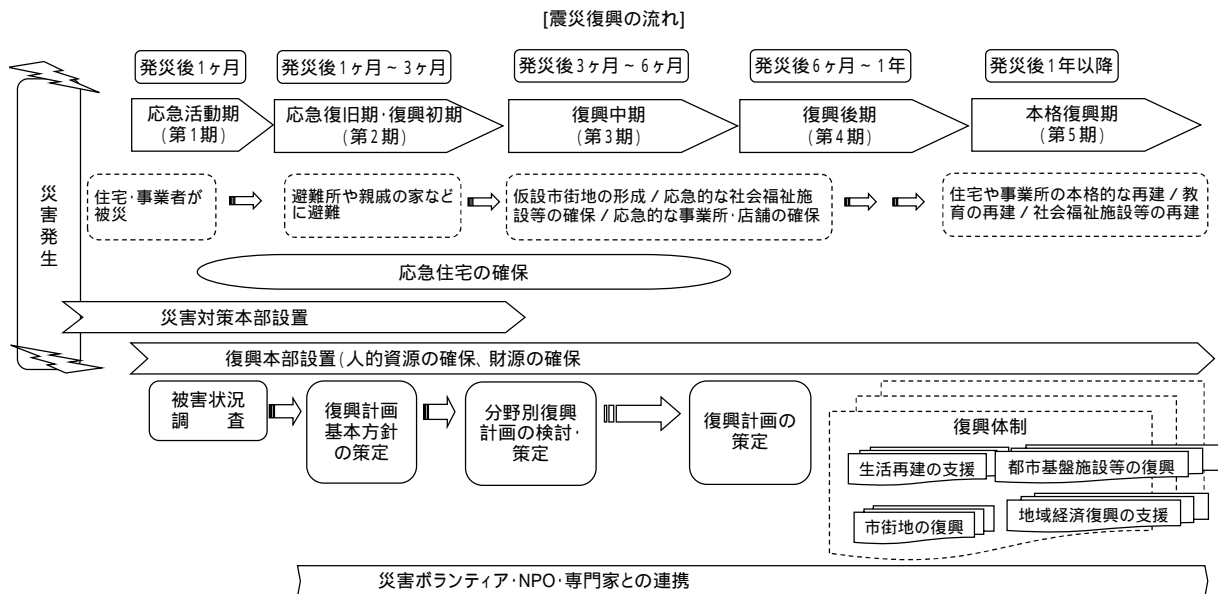
震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して実施する必要があります。

[災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較]



#### 4 復興対策の実施

-----関係各部  
市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方針の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。



#### 5 復興に関する調査

-----関係各部  
本計画「第3章 応急対策計画」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方針の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

##### (1) 建築物の被災状況に関する調査

応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった市域の建築物の被害状況調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて国や他の地方自治体等の協力を得ながら派遣要請を行います。

##### (2) 都市基盤復興にかかる調査

###### ア 公園・緑地等の被災状況調査

広域避難場所や応急仮設住宅用地となる、公園・緑地等の被災状況を調査します。

###### イ その他の都市基盤復興に係る調査

下水道施設等の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。

(3) 応急仮設住宅に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い県に報告します。県は、市からの報告のほか「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊、焼失、半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

(4) 生活再建にかかる調査

ア リ災証明用家屋の被害認定調査

市は、被災者生活再建支援金等を支給するために必要な、「リ災証明」を発行するために、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、リ災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ 震災離職者にかかる調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

ウ 住宅再建に関する意向把握

市は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認をします。県は、市で取りまとめた結果と被災者の実態をもとにして、恒久的な必要量を算出します。

エ その他の生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被害状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

市は、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被害状況調査や事業差の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況のモニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済など、復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況に応じた的確に調査し、必要に応じて、復興対策や復興事業を修正します。

## 第3節 復興計画の策定

大規模地震災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これらを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を推進していくための復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、復興の基本方針の策定 分野別復興計画の策定 復興計画の策定、という3つのステップを経て行います。

項 目	主管部	頁
1 復興の基本方針の策定	経営企画部	【地震-4-3-1】
2 分野別復興計画の策定	関係各部	【地震-4-3-1】
3 復興計画の策定	経営企画部	【地震-4-3-2】
4 復興計画の公表		【地震-4-3-2】
5 復興財源の確保		【地震-4-3-3】
6 市街地復興		【地震-4-3-3】
7 都市基盤施設等の復興対策	市民環境部 都市部 土木部	【地震-4-3-5】

### 1 復興の基本方針の策定

-----経営企画部

#### (1) 復興理念と基本目標の設定

市民、事業者、行政が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興にかかわる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

#### (2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行う必要があることから、復興計画を策定していく過程において、地域全体の合意形成に努めます。

### 2 分野別復興計画の策定

-----関係各部

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地のみならず、産業振興、福祉、教育等、広範な分野にわたる事業を展開する必要があります。

都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定にあたっては、各計画間の整合性を図ります。

### 3 復興計画の策定

-----経営企画部

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされることから、これら基本的な課題を解決するための復興計画を策定します。

また、復興施策や復興事業は、広範な分野にわたり複雑多岐に及ぶので、何を優先して実行していくのかを明確に示します。

具体的に復興計画に規定する事項は、次のとおりです。

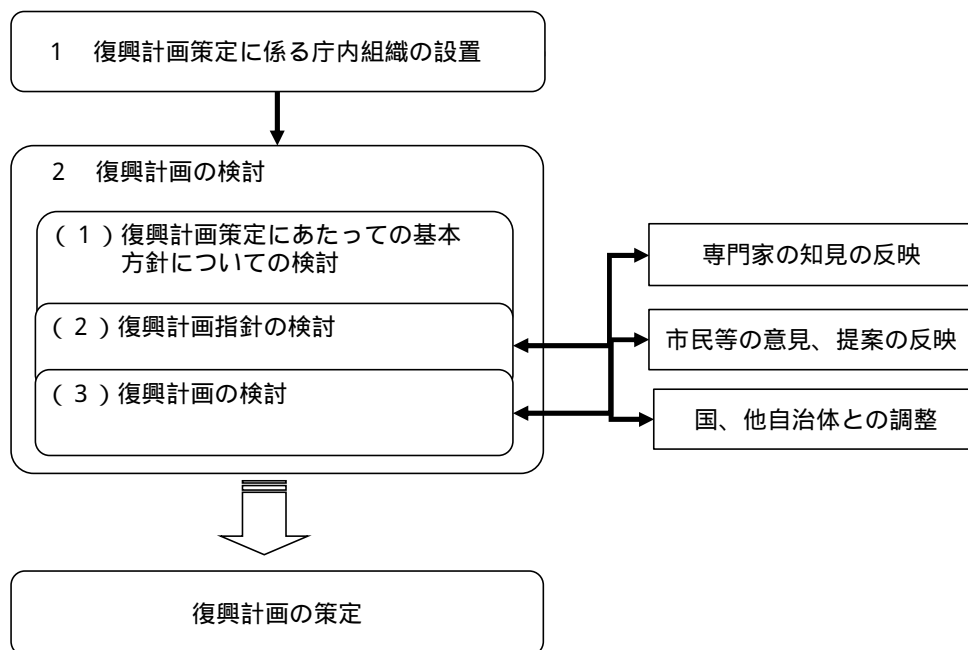
- 1 復興に関する基本理念
- 2 復興の基本目標
- 3 復興の方向性
- 4 復興の目標年
- 5 復興計画の対象地域
- 6 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活支援計画、地域経済復興支援計画等）
- 7 復興施策や復興事業の事業推進方策
- 8 復興施策や復興事業の優先順位

### 4 復興計画の公表

-----経営企画部

市民や行政などと協働・連携して復興対策を推進するため、広報誌、インターネット等により、復興施策を具体的に公表します。

[復興計画策定の流れ]



## 5 復興財源の確保

-----経営企画部

### (1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要の見込みに基づき、対策の優先度や需要度に応じて、適切な対応が図られるよう、機動的かつ柔軟な予算編成や執行を行うこととします。

### (2) 財政確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国に要望していきます。

## 6 市街地復興

-----経営企画部

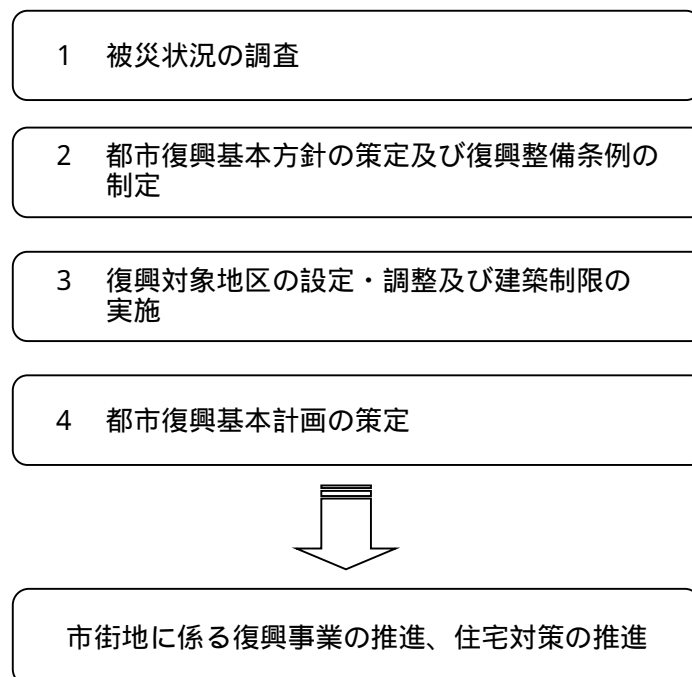
被災した市街地を迅速に復興するためには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画（「綾瀬市総合計画2030」など）における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ「災害に強いまちづくり」といった、中・長期的な計画的市街地復興を検討します。

さらに、市街地復興の基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図ります。

### [市街地復興の流れ]



(1) 都市復興基本方針の策定

各地域の被災状況や地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画(「綾瀬市総合計画2030」など)における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して、基本方針を策定し公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて条例を制定します。条例には、市、市民、事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

[復興整備条例の目的]

目的1

生活の基盤である「すまい・まち」の復興に関する地方公共団体としての取組み方針と理念をなるべく早い段階で被災者に対し宣言することにより、不安を解消し、復興への道筋を明らかにする。

目的2

特定の地区内における建築行為については、建築主事への届出を義務づけることにより、再建のための建築行為に関する情報収集、復興に関する補助制度等、建築主に対する情報提供などを有効に実施するための枠組みを整備し、震災を教訓にした災害に強いまちづくりを誘導していく。

目的3

市街地復興の対象となる地区、その中でも特に重点的に住宅供給、基盤整備を進める地区といったような重層的な地区指定を行うことにより、被災市街地復興の基本方針を明らかにする。

(3) 復興対象地区の指定

条例を制定した場合、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、土地区画整理事業等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条に基づき、区域を指定し建築制限を特定行政庁に要請します。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、市民の意見の集約を図りながら具体的な復興施策を示す、都市復興基本計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

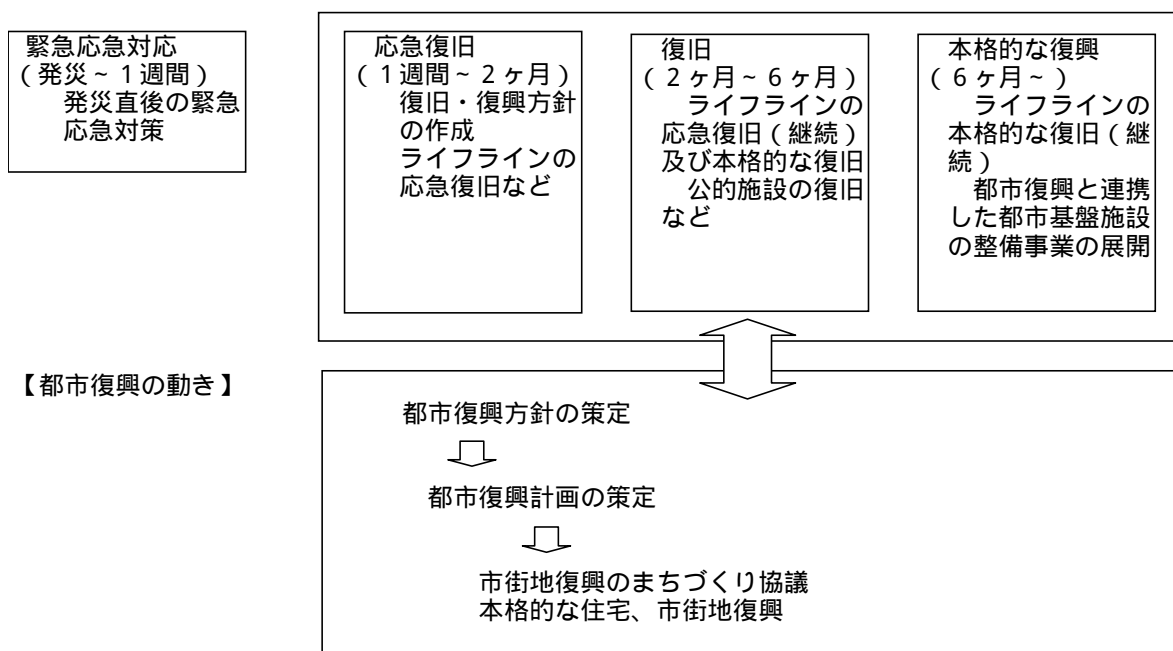
生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。また、公営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

7 都市基盤施設等の復興対策

-----市民環境部、都市部、土木部

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる、機能の回復を目的とした応急復旧、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、及び防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本計画に沿って施策を実施します。

[都市基盤施設の復興プロセス]



(1) 被災施設の復旧等

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、広域避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的都市基盤、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。



ア 道路・交通基盤

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

被災市街地等の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などとの調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園・緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

ウ ライフライン

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

エ 災害廃棄物等

安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するための方針や実施計画を策定していきます。なお、家屋の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助状況により県及び関係機関と調整し、解体処理実施計画書等を作成して実施します。

## 第4節 生活再建等の支援

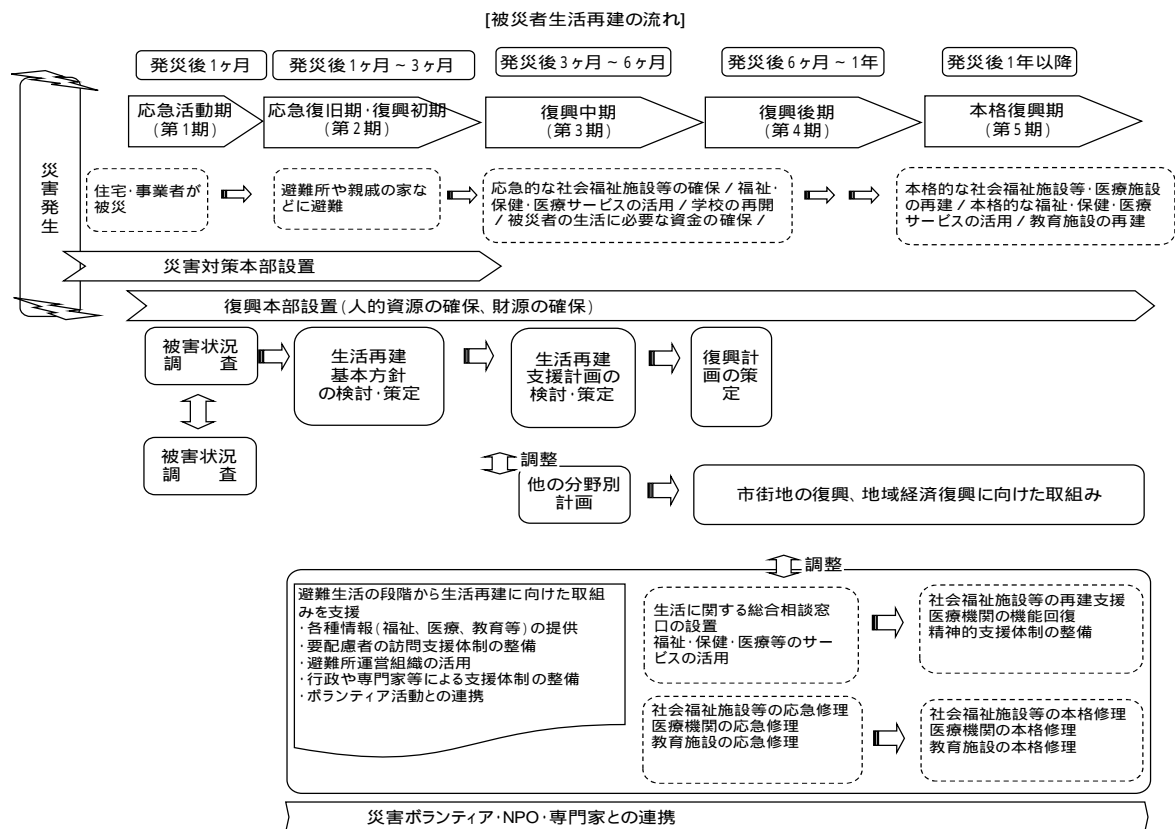
被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、市民、民間企業等が連携し、協働して支援することが大切になります。

項 目	主管部	頁
1 被災者の経済的再建支援	関係各部	【地震-4-4-2】
2 リ災証明の発行	総務対策部 消防部	【地震-4-4-3】
3 災害被害認定（被害住家調査）	総務対策部	【地震-4-4-3】
4 義援金の受入、配分		【地震-4-4-5】
5 災害弔慰金・見舞金等の支給	救護対策部	【地震-4-4-6】
6 被災者生活再建支援金		【地震-4-4-6】
7 日赤神奈川県支部による災害見舞金等の交付		【地震-4-4-6】
8 災害援護資金等の貸付け		【地震-4-4-6】
9 租税の減免等	総務部	【地震-4-4-7】
10 郵便料金などの免除等		【地震-4-4-7】
11 電話料金などの免除等		【地震-4-4-8】
12 生活保護	福祉部	【地震-4-4-8】
13 精神的支援	福祉部 健康子ども部 教育部	【地震-4-4-8】
14 避難行動要支援者への支援	経営企画部 福祉部 健康子ども部	【地震-4-4-9】
15 社会福祉施設、社会復帰施設等	福祉部	【地震-4-4-9】
16 生活環境の確保	健康子ども部	【地震-4-4-9】
17 教育の再建	教育部	【地震-4-4-10】
18 社会教育施設、文化財等	市民環境部	【地震-4-4-10】
19 ボランティア活動支援	救護対策部	【地震-4-4-10】
20 情報の提供	市長室 経営企画部	【地震-4-4-10】

1 被災者の経済的再建支援

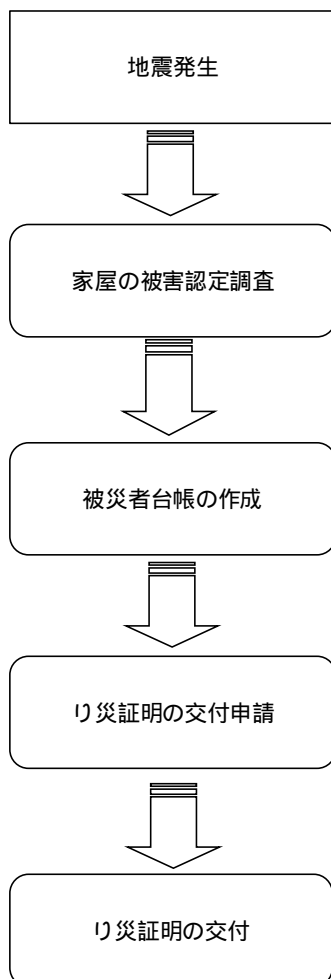
-----関係各部

被災者の生活再建が円滑に進むよう、県及び市は福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を設置し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付など、各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行います。



## 2 リ災証明の発行

-----総務対策部、消防部  
大規模災害時の「り災証明」の交付にかかる手順は次のとおりです。



### (1) 証明書発行の担当

大規模災害時の「り災証明書」の発行事務は、建築物の倒壊等にあつては復興本部が担当し、火災にあつては焼損状況の調査等に基づき、火災によるり災証明書を消防長が交付します。

### (2) 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（消防長が発行するり災証明書を除く。）で、次の事項について、証明するものです。

担 当	り災証明の範囲
復興本部	家屋被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊 等）
消防長	○火災による焼損等

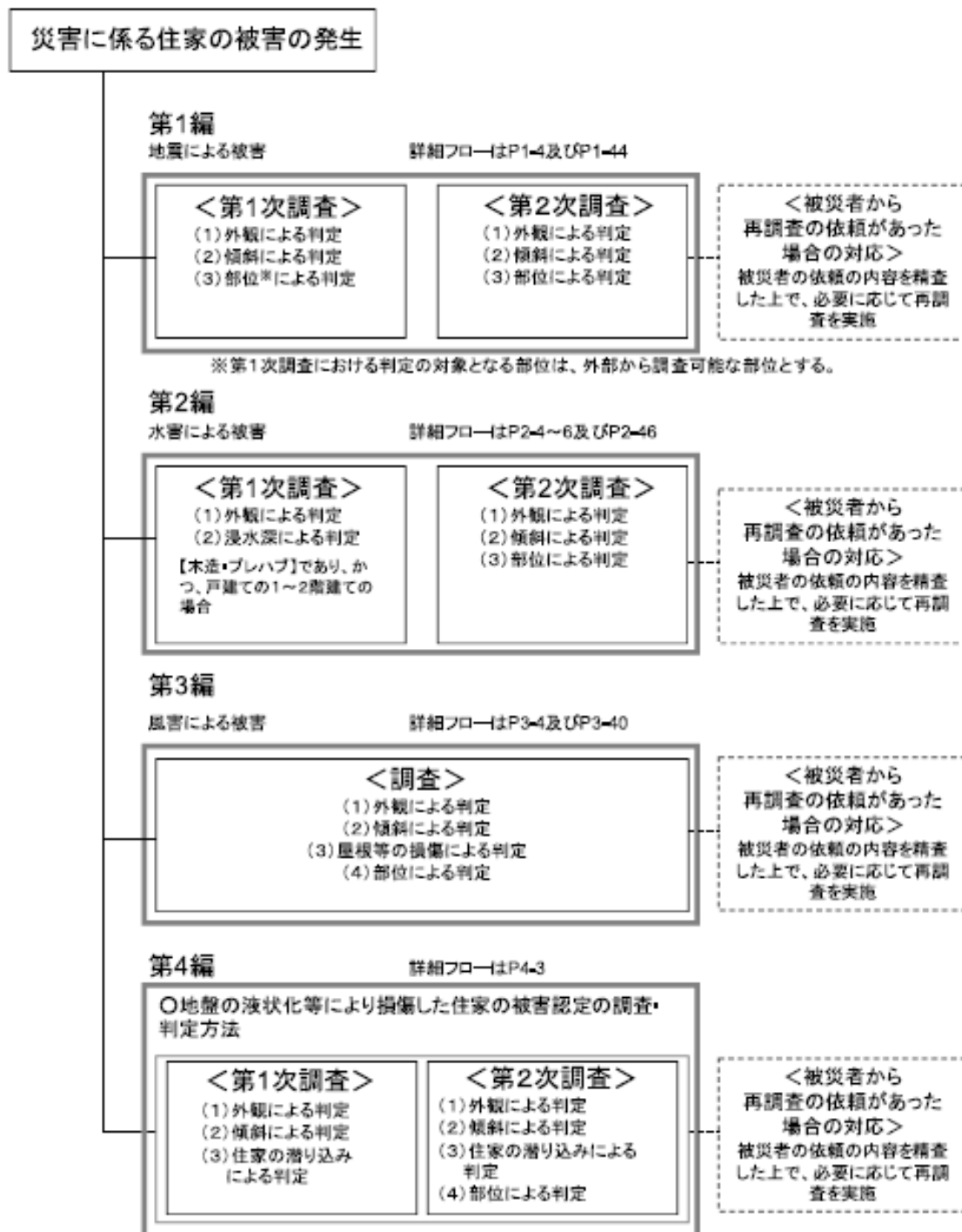
3 家屋の被害認定調査

-----総務対策部

住家の被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（内閣府）」に基づき行います。

調査は外部から調査可能な部位だけで判定できる1次調査又は内部への立ち入りを要する2次調査により行います。

また、被災者から再調査の依頼があった場合、被災者の依頼の内容を精査したうえで、再調査を実施します。



出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（防災担当） 令和3年3月）

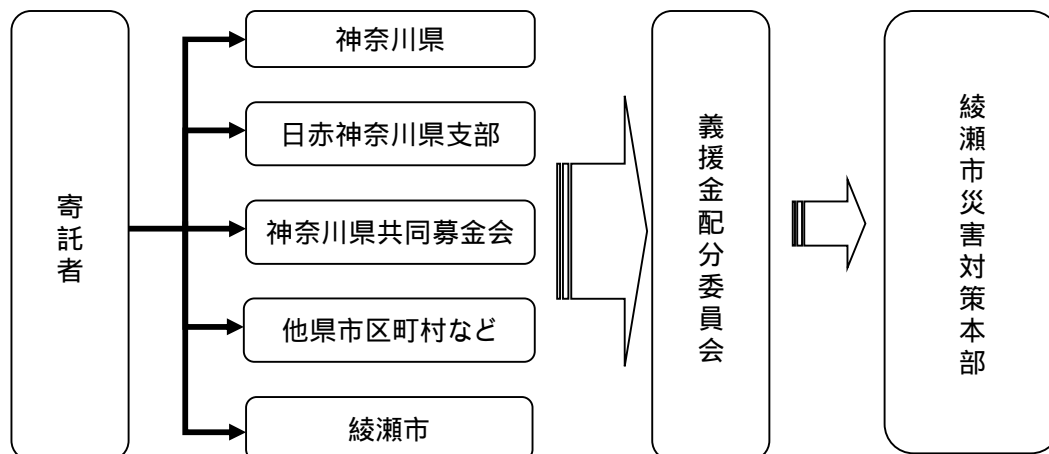
#### 4 義援金の受入、配分

----- 総務対策部

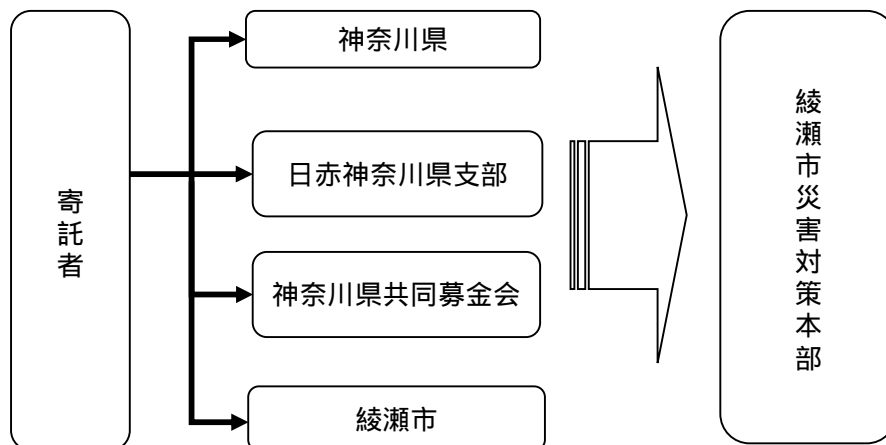
##### (1) 義援金の受付

義援金は、以下に示すような経路により市に寄託され、市に直接寄託された場合は、災害復興本部が受入れを担当します。なお、受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行します。

複数の市町村が被災した場合



綾瀬市のみが被災した場合



##### (2) 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を作り、市指定金融機関に保管します。

##### (3) 義援金の配分

義援金の配分については、被災状況等を勘案して配分委員会を設置し、配分方法を決定して被災者に配分します。

## 5 災害弔慰金・見舞金等の支給

-----救護対策部

### (1) 災害弔慰金・災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律第3条及び8条」の規定に基づき、綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例等の規定にしたがって、自然災害により死亡した者の遺族に対しては、災害弔慰金を、また自然災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

### (2) 災害見舞金

綾瀬市災害見舞金支給条例等の規定にしたがって、死亡、負傷または居住の用に供している家屋の損壊、焼失、流失、もしくは床上浸水等の被害を受けた場合は、災害見舞金を支給します。

## 6 被災者生活再建支援金

-----

県から支援金の支給に関する事務の委託を受けた被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した市民に対し、支援金を支給します。救護対策部は、この支援金の申請を受付け、県に報告します。

## 7 日赤神奈川県支部による災害見舞金等の交付

-----

日赤神奈川県支部は、災害被災者援護要綱・実施要領に基づき、日赤綾瀬市地区を通して被災者に災害見舞金（品）を交付します。

## 8 災害援護資金等の貸付け

-----

災害により家屋等に被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、神奈川県社会福祉協議会より、貸付けが行われます。また、小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得者を対象に貸付けが行われます。

9 租税の減免等

-----総務部

災害によって被害を受けた市民の方々に対して、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき、必要に応じて適切な減免措置を行います。

区 分	内 容	
納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
減 免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。	
	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

10 郵便料金などの免除等

-----  
災害が発生した場合において、日本郵便㈱は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ次のとおり、業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第3条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。



(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の許可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(5) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金(倍額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延長等の非常取扱いが実施されます。

1.1 電話料金などの免除等

NHK及び東日本電信電話(株)神奈川事業部、NTTドコモは、次の措置を行います。

NHK	被災者の受信料免除
	避難所等への受信機の貸与・設置
東日本電信電話(株)神奈川事業部	災害救助法が適用された場合、り災者が利用する災害時用公衆電話の通話料は免除する。
NTTドコモ	料金等の減免を行ったときは、関係の携帯・自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

1.2 生活保護

-----福祉部  
被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的な要保護者の把握に努めます。

1.3 精神的支援

-----福祉部、健康こども部、教育部

(1) 精神的な後遺症等に関する相談

被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対して、県と連携し、医師、保健師、ソーシャルワーカー等で「心の相談」に応じる体制を整えます。また必要に応じて訪問相談を行うよう努めます。

(2) 精神保健活動

被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に長期間に対応するなど、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、県と連携し精神保健活動を行います。

(3) 被災児童・生徒の心のケア

災害時、特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口などの開設やスクールカウンセラー等による巡回相談などの実施を県と連携して行います。

1.4 要配慮者への支援

-----福祉部、市民環境部、健康こども部

(1) 高齢者、障がい者、児童への支援

高齢者、障がい者、児童等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅サービスや入所施設などへの受入れ、福祉ボランティア等の確保等を県と連携して実施します。

(2) 被災した外国人市民への支援

県及び市は、言葉の壁のある被災した外国人市民が情報を入手できるよう、各種の生活支援情報を多言語、またはやさしい日本語で発信するとともに、相談窓口を設置し、帰国手続き、り災証明、義援金などの給付、就労、住宅に関する相談を通訳ボランティア等の協力を得て行います。

1.5 社会福祉施設、社会復帰施設等

-----福祉部

(1) 福祉需要の把握

要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

社会福祉施設、社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を県と連携して実施します。

(3) 福祉サービスの体制整備

被災者の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設等を検討します。

1.6 生活環境の確保

-----健康こども部

(1) 食品・飲料水の安全確保

水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用するため、これによる感染症の発生を防止のため、飲料水の安全確保指導を県と連携して行います。また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

### 17 教育の再建

-----教育部

#### (1) 授業の再開

授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕等の復旧対策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎や公共施設の利用等により、授業の場を確保します。

#### (2) 児童・生徒への支援

児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に扱います。

### 18 社会教育施設、文化財等

-----教育部

被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所、破損した収蔵品の修復など、補修計画を策定します。

### 19 ボランティア活動支援

-----救護対策部

物的、経済的支援のほか、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供します。

### 20 情報の提供

-----防災主管部、経営企画部

行政が行う施策のほか、生活関連情報等を整理し、ホームページや広報誌を利用して提供を行うとともに、臨時の相談窓口等を設置して、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。なお、相談窓口の設置においては、女性や外国人市民が相談しやすい窓口になるよう配慮します。

#### 関係資料

災害の被害認定基準について【3 - 11】

綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【8 - 7】

綾瀬市災害証明等取扱規程【8 - 8】

綾瀬市消防証明等取扱規程【8 - 9】

## 第5節 地域経済への復興支援

地域経済の状況は、市民の方々にとって雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に関わるもので、被災者の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると地域経済が復興し、税収を維持できれば自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するためには、人々が地域にとどまり、また戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

### 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

-----産業振興部

#### (1) 産業振興方針の決定

被災した事業者等が速やかに事業を継続し再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、県、関係団体等と協力して、被災状況に応じて県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した、新たな産業復興方針を策定します。

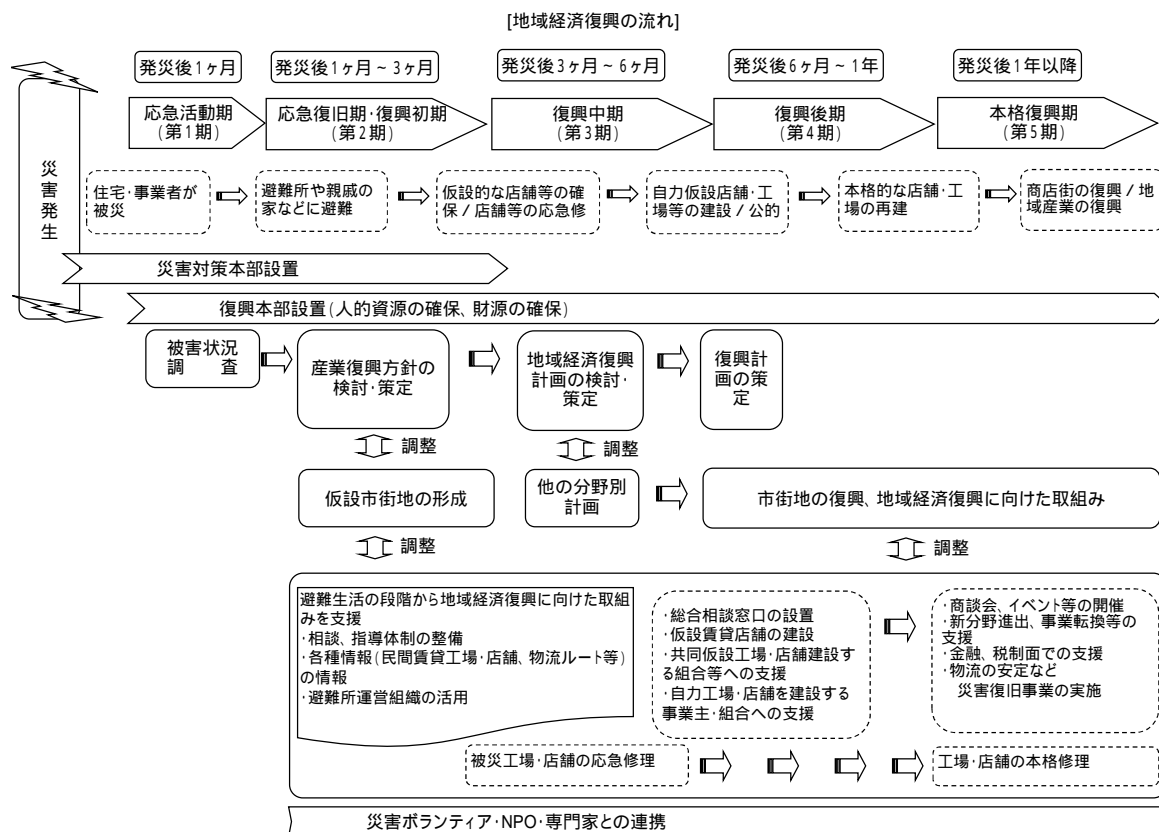
#### (2) 相談・指導体制の整備

雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や問題解決の助けになる相談・指導体制を県及び商工会議所などの関係団体と協力しながら整え、総合的に支援します。

#### (3) 商談会、イベント等の活用

各種団体と協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベントの活用等により、地場産業等のPRを行います。

第4章 災害復旧・復興対策  
第5節 地域経済への復興支援



2 金融・税制面での支援

-----産業振興部

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が不足することが想定されるため、国等の関係機関に対して、償還条件の緩和など特例措置を要請します。また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長などの特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用促進

事業者が速やかに事業を再建できるよう、県と連携して既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援

震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが予想されるため、金融機関(一般、政府系金融機関)と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者等の意見を踏まえ、低金利の融資など、新たな融資制度の創設について検討します。

- (5) 金融制度、金融特別措置の周知  
速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。
- (6) 税の減免等  
災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

### 3 事業の場の確保

-----産業振興部

- (1) 仮設賃貸店舗の建設  
被害状況調査や事業者等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設や低廉な賃料等での提供を検討します。
- (2) 共同仮設工場・店舗の建設支援  
倒壊や焼失により被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。
- (3) 工場・店舗の再建支援  
自ら工場・店舗を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。
- (4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供  
業界団体等に対して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。
- (5) 物流ルートに関する情報提供  
長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

#### 4 農林水産業者などに対する支援

-----産業振興部

##### (1) 災害復旧事業等の実施

被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

##### (2) 既存制度活用の促進

被災した農林水産業者が速やかに生産等再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

##### (3) 物流ルートに関する情報提供

長期にわたる道路等の利用制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

## 第5章 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その特徴として、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生することや、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があることなどから、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられます。

このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要があります。

本章は、綾瀬市における南海トラフ地震に対する考え方や対策を整理したものです。



## 第1節 基本方針

### 1 背景

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知を前提として対策が講じられてきたが、平成29年9月、国(中央防災会議)において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直すこととされ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換しました。

その後、平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表されたほか、気象庁では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報を発表しています。

### 2 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっています。

本市は、当該地域には指定されていませんが、想定最大震度5強が予測されており、南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定め、大規模地震に備える観点から、市独自の計画を作成します。

なお、本市域内にて震度5弱以上の地震を観測した場合には、前章までの記載事項に基づく行動・対応を図っていくこととなります。

## 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域等

本市域は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていませんが、南海トラフ法における2つの地域の指定基準は次のとおりです。

### 1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準の概要

- (1) 震度6弱以上の地域
- (2) 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- (3) 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

### 2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の基準の概要

- (1) 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- (2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- (3) 同一府県内の市町村が実施する津波避難対策の一体性の確保を図る必要がある地域  
浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえて、津波避難の困難性を考慮

### 3 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域

神奈川県内では、次の27市町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

横浜市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	○秦野市
○厚木市	○伊勢原市	○海老名市	○座間市	○南足柄市
葉山町	○寒川町	大磯町	二宮町	○中井町
○大井町	○松田町	○山北町	○開成町	○箱根町
真鶴町	湯河原町			

は指定されている市町のうち、津波による浸水想定で、水深30cm以上の浸水が想定される箇所

神奈川県内で上記地域に指定されていないのは、川崎市、相模原市、大和市、綾瀬市、愛川町、清川村の6市町村。

## 第3節 南海トラフ地震に関連する情報等

### 1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、次の2種類の情報名で気象庁から発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</li> </ul> <p>すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

### 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

「南海トラフ臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内 1でマグニチュード6.8以上 2の地震 3が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(以下「M」という。) 48.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内において、M7.0以上の地震 3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</li> <li>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- 1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- 2 M7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでマグニチュード 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- 3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- 4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 3 防災対応の検討が必要な南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

---

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象に関しては、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

#### (1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）

##### ア 半割れケースの概要

想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定

##### イ 基準

想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生した場合

#### (2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）

##### ア 一部割れケースの概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7 クラスの地震が発生した場合を想定

##### イ 基準

(ア) 想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合

(イ) 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲で発生したM7.0 以上の地震が発生した場合

#### (3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）

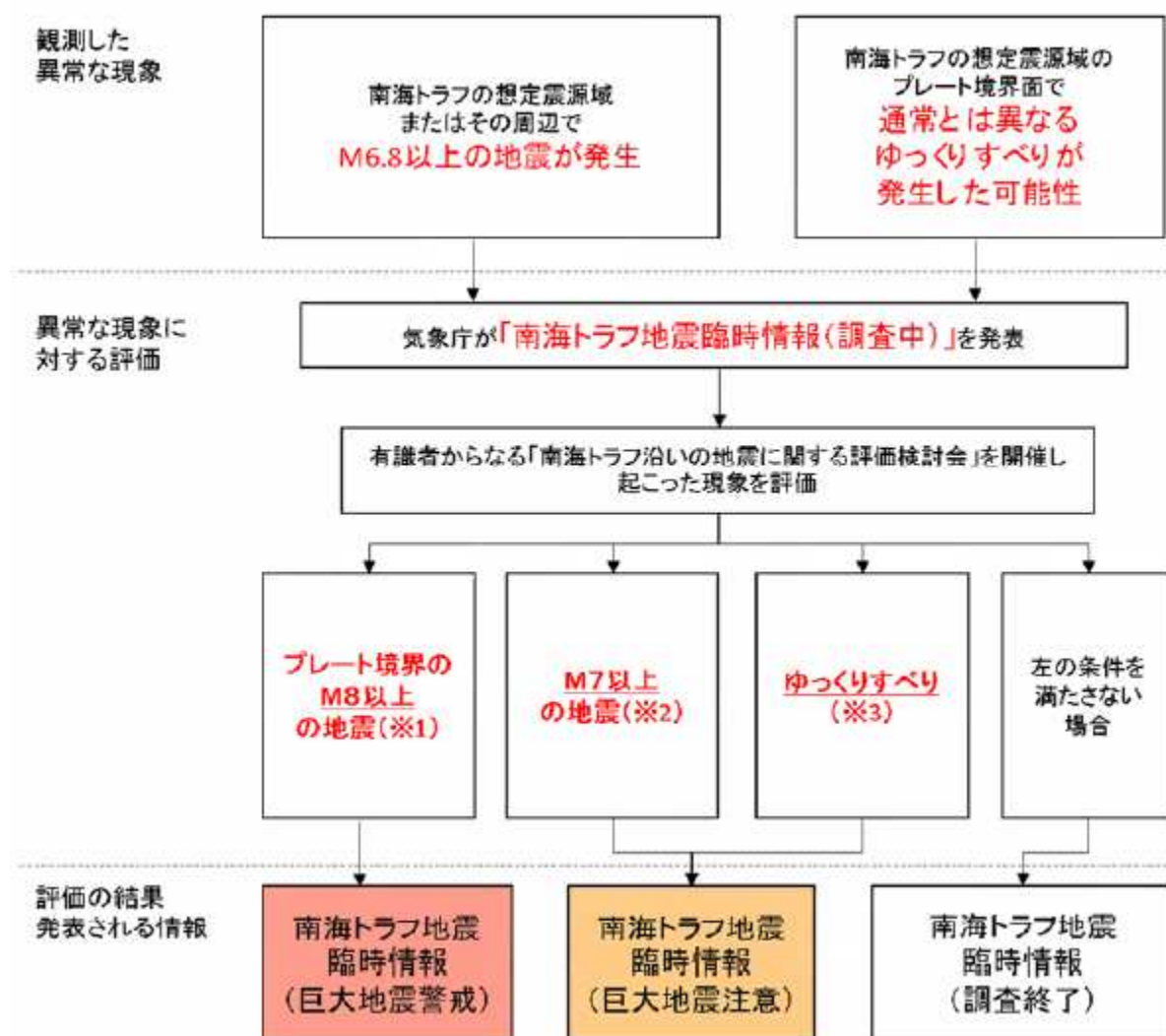
ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定

#### 4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表し、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。

当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表します。

#### 情報発表までのフロー



出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」

## 第4節 南海トラフ地震臨時情報時の体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報の内容を迅速に把握し、情報に付記されるキーワードに応じて体制を整備します。

### 1 南海トラフ地震臨時情報時の体制

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ体制を整備します。

キーワード		情報の性質		想定される市の体制
南海トラフ地震臨時情報	調査中	発生後 5～30分後 発表		【通常体制】 必要に応じて情報収集体制を強化
	巨大地震警戒	発生後 2時間後 発表	半割れケース	【災害対策本部体制】
	巨大地震注意		一部割れケース ゆっくりすべりケース	【災害警戒本部体制】
	調査終了			【体制解除】

## 第5節 市災害対策本部の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置するものとし、その組織・動員及び運営については、次により実施します。

### 1 市災害対策本部の設置及び廃止

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令します。また、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、あるいは災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止します。

### 2 市災害対策本部の業務

市災害対策本部は、次の業務を実施します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼びかけ
- (3) 応急対策の事前準備
- (4) 地震防災応急対策の実施及び状況の把握
- (5) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (6) その他必要な事項

### 3 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、綾瀬市災害対策本部条例及び綾瀬市災害対策本部規則に定めるところによります。

### 4 職員の参集体制

災害対策本部事務局長(防災主管部長)は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、事前の応急対策に要する職員の配備を行います。

## 第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達は、次により実施します。

### 1 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路

---

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、第3章第3節における情報の収集伝達方法に準じて行います。

### 2 南海トラフ地震臨時情報の広報

---

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めます。

広報の手段については、第3章第4節の広報活動に準じて行います。



## 第7節 事前避難対策

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知します。

### 1 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知します。

#### (1) 巨大地震警戒対応(半割れケース)

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

- 1 日頃からの地震への備えを再確認する。
- 2 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある避難行動要支援者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。
- 3 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の市民は避難する。

ウ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行います。

エ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

#### (2) 巨大地震注意対応(一部割れケース、ゆっくりすべりケース)

ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出た場合、最初の地震発生から1週間(ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

### 2 後発地震等に備えた事前避難

(1) 本部長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していることを踏まえ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等に対して次の事項の周知に努めます。

- 1 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
- 2 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること。

(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、避難所の確保に努めます。

### 3 地震発生後24時間以降の広報

-----事務局、関係各部、統括部  
地震発生後から概ね24時間が経過した時の広報は、災害応急対策活動の状況を中心に広報活動を実施しますが、災害の状況によっては、適宜必要な項目について行います。

内 容 ・ 広 報 事 項	
1 被害状況	判明している状況（規模、範囲）
2 応急対策の状況	実施している状況（電気、ガス、水道、電話、下水道等の復旧状況）
3 救援物資に関する情報	食料、飲料水、生活物資の配布状況
4 医療・救護に関する情報	応急救護所の運営状況
	医療機関の受入れ情報（専門医療機関（透析など））
5 生活関連情報	災害時要配慮者への対応情報
	衛生（ごみ、し尿など）関連情報
	店などの営業情報
	交通機関の運行状況（復旧状況や道路状況）
6 安否に関する情報	安否確認の情報（避難場所や避難所での避難者名簿の情報）
	死亡者の確認などの情報（収容先など）
7 その他必要な情報	ボランティア情報
	市の平常業務の再開情報
	教育関連情報
	住宅関連情報（応急仮設住宅の状況）
	り災証明、義援金、見舞金、貸付・融資関連情報
	その他、必要な情報

### 4 広報の手段

-----事務局、関係各部、統括部  
市民に行う災害広報の手段は、災害の状況により次の手段を有効に活用して実施します。

- 1 防災行政用無線（同報系：屋外子局、個別受信機）
- 2 広報車両、消防車両、警察車両
- 3 広報誌（「広報あやせ」臨時号を含む。）
- 4 チラシ、パンフレット
- 5 綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール
- 6 集配郵便局等を媒体とした広報
- 7 新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関による広報
- 8 その他の手段

## 5 広報の種類

-----事務局、関係各部、統括部

### (1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、「3 広報の手段」を有効に活用して行います。

### (2) 外国人市民に対する広報

必要に応じ英語等で表現し、状況によっては、その他の言語による表現をボランティア等の協力を得て行います。

### (3) 障がい者に対する広報

視覚障がい者に対しては、可能な限り防災行政用無線(固定系)で放送を行います。また、可能な範囲で点字による広報を行います。

聴覚障がい者に対しては、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メールを活用した文字による広報を行います。

実施については、ボランティア団体等と連携を密にして、必要な情報提供を行います。

## 6 報道機関への発表と資料の収集

-----事務局

災害対策本部が取りまとめた災害情報等は、事務局を通じて、適宜報道関係機関に発表します。

### (1) 情報の発表

報道関係機関への対応は、専任の担当を置くこととし、情報の提供方法、情報内容等のマニュアルを作成し、常に統一した情報提供を行い、情報の混乱を防止します。

### (2) 災害写真等の収集

総務対策部は、必要に応じて被害状況、災害対策活動等の災害写真の撮影等を行い、広報資料などに使用します。

また、報道機関が撮影した写真や情報を収集します。

### 関係資料

防災行政用無線広報文例【2 - 4】

## 第8節 児童・生徒等保護対策

教育委員会は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図ります。

### 1 学校の対応

---

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置を講じます。

- 1 学校長等は、南海トラフ地震に関連する情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- 2 学校の各施設の安全措置をとる。
- 3 初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- 4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等に近接する学校では、避難準備体制を整える。

### 2 幼稚園、私立学校等の防災対策

---

健康こども部及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策を適切に行います。

## 第9節 警備対策

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとします。

### 1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対策

-----警察署

警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とします。

#### （1）情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

- 1 市が行う南海トラフ地震臨時情報の伝達への協力
- 2 各種情報の収集・伝達
- 3 市及び関係機関との相互連絡

#### （2）広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施します。

- 1 南海トラフ地震臨時情報に関する正確な情報
- 2 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- 3 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- 4 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- 5 不法事案を防止するための正確な情報
- 6 その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

#### （3）社会秩序の維持

南海トラフ地震臨時情報の発表に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- 1 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- 2 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- 3 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- 4 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- 5 自主防犯活動等に対する指導

## 第10節 ライフライン・交通対策

### 1 情報収集・広報

---

関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係機関との情報連絡体制を整備し、ライフライン等に関する情報を収集します。

土木対策部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通規制等の情報についてあらかじめ情報を収集します。

本部事務局は、収集した交通規制等の情報を市民へ広報し、必要に応じて不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

### 2 交通対策

---

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が南海トラフ地震対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施します。

## 第11節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策

各医療機関及び社会福祉施設においては、次の対策に努めるものとします。

### 1 保健医療救護対策

各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ応急対策を実施し、保健医療救護機能の維持に努めます。

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

##### ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知

医療機関の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

##### イ 医療機関の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

##### ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

##### エ 診療

地域医療の確保のため、施設や設備の安全対策を講じたうえで、診療を継続できるものとします。

#### (2) 医療救護班の編成待機

救護所スタッフに指定されている医師、看護師等は、救護所への参集に備えます。

#### (3) 医療機関に対する要請

災害の発生に備え、健康福祉局は医師会を通じて、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるよう要請する。

- 1 地震災害による救急患者の受入体制の準備
- 2 空床の確保
- 3 応急救護体制の編成

### 2 社会福祉施設の対策

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

- 1 施設設備の点検
- 2 落下物等の防止措置
- 3 飲料水、食料等の確保
- 4 関係機関、保護者との連絡体制の確保
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に近接する施設での避難準備体制の確保

(2) 後発地震への備え

入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮します。



綾瀬市地域防災計画

[地震災害対策編]

発行 綾瀬市防災会議

編集 綾瀬市役所市長室危機管理課

〒252-1192 綾瀬市早川 5 5 0 番地

電話 0467-70-5641